

第3回定例会 会議録目次

議事日程・付議事件	1
第3回定例会一般質問通告	5
9月8日(木)(第1日目)	
出席議員及び欠席議員	13
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	13
職務のため出席した事務局職員	14
会議録署名議員の指名	15
会期の決定	15
議案第53号～64号(12件)上程	15
9月9日(金)(第2日目)	
出席議員及び欠席議員	19
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	19
職務のため出席した事務局職員	20
一般質問	
師玉 敏代 君(新奄美)	21
向井 俊夫 君(新奄美)	31
竹山 耕平 君(平政会)	41
栄 勝正 君(市民クラブ)	53
三島 照 君(日本共産党)	64
9月12日(月)(第3日目)	
出席議員及び欠席議員	73
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	73
職務のため出席した事務局職員	74
一般質問	
叶 幸与 君(公明党)	75
奥 輝人 君(市民クラブ)	85
戸内 恭次 君(民主党)	95
大迫 勝史 君(公明党)	105
9月13日(火)(第4日目)	
出席議員及び欠席議員	115
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	115
職務のため出席した事務局職員	116
一般質問	
関 誠之 君(社会民主党)	117
朝木 一昭 君(無所属)	127
蘇 嘉瑞人 君(無所属)	136
崎田 信正 君(日本共産党)	149

9月14日(水)(第5日目)	
出席議員及び欠席議員	160
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	160
職務のため出席した事務局職員	161
一般質問	
平川 久嘉 君(市民クラブ)	162
平 敬司 君(自由民主党)	172
9月15日(木)(第6日目)	
出席議員及び欠席議員	182
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	182
職務のため出席した事務局職員	183
議案第53号~64号(12件)上程	184
議案等付託	196
9月26日(月)(第7日目)	
出席議員及び欠席議員	197
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	197
職務のため出席した事務局職員	198
議案第53号~64号(12件)上程	199
議案第53号~57号, 61号(6件)上程(厚生委員長報告)	199
議案第53号, 64号(2件)上程(産業経済委員長報告)	200
議案第53号(1件)上程(文教委員長報告)	201
議案第53号, 58号~60号, 62号, 63号(6件)上程(総務建設委員長報告)	202
陳情第3号, 4号(2件)上程(総務建設委員長報告)	205
議案第65号~79号(15件)上程	206
議案付託	212
10月11日(月)(第8日目)	
出席議員及び欠席議員	213
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	213
職務のため出席した事務局職員	214
議案第65号(15件)上程(一般会計決算等審査特別委員長報告)	215
議案第66号~79号(14件)上程(特別会計決算等審査特別委員長報告)	220
議案第80号(1件)上程(市長等の給料の特例に関する条例の制定について)	224
議案第81号(1件)上程(奄美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について)	225
議案第82号(意見書1件)上程	225
議案第83号(決議1件)上程	226
閉会中の継続審査申出	227
別紙	
各常任委員会審査報告書	229
一般会計決算等審査特別委員会審査報告書	233
特別会計決算等審査特別委員会審査報告書	234

会期・議事日程
付議事件

第3回定例会会期・議事日程及び付議事件

平成23年9月8日 奄美市議会第3回定例会を招集した。

会 期 34日間

議事日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
9月8日	木	本会議	1 会議録署名議員の指名 2 会期の決定 (34日間) 3 議案第53号～64号 (12件) 全員協議会 (本会議終了後) 【議題】住用総合庁舎建設予定地について
9月9日	金	本会議	1 一般質問 - 師玉議員, 向井議員, 竹山議員, 栄議員, 三島議員 (質問順) 各決算審査特別委員会の構成届 (9月9日の正午までに)
9月10日	土	休 会	
9月11日	日	休 会	
9月12日	月	本会議	1 一般質問 - 叶議員, 奥議員, 戸内議員, 大迫議員 (質問順)
9月13日	火	本会議	1 一般質問 - 関議員, 朝木議員, 蘇議員, 崎田議員 (質問順)
9月14日	水	本会議	1 一般質問 - 平川議員, 平議員 (質問順)
9月15日	木	本会議	1 議案第53号～64号 (12件) 上程 質疑 付託 総務建設 - 議案第58号～60号, 62号, 63号 (5件) 厚 生 - 議案第54号～57号, 61号 (5件) 産 経 - 議案第64号 (1件) 文 教 - 全委員会 - 議案第53号 平成23年一般会計補正予算 (第2号) は, 所管する各常任委員会に付託。 請願・陳情付託報告 (前議会からの継続審査事件を含む) 総務建設 - 陳情第3号, 4号 (2件) 全員協議会 (本会議終了後) 【議題】平成22年度決算審査特別委員会の構成について 午後1時30分～各常任委員会審査 (産経・厚生)
9月16日	金	休 会	午前, 各常任委員会審査 (総建・文教)
9月17日	土	休 会	
9月18日	日	休 会	
9月19日	月	休 会	敬老の日
9月20日	火	休 会	報告書整理・議案等調査
9月21日	水	休 会	報告書整理・議案等調査
9月22日	木	休 会	報告書整理・議案等調査
9月23日	金	休 会	秋分の日
9月24日	土	休 会	
9月25日	日	休 会	
9月26日	月	本会議	1 議案第53号～64号 (12件) 上程 報告 質疑 討論 採決 2 陳情第3号, 第4号 (2件) 上程 報告 質疑 討論 採決 3 議案第65号～79号 (15件) 上程 説明 質疑 付託 一般会計決算等審査特別委員会 議案第65号 (1件) 特別会計決算等審査特別委員会 議案第66号～議案第79号 (14件)

			全員協議会（本会議終了後） 【議題】奄美市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）について
9月27日	火	休 会	平成22年度決算審査特別委員会（一般・特別）
9月28日	水	休 会	平成22年度決算審査特別委員会（一般・特別）
9月29日	木	休 会	平成22年度決算審査特別委員会（一般）
9月30日	金	休 会	
10月1日	土	休 会	
10月2日	日	休 会	
10月3日	月	休 会	報告書整理
10月4日	火	休 会	報告書整理
10月5日	水	休 会	報告書整理
10月6日	木	休 会	報告書整理
10月7日	金	休 会	報告書整理
10月8日	土	休 会	
10月9日	日	休 会	
10月10日	月	休 会	体育の日
10月11日	火	本会議	1 議案第65号（1件） 上程 報告 質疑 討論 採決 2 議案第66号～79号（14件） 上程 報告 質疑 討論 採決 3 議案第80号（条例1件） 上程 説明 質疑 討論 採決 4 議案第81号（委員会条例1件） 上程 説明 質疑 討論 採決 5 議案第82号（意見書1件） 上程 説明 質疑 討論 採決 6 議案第83号（決議1件） 上程 説明 質疑 討論 採決 全員協議会（本会議終了後） 【議題】（1）住用・笠利新庁舎建設基本設計第2次技術提案書について （2）奄美大島北部豪雨災害（9/25～9/26発生）に係る専決 予算について

付議事件は次のとおりである。

番号	議案等番号	件名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(1)	議案第53号	平成23年度亀美市一般会計補正予算(第2号)について	H.23.9.26	原案可決	全委員会
(2)	議案第54号	平成23年度亀美市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について	H.23.9.26	原案可決	厚生
(3)	議案第55号	平成23年度亀美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第1号)について	H.23.9.26	原案可決	厚生
(4)	議案第56号	平成23年度亀美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	H.23.9.26	原案可決	厚生
(5)	議案第57号	平成23年度亀美市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について	H.23.9.26	原案可決	厚生
(6)	議案第58号	平成23年度亀美市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について	H.23.9.26	原案可決	総務建設
(7)	議案第59号	平成23年度亀美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について	H.23.9.26	原案可決	総務建設
(8)	議案第60号	平成23年度亀美市水道事業会計補正予算(第1号)について	H.23.9.26	原案可決	総務建設
(9)	議案第61号	亀美市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H.23.9.26	原案可決	厚生
(10)	議案第62号	亀美市応急措置の業務に従事した者に対する損害補償条例の制定について	H.23.9.26	原案可決	総務建設
(11)	議案第63号	亀美市税条例の一部を改正する条例の制定について	H.23.9.26	原案可決	総務建設
(12)	議案第64号	亀美市本場大島「紬の館」条例を廃止する条例の制定について	H.23.9.26	原案可決	産業経済
(13)	議案第65号	平成22年度亀美市一般会計歳入歳出決算認定について	H.23.10.11	認定	一般会計決算等審査特別委
(14)	議案第66号	平成22年度亀美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H.23.10.11	認定	特別会計決算等審査特別委
(15)	議案第67号	平成22年度亀美市国民健康保険直営診療勘定特別会計歳入歳出決算認定について	H.23.10.11	認定	特別会計決算等審査特別委
(16)	議案第68号	平成22年度亀美市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について	H.23.10.11	認定	特別会計決算等審査特別委
(17)	議案第69号	平成22年度亀美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	H.23.10.11	認定	特別会計決算等審査特別委
(18)	議案第70号	平成22年度亀美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	H.23.10.11	認定	特別会計決算等審査特別委
(19)	議案第71号	平成22年度亀美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定について	H.23.10.11	認定	特別会計決算等審査特別委
(20)	議案第72号	平成22年度亀美市笠寿園特別会計歳入歳出決算認定について	H.23.10.11	認定	特別会計決算等審査特別委
(21)	議案第73号	平成22年度亀美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	H.23.10.11	認定	特別会計決算等審査特別委
(22)	議案第74号	平成22年度亀美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	H.23.10.11	認定	特別会計決算等審査特別委

付議事件は次のとおりである。

番号	議案等番号	件名	議決年月日	議決結果	付託委員会
(23)	議案第75号	平成22年度奄美市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について	H.23.10.11	認 定	特別会計決算等審査特別委
(24)	議案第76号	平成22年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計歳入歳出決算認定について	H.23.10.11	認 定	特別会計決算等審査特別委
(25)	議案第77号	平成22年度奄美市と畜場特別会計歳入歳出決算認定について	H.23.10.11	認 定	特別会計決算等審査特別委
(26)	議案第78号	平成22年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について	H.23.10.11	認 定	特別会計決算等審査特別委
(27)	議案第79号	平成22年度奄美市水道事業会計決算認定について(平成22年度奄美市水道事業剰余金処分計算書)	H.23.10.11	認 定	特別会計決算等審査特別委
(28)	議案第80号	市長等の給料の特例に関する条例の制定について	H.23.10.11	原案可決	本会議
(29)	議案第81号	奄美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	H.23.10.11	原案可決	本会議
(30)	議案第82号	T P P (環太平洋戦略的経済連携協定) 交渉参加反対に関する意見書の提出について	H.23.10.11	原案可決	本会議
(31)	議案第83号	公共工事指名等に関する決議について	H.23.10.11	原案可決	本会議
(32)	陳情第4号	奄美市議会の改革を要望する陳情	H.23.9.26	不採択	総務建設
(33)	陳情第3号	川内原発増設計画の白紙撤回などを求める陳情	H.23.9.26	不採択	総務建設

第3回定例会一般質問通告

(9月9日(金))

新奄美 師玉 敏代

- 1 農林水産業について
 - (1) 農業振興について
 - ア 耕作放棄地対策の実績と計画は。
 - イ 防災に強い農業の計画は。
 - ウ 営農センターの役割と新規就農者の育成について
 - (2) 水産業振興について
 - ア 和瀬漁港の加工センターの現状と今後の運営、計画は。
- 2 情報通信について
 - (1) 光ファイバーケーブルの活用、計画について
 - ア 空き回線の開放とその進展について
- 3 学校給食について
 - (1) 食育と食物アレルギーについて

新奄美 向井 俊夫

- 1 市長の政治姿勢
 - (1) 市町村合併による奄美市の総括
 - ア 旧市町村が合併し奄美市が誕生して5年6か月。合併のメリットとデメリット
 - イ 合併法定協の中では、合併後、おおむね3年ですべての調整を終わらせるとあったが、それは実行できたのか。まだ未調整事項があるのか。
 - ウ 合併法定協では庁舎方式は当初総合支所方式とあったが、今後はどのように考えるのか。
 - (2) 嘱託員と駐在員制度のメリット・デメリット
奄美市として導入は考えられないのか。
- 2 市職員研修
 - (1) 職員研修について
 - ア 本年度の職員研修スケジュール
 - イ 正職員と臨時職員の研修の違いは。
 - ウ 庁外研修はあるのか。
 - エ 各課ごとの朝礼は考えられないのか。
 - (2) 職員の飲酒後の道路交通法への考え方は。
特に自転車使用による飲酒
- 3 教育問題
 - (1) 中学校体育の24年度からの武道正課とは。
 - (2) 卒業式における小・中学校の国歌「君が代」と「おおげば尊し」の導入校は。
- 4 国民健康保険会計事業
 - (1) 国保における毎年の赤字をどのように考えるか。
又その解消策はあるのか。

平政会 竹山 耕平

- 1 市長の政治姿勢について

- (1) 奄美ふるさと100人応援団の現状の取組について。また、奄美型アンテナショップの方向性について
- (2) 安定促進政策の状況について
 - ア 目的等の位置付けについて
 - イ これまで実施した事業の評価について
 - ウ 今後新たな事業計画の必要性は。
- (3) 産業振興について
 - ア 水産業振興を指し政策の取組と方向性について
 - イ 福岡直行便並びに新幹線全線開通を観光産業振興策に結び付けるためには。また、福岡事務所等の開設の必要性は。
- 2 まちづくりについて
 - (1) 末広・港土地区画整理事業について
 - ア 当初計画と進捗状況の現状について
 - イ 事業計画の変更及び遅延など、地権関係者並びに商店街への説明責任について本市の見解は。
 - ウ 移転された店舗に新たに店舗募集が開始されている。現状説明を。
 - エ 今後取り壊し予定の建物に移転する店舗について、また、今後の移転補償費などの取り扱いについて本市の見解は。
 - オ 8番街区の進捗状況、及び将来ビジョンについて。
 - (2) 建設中のA i A iひろばについて管理運営の方向性について。また、関連して整合性を持つ市場の早急な事業実施に向け、将来ビジョンを示す必要性について今後の具体的なスケジュールは。
 - (3) 景観行政団体に指定されたが景観協定へ向けた取組について
 - (4) 大島工業高校の今後の利活用への取組について
 - (5) おがみ山バイパス事業の現状への見解と今後の取組について

市民クラブ 栄 勝正

- 1 施政方針
 - (1) 職員・市民意識改革
 - (2) 障害者自立支援取組
 - (3) 庁舎建設計画
 - (4) 長浜埋立利用計画
 - (5) 本港埋立状況
 - (6) 春日小保線
 - (7) し尿処理場跡地利用計画
 - (8) ポイ捨て条例制定
- 2 観光行政
 - (1) 一集落1ブランド
 - (2) 奄美まつり・あやまる祭り
- 3 教育行政
 - (1) 教室へのクーラー設置
 - (2) 開かれた学校経営

日本共産党 三島 照

- 1 市長の政治姿勢について
 - (1) 庁舎建設について

ア 合併協議会での協議事項について、どういう議論がされたか。

イ 平成28年度以降の庁舎のあり方について

ウ 平成28年度以降の職員定数のあり方について

2 紬振興策について

(1) 西陣織物開館へのアンテナショップ設置の意義と目的は。

(2) 設置に向けての現状と課題は。

3 土木行政について

(1) 末広・港区画整理事業の現状について、ハード、ソフト両面からの答弁を求める。

(2) 平成25年度までの事業の商業施設建設、28年度までの見通しは。

(3) 名瀬旧港地区埋立て事業の進捗状況は。又、その課題は何か。

(9月12日(月))

公明党 叶 幸与

1 総務行政

(1) 庁舎建替えについて

(2) 奄美豪雨災害の現在の進捗について

(3) 奄美市の「景観行政団体」取得について

(4) 市内の空き家対策について

(5) 地デジ化移行後の経過について

ア 難視聴地区は。

イ 不法投棄等は。

2 土木・建設行政

(1) 下佐大熊市営住宅市道整備の進捗状況は。

(2) 下佐大熊併存住宅跡地について

(3) 輪内地区都市計画後の道路陥没等が目立っているが、今後の計画は。

3 福祉行政

(1) 和瀬漁港隣の公園トイレについて

4 安心安全な街づくり

(1) 大熊漁港の街路灯について

(2) 和光町国道の街路灯について

(3) 下佐大熊市営住宅の各部屋のドア横に手すりを設置できないか。

5 教育行政

(1) 有盛山の周辺整備について

ア 散策できるよう遊歩道の整備はできないか。

イ 神社入口の枯れた松の木除去と松くい虫の防除

(2) 学校耐震化の現状は。

(3) 大島工業高校跡地の利用について

(4) 児童虐待防止カード作成について

市民クラブ 奥 輝人

1 さとうきびの振興

(1) メイチュウ被害対策について

ア 被害状況について

イ 原因について

- ウ 防除対策について
- エ 今後の取組について
- (2) 来期の収穫見込みについて
 - ア 株だし, 春植え, 夏植えの状況
 - イ 増産について
- (3) 古見方・知名瀬地区の現状について
 - ア 栽培技術の向上について
 - イ 反収向上・増産について
 - ウ 土壌改良事業等について
 - エ 今後の目標について
- 2 畜産の振興
 - (1) 畜産基盤再編総合整備事業(第3地区)導入後の実績について
 - ア 増頭について
 - イ 草地畑について
 - ウ 飼養管理について
 - エ コストの軽減について
 - オ 課題について
 - カ 畜産基盤整備事業(第6地区)について
- 3 炭の利活用について
 - (1) 炭入り堆肥の生産について

民主党 戸内 恭次

- 1 市長の政治姿勢について
 - (1) 住民投票条例制定について
 - (2) 市長の在任期間の自粛規定について
 - (3) 奄美市の活性化対策について
- 2 未広・港土地区画整理事業について
 - (1) 進捗状況について
 - (2) 市が負担する家賃の件について
 - (3) 地域住民, 及び事業者の意向について
 - (4) まちづくりのあり方について
- 3 国道538号おがみ山バイパスについて
 - (1) 永田橋周辺整備について
 - (2) 立ち退きの対応について
- 4 農業振興について
 - (1) 台風に強い施設作りについて
 - (2) 「野菜工場」建設について
- 5 低航空運賃実現について
 - (1) 行政としての取組について
- 6 母子寮等施設について
 - (1) 改築, 及び管理について

公明党 大迫 勝史

- 1 財政について
 - (1) 「改正過疎地域自立促進特別措置法」について

ア 2010年施行以後の事業について活用した事例があれば伺いたい。

イ 今後のソフト面への活用の取組について伺う。

2 防災について

(1) 津波対策について

ア 地域ごとの避難先は策定できたか伺う。

イ 「津波避難ビル」の整備について

3 子育て支援

(1) 「病後児保育施設」整備のその後について

ア 事業の受け入れ先の回答待ちの状態から進展があったか伺う。

イ 進展しているとして、施設の形態、料金設定、定員等について伺う。

(2) 「子宮頸がん予防ワクチン」・「小児用肺炎球菌ワクチン」・「ヒブワクチン」接種事業について

ア これらの事業は国の単年度事業であるが、複数回接種で24年度にまたがる場合の対応を伺う。

(3) 「小児救急電話相談」#8000について

ア 利用状況が分かれば伺う。

イ 周知方法のあり方について

4 環境対策について

(1) 「グリーンカーテン事業」について

ア 今年度に取り組んだ学校は、どのくらい増えたか。その効果と台風被害等の課題についての現場からの報告があれば伺いたい。

(2) ミストシャワー設置について

ア 過去に「涼霧システム」導入について今後の検討課題とするとの答弁があったが、検討はなされたのか。(20年9月議会)

イ 公共の施設や学校への導入の可能性について伺いたい。

(9月13日(火))

社会民主党 関 誠之

1 市長の政治姿勢

(1) 第96代総理大臣・野田佳彦内閣に対する市長の見解を示せ(何を期待し、何を憂えるのか)

(2) 新庁舎建設問題について

(3) 大島地区消防広域化検討協議会について

2 教育問題について

(1) 笠利学校給食センター業務委託について

(2) 名瀬・住用地区の学校給食のあり方について

3 指定管理者制度について

(1) 指定管理者導入施設の状況について

(2) 指定管理者制度・更新における基本的考え方は。

(3) 指定管理者制度の改善点について

無所属 朝木 一昭

1 歴史・文化について

(1) 島尾敏雄の資料群はどうなっているか。

- (2) 童虎山房の整理状況と利用状況はどうか。
 - (3) 八月踊りの保存・継承について、現在の取組状況はどうか。
 - (4) 庁舎一階のレリーフ壁画について、今後の保存展示も考えているか。
 - (5) 歴史散策マップ作製と案内板の設置は。
 - (6) 「先人に学ぶ館」づくり構想はできないか。
 - (7) 谷村唯一郎氏の寄贈された遺品類は今後どうするのか。
 - (8) 奄美アイランドの再開の目途はどうか。
- 2 教育について
- (1) 工業高校の跡地利用構想は現在どうか。
 - (2) 大学構想、自然史博物館構想はできないか。
 - (3) 青少年の健全育成のため、小・中学校に囲碁、将棋を積極的に取り組めないか。
- 3 市民生活について
- (1) 水について
 - ア 轟水系の取水状況は現在どうなっているのか。
 - イ 豪雨により涵養保安林等に問題はないか。
 - ウ 今後の整備計画はどうか。名瀬、笠利地区
- 4 観光行政について
- (1) 航空路線について
 - ア 鹿児島～奄美線はジェット便に戻すよう、会社に要望できないか。
 - イ 今年度の誘客キャンペーンの取組は。
 - (2) 観光ガイドについて
 - ア 何業者いるのか。付保状況等実態調査はしているか。
 - イ 客とのトラブルはないか。
 - ウ 登録制等、行政の指導が必要と思うがどうか。

無所属 蘇 嘉瑞人

- 1 人事管理について
- (1) 第一次奄美市定員適正化計画の概要と策定方法、策定に関わったメンバーをお示しください。
 - (2) 合併直後に策定した行政改革大綱及び実施計画における市民100人当たり職員1人体制の実現を掲げた、数字的根拠はなんですか？
 - (3) 22年度3月に公表した第2次奄美市行政改革大綱及び実施計画において、市民100人当たり職員1人体制の実現の具体的数字を消去したのは、職員を100名増員するためだったのでしょうか？
 - (4) 第一次奄美市定員適正化計画実施の財源確保について十分に検討が図られていますか？
 - (5) 100名増員前と、増員後の単年度当たりの予算見込額の差額をお示しください。
 - (6) 今後の特別交付税の見通しをお聞かせください。
 - (7) 第一次定員適正化計画は、笠利・住用地区に総合支所を存続させるための絶対条件でしょうか？
 - (8) 総合支所方式を存続させるための最小限の定員は何名だとお考えですか？
 - (9) 外部からの人事管理の有権者や経済・文化・教育等各種団体関係者、駐在・嘱託員なども交えた検討会議を開き、定員の適正人数の目安を策定してはどうか？
 - (10) 市長の第一次適正化計画にける意気込みをお聞かせください
- 2 庁舎建設について
- (1) 現在の進捗状況をお聞かせください。
 - (2) プロポーザル方式について
 - (3) 名瀬、笠利、住用の新庁舎建設に関わる事業の総予算をお示しください。また、その金額にお

ける、机やパソコン等備品購入の予算を、その財源とともにお示してください。

(4) 新庁舎建設に伴う、備品購入費は、第一次定員適正化計画策定時の財源シミュレーションに含まれていますか？

3 高森清掃工場について

(1) 現状をお聞かせください。

(2) 水質や土壌に対し悪影響は興していませんか？

(3) 土地の今後の利用について、これまでの検討状況をお示してください。

(4) 金作原付近へのトイレ設置の要望は各方面から聞かれます。高森清掃工場跡に金作原について案内板やトイレ等を設けた休憩所を設置してはいかがでしょうか？

4 スポーツ施設について

(1) 50メートルプールの改修について

日本共産党 崎田 信正

1 市長の政治姿勢について

(1) 施政方針全般にわたって聞きたいが、時間の関係で「健康で長寿を謳歌するまちづくり」の実現についての進捗状況と評価は。

2 介護保険制度について

(1) 第4期事業計画の現状と第5期事業計画作成にあたっての考えは。

(2) 6月15日に制度の改正が行われているが、奄美市はどのように取り組むのか。

3 後期高齢者医療保険について

(1) 後期高齢者医療保険の保険料の見通しは。

4 末広・港区画整理事業について

(1) 市民の要望は、駐車場の整備だが、その見通しは。

(2) 名瀬測候所は、郡島民の大きな運動で存続が決まった。区画整理事業との関連はどうなるのか。

5 労働・雇用問題について

(1) 公契約条例について市長の考えは。

(2) 指定管理者制度の事業者での労働条件の調査が必要ではないか。雇用契約及びその内容等

6 住宅政策について

(1) 下佐大熊住宅の施設内通路の改装は。

(2) 佐大熊併存住宅跡の活用状況は。

(3) 住宅リフォーム制度の活用状況と今後の見通し

(4) 住宅家賃の減免制度のチラシを配付しているが、その効果は。

(9月14日(水))

市民クラブ 平川 久嘉

1 防災・危機管理について

(1) 奄美集中豪雨災害の復旧・復興から学び、市政に反映したことは何か。

(2) 東日本大震災をどのように捉え、同様な大地震、大津波を想定した防災、危機管理の体制はどのようなになっているか。

(3) 防災訓練の実施状況及び成果は。

(4) 大地震、大津波を想定した対処要領、避難経路、避難場所の指定がなされているか。

2 観光事業の推進について

(1) 産業の振興と連携した観光事業の現状と課題は。

(2) 伝統文化や芸能を生かした観光事業の現状と課題は。

(3) 奄美の国立公園化への現状と取組は。

(4) 奄美の世界自然遺産への取組と課題は。

3 生活道路の整備について

(1) 赤木名本通り拡張工事の進捗状況と今後の実施予定は。

(2) 県への計画的工事の実施要請はなされているか。

(3) 赤木名里集落の東部地区には新住宅が多く建設され、前田川両岸堤防上の市道、農道の利用者が急増している。利用者の利便性、安全確保のために早急の道路舗装が望まれる。実現できないか。

4 テレビの地上デジタル放送への移行について

(1) テレビの地上デジタル放送への移行は順調になされたか。

(2) 独居生活者、高齢者世帯などへの操作要領説明サービスはなされているか。

(3) 災害情報収集に有効なメディアとしての認識と活用の広報がなされているか。

自由民主党 平 敬司

1 非核平和都市宣言都市として

(1) 福島原発をどう受け止めているか。

(2) 非核3原則は守られていると思うか。

2 奄美市で気になること

(1) 財政 合併後の市債残高の推移は。

(2) 黒糖焼酎は第2の韓国紬になりませんか。

(3) おがみ山バイパスはできますか。

(4) 三儀山バイパスは。

(5) 芦良大熊トンネルは。

(6) 女性管理職登用は。

(7) 奄美和光園は国の施設として残れますか。

第 3 回 定 例 会
平成23年 9 月 8 日
(第 1 日 目)

出席議員は、次のとおりである。

1番	師 玉 敏 代 君	2番	多 田 義 一 君
3番	橋 口 和 仁 君	4番	奈 良 博 光 君
5番	戸 内 恭 次 君	6番	平 田 勝 三 君
7番	向 井 俊 夫 君	8番	蘇 嘉 瑞 人 君
9番	竹 田 光 一 君	10番	竹 山 耕 平 君
11番	伊 東 隆 吉 君	12番	泉 伸 之 君
13番	世 門 光 君	14番	関 誠 之 君
15番	三 島 照 君	16番	崎 田 信 正 君
17番	里 秀 和 君	18番	平 敬 司 君
19番	渡 京 一 郎 君	20番	朝 木 一 昭 君
21番	奥 輝 人 君	22番	平 川 久 嘉 君
23番	栄 勝 正 君	24番	大 迫 勝 史 君
25番	与 勝 広 君	26番	叶 幸 与 君

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	福 山 敏 裕 君
教 育 長	坂 元 洋 三 君	住 用 総 合 支 所 長	高 野 匡 雄 君
笠 利 総 合 支 所 長	川 畑 克 久 君	総 務 部 長	松 元 龍 作 君
総 務 課 長	前 里 佐 喜 二 郎 君	企 画 調 整 課 長	東 美 佐 夫 君
財 政 課 長	安 田 義 文 君	市 民 部 長	田 丸 友 三 郎 君
健 康 推 進 課 長	嘉 原 孝 治 君	税 務 課 長	中 英 信 君
福 祉 部 長	小 倉 政 浩 君	産 業 振 興 部 長	川 口 智 範 君
農 政 局 長	東 正 英 君	土 地 対 策 課 長	奥 正 幸 君
土 地 対 策 課 参 事 兼 課 長 補 佐 兼 係 長	池 畑 修 三 君	水 道 課 長	義 岡 出 君
教 委 事 務 局 長	日 高 達 明 君	教 委 総 務 課 長	白 坂 稔 君
監 査 委 員 事 務 局 長	山 崎 實 忠 君		

職務のために会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	有川清貴君	次長兼 調査係長事務取扱	橋本明和君
主幹兼議事係長	前田美佐男君	議事係主査	麻井庄二君

議長（世門 光君） ただいまの出席議員は26人であります。会議は成立いたしました。
これから平成23年第3回奄美市議会定例会を開会いたします。（午前9時32分）

議長（世門 光君） この際御報告いたします。

本年第2回定例会において採択しました陳情で、会議規則第135条及び第136条の規定により、市長において処理すべきものとして送付いたしておりました陳情については、この処理経過及び結果について、御報告がありました。その報告はお手元に配付しましたとおりでございます。

議長（世門 光君） 日程に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員に三島 照君、崎田信正君、里 秀和君の3名を指名いたします。

議長（世門 光君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期につきましては、別紙配付議事録日程案のとおり、本日から10月11日までの34日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から10月11日までの34日間とするものと決定いたしました。

議長（世門 光君） 日程第3、議案第53号から議案第64号までの12件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。それではさっそくただいま上程されました議案第53号から議案第64号までの提案理由を御説明申し上げます。

議案第53号 平成23年度奄美市一般会計補正予算（第2号）の主な内容につきまして御説明いたします。

第1表、歳入歳出予算補正について、まず、歳出の主な補正内容を申し上げます。

今回の補正は、各費目に職員の人事異動及び時間外勤務手当の追加に伴う人件費を計上いたしております。

議会費についても、職員の人件費を計上するものでございます。

総務費については、総務管理費において庁舎整備基金積立金4億円や防災機能調査設計及び防災マップ作成業務委託料1,887万6,000円などを計上いたしております。

民生費につきましては、社会福祉費において、国・県支出金の超過受入返還金や新たに身体障害者旅費助成金などを計上いたしております。

衛生費につきましては、保健衛生費において、人件費に伴う国民健康保険事業特別会計繰出金や新たに実施する地域子育て支援事業に係る経費等を計上いたしております。

労働費につきましては、緊急雇用創出臨時特例基金事業及びふるさと雇用再生特別基金事業を総額で4,487万8,000円追加計上いたしております。

農林水産業費については、農業費においてさとうきび単収強化のための機械器具費等に3,644万7,000円、林業費において松くい虫駆除事業に3,363万7,000円などを計上いたしております。

商工費については、プレミアム商品券発行事業助成金2,000万円や景観整備のための植栽工事費などを計上いたしております。

土木費については、東日本大震災の発生後、国による公共事業費5パーセント留保の影響により、それぞれの事業費が減額となりました。道路橋りょう費の緊急地方道路整備事業9,602万7,000

円、都市計画費の未広・港土地区画整理事業費1億6,941万円、まちづくり交付金事業費1億6,868万円、名瀬運動公園事業費2,898万6,000円などを減額計上いたしております。

教育費については、各費目において、主に修繕料など物件費等の所要額を計上いたしております。

災害復旧費については、公共土木施設災害復旧費の事業費を6,747万5,000円減額し、その他公用施設・公共施設災害復旧費において、災害に係る水道事業会計繰出金を3,098万4,000円減額するものでございます。

次に、歳入の主な内容について御説明いたします。

地方特例交付金及び地方交付税のうち、普通交付税につきましては、今年度の算定額が決定したことに伴い減額するものであります。地方特例交付金2,774万6,000円、普通交付税2億9,351万6,000円をそれぞれ減額いたしております。なお、特別交付税につきましては、先の東日本大震災の影響による交付額の減少を見込み、1億円を減額するものであります。

国庫支出金につきましては、歳出の土木費でも申し上げましたとおり、国による公共事業費5パーセント留保の影響等により、総額で2億2,098万8,000円の減額となりました。

その他歳出に要する財源として、県支出金1億1,218万3,000円、基金繰入金9,374万円、繰越金6,572万3,000円、市債4億5,074万3,000円などを計上いたしております。

今回の補正で、9,481万4,000円を追加することにより、平成23年度一般会計予算の総額は316億1,761万5,000円となります。

第2表、債務負担行為の補正につきましては、平成24年度までの選果場新築工事について追加し、第3表、地方債補正につきましては、事業の変更に伴う起債限度額の補正を行うものであります。

議案第54号 平成23年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)の主な内容について御説明いたします。

歳出につきましては、総務費におきまして人事異動に伴う職員の人件費を計上いたしております。保健事業費におきましても職員の人件費を計上いたしております。

歳入につきましては、一般会計繰入金と国庫支出金の財政調整交付金を計上いたしております。

今回の補正により、歳入歳出それぞれ1,111万4,000円を増額し、平成23年度奄美市国民健康保険事業特別会計予算の総額は70億2,184万8,000円となります。

議案第55号 平成23年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第1号)の主な内容について御説明いたします。

歳出につきましては、総務費におきまして人事異動に伴う職員の人件費を計上いたしております。

歳入につきましては、繰越金におきまして前年度剰余金を計上いたしております。

今回の補正により、歳入歳出それぞれ42万円の増額となり、平成23年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算の総額は2億3,076万8,000円となります。

次に、議案第56号 平成23年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、総務費におきまして需用費等に所要額を、諸支出金におきまして繰出金をそれぞれ増額計上いたしております。

歳入につきましては、繰越金におきまして前年度剰余繰越金を計上いたしております。

今回の補正によりまして、歳入歳出それぞれ325万3,000円の増額となり、平成23年度奄美市後期高齢者医療特別会計予算の総額は3億8,570万4,000円となります。

議案第57号 平成23年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)の主な内容につきまして御説明いたします。

歳出につきましては、総務費におきまして人事異動に伴う人件費等の減額、保険給付費におきまして実績に伴う予算の組み替えでございます。地域支援事業費におきまして人事異動に伴う人件費の増額と、基金積立金におきまして前年度剰余金の積立て、諸支出金におきましては、平成22年度事業費の確定

に伴う国庫等への返還金を増額計上いたしております。

歳入につきましては、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金におきまして人事異動に伴う人件費の増額、繰越金におきまして前年度からの繰越金を計上いたしております。

今回の補正により、歳入歳出それぞれ9,089万2,000円の増額となり、平成23年度奄美市介護保険事業特別会計予算の総額は、46億5,763万9,000円となります。

議案第58号 平成23年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の主な内容につきまして御説明いたします。

まず、歳出につきましては、人事異動に伴い総務費及び事業費の各費目の人件費について増額又は減額計上いたしております。また、事業費の建設費につきましては、公共下水道建設費において污水管路施設の整備及び移設のため工事請負費を増額計上いたしております。

次に、歳入につきましては、財源調整の結果、繰入金を減額計上いたしております。また、市債におきましては、公共下水道建設費の増額計上に伴う財源として、下水道事業債及び辺地対策事業債を増額計上いたしております。

今回の補正により、歳入歳出それぞれ377万7,000円の増額となり、平成23年度奄美市公共下水道事業特別会計予算の総額は16億2,098万7,000円となります。

議案第59号 平成23年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)の主な内容につきまして御説明いたします。

まず、歳出につきましては、総務費におきまして人事異動に伴う人件費と旅費を増額計上いたしております。事業費の維持管理費におきましては、今後見込まれる必要経費を増額計上いたしております。

歳入につきましては、歳出で計上した経費の財源として、繰入金を増額計上いたしております。

今回の補正により、歳入歳出それぞれ576万6,000円の増額となり、平成23年度奄美市農業集落排水事業特別会計予算の総額は、2億5,914万円となります。

次に、議案第60号 平成23年度奄美市水道事業会計補正予算(第1号)の主な内容について御説明いたします。

まず、収益的支出の水道事業費用におきまして、51万7,000円を増額計上いたしております。これは営業費用で76万1,000円の減額、営業外費用で127万8,000円を増額するものでございます。

次に、資本的収入におきまして、災害復旧分の補助金について、一般会計と調整を行った結果、一般会計補助金を3,098万4,000円減額するものでございます。また、支出におきまして4,201万9,000円を増額計上いたしております。これは建設改良費におきまして、人事異動に伴う人件費所要額を減額し、委託料、工事請負費及び器具購入費を増額するものでございます。

議案第61号 奄美市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が平成23年7月29日に施行されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

議案第62号 奄美市災害応急措置の業務従事者に係る損害補償に関する条例の制定につきましては、災害時における応急措置を実施するための各種団体と協定を締結することに伴い、損害補償について必要な事項を定めるため、所要の規定の整備を行うものでございます。

議案第63号 奄美市税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、個人住民税寄附金税額控除の適用下限額が引き下げられたことや、肉用牛の売却による農業所得の課税の特例が平成27年度まで延長され、更には、租税罰則を国税の見直し内容に合わせた所要の罰則に見直されたことにより、所要の規定の整備を行うものでございます。

議案第64号 奄美市本場奄美大島「紬の館」条例を廃止する条例の制定につきましては、この「紬の館」は昭和62年度大島紬振興対策事業により整備したところであります。しかしながら、和装需要が落ち込む中、大島紬産業全体も厳しい環境に置かれ、更には、紬従事者の高齢化等により、施設利用者も年々減少し、平成22年2月からは利用者もなく休館状況にあります。今後、情報通信産業施設と

して再利用することに伴い、同条例を廃止するものでございます。

以上をもちまして議案第53号から議案第64号までの提案理由の説明を終わりますが、何とぞ審議のうえ議決してくださいませよう、よろしく願いいたします。

議長（世門 光君） 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

明日9月9日、午前9時30分本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午前9時52分）

第 3 回 定 例 会
平成23年 9 月 9 日
(第 2 日 目)

出席議員は、次のとおりである。

1番	師 玉 敏 代 君	2番	多 田 義 一 君
3番	橋 口 和 仁 君	4番	奈 良 博 光 君
5番	戸 内 恭 次 君	6番	平 田 勝 三 君
7番	向 井 俊 夫 君	8番	蘇 嘉 瑞 人 君
9番	竹 田 光 一 君	10番	竹 山 耕 平 君
11番	伊 東 隆 吉 君	12番	泉 伸 之 君
13番	世 門 光 君	14番	関 誠 之 君
15番	三 島 照 君	16番	崎 田 信 正 君
17番	里 秀 和 君	18番	平 敬 司 君
19番	渡 京 一 郎 君	20番	朝 木 一 昭 君
21番	奥 輝 人 君	22番	平 川 久 嘉 君
23番	栄 勝 正 君	24番	大 迫 勝 史 君
25番	与 勝 広 君	26番	叶 幸 与 君

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	福 山 敏 裕 君
教 育 長	坂 元 洋 三 君	住 用 総 合 支 所 長	高 野 匡 雄 君
笠 利 総 合 支 所 長	川 畑 克 久 君	総 務 部 長	松 元 龍 作 君
総 務 課 長	前 里 佐 喜 二 郎 君	企 画 調 整 課 長	東 美 佐 夫 君
財 政 課 長	安 田 義 文 君	住 用 地 域 総 務 課 長	満 田 英 和 君
市 民 部 長	田 丸 友 三 郎 君	市 民 協 働 推 進 課 長	太 月 美 香 代 君
環 境 対 策 課 長	高 崎 義 也 君	市 民 課 長	元 優 君
国 保 年 金 課 長	倉 井 則 裕 君	福 祉 部 長	小 倉 政 浩 君
福 祉 政 策 課 長	重 山 納 君	自 立 支 援 課 参 事	永 井 健 二 君
産 業 振 興 部 長	川 口 智 範 君	商 水 情 報 課 長	則 敏 光 君
紬 観 光 課 長	元 田 政 重 君	農 政 局 長	東 正 英 君

農林振興課長	山下	修君	土地対策課長	奥	正幸君
住用産業建設課長	柳	斉君	笠利産業振興課長	朝野	平三君
建設部長	田中	晃晶君	都市整備課長	上島	宏夫君
土木課長	砂守	久義君	下水道課長	川上	一弥君
奄美市開発公社 事務局長	盛	正弘君	教委事務局長	日高	達明君
教委総務課長	白坂	稔君	学校教育課長	福永	朗君
市民体育室長	本田	裕信君	会計管理者	副	和久君
農委事務局長	澤	修平君	選挙管理委員会 事務局長	圓	和之君
監査委員事務局長	山崎	實忠君			

職務のために会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	有川	清貴君	次長兼 調査係長事務取扱	橋本	明和君
主幹兼議事係長	前田	美佐男君	議事係主査	麻井	庄二君

議長（世門 光君） おはようございます。ただいまの出席議員は26人です。会議は成立いたしました。

これから本日の議会を開きます。（午前9時30分）

議長（世門 光君） 本日の議事日程は、一般質問であります。

日程に入ります。

日程第1，一般質問を行います。

この際、申し上げます。

一般質問は個人質問とし、各自持ち時間は、答弁を含めて60分以内といたします。

なお、重複する質問につきましては、極力避けられますように、質問者においても、御配慮をお願いいたします。

当局におかれましても、答弁につきましては、時間の制約もありますので、できるだけ簡潔、明瞭に行われますように、予めお願いをしておきます。

通告に従い、順次質問を許可いたします。

最初に、新奄美 師玉敏代君の発言を許可いたします。

1番（師玉敏代君） おはようございます。新奄美の師玉敏代でございます。

今回一般質問のトップバッターということで、大変緊張しておりますが、精一杯頑張っていきたいと思っております。

一般質問に入ります前に、平成23年度の第3回定例会の開会に当たり、一言所感を述べさせていただきます。

昨年の奄美集中豪雨から、来月になりますと1年となります。その際、これまでにないみぞうの大災害と証しました。その後、東日本の大津波による大震災には、言葉を無くしました。人災とも言われる原発の放射能に、生存者は二度も生命の危機にさらされました。日本の安全、安心の神話はもろく崩れ去りました。その後も断続的に地震は、半年経った今も続いています。心も体も休まることのない被災者に、一日も早い復旧、復興、日常の生活を取り戻されることを願っています。さらに、台風12号による紀伊半島の豪雨で、死者、行方不明者が100人を超え、2,500人の孤立状態、最悪の事態が発生、目をそむけたくなる現実に、ただ自然の猛威、脅威に成す術のない無力さを知らされただけです。被災者に対し、衷心よりお見舞い申し上げますとともに、亡くなられた方々への御冥福をお祈り申し上げます。

このように、日本全国どこが安全で安心なのか、日本の行く末を、危機を案じる中、9月2日、民主、国民新党両党連立の野田内閣が発足しました。最優先課題に掲げております東日本大震災の復旧、復興と、東京電力の福島第一原発事故の終息を最優先課題に掲げております。経済不安定の中、復旧、復興を待つ日本各地の被災地、被災者の皆様のためにも、今こそ被災者に寄り添う気持ちで、新内閣には強いリーダーシップを取り、日本の元気を取り戻してほしいと心から願っています。

また、被災地岩手県釜石市の被災者の笑顔でポスターに納まっていました。題して、復興ののろし、瓦れきを踏み台にするさ。一緒に悲しむことよりも、あなたはあなたの仕事を一生懸命やってほしい。それが沿岸を岩手を元気にする力になると思うからと、ポスターにメッセージが添えられていました。元気なところが元気で成すべきことを頑張る、そのことも復興の下支えになると私も心から思っております。奄美においては、空気も深呼吸できます。水もあります。汚染されていない土も農地もあります。そのことから、奄美市における農業振興について質問いたします。

最初に、耕作放棄地対策についてです。この耕作放棄地対策については、これまでも何度も質問してきましたし、前回の定例会でも、他の議員が触れています。耕作放棄地対策事業導入後の実績と計画をお示しいただきたいと思っております。

次の質問からは、発言席にて行います。

議長（世門 光君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。

早速でございますが、師玉議員の耕作放棄地対策についてお答えさせていただきます。

まず、耕作放棄地の面積につきましては、農業委員会で行っております耕作放棄地全体調査によりますと、平成22年度末では、名瀬地区で約1,600筆の134.3ヘクタール、住用地区で約1,100筆の50.7ヘクタール、笠利地区で約600筆の33.5ヘクタールの合計で約3,300筆の218.5ヘクタールとなっております。この全体調査を元に、平成21年度より開始いたしました耕作放棄地再生利用緊急対策事業により、平成22年度末までに約7.7ヘクタールの解消をいたしました。また、耕作放棄地解消につきましては、広報紙等による当事業の周知を行い、事業活用による解消を進めてまいりたいと考えております。

農地の流動化につきましては、農業委員会や地区の農業委員とも連携を図りながら、農業経営基盤強化法の利用権設定等促進事業により、農地の利用権の設定、所有者の移転、または農地移動あっせん事業により推進を図ってまいりたいと考えております。また、後ほど詳細については答弁させていただきたいと存じます。

1番（師玉敏代君） 21年度の耕作放棄地対策事業の緊急対策事業で、約7.7ヘクタールの解消を図ったと。私も名瀬の上方、下方、古見方、笠利町、そして住用町を見たときにですね、やはりこの遊休地対策、耕作放棄地対策が解消が遅れてるというか、何も進んでないようにしか見えていないんですね。これは前回奥議員も登壇して申し上げておりますけども、笠利で私は33ヘクタールも耕作放棄地があるとは思いませんでした。住用はですね、50ヘクタールですけども、そういったですね、なぜこの耕作放棄地がこれだけありながら、私がここで申し上げたいのは、農家の皆さんが農地を借りたいのに借りられないという現状があります。

私も先日ですかね、産業経済委員会で選果場の建設跡地を視察したことがありました。あの営農センターの前のハウスにしる、その一帯はほとんど耕作しておりません。あの住用のほうも、ほとんど私から見れば、見栄えのしない、一つもメリハリのない状況で、耕作放棄地が淡々と残っているような気がします。一番ですね、農家の皆さんは、農地をとて借りたいんですね。園芸作物、カボチャにしる、いろんな作物、その自給用のよりも野菜を作りたいと思っても、目の前に遊休地があるのに、なぜ借りられないのか、この辺はどうお考えになっていますか。

農政局長（東 正英君） 現在、遊休地につきましては、農地の所有者が高齢化に伴い、そしてまた、担い手、後継者不足等で長年放置されているものと考えております。

1番（師玉敏代君） 6月ですね、補正の予算委員会で、農地管理システムを導入し、農地の所有者、管理者、後継者の有無などデータを図り、一体化した農地の管理を進めたいと答弁をいただきました。このようなシステムを進めながら、農地の賃貸契約を図りながら、耕作しているのか、その調査も重要だと思えます。このような農地の適正化を推進する農地パトロールはですね、こういった目的で、こういった着眼点と言いますか、されているのか、その辺も含めてちょっと答弁いただきたいと思えます。

農政局長（東 正英君） 現在、農地耕作放棄地につきましては、農業委員会のほうで毎年パトロールをしております、昨年は奄美市全域を10回ほどやっております。そして、今年度につきましても、5回計画をしております、農地の賃貸契約や、利用権設定を行わず耕作をしている農業者の調査等についても調査をし、農地の利用の適正化を図っているところでございます。

1 番 (師玉敏代君) 何も難しいことではないんですけども、農業委員会のほうにですね、賃貸契約で5年から6年、最長で約20年賃貸契約を結びます。その際ですね、その借りてた人が亡くなったり死亡してですね、死亡した際、その土地は借りたまんまになってるというケースもあるのじゃないかと。その辺のことは調査したりしてるんでしょうか。実際にですね、借りていて借りられないじゃなくて、何も作ってない、耕作をしてない賃貸契約もあるんですよ。そういったところはどういうふうに指導、調査してますか。

農業委員会事務局長 (澤 修正君) その死亡したりとかというのがこの間もございまして、いろいろと農業委員で、地区の農業委員の皆さんと今現在ですね、そういうところも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

1 番 (師玉敏代君) 耕作放棄地がですね、やはりこれだけ進まない理由は、農家は農地を借りて耕作したいんですよね。だけど、農地が借りられないところでは、サトウキビのようなまとまった土地が要るところは、ある程度一業者なり二業者が借りてます。でも、園芸作物10アールぐらいでもいい、20アールでもいいというところの農家のほうに農地が借りられないということでよく私は相談を受けるんですよ。でも、その農地の所有者が貸したくない、個人の財産云々というのはよく分かります。ですけどですね、やはりこの耕作放棄地対策というのは、やはりこのやっぱり高齢者、担い手がいない、後継者不足といういろいろな背景があって、こういう問題も生じてると思いますけど、そういったところを掘り起こしていくのが、行政の私は仕事だと思ってるんですけども、今後このような、これはですね、前回の答弁でありましたけども、農地制度の改正によりまして、農業委員会が遊休農地の地権者に対し、利用に関して指導を行い、その指導に従わなかった地権者には、農地の利用計画に関する勧告ができるようになりました。それでも、それに従わなかった場合は、県知事による査定が行われ、農地利用集積円滑化団体による農地の流動化が図られることができる制度ができました。しかしながら、個人の財産への勧告ということになりますと、実施に向けてはなかなか難しいことだと思われています。そういったところをですね、どういう形でどういう政策でですね、こういう農地の集積、農地を耕作放棄地を流動化していくということを真剣に考えてらっしゃるか、御答弁いただきたいと思います。

農政局長 (東 正英君) 今農地の流動化につきましては、現在農地管理システムの導入に向けて準備を進めておりまして、現在は農業委員会や農業委員と連携をし、流動化を図りながら、耕作放棄地の解消に努めているところでございます。耕作放棄地対策につきましては、今ございましたように、所有者の理解と交渉により、耕作放棄地の解消が不可欠だと思っております。今後の耕作放棄地の対策として、関係機関等とともに、農業委員会へ協力を行いながら、耕作放棄地の解消に努めてまいりたいと思っております。

1 番 (師玉敏代君) 私は徳之島によく行くことが、機会がありまして行くんですけど、徳之島は遊んでる土地がないですね。そして、土地をうまく転がして、例えば私も作ってるショウガですけど、ショウガを作って、11月に出荷して、その後ジャガイモを植えて、そしてその3月にはもう出すと、そのように農地をうまくこう流動化して、ただの1品目でなく、ショウガを作り、ジャガイモを作り、サトウキビを作り、農地を農地から物が生まれるんですよ。やはり私から見ればですね、はっきり言って、農地を荒らしているのを見てると、宝の持ち腐れで、本当に先祖に対して申し訳ない。作れないのであれば、農家のあの所有者に対してですね、作れないのであれば、農業委員会に預けてほしいと。借りたい農家がいるから、貸してほしいというぐらい、本当は農家のあの所有者のほうにですね、本当は下りて、そういった形も取っていくべきではないかと思うんですけど、その辺はいかがですか、指導。

農政局長 (東 正英君) 先ほども申し上げましたが、私どもといたしましては、農業委員会等と協力を

しながら、また、所有者の理解、交渉を図りながら、耕作放棄地の解消に努めてまいりたいと思っております。

1 番 (師玉敏代君) 農家にとっては、これだけの耕作放棄地があるのにもかかわらず、物が作れない、借りられないという歯がゆさを毎日感じております。是非ですね、一日も早くそういった借りやすいシステムを導入していただきたいと要望いたしまして、次の質問に移ります。

次に、防災に強い農業の計画ということですが、台風2号による園芸作物の被害は、収穫を目前にし、ハウスのビニールを外し、多大な損害を与えました。今のビニールハウス、かまぼこ型平張りハウス、鉄骨ハウスも、最終的にはビニールを外す作業は免れません。農業共済制度でも、畜産、サトウキビ、スモモ、園芸ハウスが対象です。この下支えも大事であり、防災に強い農業の計画はあるのか、お示しいただきたいと思っております。

農政局長 (東 正英君) 防災に強い農業施設の計画はあるかについてのお答えをいたします。本市におきましては、台風時におけるビニールハウスの倒壊による施設被害を防ぐため、暴風時にはビニールを外すよう指導を行っておりますが、農家は農家それぞれの事情もありますので、最終的には農家の判断に委ねているところでございます。また、現在防災に強い耐風性のある硬質プラスチックハウスの導入計画はございませんが、既設ハウスの防災対策として、共済加入の促進、ハウスの骨組の補強や、防風柵、防風ネット及び防風垣を設置するなどして、少しでも台風による被害が軽減できるよう、農家への指導をしております。さらに、広報紙により、台風被害の防止対策を周知するとともに、台風接近時にはその状況及び防災対策等を各自治会長、駐在員、囑託員を通じて、広く周知する体制を取っております。

1 番 (師玉敏代君) ビニールハウスというのは、先ほども申しましたように、ビニールを外す、そしてまた取り付けるという大変な作業ですね。奄美農業創出支援事業ということで、小湊方面に奄振の関係で立てられたハウスがあります。これもビニールハウスでかまぼこ型です。この台風がですね、予想がつかない、時期外れに来まして、結局ビニールを外して、中のものは駄目になる。しかし、ビニールは農業共済制度の対象になっている。中のパッションはなっていない。農業共済制度の加入基準というのが、農協共販体制です。農協共販でなければならないという基準。そして、加入率がアップしてなければ駄目だという。結局いつまで経っても、こういうパッションですか、マンゴーの加入率を上げる実績は私は得られないと思っております。笠利のほうにですね、鉄骨硬化プラスチックハウスですか、鉄骨ハウス、私が平成15年に初めてその研修センターを見たときに、私の記憶は間違っていたのかもしれませんが、風速40から50メートルの風に耐えられると。そして笠利でも一番風の当たるところにそのハウスはできているんだと。私はその頃係長だったと思っております。熊元今の現課長がですね、すごく笠利の農業に対して熱い思いを語ったのを未だに記憶しております。実際にあの鉄骨ハウスは、硬化プラスチックハウスというのは、どうなんですか、風速40、60メートルに耐えられるんでしょうか。そちらも結局ビニールを外さなければならないのか、その辺までちょっと確認です。

農政局長 (東 正英君) 現在笠利にあります硬化プラスチックハウスは、研修用として使っておりますが、それにつきましては、その暴風時、風速40メートル以上毎秒に耐えられるような形で、ビニールを外さないような構造になっております。

1 番 (師玉敏代君) 是非ですね、その笠利の鉄骨ハウス、風速40メートル、このような風速40メートルというのは、ここ8年ぐらい来てないんです。私がショウガを作ったのは平成16年で、それ以降強い台風が来たという感はありません。それ以前の台風が大変風速40メートル、最大瞬間風速45メートルとかもありましたけど、それ以降はありません。であれば、このような鉄骨の硬化プラスチックハ

ウスをですね、やはりどんどん奄振でもですね、そのソフト部門で予算枠をですね、是非導入していただきたいと思いますが、市長、どうでしょうか。

市長（朝山 毅君） 議員おっしゃるように、硬質プラスチックハウスについては、反当たり数千万円がかかります。で、個人負担が3分の1ということでございまして、就農者には大変厳しい施設投資ということになっております。笠利の方で3か所ほど営農センター別に個人のパッションなどを作っております。このほうについては、風速5、60メートルの毎秒台風には耐えられるであろうというふうなことで建設をしたところがございます。その後建設はございませんが、今奄振の中において、平張りハウスというのがございます。これも風速3、40メートルは耐えられるということを沖永良部等の事例で今伺っております。これらのハウス等を念頭に置きながら、やはり研究し、また、検討していきたいというふうに事務当局には伝えております。したがって、農家の皆さん方の台風時における避難体制、また、農業共済制度による損失の補填等々についてあらゆる問題点もありますので、議員さっき御指摘いただいたところがありますが、それらの不安や解消のために、いろんな形で検討しながら進めていきたいと、考えていきたいというふうに思っておりますので、今しばらくのお時間と御理解をいただきたいと思っております。

1番（師玉敏代君） やはり以前は台風銀座とも言われてましたけども、気候の変化で台風の発生地も違いますし、その進路も予測できません。そのために5、6月のスモモ、そしてパッションもハウスで言えば換金性が高くて、年2回採り、最高で3回採りもできると聞いたこともあります。そういったですね、農家もうかりたい、金になる農業と思ってやった矢先に、このようにハウスは補助で、農業共済で対象になるが、貸し出されたその物はいいんですけども、中の物がどうにもならないということであれば、いくらやっても次のやる気が出ないんじゃないかと。農家の皆さんは次も挑戦しようという気持ちになるのかなと。一か八かの農業なんてのは、もうやらない方がいいんじゃないかなと、そういう気持ちに私はなると思っています。是非ですね、やはり希望ですね、やはり多少これだけの物になると値も張りますし、大変コストもかかりますけども、やっぱりそういったものをですね、是非導入しながら、農業の確立を是非図っていただきたいと思えます。

では次に、営農センターの役割と、新規就農者の育成について。農地の流動化を図る上でも、営農センター、農業委員会、農林振興課の連携は重要だと思います。放棄地に何を作るのか、その指導、そして、新規就農者を育てる意味では、就農者を輩出する研修の場でもあります。営農センターの役割と、新規就農者の育成にどう関わっているのか、お伺いいたします。

農政局長（東 正英君） 奄美市農業研究センターの役割についてでございますが、このセンターは朝戸の農業研修施設の指定管理者として、関係団体の協力を得ながら、農業機械の受託作業、堆肥清掃及び農業研修など奄美市の農業振興の一翼を担い、農業に関する様々な事業を実施しております。特に農地の流動化につきましては、これまで農地保有合理化事業を導入し、関係機関と連携し、名瀬地区の農地の有効活用に資してまいりました。また、耕作放棄地への作物選定、営農指導につきましては、担当職員と農家が協議をしながら、適地適作の推進に努めております。以上でございます。

1番（師玉敏代君） やはり奄美市においてですね、笠利もありますけども、やはり一番こう、へそと言いますか、の研修センターで、営農センターが朝戸にあります。やはりそのそこをうまく活用、利用されているのか。私から言えば、新規就農者の研修の場であり、私たちも何回かあの場を研修の施設として利用したこともありますけども、実際に今新規就農者は何名、新規で研修されている方は何名いて、何を作ってらっしゃるんでしょうか。

農政局長（東 正英君） 新規就農者の育成に関しましては、昨年笠利町で、笠利の営農支援センターで

研修を実施した方と、名瀬地区の農業研修センターにおいてハウスの露地における実践研修を行っております。現在3名でございます。

1番(師玉敏代君) 旧住用村時代にですね、名瀬、旧名瀬奄美市の時代もあったのが今忘れちゃったけど、新規就農者に対して、月額10万円、1年間120万円の助成がありました。これは返さなくていいということで、確か何年ですかね、5年、10年ですかね、5年農業をすると返さなくていいという新規就農者に対する助成金がありました。この助成金について今奄美市はどういうふうに考えられていらっしゃいますか、助成金について。

農政局長(東 正英君) 笠利地区の営農支援センターにおきまして研修を実施してるわけなんですけど、その方々に、その方々が市の重点振興品目の施設園芸を主体とした基礎研修をやっておりまして、月額4,500円を支給をし、奄美の農業振興に資してるところでございます。新規就農者の育成を図っているところでございます。

1番(師玉敏代君) こちらで研修された就農者ですね、将来農業をしようという人がですね、そこから出て、実際に農地を借りて、いろいろな、もしかしたら農機具は買うのか、借りるのか分かりませんが、そういったときにですね、やはりこれは新規就農者に対する助成金というのは、今後考えられないでしょうか。4,500円は、これはそこでの日額日当ですね。そうでなく、その後の新規就農、自分で独立して農業をする人に対しての助成金というのは考えられないでしょうか。

農政局長(東 正英君) 現在笠利の研修センターで研修を受けた方が、サポート事業といたしまして、営農研究センターで2年間になりますけど、研修を受ける制度がございます。その内容につきましては、今現在ありますハウスの貸し出し、それと堆肥の無償提供、耕運機手数料の免除、そして農機具の無償貸付等補助支援をしております、ただ、助成金は今のところありません。

1番(師玉敏代君) 今後こういった助成金は考えられないでしょうか。

農政局長(東 正英君) 以前はあの名瀬の研修センターにおきましても、助成金等を支給して振興しとった時期もありましたが、財政等の問題等もございまして、現在、笠利地区の改善センターでやってる4名に限り支給をしてるところでございます。

1番(師玉敏代君) 定年退職して55歳の定年退職したり、60歳で定年した方、また、新たに若い世代の新規就農者いろいろあります。実際に農業をすると、ある程度の資金が要ります。やっぱりそういったですね、生活、その10万円というのは大変、これは鹿児島県でも、この新規就農者に対する助成金というのは、実施してるところは結構あります。住用もそれに倣って、以前旧実施していたのではないかと思いますけども、是非ですね、こういう若い世代が、確かに先立つものはお金ですけども、最初の3年は、3年、もしくは1年は収入が得られないわけですね、土地を耕して。そのためのこの助成金だと思っんですよ。だから、そういったものもですね、今後是非ですね、以前にそういったこともやっていたのであれば、その辺の実績を見ながらですね、是非この若い世代の新規就農者を育てていくという意味でも、こういった助成金を考えていただきたいと思いますが、今一度聞きます。

農政局長(東 正英君) 後継者の新規就農者に対する助成金につきましては、現在も市のほうでは、先ほども言ったように、笠利のほうで、笠利の営農支援センターで研修する方にはしてるんですけど、県ですね、今ありましたように、県が就農資金助成、県において就農資金助成制度がございまして、就農認定を受けた新規就農者に対して30万円を助成する制度がございまして。昨年度県内で15件の申請が

あり、9件が認定されたということで、しかし、奄美市では協議の段階でちょっと難しいんじゃないかということで、奄美市の方は助成を受けられなかったということを聞いております。

1番(師玉敏代君) 是非ですね、営農センターとのですね、農業委員会、そして農林振興課、新たなですね、やはり作物、振興作物も今から発掘していかなければいけないと思います。耕作放棄地を流動化するにも、まず何を作るのかという目的があります。やはりですね、そういった指導、制度の指導も含めながら、今後ですね、やはり農業をされる方、農家の皆さんにですね、やはりこういったことも研修の場を与えながら、一番私が申し上げたかったのは、とにかく耕作放棄地がこれだけありながら、農地が借りれない、このことに対してですね、今回はこの質問をいたしました。是非ですね、営農センター、農業委員会、農林振興、是非ですね、連携を図って、このさまざまな問題に取り組んでいただきたいと思っております。

次に、水産業振興について質問いたします。和瀬漁港に新たな加工センターが建設され、今サワラの味噌漬けがエース種目として売り出し、幸先のいいスタートが切れたと思いますが、実際の現状、運営、今後の計画をお示してください。

産業振興部長(川口智範君) 御質問の奄美市和瀬水産物加工センターにつきましては、水産物の有効利用と付加価値を高めて、漁家の所得向上を図るとともに、加工技術の開発及び加工業の普及を図ることを目的として設置され、現在奄美市が直営をいたしております。管理の具体的な内容でございますが、臨時職員1人を雇用し、利用者が使用しやすいように施設備品の管理や使用申請受付業務などをセンター内で行っております。現在までの使用状況としましては、離島漁業再生支援事業からなる「すみよう漁業集落」一団体が20日間120時間、延べ72人の使用がございます。その際、漁業従事者から直接原材料を仕入れ、加工品製造を行っており、施設の設置目的に沿った利用となっております。奄美市としましても、今後とも主たる利用者であるすみよう漁業集落の育成と併せて、利用率向上のため、幅広く市民に向けた利用促進活動に努めまいりたいと存じます。

1番(師玉敏代君) 臨時職員を1名雇いながら、現在直営ということではありますが、今後指定管理者、その辺はどうなって、指定管理をされていくのか、このままずっと直営でいくのか、その見通しはどんなんですか。

産業振興部長(川口智範君) 直営にするか、指定管理にするか、今検討を進めているところでございまして、住用地区での漁獲高等、あるいは水産加工品の開発状況等を見ながら、まずは住用漁業集落の体質強化に努めた上で、適当な時期に、できれば指定管理等を模索したいというふうに考えております。

1番(師玉敏代君) 今ですね、サワラの味噌漬けがこの品目が一番の選手として加工されてます。やはりですね、やはりあれだけの施設が整備されたわけですから、やはりそのサワラ以外のもの、実際問題はですね、そこに和瀬漁港のですね、小組合というものがあります。そこにはですね、和瀬漁港に係留して、和瀬港から出港して住用湾で漁をしています。和瀬漁港小組合がありまして、加工センター整備に伴い、水産業を考える会を発足しています。しかし、現状はサメが多く、漁の収穫は激減し、餌、道具、燃料費の出費で採算が取れません。加工技術や後継者育成、更に新たな水産業の課題とその問題点に行政も取り組んでほしいということで、サメの駆除ができないのか、お伺いいたします。

産業振興部長(川口智範君) 議員御指摘のとおり、燃料の高騰など水産業を取り巻く環境は、奄美市全体にとっても大変厳しい状況でございます。サメの被害については、御指摘のとおり課題の一つだと認識いたしております。このサメ駆除につきましては、現在住用町の漁業従事者で構成されておりますすみよう漁業集落でもサメ被害が問題視されており、現在サメ駆除の最良な方法について検討しているも

のだと伺っております。その結論を待ちまして、行政として対応できることがありましたら、積極的に協力してまいりたいと存じます。

1 番 (師玉敏代君) 小組合のほうですね、臨時総会に私も出席する機会がありまして、その中で2, 30人ですかね、その組合員の皆さんが、やはり目の前にある和瀬の公民館で行いましたけど、目の前にあるその加工センターを目の前にして、この加工センターをどうにか生かそうという気持ちで皆さん盛り上がってました。それにしても、物が無い。サワラだけではもったいないと。どうにか物を、物が作るためには、一応その小組合の皆さんはですね、和瀬近辺、その住用湾の漁をしたいと。そのためにはどうしてもサメがいて、なかなかその収穫が得られないという問題をしてきました。過去にですね、そのサメをですね、駆除した経緯があり、その効果というのがあったと聞いておりますが、その辺は御存じでしょうか。

産業振興部長 (川口智範君) 昨年大型船によるサメ駆除が行われたということをご承知いたしております。

1 番 (師玉敏代君) 是非ですね、小組合のほうからですね、サメの駆除、一つですね、それと稚魚の放流、そしてさんご礁の再生という一つの取組でこれからたぶん要望書も上がると思います。やはり皆さん真剣にあの和瀬の加工センターをですね、生かしていきたいと。まず物がなければ生かされないと。そのためには、こういった対策を取ってほしいという要望が、産業振興部のほうに上がってくると思います。まだ来てないでしょうか。

産業振興部長 (川口智範君) まだ私まだ見ておりません。

1 番 (師玉敏代君) 今後ですね、加工品目を増やすという、試作品も作っていくという、この間はですね、笠利の加工品の販売の関係でもサメの燻製、このサメが大変何でしょうか、天敵になってますけども、この天敵を生かすという方法もあります。だからそういったことをまず行動を起こさなければ、今のサワラの味噌漬けだけでは力が足りないではないかと。そういった小組合、漁協組合の皆さんの要望が今後上がってくると思います。その辺には真摯に耳を傾けて、是非ですね、力になっていただきたいと思っております。

では、次に、情報通信ということで、空き回線の開放とその進展ということなんですが、末端で住用町1集落の公的施設、学校と郵便局に光ファイバーケーブルが来ていると聞きました。さっきの一般質問で民間開放、提供を正し、電気通信事業者2社、有線テレビ事業者1社の3企業からの要望があり、その要望に沿うよう考えていると民放委員会の開放委員会で検討課題とさせていただきたい旨の答弁をいただいております。何よりも、この地域格差ですね、格差是正をどう解消していくのか、お伺いします。

産業振興部長 (川口智範君) 本市所有の光ファイバーケーブルの一部を電気通信事業者へ開放し、情報格差の是正及び情報化の進展に対応した住民サービスの向上を図ることは、地域情報化に向け重要な施策だと考えております。議員御指摘のとおり、昨年度私も電気通信事業者へのアンケートや、本市業務での利用計画から、貸し出し可能な芯数を決定し、公募に向けた作業を進めておりましたが、10月20日の豪雨災害により、光ファイバーケーブルの一部が断裂したため、公募を延期し、現在再度開放に向け準備作業を進めております。

その具体的な開放区間についてでございますが、名瀬、住用、笠利の総合支所間及びADSLサービスや光サービスが未提供の地域、いわゆるブロードバンドゼロ地域と呼ばれる地域でございますが、これが名瀬地区の有良と芦花部がございまして、これと名瀬総合支所間の開放を予定いたしております。

議員御指摘の位置でございます。ADSL、この地域はADSLの提供地域ということになっておりますが、距離が離れると、通信速度が遅くなります。そういった意味での御不便があつての御質問だと

存じますが、一応国の方針としては、ブロードバンドは既にサービスが終わってますというような形になっております。そういった意味で、今後奄美市が持っております光ファイバーをどのように活用していくのかというのが課題になってくるのだと存じます。ただ、申し上げておきたいのは、市が所有する光ファイバーケーブルを開放すれば、その位置を含めた遅い地域についての対策は終了するというわけではございません。本市が開放したい光ファイバーケーブルの最終点から、各家庭への配線は、開放を受けた電気通信事業者が工事をしなければならないなどの初期費用が必要でございます。また、芯数により提供できる世帯数に上限もあるため、採算が取れるかどうか、事業者のほうで検討することとなります。そういった状況もございますので、今の現状を見極めて対応を進めてまいりたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

1 番 (師玉敏代君) 住用の位置から言いますと、ADSLがありますけども、先ほど言ったように、通信速度が遅いということで、私も相談を受けたから今回このような質問をしてるんですけども、はっきり申し上げれば、本当に民間に開放提供しても、民間も採算性が取れないことは実際しませんし、要は利用度の問題になってくると思うんですけども、その辺も採算性を語れば、今こういう高速のほうにですね、乗れないというその現状、何かいい方法ないですか。他にいい方策はないんですか。行政がもうそこはやるしかないんじゃないですか。

産業振興部長 (川口智範君) 情報通信基盤の格差につきましては、当然私どもとしては一生懸命取り組みたいというふうに思っておりますが、いろいろな補助制度等今後検討させていただければと思います。今しばらく時間を貸していただきたいと、検討の期間を。

1 番 (師玉敏代君) 是非検討してください。

次にですね、食育と食物アレルギーについて質問いたします。食べることが最も生命に関わります。食べることは生きる力の源であり、あらゆるところで食育の実践をしています。農家との関わりながら、物づくりの農業体験をし、地場産を食する。信頼と感謝の食育、料理をする楽しさ、食事の大切さを実感し、食から深まる郷土愛をも育む活動実践教育が取り組まれています。地域特産の良さに対し、作る、食べる、広めるという体験活動をする小学校もあります。我が奄美市においては、どんな食育をしているのか、お伺いいたします。

教育長 (坂元洋三君) 食育と食物アレルギーについての御質問にお答えします。

現在、本市の小中学校においては、学校の実態や地域の特性に応じた食育が行われています。例えば、給食時間の校内放送を使った島野菜に関するクイズや、それから、郷土料理を活用した給食の実施、栄養教諭と学級担任等によるティーム・ティーチング、食育便りの発行、学校保健委員会や家庭教育学級での指導、親子給食や給食試食会の実施、お弁当の日の実施、そして、地元生産者との交流などです。また、学校農園等でさとうきび、稲、サツマイモ、パッションフルーツ、シイタケ、スモモなどの栽培など、農業体験と絡めた食育の取組も実践されております。

1 番 (師玉敏代君) 食育は、今大変いろいろなさまざまな形で、その地域に合った特性を生かした食育が行われております。今の話によりますと、農業体験をしながら、自分たちが作ったものを食するという食育もされていると聞きましたが、今ですね、食物アレルギーによるですね、給食管理、調理員の皆さんもですね、現場は大変なことだと私は思っていますが、この奄美市においてですね、どのような食物アレルギーを抱えているのか。また、多いところで何種類のアレルギーで何名いるのか、お伺いいたします。

教育長 (坂元洋三君) アレルギーの問題については、大変今深刻な問題だと捉えているところでござい

ます。食物アレルギーの代表的なものとして、甲殻類、魚介類、卵、乳製品、穀類、果物等が挙げられます。本市の小中学校においては、延べ178名の児童生徒に対して対応を行っております。その中で、甲殻類が最も多く、市全体で59名となっております。対応している児童生徒数の最も多い学校では、7種類の食物アレルギー、延べ33名の生徒への対応となっております。各学校においては、食物アレルギー調査を基に、校長の指導の下、教頭、栄養教諭、給食調理員、養護教諭、保健主任等で学校の実態に応じて対応してるところでございます。今後とも子どもの健康を第一に、保護者との連携を図りながら、適切な対応を図られるよう、指導してまいりたいと思います。

1番（師玉敏代君） この7種類ですね、食物アレルギーが7種類で33名、これ一つの学校で、多いとこれだけの食物アレルギーの種類があるということですね。ということは、給食の現場で、普通の大きな鍋に煮て、そして小分けで例えば甲殻アレルギー、乳製品アレルギー、卵アレルギー、これ全部小分けして鍋で作るんですね、給食の現場は。大変なことなんです。これが少し間違えると、これはですね、アナフィラキシーショックという危険、生命に危険性も、ショック性ですね、起こすという、給食の調理の皆さんは、こういった、現場の中で、こういった7種類の小分けをして、鍋にシールを貼って、甲殻類、卵、麦、穀物、書いて現場で調理をしてるんですよ。私がここで一番今回この問題に触れてませんけども、一番言いたいのはですね、食育にしても、この食物アレルギーにしても、この管理というのは誰がするんですか。学校の誰が担当するんですか。

教育長（坂元洋三君） 全体的な学校の調理業務については、学校長が責任を持って行うわけですがけれども、調理場においては、栄養教諭、あるいはまた、調理員、そういった方々が調理をし、最終的には、栄養教諭の基本的な献立表を基に行って、安全・安心の食事を提供するというのが本来だと考えております。

1番（師玉敏代君） 前回の一般質問で関議員が栄養士のことにも触れましたけども、やはり栄養士の皆さんは栄養面、カロリー計算、献立表を作成してそれをファックスで送れば良いという問題でもなく、やはりこういったですね、生徒がいるんですよ。これただ一介の調理の皆さんで管理できることなんです。大変な作業ですよ。じゃあ、その野菜やらいろんなものの何ですかね、注文、そういったものは誰が仕入れするのかなあと。私から見れば、この間の話は伊津部小、奄小、名中に栄養士の方はいらっしゃいません。教育長の答弁では、県の配置基準であり、県費で賄っているということで、これはもう栄養士は2名削除されているんですね。奄美小と名中、そして現在伊津部小もいませんけども、奄小、名中にしても、大規模校です、奄美市の中では、この中でこういった現場でこの7種類の33名いる学校というのはどこなんですか。

教育長（坂元洋三君） 7種類の学校は金久中ですね。金久中の33名がそうっております。

1番（師玉敏代君） この金久中には栄養士がおりますね。ただですね、学校でですね、そこには教頭先生もいます、いろんな方に負担を強いられていると私は思ってるんですよ、現場でね。給食の調理員の皆さんは、ちゃんとしたカロリー計算のそれが、ファックスで来ようが、何かどういう形で連携を取っているのかわかりませんが、給食は毎日あるんですね。この毎日の中で、こういった食物アレルギーの対応、そして、これを作る調理員の皆さんの負担が課せられているんじゃないかと。その辺の調査もですね、栄養士がその基準に満たないからいないとかじゃなくて、やはり市もですね、市単独でもですね、こういった問題をですね、考えなければ、私はもうこれも口にするもの、生命にかかわるものなので、是非ですね、栄養士のいないところ、特に重点的に調査し、こういった対応がどうされているのか、是非調査していただきたいと思うんですけど、いかがですか。

教育長（坂元洋三君） これからもきめ細やかに、アレルギー対策については対応を打っていきたくいと、こう考えますので、どうか御理解いただきたいと思ひます。

1番（師玉敏代君） 私もこのアレルギーのお子さんに対してはですね、給食の現場は本当大変だと思ひますよ。給食じゃなくて弁当にしたらいかがですかねと思ひますね、お母さんが。この人たちの命を預かっているわけでしょう、食べることでもしショック死なったり、ちょっと間違ったら大変なことになるんですね。ここにも保育所でもアレルギー対応で今指針がいろいろ出てるんですけど、誤食事故が3割以上の保育所で起きてるんです、実際に。そして、その対応としてですね、保育士にエピペンというアドレナリン注射の実施を求めていると。やっぱりですね、やっぱりこのこれだけアレルギーに対して、もしも仮に間違っただけ対応が遅れたら、生命にかかわるということですね、もう1回認識していただいて、是非この辺のですね、調査を含めながら指導、そして今後の体制も考えていただきたいと思ひます。いかがですか。

教育長（坂元洋三君） 現在もアレルギーの児童生徒においては、代替食とか、あるいはまた、本人が除いて昼食するとか、お母さんやそれぞれ栄養教諭、そして担任といろいろ相談をしながら配膳し、与えていると、支給しているということですので、御理解いただきたいと、こう思ひます。今後も厳しく調査していきたくいと、こう思ひます。

1番（師玉敏代君） よろしくお祈りします。
以上で一般質問を終わります。

議長（世門 光君） 以上で、新奄美 師玉敏代君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午前10時30分）

議長（世門 光君） 再開いたします。（午前10時45分）
引き続き一般質問を行います。
次に、新奄美 向井俊夫君の発言を許可いたします。

7番（向井俊夫君） 議場の皆さん、市民の皆さん、おはようございます。

私は奄美市議会会派新奄美、政党は自由民主党の向井俊夫でございます。

まず、この度の紀伊半島、和歌山や奈良の皆様の災害による被災者の皆様方に、心からのお見舞いと、一日も早い復旧をお祈りしつつ、また、私たちは昨年の奄美災害で大変お世話になった御恩返しをしなければなりません。

さて、私は平成6年11月に補欠選挙で旧名瀬市民の御信任を受けて以来、5期17年旧名瀬市、そして奄美市議会の議員を務めさせていただきました。本当にあっという間の17年でありました。私は別の面では、民間経済人でもあり、多くの経済団体の役職もこなしております。そのためではございませんが、今日までの一般質問は、民間経済人、一般市民の視点からの質問が多く、当局の皆様を困惑させたかと思ひます。さて、この17年の市議会議員活動の中で、一番大きな出来事は、平成18年3月18日の市町村合併で、奄美市の誕生でございます。私は当時の名瀬市議会の市町村合併問題調査特別委員会の委員長を務め、また、合併法定協議会の委員も務め、一働きさせていただき、この市町村合併への思い入れも強く、今後も旧市町村の均衡ある発展が成されているか、予算配分、施策がそれぞれ公平、公正に成されているか、をしっかりと見守っていきたくいと存じます。

まず1番目に、市長の政治姿勢として、(1)の市町村合併による奄美の総括として、ア旧市町村が合併し、奄美市が誕生して5年6か月、この合併のメリット、デメリットをお伺いいたします。

次の質問からは、発言席で行います。

議長（世門 光君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） 早速向井議員にお答えさせていただきます。

議員御案内のとおり、平成18年3月20日に合併をしましてから、5年6か月が経過いたしました。私も議員が今お話しになりましたとおり、平成6年の12月24日に笠利町長に就任し、今日に至るまでこの仕事の中で最も大きかった仕事、出会いは、合併作業でございました。それだけに、ひとしおの思いを感じてるところでございます。

さて、大変厳しい財政状況が続いてきた中、行財政改革を進めながら、市民サービスも低下を招かないよう、三地域の均衡ある発展、活性化に取り組んでいるところであります。特に住用地域の自然、笠利地域の農業、名瀬地域の都市機能など、三地域の特徴を生かしたまちづくりを進めていかなければいけないと考えております。そのような中、議員御質問のメリットについて申し上げますと、緊急性、必要性など、地域ニーズが高い公共施設でありながら、整備が進まなかった施設が、合併特例債や合併特例交付金などの合併による財源を活用して、計画的に実施できました。具体的に申し上げますと、各小中学校の耐震補強や改修工事、公民館、斎場の改修、新築などであります。更には、昨年10月の奄美豪雨災害時において、各地域間の職員が連携して、機動的に災害支援や通常業務に対応できたことも、合併のスケールメリットを生かした取組だと考えております。

また一方、合併によるデメリットということでございますが、各地域間の職員が連携して、合併によって従前の各市町村ごとに実施いたしておりました住民サービスを市全体で同じようにしていきましようという中で、サービスの低下の印象を招くことがあったと考えている面もあります。しかし、これはすべての事項とは申し上げませんが、合併しなかった場合においても、厳しい行財政環境の中で、最低限の住民サービスを堅持していくために、市民の皆様方の御負担をいただく可能性があったことも想定されるところであります。合併する前に、市民の方々へは、現在の財政状況であれば、合併いかにかわらず、痛みを伴いますが、合併したほうがその痛みがより緩和されるであろうというふうに申し上げてまいりました。

当然、行政としては、行政サービスの低下を招くことがないように配慮しながら、職員数の適正化などに努めてまいりました。また、市民の皆様は敬老祝い金、使用料などの地域間におけるサービスの違いを統一することで、痛みを感じるがあったと考えられます。今後国難と言われる難局の中、国の財政事情によっては、厳しい状況になるうかと思いますが、本市としましては、市町村合併による経験を生かして、より一層一体的に行政サービスも充実に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

7番（向井俊夫君） 5年6か月、この合併振り返って、合併して良かったと言われるような結果ですね、それをやはり出していかないといけない。そういう中で、従来各役場機能で本当にその集落、集落に細かく密着してたようなサービス機能、それが低下をしてしまったのかなという思いもあります。逆にですね、その旧名瀬市の職員、その方々は笠利町や住用村の職員の方々のその集落住民に密着したサービス提供と、そういうのを勉強できたらなという思いが、合併の前にはありました。逆に、笠利、住用の役場職員の皆さん、あまりにもまたその地域の皆さんとの慣れ合い、その中でその行政という枠を超えたですね、条例や、何も無視したような慣例だけでの行政サービス、それが多々起きてはなかったのかと、それも反省材料の一つかと、実は私、合併後の監査をですね、2年やって強く感じたところでございました。

そういう意味におきましては、やはり私どものこの市役所、たとえ大きくなったとしても、やはり住民サービス、それが一番の基本と私は思っております。特にいろんな公共施設や学校、公民館、必要なものは合併特例債とか、その合併による特別な財政支援、それでクリアしていけるのかなという思いもあって、合併のほう、そして大変厳しい財政、それが合併後10年間でソフトランニング、財政の立て

直し、それにつながっていくのではないかという期待を込めた合併でもございました。そういう意味におきまして、合併法定協の中でですね、いろんな協議がなされた。それを今一度思い起こしてですね、住民サービスとは何かと。たとえ規模が大きくなっても、そのサービスを落とさずやっていくということを職員の皆さん、それと私ども議員も心がけねばならないという思いがあります。

次に移りたいと思います。2番目の合併法定協の中で、合併後概ね3年ですべての調整を終わらせるとありましたが、それはすべて実行できたのか、まだ未調整事項が残っているのか、そこら辺をお伺いいたします。

総務部長（松元龍作君） 合併による調整項目につきましては、先ほど行われました庁舎検討委員会においての本庁の位置、それから建設の是非などについて御意見をいただいたことで一応終了したものだと思っております。議員御指摘の未調整項目というのにつきましては、合併の調整項目としては、ある程度指針を出されているが、調整方針が当分の間現行どおりとしている事項についての質問ではないかと思いますが、實際上、当分の間ということで、地域間におけるサービスの違いが生じているのも事実でございます。ただ、原則的にやはり合併したからには、一制度と一料金と言いましょか、同じそれぞれの地域で同じような行政サービスが受けられる、そういうルールを敷いていかなければならないものだと思っておりますが、未だ先ほど申しましたように、若干そういうものが残っているのも事実でございます。住民のサービスの低下を招かないように、三地域統一的なやはり双方を最終的にそこまで持っていくのか、それとも、地域ごとのサービス基準を残したほうがいいかにつきましては、今後それぞれ担当部署、それから議員の皆様の御意見も十分聞いた上で議論をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

7番（向井俊夫君） 大きな項目として最後に残ってたのが、この庁舎検討ということですね。それも今やってるところでございます。あと細かい部分でですね、いろんな議会の中で決算委員会でも出てきたりもしました。そして本会議の中で一般質問の中でもいくつか出てきております。特にその料金、公共料金というんですかね、そういう使用料が伴うものに関してはですね、やはり不公平さがない、そこら辺のやはり配慮というんですかね、どうしてそんな差が出るんだと。やはり同じ市民でありながらと。やはり地域間によっては、本当にそういうことも必要なのかなということもございます。しかし、それは当局の中だけで検討するんじゃなくて、私ども議会やそして地域の方々、そして反面そういうサービスを受けてない地域の方々の御意見、それもやはり承る必要があるのではないかとということで、今回ちょっと触れさせていただきました。ということでですね、まだその細かい微調整幾つかございますが、そこら辺に関しては、今後担当課のほうでしっかり議論進めていくのかどうか、そこら辺をちょっと今一度お伺いしておきます。

総務部長（松元龍作君） 先ほども申し上げましたが、やはり実際上そういうのが生じているケースがございますので、それぞれ担当部署のほうにおいて十分協議をした上で、更には議会とそれから市民の皆さんと、それから議員おっしゃいましたサービスを受けてられない市民の皆さんなどの御意見も十分聞きながら、やはり改善すべきところは改善していくと。それで若干時間がかかるものについてはまた十分御論議をしていきたいと、このように思っております。

7番（向井俊夫君） 一つはですね、合併してから既にもう5年も経ってたのに、何ら触れてなかったと。一自治体で二制度みたいなね、形が取られてたと、そういうことに対していかなものかなということでの質問でございました。大変なことではございますが、サービスが低下しないようなですね、きちっと理解をしていただけるような解決方法、それをまた皆で検討していけたらと思っております。どうぞそこら辺よろしくお願いたします。

次に、3番目のウの合併法定協の中では、庁舎方式は、当初は総合支所方式とございましたが、今後

はどのように考えているのか、そこら辺をお伺いいたします。

総務部長（松元龍作君） 総合支所方式についてでございますが、合併後10年間は平成27年度までは総合支所方式を取るという合併協議会での結論を受けまして、現在整備予定の住用、笠利両地域の庁舎の機能や規模について現在設計検討を行っているところでございます。その後の平成28年度以降の支所の在り方については、現時点では方針は定めておりませんが、もし仮に、総合支所方式から直接住民にかかわる窓口的な機能だけを残し、その他の組織を本庁に移行させる本庁方式となった場合には、当然ながら、その組織にかかわる人員も相当人員も本庁へ異動することになります。ただ、そうなった場合には、行政事務の効率化という面では効果が期待できますが、一方では、相当数の職員が地域からいなくなるということになります。日常の集落活動や、地域行事への参加など、また、防災面からも職員の果たしている役割を考えますと、地域コミュニティ活性化を維持するという面での影響は、非常に大きいものがあるのではないかと考えております。このような市民サービスの向上や、地域の活性化など三地域の均衡ある発展を念頭に、将来的に支所がどうあるべきかについては、今後十分議会の皆様方の御意見、市民の皆様方の御意見を承りながら、検討してまいりたいと、このように思っております。

7番（向井俊夫君） どうしてこの質問をですね、投げ掛けたかと言いますと、実はこの法定協の中で議論されたときに、住民へのサービス窓口、それを残して主なそういう事業化とか、そういうのは本庁のほうでという話も出たやに覚えております。そういう事務の効率化、そして、財政が大変厳しい中で、財政の立て直しということを考えたときに、できるだけ集中させた形、そして、住民サービスを低下させないような形、今総務部長のお答えの中に、それぞれの支所からそうなりと、職員を多くの職員を引き上げなくちゃいけないと、本庁のほうに。そうなりと、その地域へのいろんな行事とか、そういう形でのサービスが低下しないかという懸念があると。要するに、相反することをしなくちゃいけないということになってきます。

確かに当初、市民100人に対して1人の職員かなということで、市の職員の定数も500名前後というような数字もあったかに記憶いたしております。そういう意味において、市民サービス低下していくんじゃないかという一つの懸念もございしますが、財政が厳しい、ところが、今はだんだんだんだん人口が減ってきております。合併当初5万人をちょっと割った数字であったのが、もう既に4万6,000台ということであります。これが合併後10年を経たときに、どのくらいの人口が想定されて、当初おっしゃってたような市民100名当たり1人という市職員の数であったら、どのような職員数になっていくのかということ考えたとき、ただ、財政面、そして、サービス面、考慮しながら今後しっかり検討しないといけない部分なのかなという思いがあります。

そして、先ほどちょっと一番最後に残ってた庁舎問題、今それ議論してるということでございます。今回あとの議員の皆さんからも質問がございしますが、庁舎規模としてですね、現在規模ぐらいの庁舎を建設予定ということでお伺いしております。ということは、職員も将来においてそのままその数で残していくのかという疑問が湧いてきたわけですね。ですから、そこら辺、今どのようにお考えなのか、ちょっとお伺いさせていただきます。

総務部長（松元龍作君） 庁舎建設につきましては、皆さんにお示しをしましたのは、現在規模程度の庁舎を予定をして造っていききたいと、建設をしていききたいということでございましたが、これはあくまでも全体の事業費を求めるためのものでございまして、今から第2次募集をいたしますが、仮に庁舎の職員の数が、現行のとおりであれば、今のスペースが多少余る場合もございします。そうしますと、第2次募集では今のところ付与された条件については、現在の職員の数、それから現在の課の数、そういったものでお示しをしておりますので、第2次募集の中では、実際にじゃあどの程度の人間の規模になるのか、再度チェックは掛けていきたいと。

それから第1次定員適正計画の中では、平成32年度までに590名を予定をいたしております。そ

れは以前の100名に1人というものは、今の現在の職員の数からすると、例えば住用で言いますと、100で割りますと16人しかいないと。笠利にしても60人ぐらいだと。じゃあ、それでは地域をやっているのかということもございまして、そういう面も含めて、全体的にトータル的に考えて、適正な規模は全体で590名だということでございます。それで現在の住用の支所の数については45名、それから笠利が、112名ですか、これをベースにして、先々それにいろいろ加味しながら、適正な職員数を配置をしていきたいと、このように考えております。

7番（向井俊夫君） 今のお答えの中で、現在の庁舎規模であったら、そして、その職員数であったら、かなりの空きスペースということでもございました。ただ、今の支所機能があちらこちらに点在しているということですね、考えたときに、非常にやはり効率が悪いと。ですから、今度新庁舎ということであれば、そういう機能ですね、すべて集約した形で効率よく行政事務、そして、作業ができるような体制、それが好ましいかと。その意味でのね、現在の庁舎規模というなら理解できます。ただ、そのまま当初考えてたようなですね、本庁にそういう事業課とかいろんなそういう主な機能を持って行って、窓口サービスにだけ残していくというような形からすると、今の庁舎だとちょっとおかしいんじゃないのということもあったもんですからね、そこら辺しっかりこれからまた検討していく必要があるんじゃないか。よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、(2)の嘱託員制度と駐在員制度のメリット、デメリットと、それから、奄美市としての導入は考えられないのかということをお伺ひしたいと思ひます。これは旧笠利町や住用村の中で残されている制度でございます。奄美市においては、区長制度というのが旧三方村の中で残されていたのが、平成12年かな、14年かな、に廃止されましたね。そういうことで、今やはりその農村部、旧名瀬市の農村部を回ってみますと、もう区長のなり手が無いよと。住民の人たちでね、やはりわずかではあるけど出し合って、そういう謝礼というんですかね、それをやってるんだと。それではとてもじゃないけど、もう区長さん手出しばかりで大変だという話もお伺ひしております。そういう意味においての質問でございます。それに対して、その嘱託員制度と駐在員制度のメリットとデメリット、そこら辺ちょっとお伺ひします。

市民部長（田丸友三郎君） ただいまの向井議員の御質問にお答えをさせていただきます。御指摘のとおり、旧三方地区を含め集落の制度導入は、その地域の町内会長さんは住用、笠利嘱託員、駐在員と同等の仕事を行っていることを思えば、重要課題の一つと認識をいたしております。御質問のメリットにつきましては、議員御承知のとおり、嘱託員、駐在員制度は、非常勤の特別職として、集落に人を配置し、行政とのパイプ役を担ってもらう制度で、集落と行政の連携を密にする上で効果を発揮しているものと考えます。嘱託員、駐在員の皆さんは、各地域の冠婚葬祭、集落行事等においてリーダーシップを発揮しておりまして、地域活性化を進めていくためには必要不可欠な制度となっております。デメリットにつきましては、新たな財政的な大きな負担がかかることと、地縁、血縁の多かった集落地区にも、いろんな方々が住まうことにより、以前と違って嘱託員、駐在員の業務を行うに当たり、プライバシーの問題など発生する可能性があることなどが挙げられます。

仮に、名瀬地区に制度を導入いたしますと、約5,800万円程度、旧三方地区だけでの対象でも、約2,300万円程度の新たな支出が予想されております。旧名瀬地区においての嘱託員制度につきましては、同じように財政的理由も含め、交通網の発達など、先ほど議員御指摘のとおり、人材不足など、更には、人と人のつながりの希薄化などの理由により廃止をされている経緯がありますので、廃止した制度や、現在住用・笠利地区における嘱託員や駐在員の皆さんが従事している仕事の内容などを検証しながら、更に議論をさせていただきたいというふうに思ひます。

今年から新たな試みとしまして、名瀬地区の町内会長、自治会長さんには、市の主催する会合出会時には、報償費を計上するなどして推移を見守っているところでございます。また、議員御承知のとおり、市内にはまだ未組織の地区も多いことなどもありまして、一つでも多くの自治会、町内会の立ち上げ支

援も必要と考えております。そのための支援の方策も、関係課のほうで協議をしているところでございますので、御理解をお願いいたします。

7番（向井俊夫君） この嘱託員制度、駐在員制度というのが、行政とその集落民との大きなパイプ役になってるといのは、現在皆が認めるところだと私も思います。その制度があるが故、市行政のこと細かなことまでですね、本当にこの旧名瀬市の片道、それこそ一番遠いとこまで1時間以上かかるようなところにお住まいの方でもですね、しっかりいろんな通達が行き届いているのかなと思っております。それとあと特に名瀬市の農村部、旧三方村ですね、上方、下方、古見方、この農村部に行きますと、その中からですね、その区長さんと今名称で皆さん呼んでおりますが、どうしてももうなり手がいない。これから先が大変だという話をたくさんお伺いするわけですね。そういう意味において、やはり同じ奄美市であればですね、前の、前市長は、この特に旧三方、農村部だけでも見直す必要があるんじゃないのかなという話も私的にはしております。そういうことで、前回も申し送りなかったのかということもお伺いしたわけですけど、特に名瀬市の旧名瀬の市街地、そこら辺までとはいかなくてもですね、まず手始めに同じ市でありながら、そういう制度が違うと。同じ農村部でも制度が違うということこそ、先ほど言った均衡ある発展という言葉がどこに飛んで行ったの、という思いもあるわけですね。特に古見方の場合は、この合併によって旧笠利町、住用町、住用村、そちらのほうにややもしたら目が行きがちで、古見方のほうが置き去りにされてるといった感じがいたします。ですから、この制度のですね、この全市内とは言いませんが、せめて農村部だけでもね、これからの検討の材料の一つとして考えていきたいということ、これは要望しておきたいと思っております。

次に行きたいと思っております。市職員ですね、研修制度についてお伺いいたします。私どもの民間企業は、特にですね、社員教育には力を入れて、経済団体や自社の研修会にわざわざ講師を招いたり、毎朝朝礼ミーティングで指導をしたりいたしております。以前ある自治体で市長が、市役所、行政はですね、最大のサービス産業だとおっしゃった名言があり、一大反響を呼びました。そこで、私ども市議会議員はもとより、市職員の市民や来庁舎に対しての接遇マナーはしっかりできているかということでございます。ということで、(1)の市職員の研修についてお伺いいたします。アの本年度の職員研修のスケジュールをお伺いいたします。

総務部長（松元龍作君） 本年度の職員研修といたしましては、奄美市が独自で実施する研修と、鹿児島県市町村自治研修センターなどの研修機関が行う研修がございます。具体的に申しますと、奄美市が独自で行っている研修といたしましては、新入職員を対象とした宿泊研修を年度当初に実施をいたしております。また、職員のメンタルヘルスに関する講演会や、外部講師によるセミナー、講演会などを適宜実施をいたしております。その一例といたしましては、先般湘南工科大学文沢教授によります奄美における低炭素社会構築に向けてと題しました講演会を去る8月に実施し、多くの職員が受講していただいております。また、研修機関等が実施する研修といたしましては、採用後一定期間を経過した職員や、新しく役職に就いた職員を対象とした階層研修や、それぞれの業務に特化して行われる専門研修などが1年を通して実施をされております。本年度は、既に14項目の研修を実施をいたしまして、約350名余りの職員がこれらの研修を受講をいたしております。また、今後におきましては、行政の危機管理やモチベーションマネジメント研修、クレーム対応研修など職員を参加させる予定にいたしております。

7番（向井俊夫君） 今お答えいただいたのは、その私が接遇マナーとか、そういうことに関しての研修はいかがなものかなということでのことをまず聞いたわけですけど、職務に関しての研修、専門知識の研修、そういう部分での研修のスケジュールということですね。実はですね、平成23年の先日9月4日、奄美新聞のコラムにあったのを一つ読ませていただきます。

日本一礼儀正しい工業高校がある。奈良県にある県立王子工業高校だ。生徒のほとんどが就職を選択

する。かつて金の卵と呼ばれた学校も、長引く不況で厳しい雇用環境にある。というのは、全国的な傾向。この王子工業高校の場合、10年連続就職率100パーセントを誇る就職エリート校として名高い。しかも、就職先がすごい。半数以上がトヨタやホンダ、シャープ、京セラなどの一流企業なのだから、一昔前までは、問題児が多く集まる荒れた学校だと。学校立て直して率先された取組に、挨拶の励行がある。生徒に強制するのではなく、まず教職員が実践した。教師を対象に講習が行われた。騒音計を持ち込み、3メートル離れたところから100ホーンを超える大きな声で挨拶をする練習が繰り返された。真剣な教職員。生徒たちの共感呼んだ。生徒の大きな声での挨拶は校内だけではない。登下校時近所の人に会うと、自主的に立ち止まって挨拶するようになった。こうした生徒の姿勢は、積極性や礼儀を重視する企業の求人担当者の目に留った。

あとちょっとございます。これをどうして呼んだかということ、要するに、その庁舎に行ったとき、会社を訪れたとき、きちっと来訪者に向かって挨拶がまずできるかということでした。これはこの高校の場合は、生徒に強制したのではなくて、まず先生方からそれを実践していったと。これは私どもこの奄美市でも必要なことではないのかなと。まず、この議場にいる幹部職員、私ども議員の顔は皆分かっているわけで、顔を見たら挨拶をしていただきます。また、私どもも挨拶いたします。ところが、新しく入った職員、若い職員、それと臨時職員、なかなかこちらから大きな声で声掛けて初めて返ってくるというような状況です。ましてや市民に対してね、そこら辺の挨拶とか礼儀とかきちっとできているのかどうかということをお伺いします。

総務部長（松元龍作君） 議員のおっしゃるとおり、やはり挨拶というのは、社会人としての基本中の基本であろうと思っております。仮に臨時職員のことについて申し上げますと、臨時職員が採用する際には、我々総務課のほうで挨拶を必ずしてくれるように、それと時間を守るようにとか、いろいろそういう指導はいたしております。もし、顔が分からなくても、やはり目礼でもしてくださいと、そういうような指導はいたしております。併せて、市の職員についても、やはり我々は議員さんの顔は分かりませんが、中堅の下のほうの新しい職員についてはなかなか分からない方もいらっしゃいますので、部課長会を通じて、その都度必ず挨拶はしてくださいという通達はいたしておりますが、これもまだまだ何回もこういう御指摘を受けるということは、まだまだ十分にできていないということだと思っておりますので、我々も十分心して、今後きちとした挨拶などができるように職員に指導してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

7番（向井俊夫君） 今ちょっとその次の2番目のですね、正職員と臨時職員のほうまでちょっと踏み込んだような形になりました。特にこの正職員と臨時職員の研修の違いというのはございますか。

総務部長（松元龍作君） 職員の研修につきましては、臨時職員も正職員も区別なく参加をしてくださいという指導はいたしております。

7番（向井俊夫君） これは中の仕事の内容とかね、そういうことに関してかと思うんで、特にですね、私ども民間の場合は、パートさんであろうが何であろうが、正職員であろうが、全く同じような形で接遇マナー、挨拶の仕方とか徹底的に教育するわけですね。これは絶対必要だと思います。外からお見えになった方はね、この人が臨時職員だ、正職員だと分かりません。先ほど議員に対して挨拶しっかりと総務部長職員にも言ってるということをおっしゃいましたが、これは職員、我々議員に対してより、市民の皆さんに対してですね。ですから、来庁舎に対してはすべて大きな声でやはり自分の意思を示すと。おはようございます、いらっしゃいませと言えるような教育をしていただきたい。その庁舎を訪れたら、その自治体のレベルが分かります。これはまず幹部職員の方がね、模範を示すことで、そういう臨時職員、入ってまだ間もない方、ただしなさいと指導するんじゃなくて、実際に集めて入って、例えば1か月なら1か月毎月でもいいです、1時間ぐらい臨時職員を集めて、挨拶の仕方を大きな声でね、

接客用語やらせるぐらいのことをやってほしい。そうしないと、なんだ奄美市役所はということになってしまいます。これは強くお願いしときます。また以後ね、しっかりまた見守っていきたいと思っております。それと庁外研修はございますか。

総務部長（松元龍作君） 庁外研修につきましては、旧名瀬市時代に新入職員に対して民間企業での体験研修、これは1日でございましたけども、体験研修をした事例はございますが、現在は実施はいたしておりません。その例といたしましては、ある焼酎屋さんとか、一般のガス会社さんのほうに1日だけ体験した例はございますが、今現在は実施はいたしておりません。

7番（向井俊夫君） これもですね、民間の厳しさ、大変さというのを分かる意味においても、そして、そういう接遇マナーの面でも是非ですね、入って例えば入庁して半年後とか、また1年後、もしくは3年後とか、節目節目ですね、何名かずつ派遣すると。1日でも2日でも派遣するような制度、それも考えてほしいなど。要するに、役所と民間の違い、それを勉強するというのもやっていただきたいと思えます。これはお願いしておきます。

総務部長（松元龍作君） おっしゃってるように、民間企業研修につきましては、やはりコスト意識や顧客満足度を高める接遇の体得など、職員としての幅広い視野の醸成が図られることから、今後は現在学校の教職員の方々が実施している地域貢献研修なども参考にしながら、受入企業との調整を図ることで、積極的に検討していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

7番（向井俊夫君） 民間への派遣ということですね、しっかり民間の大変さも分かっていただけだと思います。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、次の各課ごとの朝礼は考えられないか。これは以前も質問させていただいたことでございます。ただ、職員が8時半に出て来て、それぞれ昨日の続きの仕事をやるために出かけて行くと。課長や他の職員は誰がどのように動いているかときちっと掌握できてない場合もあるということからの指摘でございます。お伺いいたします。

総務部長（松元龍作君） 毎週月曜日に部課長会を行っております。その部課長会の際の連絡事項を各課に戻りまして、各部課長さんがそれぞれの担当係長さんにその旨を伝えます。担当係長さんは、その係に戻りまして、課の係の連絡事項をいたします。ただ、これは1週間に1回程度しかいたしておりませんので、実際やってるとは言い難いかも分かりません。例といたしましては、教育委員会のほうでは月初めに必ず朝礼をすとか、それから市民課は毎週金曜日と月曜日の朝にミーティングをすとか、今その程度でございます。

7番（向井俊夫君） 先ほどのですね、接遇マナーということも兼ね合わせてですが、朝の朝礼8時半なら8時半、幹部の朝礼はその前にやればよろしいわけで、全職員各課から課長からそういういろんな通達、皆の共通の誰それがどういう仕事、係長から指示が出ると、ああ、誰が今どういう仕事で今日出てるんだなど、全員が自分の課の他の職員の仕事、それも把握できるようなね、状態、それが望ましいのかなど。ある課を訪れて、誰それさんはと聞くと、あれ、今出てるんですが、どういう用件でと、いや、ちょっとということが多いんですよ。

ですから、私は前の質問のときに、市役所は個人企業の集まりかと。それぞれは勝手に朝出て行って、今やってる仕事をやってきて、仕事の経過とかそういうのを夕方ね、きちっと課長に報告してるんかと。担当係長に報告してるんかと。そういうのをきちっとやっぱり把握していくのが、部課長の役目だと。何人の職員を使いこなせるかがやっぱり能力だと私は思うんですね、幹部職員の。そういう意味では、毎日の朝礼と、わすが5分ぐらいです。それできちっと統率取れるんであったらね、絶対にこれは意味の

あることだと思えます。これも今後の検討材料にしていきたい。

総務部長（松元龍作君） 各課ごとの朝礼は、職場ミーティングを実施をすることは、お互いのスケジュールや業務の進捗状況の確認の他、職員の健康状態も確認できるものだと考えております。また、職員間の情報を共有することによりまして、業務遂行上大切な報告、連絡、相談、こういうものが徹底されまして、業務の能率向上が図られるとともに、上司による業務管理もスムーズに行われるものだと考えております。これらの理由から、今後は積極的に朝礼や職場ミーティングを実施するように、全庁的に指導してまいりたいと思っております。

7番（向井俊夫君） ありがとうございます。それぞれ各課の課長、係長のね、やはり意気込みでそれは実現できることかと思えます。是非前向きにですね、取り組んでいただきたい。

次、(2)の職員の飲酒後の要するにお酒を召し上がった、特に懇親会だ、やれなんだかんだ反省会だ。その後のもう道路交通法への考え方はということでございます。今日は宴会があるから、懇親会があるから、送別会があるから自転車で行こうと、そういう職員もあるやに聞いております。特に自転車使用による飲酒に対してはどのようなお考えをお持ちか、お伺いいたします。

総務部長（松元龍作君） 自転車に限らず、飲酒運転については厳しく処罰をしなければならないものだと考えております。飲酒運転で摘発された場合は、道路交通法違反で刑事罰にさせられる他に、奄美市職員の交通違反に対する行政処分及び交通事故防止等に関する規定に基づき、行政処分を受けることとなります。議員の御指摘のとおり、自転車といえども、飲酒後の運転は道路交通法に違反をして、刑事罰に処せられる他、行政処分の対象となります。職員もこのことについては十分認識をしているものと考えておりますが、自転車という利便性から、安易に考えてる職員もいるかも分かりません。本市では、これまでに自転車の飲酒運転で摘発処分された職員はおりませんが、自転車も飲酒運転の処罰の対象となる車両であること、また、自転車の飲酒運転により摘発された場合は、厳しい行政処分もあること、更に飲酒運転で摘発された場合は、必ず自己申告をすることなどを改めて職員に周知を徹底して、引き続き飲酒運転防止に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

7番（向井俊夫君） これは道路交通法の65条1項に、何人も酒気を帯びて車両等の運転をしてはならない。これは車両というバイク、自転車も含まれます。罰則規定としては、酒酔い運転が5年以下、これは平成19年改正されております。5年以下の懲役、または100万円以下の罰金、酒気帯び運転3年以下の懲役、または50万円以下の罰金とかなり厳しい処罰規定があります。そういう意味で、先日もあったわけですけど、これは本当にですね、私がもう一つ言いたいのは、そういう例えば反省会だ、懇親会だということですね、自転車に乗って来て、帰りに事故を起こしてですね、この業務に支障を来した、そういう職員が今まで何人もいるわけです。幹部職員もいます。私も知っております。入院したり、それこそ大きな絆創膏を貼ってきたり、顔が腫れてたり、全くみっともない話なんです。ですから、そこら辺のまず意識の改革、飲んだら乗るな、飲むなら乗るな。たとえ自転車であっても、側溝に突っ込んだりという事例がたくさんありますので、これからもこの面の指導、教育、これはしっかりやっていただきたいと思えます。それはお願いにしておきます。

次に、教育問題の中で、(1)の中学校体育の24年度からの武道正課をお伺いいたします。どのような内容になりますか。

教育長（坂元洋三君） 中学校体育の24年度からの武道正課についての御質問にお答えします。これまで中学校の保健体育の授業では、各学年とも武道かダンスのいずれかを選んで履修する、いわゆる選択制になっておりました。平成18年度に改正された教育基本法での伝統文化の尊重を受け、平成24年度から完全実施となる新学習指導要領では、1年生と2年生において男女を問わず全武道もダンスも履

修し、3年生では球技か武道のいずれかを選択して履修することになっております。そのうち1、2年生が正課の授業で履修するということとなります。武道の種目としては、柔道、剣道、または相撲の中から1種目を選択して履修できるようになっており、地域や学校の特別の事情がある場合は、なぎなたなどのその他の武道も履修できるようになっております。このことを踏まえ、本市の中学校では、校長を中心に、各学校において履修させる種目の検討がなされ、設備や教具等の準備も既に取り組んでおるところでございます。

7番（向井俊夫君） ちょっと時間もありませんのでね、触りの部分だけやっていきたいと思います。伝統文化、これを継承するという意味での武道、武道というのは武士道につながると思っております。スポーツという言葉と武道という言葉は違うということですね。基本としては、まず礼節を重んじるということかと思えます。礼に始まり礼に終わるとというのが、今示された柔道であり、剣道であり、相撲。ですから、この特に中学生という時期にですね、きちっとそういう礼節を重んじるというような教育がですね、できたらなという思いからこの質問を投げ掛けました。ここではもう深く触れませんが、先ほどの挨拶のコラムじゃございませんけど、しっかりですね、やはり挨拶ができるということを中学時代からやっていただきたいなと。それはもう強くお願いいたしておきたいと思えます。

あとですね、(2)の卒業式における小中学校の国家君が代と仰げば尊しの導入校はという質問をいたしております。これはひとつはいろんな中学校とか小学校とか卒業式、入学式顔を出してですね、特に卒業式のとき、その仰げば尊しが聞けなくなったなということからの質問でございます。

教育長（坂元洋三君） 卒業式における国家君が代、仰げば尊しの斉唱への御質問にお答えいたします。本市のすべての小中学校において、学習指導要領に基づき、毎年卒業式で国家君が代が斉唱され、厳粛な卒業式が行われております。仰げば尊しについては、33校中14校で歌われております。それ以外の曲としては、旅立ちの日とか、さよならなど仰げば尊しと同様に、教科書に掲載されている曲等が取り入れられております。いずれの場合においても、卒業生の心情にふさわしいもので、すべての学校において感動的な卒業式が行われていると認識しております。今後も各学校が創意工夫する中、旅立ちにふさわしい厳粛な卒業式となるよう指導してまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

7番（向井俊夫君） あえてね、仰げば尊しを取り上げたというのは、その仰げば尊し、我が師の恩という先生方や、それから仲間たちへの感謝の気持ち、そしてこれからまた頑張るぞというような意味合いのね、本当に心を打つ歌詞、思い起こせば確かに私どもの小学校、中学校、高校卒業のとき、この歌を歌いながらですね、同時突っ張ってて本当どうしようもないと言われてた生徒もね、目を潤ませて、本当にその歌詞に感動している姿を見て、この仰げば尊しの歌詞の有り難さ、それは身に沁みて私どもこう大人になって、こういう年配になってもね、思っております。卒業式当日歌われなくてもですね、しっかりそういうあれを分かっていただけのような教育というのをやっていただきたいということをお願いしておきます。

最後に、国民健康保険会計事業についてお伺いします。これはもう永遠の課題になるかと思えますね。実は国保審議会の資料を先日いただきました。これは是非ですね、全議員に配布していただきたいと思えます。中の実情、これをしっかりね、分かっていただけのようにお願いしておきます。国保における毎年の赤字をどのように考えるか。また、その解消策はあるのか、お伺いいたします。

市民部長（田丸友三郎君） まず、御質問の赤字をどのように考えるかということについてお答えを申し上げます。毎年単年度収支で1億5,000万円程度、また、毎年度の赤字補填分として一般会計から5,000万円余の法定外繰入を合わせますと、約2億円の赤字があるということとなります。現在重要な財源としての国保税の徴収率は、税収は徴収率88.02パーセントと、0.47パーセント徴収率を向上できましたけれども、9億6,101万3,180円の歳入でございました。1パーセント当

たり約1,092万円となります。赤字の2億円には20パーセント近くの徴収率が増える必要があります。これではこのままでは108パーセントの徴収率があれば単年度の赤字が生じないということになりますが、逆に申し上げますと、100パーセントの徴収率自体不可能なことだと考えます。それからしますと、増税で負担できるかということになりますが、これも奄美市民の平均所得の有り様を見ますと、困難なものと考えられます。現在の医療給付を支えるだけの負担能力はかなり厳しい。これが今の国保制度や奄美市の状況だと考えております。

7番（向井俊夫君） 本当にね、実は厚生委員会に所属してて、4年、今期ですね、ずうっと厚生委員会でやったわけです。というのは、この国保の問題があったもんですから、しっかり対策をとということで考えました。先日の国保審議会の中でも、予算委員会の中でも、その数字のことにはもう委員の皆さん触れないで、これからどうするかと、どうすれば赤字解消ができるかと一生懸命論議しました。本当にもう赤字って分かってる中でですね、これは利用者、要するに国保の利用なさってる皆さん、この方々もですね、この現実というのを踏まえてですね、これからどうするかということをやっぱりしっかり分かっていかないといけないと。軽減世帯というのが大変多うございまして、7割軽減というのが全体で22年度43.2パーセントと非常に大きい。そこら辺も大変なのかなと。そして、非軽減世帯数というのが全体の36パーセントですが、ぐらいしかないという中でですね、本当にこう自分たちでその保険料を集めたのが使えるという形でないのかなと。ですから、これからはまた同じことの繰り返しがずっと続いていくわけですけど、それに対する今後対策というのをね、もっと皆でしっかり市民を巻き込んでやっぱり考えていく必要があるんじゃないかということで、ちょっと触りの部分、入口の部分だけをね、ちょっとやってみました。ということで、別にあと答弁はもう要りません。

以上で私の今期の一般質問を終わりますが、この任期をもって奄美市議会を勇退なさる予定の御予定の先輩、同僚議員に心から本当お疲れ様でした。ありがとうございましたと感謝の念を表したいと存じます。改選後の新議員も、皆様方の意思を引き継ぎ、奄美市発展と市民の幸せのためにまい進することと存じます。誠にありがとうございました。

以上で自由民主党 向井俊夫の一般質問を終わります。

議長（世門 光君） 以上で新奄美 向井俊夫君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前11時45分）

議長（世門 光君） 再開いたします。（午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

平政会 竹山耕平君の発言を許可いたします。

10番（竹山耕平君） 市民の皆様、議場の皆様、こんにちは。平政会の竹山耕平でございます。昨年の奄美集中豪雨での復旧作業は完了しないまま、東日本大震災、福島原発、そして台風12号による各地を襲った大災害に、近年異常とは想定外とは言えないほどの襲い続ける災害に対し、この先日本はどうなってしまうのかと、とてつもなく大きな脅威を感じています。また、食物への安全・安心、更には日本経済の低迷、日本は大変な危機の中にあります。新首相には、まずは震災復興と経済対策を含めた打開策を強く推し進め、この難局に立ち向かい、一刻も早く平和な日本を取り戻せますよう期待いたします。

それでは、質問通告所に従いまして、質問を行います。市長の政治施政についてです。奄美ふるさと百人応援団の取組状況について伺います。本施策は、朝山市長が目指す観光産業の振興をはじめ、企業誘致を推進した産業振興、雇用拡大、人口減少対策など多くの可能性を秘めていると考え、奄美振興、観光立島を確立するための非常に重要で、大変魅力ある施策の一つだと捉えています。奄美満喫ツアー事業など、取り組んでいることは承知をしています。そのこれまでの取組状況の中身を具体的に

示してください。また、本施策はさまざまな振興策への可能性が考えられる中、これまでも質問、提案してきましたが、本市が推進しようとする奄美型アンテナショップの取組状況、方向性について併せてお示し願います。次の質問より発言席にて行います。

議長（世門 光君） 答弁を求めます。

産業振興部長（川口智範君） 百人応援団の現状につきましては、昨年度全国の郷友会関係者へ奄美ふるさと百人応援団設立に向けて趣旨説明を行いました。今年度は説明会を実施した地区での奄美ふるさと百人応援団の公募や事業説明未実施地区での説明会を開催しております。これは鹿児島市だけでございました。先日鹿児島市も終わりました。その際、広域的な取組や情報発信についての課題、アドバイスなども伺っておりますので、そうした御意見を反映すべく、現在検討を進めております。併せまして、応援団参加の方が、奄美へ来島の際、受け取ることのできる特典を御提供いただける協賛店等の募集を行っております。それと併せまして、応援団を公募する時期などの調整を今行っているところでございますので、御理解をお願いいたします。

次に、奄美型アンテナショップの方向性についてでございますが、アンテナショップの必要性等については、十分認識しておりますが、テナント料や人件費など多額の維持経費の面から、現在まで設置には至っておりません。そこで1点目としましては、店舗等の一角をお願いしてのアンテナショップ、2点目に、物産展を期間限定のアンテナショップと捉えての二つの方向での展開を今考えております。

まず、1点目の店舗等の一角を利用する方法ですが、具体的には首都圏などで奄美出身者が経営する商店、飲食店や奄美応援を希望する店舗で、奄美の地場産品を展示即売できるコーナーを設けていただける店舗などを募集するための準備を進めております。なお、これの選考事例といたしまして、昨年7月から都内の大手コンビニエンスストアの1店舗で、奄美特産品コーナーを常設しておりまして、大変好評とのことでございます。当然それぞれの店舗などお考えがありますので、簡単に奄美の商品を取り扱っていただくのは難しいのですが、その店長さんの御理解により出店することができておりますので、こうしたものを奄美型アンテナショップと位置付け、今後このような店舗を増やしていく予定でございます。具体的な取組み方でございますが、先ほど説明しました奄美ふるさと百人応援団の募集に合わせて計画したいと存じます。

2点目の期間限定でのアンテナショップ、物産展につきましては、7月に開催されました東武百貨店での第3回奄美の観光と物産展をはじめ、できるだけ効果が上がる物産展を選択しながら、年数回開催参加いたす計画でございます。今年度はこれから関西地区での開催を今計画しております。現在関係機関と調整しているところであります。併せまして、今年5月には大阪府豊中市から大阪国際空港内での奄美アンテナショップや観光案内、イベントステージを活用など、いろいろと御提案をいただいております。年間約1,500万人が利用する関西の玄関口ですので、是非積極的に活用してまいりたいと考えております。

10番（竹山耕平君） 今答弁いただきましたが、今は豊中市からのそういう提案があるということなんですが、この東京ですかね、先ほど言いましたあのコンビニエンスストアでのこのこれはもう終了しているのか、また、具体的なですね、例えばどこの東京都であればどこの区、どこの市で開催しているということまで聞かせていただけたら幸いだと思うんですが、またそこからいろいろなここにいる方々がまたネットを通じて配信されていますので、具体的に言うと、またそこに更に集客力が上がると思うんですが、そこら辺はちょっと申し上げられませんか。

産業振興部長（川口智範君） 大手スーパーと申し上げましたのはサンクスでございますが、住用御出身の野沢さんの方がそちらを経営しております。物産品、取り扱ってる物産品としましては、黒糖焼酎、黒糖菓子製品、きび酢、鶏飯などがございます。売上については、10万円内外だというふうにお聞き

しております。なお、そのサンクスは杉並区でございます。

10番（竹山耕平君） 分かりました。杉並区のほうで今答弁いただきましたので、是非議員の皆様、そしてまた、お話を聞いている皆様もですね、是非足を運ばしていただけるよう発信をしていただきたいと思いますというふうに思います。そしてまたですね、この百人応援団のこの中身なんですけど、公募の段階であるということなんですけど、やはり市長がですね、この1期目のマニフェストに掲げました。そういった意味に込めてもですね、やはり任期4年間というのがありますので、積極的な取組を是非お願いしたいというふうに思います。

次に移ります。次に、定住促進政策についてお伺いします。まずは本施策の目的の位置付けについてお示し願います。

市長（朝山 毅君） 竹山議員にお答えいたします。まず、定住促進につきましては、奄美市総合計画でも掲げております。将来人口の目標を5万人へしたいということでございます。また、地域活力の源となる伝統芸能、集落行事などにつきましても、定住人口の確保により更に活力が図られるものと期待をいたしております。本市には南の暖かいところで暮らしたい、海のそばで波の音を聞きながら暮らしたいなどの理由により、年100件前後の移住希望者からの問い合わせがございます。特に住まいの情報につきましては問い合わせが多く、地元新聞で掲載されている民間の不動産や、公営住宅などに関する情報を中心に提供してまいりました。中でも、農村集落における一戸建て住宅については、ニーズが高いものの、提供戸数が少ないことから、囑託員、駐在員等地域の方々の御協力をいただきながら、集落にある貸出可能な民間の空き家情報を収集し、移住希望者へ情報の提供などを行っているところでございます。

加えて、平成20年度からは、市内にあります空き家を所有者から借り受け、改修等を行い、移住希望者へ貸し出す定住促進住宅整備事業を実施いたしてまいりました。空き家住宅につきましては、帰省時に使用することや、各家財道具の倉庫であるなどの理由から、なかなか貸出しがいただけないなどの問題があることも事実でございます。定住人口の確保のためには、これらのことを解決していくことが大変肝要であろうかと存じますので、今後とも努力をしながら、また、議会の皆様方の市民の皆様方の御協力もお願いをしたいと思いますところでございます。よろしくお願いたします。

10番（竹山耕平君） 今市長からお話がありましたが、100件ほどの希望者からの問い合わせがあるということなんですけど、現実にですね、この次にですね、事業の評価についてということなんですけど、今市長がおっしゃいましたいろんなこういう100件からの問い合わせだとか、いろんなことも事業の評価でもあるのではないのかなとは思いますが、再度その事業の評価についてお伺いします。

総務部長（松元龍作君） これまでに実施した事業の評価ということでお答えをさせていただきたいと思いますが、先に市長のほうから御紹介申し上げました定住促進住宅におきましては、入居者を選考する際に、家族構成、それから入居希望理由、地域の担い手としての考え方、定住後の生計計画などの項目が基準になっておりますことから、入所希望者には、申請時にこのような記載を提出をさせていただいております。条件というわけではございませんが、その際に、地域コミュニティの担い手になっていただけないかということ、これ条件ではございませんで、中に申請項目の中に入れてございまして、それを選考する際には、私どもとしては一番重点事項として審査をしていると。先ほど市長が申し上げましたように、地域と一緒にイターン、Uターンされている方がそこで暮らしていけるコミュニティを作りたいということでございます。現在地域行事とか、市のイベントなどにも、定住促進住宅に入った方々には家族ぐるみで参加をしていただくなど、集落のほうからも評判を得ておりますので、定住者のライフスタイル確立と集落の活性化に非常に寄与しているのではないかと評価はいたしておるところでございます。

10番（竹山耕平君） 本施策がですね、全国でこの人口減少、少子高齢化が進む中で、各市町村がですね、積極的に取り組んでおりますが、本市においても、先ほど市長からも紹介ありましたが、奄美の大切な宝であるこの自然、文化、歴史、こういったものにですね、奄美で住みたい、奄美で働きたいという方々においてもですね、このホームページでの広報だとか、新聞だとか、あとは民間の方々のいろんなこのサイトですかね、ホームページなどでの紹介というものが一定の効果を表しているというふうに思います。また、先のですね、東日本大震災おいてのこの放射能からですね、逃れるために、子ども連れでもうこちらに移住してきて、そのまま定住を図られたという事例もあることも新聞等でお伺いをいたしました。今後もですね、この本施策の目的からも、集落コミュニティの維持活性化、少子高齢化、人口減少対策、そして過疎化対策へ向けての対策、また、合併後の三地域が均衡ある発展を図るためにも施策を必要とする地域の声、そして要望もあると思います。今後の新たな事業計画の必要性について本市の御見解をお願いします。

総務部長（松元龍作君） 現在議員が御質問ありましたように、現在定住促進住宅のほうには用安に4名、それから宇宿のほうに4名、それから節田のほうに5名、計3世帯13名の方々が移住なさっていらっしゃいます。併せまして、今回のあの東日本大震災において放射能関係でこちらのほうに長浜にごぞいます元の教員住宅、あそこのほうにも12、3世帯の方々が移り住んでおります。そのうち2世帯ぐらいでしたですか、ここで職業にも就かれたと聞いております。将来については、変えられる方もいらっしゃいますが、奄美の良さを知っていただいて、是非ともここに定住していただきたいなと、また思っております。その際に、やはりこれは民間業者との圧迫にならないようにやはりやっていかないと、我々だけでどんどんどんするわけにもまいりませんので、その辺を十分注意しながら、定住促進住宅は人口増加につながりますし、地域の活性化につながりますので、是非とも促進をしていきたいと考えております。

10番（竹山耕平君） 分りました。長浜のほうにも13世帯ですが、が入居されているということで、そのうち2世帯の方が仕事にも就かれたということで、大変喜ばしいことだと思います。そしてまた、そのことがですね、将来帰るかもしれません、この観光という面において、この奄美の良さをアピールしていただけるもう絶好の機会とは言えないんですが、いい機会ではないのかなというふうにも思います。そしてやはりですね、先ほど部長がおっしゃいましたように、民間圧迫とはならないように、そしてまた、その特に三地域の均衡ある発展のためにですね、このいろんな集落におけるこの声、建ててほしいという声もですね、聞こえているとは思いますので、是非ですね、その事業計画の中にしっかりとその地域の声を聞くことを入れていただきたいと思います。また、この定住希望者のニーズに対してはですね、関係してくる各部局が連携して、このワンストップでのですね、ワンストップサービスでの対応が必要であるとも考えております。例えば移住をしたい、働きたい、こういった方々をワンストップサービスで対応していただくと。そういったことがですね、全国各地の定住促進政策のですね、先例地である長野県や群馬県の取組も、この事例を取り組む効果としてですね、発表していますので、今後も更なる振興策の充実強化、そしてまた、UIOターンのですね、方々の獲得を図っていただきたいというふうに思います。

次に移ります。次に、産業振興について。水産業の振興を強く図るべきだとの思いで、更なる振興策への取組と、そしてまた、漁業、水産業で食べていける、子育てができる、生活ができるという今後奄美の基幹産業としての確立を目指すことが、本市における第一次産業振興への喫緊の課題だと考えます。これまでに奄美の水産業振興を図るにはと同じ離島である各地域を視察しました。周りがすべて海で囲まれ、宝が、資源が豊富な地理条件にあることは奄美と同様の環境にあると思いました。これまで視察した離島の漁業政策では、その漁を最大限に生かした漁業、水産業が基幹産業の一つとして、地場産業振興を図っております。予算配分等をはじめ、漁獲量の増大、資源管理型漁業の推進、栽培漁業の充実

強化、漁獲、製造、加工から販売へと販路拡充、海産物のブランド化、雇用の場の確保、漁業集落の活性化などを図っております。

本市としても、今後の第一次産業の振興、地場産業の振興においては、水産業振興が果たす役割を担うために、水産業振興への取組と方向性が必要であります。先ほども師玉議員から、この和瀬地区の加工センターのですね、質問がございましたが、やはりこの水産業というのが、この周りを海で囲まれた奄美にとって基幹産業の一つになるべき産業ではないのかなというふうに思っていて、今後の取組と方向性についてお示しください。

産業振興部長（川口智範君） 御承知のとおり、本市の水産業を取り巻く環境は、水産資源の減少や魚価の低迷、燃油の高騰等により大変厳しい状況にあるものと認識いたしております。そのような状況の中、漁業従事者の生産高等の向上及び魅力ある農村地域を確立させることが喫緊の課題だと存じます。こうした現状と課題を踏まえまして、先般策定しました総合計画においてお示ししておりますが、平成27年度漁獲高4億1,800万円、漁業従事者数160人を目指して、1点目に漁業経営の安定と育成支援、2点目に漁場の拡大と環境保全、3点目に流通販売対策、4点目に新たな時代を担う組織と人づくり、5点目に漁業集落の活性化、6点目に漁業集落の充実、保全、7点目に海洋資源の新たな活用の七つを施策の柱として、水産業の振興に取り組んでまいりたいと存じます。

これらに沿った名瀬、住用、笠利三地区での具体的な取組についてでございますが、まず、住用漁業集落につきましては、今お話がありましたように、今年度から新たに整備されました水産加工センターを利用して、付加価値の付いた水産加工品であるサワラのみそ漬け作りなどを行っております。笠利漁業集落におきましては、水揚げされた水産物を利用して、サメ肉の燻製やカンパチのみそ漬けなどの水産加工品の開発に努めております。更には、旧給食センターを利用した加工場の整備に今取り組んでいるところでございます。これらのことにより、農林水産物の加工品の新たな開発や販売拡大が図られ、その結果として、地域の活性化につながるよう努力いたしたいと存じます。なお、笠利、住用二つの漁業集落は、今年の東武百貨店での物産展にも参加し、これまでの商品開発の成果を展示販売し、今後の販路拡大にも積極的に取り組んでいるところでございます。

また、名瀬漁協におきましては、県の緊急雇用対策事業を活用し、食生活改善推進員及び学校関係者の協力を得ながら、新たな水産加工品の開発に取り組む予定です。加えて、魚食や水産業漁村に関する理解を深めるための食育を推進し、水産物の地産地消を前提とした地元水産物の安定的な提供を進めることで、漁業従事者の所得向上が図られるように現在努力をしているところです。その他、浮き漁礁設置などを含めたハード面の整備に関しましても、漁協等と調整を図りながら、国及び県に要望をしてみたいと存じます。

10番（竹山耕平君） 今部長からありましたが、これはその振興計画のですね、総合計画の中にもすべてお示しをされているとおりでございますが、やはり今やはりこの漁獲高、この4億1,800万円を目指すとありますが、私がですね、これまで視察したところにおきましても、人口、これは長崎の壱岐市ですか、が漁獲量7,922トン、そして漁獲高4億8,200万円、これは人口約3万人弱でございます。また、東京都八丈町におかれましてもですね、漁獲量1,306トン、漁獲高8億4,700万円、こういったですね、やはり漁業をですね、一つの基幹産業として本当にこの奄美の地場産業の振興、基幹産業の振興を目指すためにはですね、もっともっと積極的にこの漁業に対して施策を打っていかねばいけないというふうに思っていますので、長い目で見るというよりも、やはりこの近場にあるこの資源、宝をしっかりと向き合い、この漁業のですね、水産業の振興を図っていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。ちょっと時間がありませんので、次に、福岡直行便並びに新幹線全線開通を観光産業振興策に結び付けるためにはということ、奄美においてもですね、何とか観光産業の振興に結び付けなくてはならないというふうに感じます。鹿児島本土のほうでは、宿泊数の伸びが増加しており、

今後のですね、奄美、また大隅半島における離島などにおけるですね、こういう誘致が課題であるというふうであります、この新幹線、縦にはつながりましたが、それをしっかり横につなげるためのこのやはり何かしらやっぱり打っていかねばいけないというふうにも思います。この就航されてからですね、この現状と課題について簡単に御見解をお示し願います。また、併せて、このやはり福岡県500万人の大都市福岡県を中心にですね、この九州をはじめとする国内、国外へと奄美を発信し、更なる観光交流人口の拡大を目指した施策を図るために、福岡事務所や、また、出張所などの開設の必要性を考えます。これはですね、奄美を一つのフィールドとして発信しなければいけないので、自治体とも協力をしながら、この広域として取り組む必要性がありますが、本市の見解をお示してください。

産業振興部長（川口智範君） 福岡 - 奄美線の就航により、新たな観光交流や物産の販路拡大のチャンスが生まれているものと私も認識しております。具体的な実績でございますが、福岡 - 奄美線に關しましては、3月から7月までの搭乗率は40パーセント台と低調な滑り出しでございました。8月に入り、JALの速報値によりますと、60パーセント以上に上昇しております。先ほどお話がありました奄美満喫ツアー助成制度の利用申し込みを福岡地区のエージェントから申請が上がっており、今後ツアー商品の販売も本格化していくものと期待しております。また、この秋には、奄美大島観光協会と観光キャラバンを組み、誘客活動を予定しております。また、観光面だけではなく、特産品を中心にビジネスの展開も図ってまいりたいと考えております。その一例として、この秋に福岡において実際の販路拡大を目指すため、黒糖焼酎を楽しむ会のイベントなどを開催するため、現在官民一体となって計画づくりに取り組んでおります。業界団体や福岡地区の郷友会などと連携を密にして、観光と物産が両輪となって、観光産業発展に努力してまいりたいと存じます。

総務部長（松元龍作君） 福顔事務所の開設についてでございますが、議員御指摘のとおり、新幹線の全面開通や、福岡直行便の開設によります利便性の向上をもって、奄美への集客活動や企業の誘致活動などが、拠点を構えて行えることは、非常に効果が期待できるものだと思っております。しかしながら、単独での事務所設置となりますと、その施設にかかる人件費、もしくは人の確保、経費などの面から、財政面から十分に検討した上で判断をせざるを得ないものでございます。まずは今後も観光協会などの民間団体や県の福岡事務所と連携を取りまして、更には強力なサポーターでもあります福岡県奄美会などの島出身者の協力もいただきながら、観光キャンペーンなどの取組を強化し、交通利便性の向上が生かせるように努めてまいりたいと考えております。観光への取組について申し上げますと、今年度には奄美群島広域事務組合が主体となりまして、奄美群島一体となった観光一元化組織での動きに着手をし、観光の活性化に向け取り組んでるところでございます。事務所の開設につきましては、以前の東京事務所に関する質問の中でも答弁いたしましたとおり、広域的に奄美群島広域事務組合で対応できないかなど、今後の状況などを踏まえ、必要性や財政面などを勘案しながら検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

10番（竹山耕平君） はい、分かりました。しっかりですね、この福岡を500万人の福岡を中心にですね、そこから福岡は国際線も入ってきます。鹿児島もそうですが、そういう意味では、やはりまた中国地方だとか四国地方だとか、これまでは手を付けられなかった、東京は東京の在り方というのはあると思うんですが、やはりこの観光立島を目指すということをあの目標に掲げておりますので、そういう意味では、またいろんな形での何かこの在り方もあるとは思いますが、やはりこの今おっしゃいましたように、広域での取組が大事でありますので、その辺りをですね、これからの検討課題として市長はですね、是非先頭に立って、この広域でのですね、取組に対して取り組んでいただきたい、そう思います。よろしく願いします。

次の質問に移ります。まちづくりについて。末広・港事業について何点かお伺いしますが、まずは当初の事業計画と比べて、現在の進捗はどうなっているのか。進捗率としてはどうなっているのかをお示

してください。

建設部長（田中晃晶君） 末広・港土地区画整理事業の進捗状況についてお答え申し上げます。平成22年度でございますが、事業費ベースで43パーセントの進捗となっております。また、建物移転につきましては、平成20年度において計画いたしました32棟のうちの30棟が移転補償契約を締結しております。これの進捗率を申し上げますと、94パーセントとなっております。

10番（竹山耕平君） 全体では43パーセントで、現在では32棟中の30棟で契約を締結していることなんですが、契約は締結しておりますが、事業の実施には例えば解体だとか建設だとか、そういうところには至っていないというふうには感じておりますので、そういう意味でお聞きいたしました。

次にですね、当初計画と申しますのも、やはりこの当初計画というのがだんだんだんだん年ごとに変わってきております。そういう中でもありまして、当初計画というふうに私は申し上げたんですが、何年前か、1年、2年ほど前ですか、この市役所の中での事業説明会、市民に対しての事業説明会で、市民、住民へ示された計画案から現在の遅れている部分や変更など、地権者などの関係者の商店街の皆様に対してきちんと現在の状況を説明する責任があると考えます。これまでもその対応に対しては何度も申し上げ、また、担当職員の皆様も大変苦労されていることも私は十分に認識をしているつもりです。しかし、事業に関係する皆様は、これからの移転や将来への再投資、将来の生活設計、また、テナント店主の悩みなど多くの不安材料があります。結果として事業が思いがけない方向へ転じる恐れを感じている方もいると思います。

そのようなことを考えると、事業を進めるに当たっては、不安な部分を解消することがまず大事であり、そのためにも地域の皆様にはしっかりと説明責任を果たすべきです。個人情報などはあるとは思いますが、交渉の当事者だけに状況などを説明するのではなく、周辺の皆様、商店街の皆様、ましては市民の皆様へ配られる例えば奄美市便りだとか、そういう中で市民の皆様へ周知をすることがですね、事業計画書のこの今の現在の状況などをですね、今後分かりやすいように説明していくべきだと思います。本事業では、建物の解体や建設が進む中、商店街としての機能を存続させながらの事業を進めているというのが、事業計画であると私は理解しております。市としての見解と取組についてお示してください。

建設部長（田中晃晶君） 議員御指摘のように、何遍も地域住民への説明等につきましては、そのような御意見があるということにつきましては、深く反省しております。質問にお答えします。商店街を生かしながらの区画整理事業につきましては、用地先行取得時におきまして、本来の制度であるならば、建物を取り壊し、さら地にすべきところを、議員おっしゃるように、商業機能を維持する目的がございまして、建物を事業の進捗に合わせて取り壊す手法を用いております。また、移転契約においても、街区ごとに整備を実施しているところでもございます。住民の説明会につきましては、昨年度に解体工事内容の時期などに関する説明会や、ブロックごとの説明会、また、通り会への説明会など数にいたしまして計5回、参加人員が182名程度参加していただきましたが、そのような形で説明会を行っているところでもあります。

併せて、市民の方々からの問い合わせや、移転対象者への方へは、職員が直接お伺いをし、個別の説明も行っているところではあります。先月には通り会連合会の方に対しましても、事業の進捗などにつきまして説明を行い、御理解と御協力を願ったところでもございます。議員御指摘のことも、改めて検討しながら、引き続き移転契約に合わせて、できるだけ多くのほうに御理解と御協力をいただけるよう、説明会などを増やしながら個別面談を重ねていくことによりまして、円滑な事業の推進に努めてまいりたいというふうには考えております。よろしくお願いたします。

10番（竹山耕平君） 是非部長が答弁なさいましたことをですね、是非実施をしていただき、皆様に慎

重で、また、積極的にですね、何て言うんですかね、協議をされて、しっかりと説明責任をですね、果たしていただきたいというふうに思います。

次に移ります。次にですね、事業により移転された店舗に、また新たな店舗募集が開始されているようですが、この件についての現状説明と市の見解をお願いします。

建設部長（田中晃晶君） 契約に基づいて店舗移転その他取り壊しのことにつきましては、のことですが、施工者が建物移転補償をする場合、この建物を取り壊して移転する条件に、建物所有者と、それからテナントの了解を得まして移転交渉費を支払っているところでもあります。移転補償費により移転したテナントの後に再度テナントが入るということにつきましては、移転補償費の二重払い、当然約束事でありますから、通常はあり得ないことであります。このようなことがないように市といたしましても、以前に建物所有者と交渉交渉の中で、テナントの移転完了後には建物を解体していただけることについて確認等については十分にいただいているところでもあります。ただいま議員の御指摘の新たに店舗募集をしてるということですが、私どももその場所にまいりまして確認をいたしております。ただ、その中間取りその他のことにつきまして、貼り紙をされているその建物がそのものなのかどうか、その等についてのまだ確認はいたしておりません。そのようなことを確認いたしまして、先ほど申し上げたように、当初の約束事を反故にするということでございますので、これは全く認められるものではございません。というふうに考えております。

10番（竹山耕平君） 分かりました。もし、また新たに店舗募集してますけど、これは民間の持ち物ですから、その方の今後のやはりその方の計画というのがあると思います。そういうことで関して言えば、今の答弁で、もし店舗が募集を行い、店舗がもし入ったとしてもですね、今後のその移転補償費というものは発生しないということで理解してよろしいでしょうか。

建設部長（田中晃晶君） もちろんそれはそうであります。その前に、先ほど申し上げたように、我々は建物所有者との約束事がございますので、この部分については履行していただかないと困るものであります。

10番（竹山耕平君） 分かりました。これはですね、やはり今後もですね、また違う建物に対しても、同じ状況があり、起き得るということもですね、予想されますので、そういったことに対してはまた是非ですね、対応のほうをお願いしたいというふうに思います。

次に、事業により今後取り壊し予定の建物に新たに店舗する店舗が移転する店舗が出ているようですが、この件についてはですね、現状説明と市の対応について、また、これについてもまた移転補償費などの取り扱いどうなるのかをお示してください。

建設部長（田中晃晶君） テナント補償についてお答え申し上げます。テナントに対する移転補償の考え方につきましては、1回の移転が基本であります。区画整理事業の現位置に換地先ということにおいては、先に建物を取り壊し、その後建物を建築することになりまして、2階の移転が必要となる場合もございます。このような場合は、建物所有者とテナントが今まで同様に賃貸借の関係が継続していると認められる場合は、戻りの帰りの動産に対する移転の費用を市単独事業にて対応しているものであります。それ以外の条件の建物の移転費につきましては、商店街の活性化という観点から、活性化協議会の中で検討課題というふうにさせていただきたいというふうに考えております。

10番（竹山耕平君） 分かりました。今質問した中でですね、この今後取り壊し予定の、すいません、ちょっと僕が聞き取れてなかったのかと思いますが、取り壊し予定の建物にその移転しなければいけないテナント店舗さんが移転しているということについて見解をお願いしたいというふうに。

議長（世門 光君） 答弁を求めます。

建設部長（田中晃晶君） すいません、ちょっと答弁遅れました。この新たに移転するということにつきましては、移転補償についてはございません。

10番（竹山耕平君） 分かりました。やはりですね、この事業計画の中で、今後取り壊しが行われることのあるような建物にまた新たに今回の事業によって移転をされる、しなくちゃいけないテナントの方々もいらっしゃいますので、そのテナントの方々も今後事業計画で取り壊しという1年後、2年後という形ではありますが、例えばそういう方々が、1年後取り壊しのところに入ってしまうと、次のやはり出なくちゃいけない。その方々にとっては、大変苦労だなというふうに私は思っていて、今部長が答弁の、先ほど答弁ありました、もし同じ所有ビル所有者の中に入ってたテナントの方が、また同じビルを建設した後に入る場合は、この市の単独の事業ということで、そういう協力ができるということなんですけど、この移転にですね、私はまた疑問を少し思いました。それはですね、将来的にも本事業の目的にもある商店街としての活気づいていくためには、商売をする方をどんどん中心商店街の中にですね、呼んでいく、呼び込んでいく必要があると思います。私は今後も中心商店街に残って商売を続けていただきたいという市の取組については、テナントにとってもとてもありがたい制度ではありますが、しかし、同じ所有者の建物に戻るというだけではなくてですね、商店街から同じ商店街の中に戻るということですね、是非一緒に考えてもいいのではないのかなというふうに私は思っています。この件については、是非先ほど協議会の中でも検討されるということでしたので、一言御答弁がいただければと思います。

建設部長（田中晃晶君） 今議員が御案内のように、我々区画整理事業としての、事業としての立場で申し上げますと、先ほど申し上げたように、同じような形態ということになりますが、先ほど議員が申し上げたように、その地域の活性化という意味につきましては、全く同感でありまして、また、我々もそのような形でこの事業も当初進めましたし、また、今後もそんな形で進めていくと、そういう立場から申し上げて、先ほど先に発言申し上げましたが、この我々区画整理、いわばハードの立場の制度とやり方と、それからそれを補うために今度今回の中心市街地の活性化協議会の中で検討課題というふうにさせていきたいというふうに申し上げたところでございます。御無礼いたしました。

10番（竹山耕平君） 是非よろしく願いいたします。

次に移ります。次に、8番街区の進捗状況は、これまでも毎回の質問によって聞いて示されてきてはおるのですが、改めてですね、この当初計画とこの商業集客拠点施設というビジョンがありますが、この当初計画と比べて今はどうなのでしょう。どういう認識を持っていますでしょうか。まずはその点について伺います。

建設部長（田中晃晶君） お尋ねの将来ビジョンということにつきましては、議員御案内のように、我々は通り会連合会や商店街からこの街区に、この街区と申しますのは、8番街区につきましては、旧東京堂さんの街区でございます。この街区につきましては、中心商店街から核となる商業施設が必要だという要望を受けまして、そのようなことに沿って実施をしてるところであります。

10番（竹山耕平君） 分かりました。これもですね、民間の方々ですね、すべて財産でありますので、私も十分認識はしているつもりではございますが、この8番街区をですね、この末広・港事業において真っ先に事業着手を行ったというこの行政側としてのですね、事業計画も私はあると思います。そういう意味ではですね、この移転計画はあくまでも事業主体であるこの奄美市が進めるとしております。どうか早くですね、着手をして、中心商店街としての活気を取り戻していただきたいというその思い

はですね、共通認識であるというふうに私は認識をしております。だからこそ、事業にもっと責任を持って、関係者の皆様の大切な財産を扱うわけでございますので、慎重に誠意を持った対応を示していただきたい。このことについては、先程来部長から答弁をいただきましたので、要望で終わります。

次にですね、この建設中のA i A iひろばについて、管理運営の方向性についてということでございますが、建設後は直営方式で行うのか、また、直営方式である程度行うというふうには私は聞いておるんですが、その後どの程度行うのか。委託方法への移行導入があるなら、選定方法はどうか、見解をお願いします。

産業振興部長（川口智範君） A i A iひろばの建設につきましては、今年度末までに建設事業を終了し、来年4月から供用を開始する予定でございます。施設の管理運営の方法につきましては、市が直接管理をいたしたいと今考えております。これは新しい施設であるため、管理運営に要する費用の歳出や、自主開催イベントなどの費用を算出するための時間が必要だと考えているからでございます。その上で、指定管理者制度の導入などを検討したいと思っておりますが、具体的な選定方法等につきましては、今のところ未定でございます。

10番（竹山耕平君） 分かりました。直営、まずは直営ということで認識をしました。

それではですね、またこの1点ちょっとこの新しいA i A iひろばという今後ですね、新しく建てられる建物が、このネーミングをですね、ちょっとお尋ねをしたいと思えます。見解を示していただきたいと思えますが、この奄美らしいネーミングの募集、またですね、場合によってはまたネーミングライツ事業の導入などもですね、考慮していただきたいと思えます。これはですね、商店街の方々や、何人かの方々と話をした中で、そうすべきではないのかというのは、市民の声も私は伺っております。その件についてちょっと通告にはないんですが、もし答えられるようであればお願いしたいんですが。

産業振興部長（川口智範君） そういった市民、あるいは商店街一番お使いになるのは商店街の皆様でございます。商店街の皆様の御意向に沿いながら、提案がございました件につきましては、検討させていただきたいと思えます。ネーミングライツについても当然検討いたしたいと考えております。

10番（竹山耕平君） はい、よろしく申し上げます。

それではですね、この（2）のほうなんです、前回は質問しましたこのA i A iひろばに関連し、整合性を持つ市場、このことなんです、前回は26年度をめぐりに整備をするとありました。その市場は、どのようなものを考えているのか。26年に完成し、使用できる状況なのかどうか。公設市場なのかどうか。もし、そうであれば、市場は現在民間が所有する大切な財産であります。その関係者に事業計画、事業方法についての説明を先に示す必要性が私はあると考えます。市場を所有する方々何名かにお話をお伺いしたところ、まだ何も話がないというふうにも聞いておりますので、是非ですね、この早急な事業実施に向けた具体的なスケジュールをお示し願いますが、時間等がございませんので、その何ですか、その所有者の方々とのその意見の交流、いろんな方たちに対して、協議に対して具体的なスケジュール等があれば、その点だけについてお願いします。

産業振興部長（川口智範君） まず、最初の市場の方々との話し合いの件でございます。21年の11月2日、永田橋市場の権利者の方を対象といたしまして、最初の話し合いを持ったようでございます。ただ、その後の部分については、今行っておりません。これはA i A iひろばの建設のほうに集中したためでございます。スケジュールについてでございます。これにつきましては、今後も詰めていく必要があると思えますので、関係者や中心市街地活性化協議会などの御意見を伺いながら、スケジュールについては検討してまいりたいと存じますので、御理解をお願いいたします。

10番（竹山耕平君） 分かりました。平成21年度に永田橋の権利者ということは、店舗店舗がうまくこの昔のこの組合があった方々というふうに思いますので、それ以降この26年というのは、まだそのときは示されてないというふうに私は思っています、やはりこの26年ということを前回の質問です、答弁をいただきましたので、そういう具体的な数値が出た以上はですね、早急なその事業の実施に向けた協議なり、そういったものを始めなければいけないのかなというふうに私は思います。すいません、次の質問に移ります。

景観行政団体として、10月1日より施行となりますが、この景観行政団体、すいません、大変申し訳ないんですが、他の議員の方もですね、同僚議員がですね、質問を同じ内容の質問を行いますので、私はこの末広・港事業のその次のですね、この景観協定の進め方は今どうなっているのかというふうに思います。これまでも新しい道路、商店街の景観については、この景観協定の早急な実施の必要性を訴えてきました。簡潔にお答えをお願いします。

産業振興部長（川口智範君） 末広・港地区における景観協定の締結につきましては、中心市街地活性化基本計画案の基本方針において、奄美らしい景観の創出を目指しているところでございます。その実現に向け、民間の取組を支援する商店街環境整備事業の実施を予定しているところでございます。現段階では、住む人・来る人が奄美らしさを身近に感じることができ、潤いとゆとりのある都市景観を演出・創出するため、景観協定に基づく店舗改修等に対して支援を行う予定でございます。景観協定の締結は、関係権利者の理解が前提となりますので、区画整理事業の進捗に合わせて、通り会などの合意形成・意見形成が必要だと今認識いたしております。

10番（竹山耕平君） はい、分かりました。この進捗度に合わせてということではございますが、いろんな今建設がA i A i ひろば周辺においても、この港町の海側、一番海側においてもですね、側溝がもう新しい側溝が設置されですね、新しい道路として皆さんが向こうに行けば、大体のイメージがつくぐらいにはもうなってます。ですから、もう私はもう2年ほど前からですね、この景観協定の必要性について訴えてきてはいるんですが、未だにまだ進んではないのが現実ですので、是非ですね、そのぐらいの意気込みを持って、早急に取り組んでいただきたいというふうに思います。建物所有者ですね、そういう方々にとってはですね、もう家を造るときで、もう例えば色だとか、いろんなことに対してもう自分の頭の中では、その方々の頭の中では、将来設計があります。家をどういうふうにしようとか。けど、例えば真っ黒い家を建てたりですね、次建てる建物が。もうそうなってしまえば、景観協定も何もありません。そういったことも是非考えて、考慮していただきたいというふうに思います。

次に移ります。次にですね、大島工業高校の来年度からの利活用に対しての本市の方向性と取組ということではございますが、この浦上地区、この大島工業高校がですね、設置されたいろんなこの浦上地区、上方地区の皆様のさまざまな思いがあると、あったというふうに思います。実際ですね、あったというふうにも聞いております。そして、これからですね、この浦上地区においてはですね、やはり皆さんこの集会だとか、いろんなときにおいてもですね、やはりその話題になるということでもあります。しかし、何もまだ話が見えてこないの、答えられないのが現状であり、是非ですね、早急にですね、この地元住民の意向を大切にすることというのは、もう前から聞いておりますので、その実施をですね、いつ頃からするのか。もう工業高校の子どもたちはそういう学生生徒たちは、例えば最後の甲子園出場を目指す、最後の体育祭、最後の運動会、そういった形で、そして最後の卒業式、そういう意味では、この心に工業高校というものを残そうということを実施しております。そういう思いから質問いたしますが、答弁をお願いします。

総務部長（松元龍作君） 議員御指摘のとおり、来年の3月末をもちまして大島工業高校は廃校になりますので、それを受けまして、その跡地の利用については、現在庁内のほうで関係各課による検討会を組織をいたしております。それで利用計画の策定に向けた準備を進めておるところでございます。今後も

内外からの情報収集に努めるとともに、ワークショップの開催など、具体的な方法も含めて、地域住民及び学校関係者、議会、多くの皆さんからの意見集約に向けて検討してまいりたいと思います。その上で、地元にとって一番最大有益な活用策を県の県立学校跡地活用検討委員会に早めに要望していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

10番（竹山耕平君） 分りました。是非その庁内でのですね、検討会を進めているということですので、その今行っていることをですね、是非説明をまずしてもらいたい。何が今どういうふうにもう進んでいるのかも分からないという状態なので、今この庁舎内ではこういうふうなことが進んでいるんですよということをまず知らせていただきたいというふうに私は思います。そしてですね、以前ちょっとお話を聞いたんですが、このOB会の方々ですね、の方々もですね、もうこういうふうになりましたからという前に、何かしらそのお話を聞かせていただきたいというふうにも聞いておりますので、よろしくお願いいたします。

最後の質問に移ります。次に、おがみ山バイパス事業についてお伺いします。いったいどうなっているのか。どうなっているのか。現在の状況への見解と、今後の取組について本市のスタンスをお示しください。また、市民からおがみ山バイパス先送りにより発生した現在の永田地区のいびつな景観に対しての改善に関する要望書が提出されていると思いますが、その後の取扱はどうなったのでしょうか。取組状況についてお伺いします。

議長（世門 光君） 傍聴席の皆さん、帽子を取ってください。お願いします。

建設部長（田中晃晶君） おがみ山バイパス事業につきまして、事業主体である大島支庁のほうにお伺いしましたところ、平成22年度末の進捗状況は、事業費ベースで46パーセント、用地取得進捗率は面積でございますが、77パーセントとなっているようであります。一部事業に御理解を得られずに、交渉が完了してない箇所が数件ございますが、県といたしましても、今後とも引き続き事業に対する御理解と御協力をいただけるように交渉を進めていくということでもあります。また、用地買収が完了した土地につきましては、現在空き地となっております、未活用なもののために、関係隣接者や市民及び先ほど市議会のほうからも、この空地进行を放置することにつきましては、景観面もさりながら、早くということで、早く事業を進めてほしいとの意見等も伺っているところであります。特に永田橋交差点から末広の交差点までの現道区間につきましては、朝夕の交通渋滞が著しいために、早急にその渋滞緩和を講じてほしいとの強い要望も受けているところであります。市といたしましても、このような課題を解消するために、永田橋、先ほど申し上げた永田橋交差点から末広交差点での歩道や車道の整備を早期に着手していただきますように、先般強く要望書を提出したところでございます。

10番（竹山耕平君） 強く市のスタンスを示しているということではございますが、是非ですね、このおがみ山バイパスというの、今いったいどうなっているのかも分からない、どうなっていくのかも分からないという現状はあります。しかし、知事も申し上げたように、第1工区、第2工区としての位置付けをしたということではございます。しっかりとした事業の推進をお願いします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（世門 光君） 以上で平政会 竹山耕平君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後2時30分）

議長（世門 光君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き一般質問を行います。

市民クラブ 栄 勝正君の発言を許可いたします。

23番(栄 勝正君) 市民の皆様、議場の皆様、こんにちは。市民クラブの栄 勝正です。午後に入り、少々お疲れのこととは思いますが、元気よく質問をいたしますので、答弁も元気よく要領よく的確に答弁なされるようよろしくお願いいたします。

質問に入る前に少し所見を述べたいと思います。今年は例年になく猛暑が続き、台風が発生し、熱中症などで体を壊す人、農作物などに大きな被害をもたらしています。特に台風12号の直撃で、奈良県や和歌山県を中心に、平成になって最悪の死傷者、行方不明者となり、道路の決壊、崖崩れ、川の氾濫と想定外の被害をもたらしています。被災者の皆さんにお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた方々の御冥福を心からお祈りいたします。政府においては、自治体と協力して、行方不明者の救出と、孤立集落の解消に全力で取り組まれるよう強く望むものであります。奄美においても、昨年10月の集中豪雨、本土においては3月の東日本大震災、先だつての台風12号の直撃と、国の存続が危ぶまれている状況の中、2年間で国の最高の舵取り役である総理大臣が3名も代わる異常事態、景気回復、安全保障、社会保障、円高など課題が山積している我が国、総理大臣を始め、政治を担う人々は、党利党略、私利私欲ではなく、国民の立場で全身全霊で問題解決のために取り組まれるよう、強く願うものであります。また、我が奄美市少子高齢化、人口減少、産業の振興など問題が山積している中、職員一人一人どのような意識改革で市政に取り組んでいるのか、お聞かせください。また、市民は昨年未の災害を受けて、意識が変わったでしょうか、御見解をお聞かせください。

さて、私も平成8年8月に市議会議員に市民の温かい御支援で当選させて以来、常に初心を忘るべからず、市民の立場で物を考え行動し、是は是、非は非、信念の下、市民の幸せと市政発展のため全力で取り組み、頑張っただけではありません。今後とも何とぞ御指導、御鞭撻のほどをよろしくお願いいたします。次の質問からは発言席にて質問をいたします。

議長(世門 光君) 答弁を求めます。

市長(朝山 毅君) 栄議員の長年の議会活動に敬意を表したいと存じます。議員御指摘のとおり、本市においては少子高齢化、人口の減少、そして公共事業や大島紬の衰退による所得の減少などは、深刻な問題だと我々行政に携わる者は感じているところでございます。また、職員はそれぞれの立場でこれらの問題に取り組み、市民の皆様が少しでも生活しやすい環境づくりに努めているところでございます。私ども市職員は、地域に帰れば市民の一人として地域行事に参画するのはごく自然なことだと存じますが、中には地域行事へ参加していただけない職員がいることも伺っております。このことにつきましては、再三議員のほうから質問等もいただいておりますが、そのつど職員には部課長会等を通して、地域行事に参加するよう督励をいたしているところでございます。今後も公務員として市民の皆様へきめ細やかな行政サービスを提供することはもちろんであります。それぞれの地域で自治会活動や地域行事に率先して参加し、市民の範となるよう引き続き指導してまいりたいと存じますので、どうか議会の皆様方の御指導もよろしくお願いいたします。

総務部長(松元龍作君) 災害を通しての市民の意識の改革ということでございますが、再三言われておりますように、あの10.20奄美豪雨災害におきましては、非常に地域のコミュニティが大事だと結いの精神が大事だということがはっきり証明されたものだと思っております。そのおかげで多くの方々が助かりました。今後もこのようなことを通じまして、やはり市民の皆様も災害を通じて結いの心、隣地域それぞれの自治会などのお付き合いの仕方が大変重要なことだろうと認識をしたことだと思っております。私たちもそのようなことで市長が申しましたように、やはり地域と一緒に帰りまして、市民と一緒に地域活動に努めてまいりたいと、このように思っています。

23番(栄 勝正君) 市長、私が質問したいと思ったことはですね、今市長が答弁したことももちろん

なんですけども、このように少子高齢化とか人口減少とか、あるいは大島紬による産業の衰退とか、いろいろ言われている中で、本当にこの約臨時職員まで入れて、1,000名近くいると思いますけども、この職員の一人一人が、この奄美市の抱えている問題についてどのようにその部署部署で意識を改革してるかということを知りたかったんですけども、先ほどの答弁を見ますと、以前の私がいろいろ質問した全くそのとおりでありまして、地域に帰って一生懸命に協力してもらおうとか、そういうことではなく、それぞれの例えば農業、あるいは教育、あるいはいろんな部署において、それぞれ観光、この奄美市をどう意識を改革して取り組んでいるかということをお聞きしたかったんですけども、その辺の見解がありましたらお願いしたいと思います。そのように言うてあるんですけども。

市長（朝山 毅君） 栄議員のおっしゃるとおり、行政の範疇はいろいろございます。教育行政、土木行政、福祉行政、多々ございます。それらの行政の推進については、総合振興計画に基づく理念を、そしてまた、目標に向かって日夜事務作業に努めているところでございます。そのような総合振興計画に基づく理念の下、それに一步でも近づくように、人口が5万人になるように、そして、人口交流が増えるように、同時に、地域の地場産業と言える大島紬が振興されるように、諸々の行政課題を抱えながら、それぞれの部署において努力をしているものと認識をいたしております。当然それらの目標に近づいていくためには、一人一人がその思いをしっかりと踏まえて努力を積み重ねていくことが、結果としてそのような数値を示していくものだと私は信じております。一朝一夕に産業の振興、また、産業の結果を求めるといことは大変難しい一面もございまして、10年スパンである総合振興計画の理念を基に、一人ずつその課、その部署においてそれぞれの意識をなお一層自覚をして頑張りたいと思っております。具体的には答弁にはなりませんでしたが、行政の範疇はそれぞれ広がってるというその地、その部署部署において職員は頑張ってるということを御理解いただければと思います。

23番（栄 勝正君） 今回15人も質問をいたします。毎回毎回議員が質問することは、市民の幸せと、そして、この奄美市の現状を踏まえた産業振興ということで、ほとんどの議員が質問してるだろうと私は思っています。その中で、やはり午前中の質問にもありましたけれども、職員の挨拶とかいろいろありますけれども、やはり民間はやはり一円を利益を上げるために一生懸命と汗水垂らして頑張っているわけです。市の職員もですね、やはりこのようなことを踏まえて、一人ずつが奄美市を背負って立ってるんだと、農業の部門で立ってるんだと、福祉の部門で立ってるんだと、そういう気持ちですね、やはり取り組まなければ、今後はこの奄美市にとっても浮揚はないんじゃないかなあと私思っております。是非ですね、やはり先ほどの地域に帰って協力せよと、そういうことも大事なことですけれども、そういう各部門において、観光部門において、農業部門において、先ほどの水産業のこともありましたけれども、水産業においてもですね、一人一人が担当の職員、あるいは担当でなくてもですね、やはり全体的なこととして考えるような体制づくりを是非やってもらいたいと私は思っております。そういうことで、是非そういうふうな取組をしてもらいたいなあと思っております。

それから、その市民の意識改革なんですけども、やはり奄美市、この間県下の自主防災組織のパーセントで載ってありましたけれども、大変この旧名瀬市が低いために、パーセンテージが低いわけでございます。去年の10月の集中豪雨で今部長が申し上げましたように、結いの精神、助け合いの精神などもありますけれども、なぜこういうこの間12号、あるいは東日本大震災を踏まえてですね、防災組織がこの旧名瀬市にできないのか、私は不思議でなりません。やはりこれは自主防災組織でありますので、自主的に防災組織を作ってくれということもありますけども、やはり行政と一体となって、その自主防災組織づくりにも取り組まなければいけないことだと私は思っております。その辺二つほど見解があれば、お願いしたいと思います。

総務部長（松元龍作君） 自主防災組織についてお答えをいたします。自主防災組織については、もう議員御指摘のとおり、住用、笠利地区の組織率は非常に高うございます。笠利地区は、もう100パーセ

ントに達しました。住用地区が75.3パーセントになっております。御指摘のとおり、名瀬地区が23.5となりまして、全体として名瀬地区が足を引っ張っているという形になっております。その原因にしては、やはりもう前々から申し上げておりますが、自主防災組織の要となります自治会、町内会がなかなか組織ができないということがございます。総合計画におきまして、平成27年度までに組織率を50パーセント達成するような目標を掲げておりますので、奄美豪雨や東日本大震災のような大規模災害におきまして、行政による救助の活動が限度がございまして、改めて自主防災組織の必要性を痛感をいたしております。5月22日の防災訓練後、自主防災組織を立ち上げたいという自治会もございませんので、庁内と連携をいたしまして、自治会、町内会の設立にも努めながら、引き続き防災組織の設立を推進していきたいと考えております。

23番（栄 勝正君） 時間がありませんので、また次の機会にいたしたいと思いますが、市長、是非この一人一人がですね、やはり真剣にこの産業振興やいろんな問題にですね、自分のものとして考えていくような改革をしてもらいたいと、御指導よろしく願いいたします。

次に、障害者自立支援事業についての取組について質問をいたします。平成18年に障害者自立支援法が制定され、その後、国、県においても、さまざまな取組がなされているものと思われま。また、本市においても、いろんな助成事業などもなされておりますけれども、今ひとつこの私が見る限り、この奄美市で5,000名ですか、障害手帳が配布されている障害者が認定されているみたいなんですけれども、この施設にいる方を除いて通所の自宅にいる、そしていろんな病院に通っているとか、いろんなところに通っている人たちの自立の支援事業が、今ひとつ奄美市には欠けているような思われております。それで、奄美市において、この障害者自立のためにどういう取組をしていこうとしているのか。また、住用や笠利地区では、そういう障害者のための自立のための居場所と言うか、働く場所とか言うか、そういうのが今ないのが現状でないかと思っておりますけれども、その辺はどのように考えているかをお聞かせください。

福祉部長（小倉政浩君） それでは、障害者自立支援の取組についてお答えいたします。議員御案内のとおり、障害者の自立支援法は、障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指しまして、平成18年4月に施行されております。内容は、主に自立支援給付と地域生活支援事業で構成されております。そのほとんどが自宅で生活する障害者に対する自立支援のためのサービスの提供となっているところでございます。その中で、障害者が抱えています雇用問題などの支援としましては、訓練給付ということで、就労移行支援事業と就労継続支援事業がございまして、この就労移行支援の施設は、現在1施設、それと就労継続支援施設が奄美市に5施設ございまして、これらに伴う給付といたしましては、平成22年度の実績で、その就労移行支援施設へ約1,938万円、就労継続支援施設へ約1億332万円支給しております。利用者は延べ1,162人で、それぞれの施設におきましてパンの製造やクリーニング、農業、工芸などの作業に従事しているところでございます。

また、平成22年の4月には、本島内5市町村による奄美地区地域自立支援協議会が設立されまして、障害者支援のネットワーク構築が確立されつつあります。協議会内においても、就労部会におきまして、障害者の就労を支援してるところでございまして、また、今年の8月1日には、奄美市社会福祉センターの4階に、「あまみ障害者就業・生活支援センター」が開設されました。これは障害者の就業面における支援と併せて、生活面における相談・支援、これらを一体的に行う施設で、これまで以上に障害者の就労が多くなるものと期待されております。本市としましては、今後とも関係機関ともこれらの情報の共有を図りながら、なお一層障害者の就労支援に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

23番（栄 勝正君） 住用と笠利地区への対応をちょっと聞かなかったんですけども、市内には障害者をですね、何かの形で雇用して、居場所ですか、一日中家に引きこもってなおさらまたいろいろな悩み

苦しむわけでございますので、そういうところに集めて、軽い作業などをさせてですね、障害者たちの自立支援に励んでいるところもあります。団体があります。やはりそこでいろんな事業をやっているとする上には、やはりその団体だけの力では到底不可能なこともあります。例えば、家庭で使った食用油の廃油、あるいは、発泡スチロール、あるいは、空き瓶のリサイクルなどですね、そういう軽い作業が障害者にとってですね、できる団体などもあります。やはりそういうところにも目を向けて、是非こう一緒になってですね、障害者の自立のためにやってもらいたいなあと私は思っておりますが、簡単にその辺と、そして今年、今月は障害者雇用支援月間というのが今月はあります。奄美市は、今月こういう月間の中で障害者の雇用月間に何をしているのかなあと思っているんですけども、それを含めて簡単に答弁をお願いいたします。

福祉部長（小倉政浩君） それでは、今議員の御指摘のございましたその障害者の軽い作業とこう今お話がありました、これが先ほど私がお話しました就労継続支援施設のその一部でございます。その中のその団体が、そういった作業をしておりますので、その辺に対しては、しっかりとしたその自立支援の法に基づいた給付費を支給してるところでございますので、御理解をお願いいたします。それと、障害者の雇用月間につきましては、関係機関のほうからいろいろポスターとかそういうのもまいてありますが、それらに対して我々も一緒に協力して、ポスターを庁内に貼ったり、また、関係のそういった団体のほうにもその周知を図っているところでございますので、御理解をよろしくお願いいたします。あ、住用、笠利においては、その施設等というのは今設置はされておりましたが、そこからの通所も可能となっておりますので、そういったその辺の支援も含めまして、これからそういった周知も図っていききたいと思いますので、よろしく申し上げます。

23番（栄 勝正君） もう時間がありませんので、進めたいと思っておりますけども、要望しておきます。やはりこの5,000名近くの障害者が認定されて本市にあります。その中で施設に入所してる方もおります。しかし、家で通所で通院をしてる方もおります。いろんな障害者がいると思っておりますけれども、是非ですね、こういういろんなことでその人たちを居場所、あるいは軽作業など通じてですね、社会貢献ができるということでありますので、やはりそういう団体とはですね、一緒になって行政のほうも取り組んでもらいたいと思っております。それから、住用、笠利にも障害者もいますので、やはり奄美市まで通ってくるというのは大変な時間もかかりますので、やはり何かの形で住用、笠利にもそういう障害者がですね、働けるようなそういう取組をしてもらいたいと強く要望して、次に移りたいと思っております。

次はですね、庁舎建設計画なんですけども、これは昨日も住用の庁舎建設の計画について私たちに説明がありました。もう説明は十二分に分かりました。今の場所が最適だという説明も受けました。そして、その中で私も質問したんですけども、やはり今の場所が最適であればですね、また去年のような1日2日で降り始めから大きな1,000ミリメートルを超すようなですね、やはり雨が降りますと、また水没するんじゃないかなあと私は懸念いたしております。そして、その今の庁舎の石原に行くところは、あの大規模な崖崩れと言うか、地滑りと言うか、あります。そういう点であれば、また後ろの山が崩れないのかなあと私は心配をいたしております。昨日の説明会の中での答弁では、県のほうにも強く市長は要望していくということなんですけども、やはり県があの抜本的に住用川を改修しないとですね、またどんなにきれいな、あるいは5階建て、6階建て、あるいは1.5メートルかさ上げしてもですね、私は水没するんじゃないかなと思ってるんですけども、県とのこの住用川の河川の改修については、どのような今対応してるか、ちょっとお聞かせください。

建設部長（田中晃晶君） 県のほうにおきましては、今現在、その原因と申しますか、原因等を河川においてどのような工作があるのか、それから、市におきましては、後ろの冷川の改修、その他について今検討を進めてるところでございます。

23番(栄 勝正君) いまいち分からないんですけども、県とですね、やはり改修をすると、私素人目が見てもですね、あの曲がりくねったあの西中間の横のですね、川は、また降るとまた庁舎の前に向かって流れてくるんじゃないかなあと思うんですけども、やはり抜本的な解決をしないとですね、また庁舎建設した後にそういう豪雨が降ると水没するというようなことになりかねないんじゃないかなあと思うんですけども、その県とのこの要望だけじゃなくて、話の進み具合という庁舎建設と同時にですね、やらなければいけないと思うんですけども、いかがですか。

建設部長(田中晃晶君) 県のほうからは、この間と申しますか、については、調査、いわば基本的な調査を行って、ある程度の方向性が見えれば、市のほうと、それから地域の方々に際しての説明会をする用意があるというようなことをお聞きしております。

23番(栄 勝正君) 説明会の中で、地域からの要望もいろいろあるかと思えますけども、やはりこの庁舎建設に当たってはですね、その住用川の改修が私は第一じゃないかなあと思っております。是非ですね、この住用川の改修、幅を広げるとか、あの曲がりくねったところを改修するとか、あるいは、深く掘り下げるとかいろいろあるかと思えますけどもですね、かさ上げするとか、堤防のですね、護岸の、そういうことも含めてですね、やはりこの建設する前にですね、それは解決してもらいたいと強く要望しておきます。

時間がありませんので、次に進みたいと思います。次じゃなくて、同じ庁舎建設なんですけども、笠利と本庁はあるんですけども、本庁の場合も、今回も4億円という基金を積み立てます。市民にとっても、やはり今でも私6月議会にも申し上げましたけども、この庁舎建設というのは、本当に関心の的があります。どこに造るのか、どんな建物ができるのかというのが市民の大方の関心事であります。であればですね、やはりもう積み立てもやってるわけでございますので、是非このいろんな検討会や地域協議会の意見も大事でしょうけれども、やはり市民に向けても説明会は必要だと思えますので、今後はこの笠利と名瀬の庁舎建設に当たっては、住用もそうなんですけども、やはり住用も含めてですね、市民にもこういうことですよと説明会を是非開催してほしいと思えますが、いかがですか。

総務部長(松元龍作君) この説明会の意見につきましては、今後行われます仮称ではございますが、施政懇談会を10月辺りから開催をさせていただきます。そのときに、庁舎建設についての、その中の議題の一つとして取り上げて、地域の皆さんといろいろまた懇談会もしてまいりたいと思っております。一番は、名瀬地区でございまして、ここが住用、笠利のように地域協議会、そういったものがございませんので、名瀬地区のこの庁舎建設に関する意見をどのように吸い上げていくかというのが、一番大きな問題でございまして、これは今しばらく時間をお貸しいただきまして、もう少し検討した上で、また議会の皆さんと御相談を申し上げたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

23番(栄 勝正君) はい、私たち議員も、職員も、市民があつてこそ議員であり、あるいは役所があるわけでございますので、市民が主人公でありますので、やはり地域協議会とか検討委員会も大事なことですけれども、この市民にですね、やはり説明方を是非やってもらいたいと思います。

次にですね、4番、5番の長浜埋め立て、本港埋め立て、春日-小俣線、三つ一緒にお聞きしたいと思います。これはですね、先ほどの竹山議員の質問にもありましたけれども、やはり奄美市にこの旧名瀬市街地において、いろんな公共工事が今述べたほかに、そのおがみ山ルートいろいろあります。その中で、やはりこの景観上も良くないし、更地が多く、あちこちそのままと言っても過言でない、今申し上げたところがあります。そこで、財政は厳しいという割には、どうなってるのというのが市民の思いであります。私はこの長浜埋め立ての選果場用地、あるいは造船場用地、そして本港埋め立てが舟こぎ競争も去年から佐大熊に移りまして、そしてやっている割には、なかなか進捗しないという状況、そしてまた、春日-小俣線もなかなか進捗しないと。家屋が移転しないため進捗しないという状況が続い

て、やはり公共工事をするに当たっては、皆さんもまんべんなく住民の意見を聞いて、地権者らの意見を聞いてやっているとしますけども、このように財政が厳しい割には、本当に目立つところで工事が止まったままというのが、私が見た現状であります。どういうふうに長浜埋め立ての今後の利用計画、本港の埋め立て状況、春日 - 小俣線の今後の見通しなどお聞かせください。

総務部長（松元龍作君） 現在、長浜の埋立地のことでございますが、現在、奄美市開発公社が所有している土地671.8坪のうち、一部の土地90.7坪については、公共機関の倉庫用地として、現在、関係機関と譲渡に向けて協議中でございます。残りの土地581.1坪につきましては、現在、具体的な売却時期、譲渡先は未定でございます。長浜埋立地内の公社所有地につきましては、業務施設用地としての用途がなされておりまして、当初需要調査を行ったときは、市内事業所から倉庫等の土地需要希望もありましたが、近年の企業を取り巻く経営環境の変化、推移によりまして、土地需要の減退から、土地購入には至らず、その後選果場の土地利用の案もありましたが、こちら面積や利用条件などで合意に至りませんでした。今後とも関係部局とも協議をした上で、早急に処分ができるように努力をしたいと思いますと思っております。

建設部長（田中晃晶君） 次に、名瀬港本港地区の埋め立て事業につきまして申し上げます。議員御承知のように、県のほうでは、耐震護岸と、それから後ろの緑地並びに臨港道路を整備する計画であります。その背後を開発公社が埋め立てをし、都市機能用地としての確保をする目的で、平成26年度完工・完成を目指して事業を進めているところでございます。進捗状況として申し上げますと、平成23年度までに県施工で耐震護岸のケーソン据え付けを完了する予定だというふうに聞いております。あと市のほうといたしましては、本港地区を利用しております事業者との交渉中でありまして、今後とも事業の進捗に遅れが生じないように、関係者との交渉を進めてまいりたいというふうに考えております。

引き続き、小俣線のことについて申し上げます。市道小俣線街路事業につきましては、住宅が密集しております小俣町と、それから春日町の交通と、それから防災機能向上を目的としまして、平成14年度から延長にしまして760メートル、幅員13メートル、両側に3メートルの歩道を設置するという計画で進めているところでございます。今年度につきましても、今年度は引き続き用地買収と、それから建物移転補償を進めております。また、本工事といたしましては、春日川の終点側の俊良川でございますが、その俊良川のほうに管きょ工事、俗に言うボックスを掛けまして、に着工する予定にしております。それで平成22年度までの事業費ベースで進捗率を申し上げますと、77.3パーセントでございます。今年度の23年度末の進捗につきましては、の予定としましては、85.2パーセントを予定しているところであります。当初23年度に完工・完了する予定でございましたが、いろいろ諸般の事情等がございまして、現時点では2年延伸しました平成25年度までの申請を今行っているところであります。今後とも権利者の方々に対しましては、事業への御理解と御協力をいただきますように、誠心誠意取り組んでまいりたいというふうに考えております。

23番（栄 勝正君） 長浜埋め立て利用計画のことは分かりましたけれども、いつ頃からこの応募をかける予定なんですかね。それから、残った土地のことは、またどういうふうに考えているか、お聞かせください。

総務部長（松元龍作君） 長浜の埋め立てにつきましては、現在、業務用地として今用途指定をしてございます。土地需要調査を再度またかけてみないと分かりませんが、もし、仮に業務用地以外の需要が多いとなると、また用途変更という手続きなどもございまして、非常に高いハードルがございまして、そういうことがございますので、今のところいつ公募というまだ決定はいたしておりませんが、なるべく早い時期に公募をかけてみたいと思っております。

23番(栄 勝正君) 長浜のあの地はですね、ウォーキングする人や、あるいは公園を利用する人たちが、隣の公園を利用する人たちが多くてですね、いつまでまたこのような空き地が更地が放っておくのかという疑問もたくさんありますので、一日も早く需要調査をしてですね、公募をかけてもらいたいと私は思いますので、要望いたします。

それから、本港埋立地の状況なんですけども、当初は25年度、26年度で終わる予定だったわけですね。これもまたその後時代も需要調査が以前も私聞いたんですけども、需要調査もやってると思えますけども、その後次々この奄美市の経済状態も変わっていますし、果たしてこの需要があるのかなあと思うんですけども、この再度需要調査とか、あるいは完工は、埋め立て完了は26年度でよろしいんですかね。それから、春日-小俣線の件についてなんですけども、この地権者との話し合いは進みそうなんですか。それとも、2年間ぐらい遅れてるということなんですけども、どういう事情で地権者との話し合いが進まないのか、個人情報に引っ掛からない程度に話してもらいたいと思います。

建設部長(田中晃晶君) まず、本港地区の完成予定でございますが、現在のところ、当初どおり26年度の完成を目指して努力しているところでございます。春日町のその家屋の遅れでございますが、やはり地権者の方も、やはりそのそれぞれの個人の都合というのがやっぱりございまして、我々の事業についての計画どおりにというふうにはやっぱりまいらないところもございまして。それと、進んでるかということでございますが、この間確認をいたしました。今までの交渉の内容と、先週末までの内容では、好転のほうに進んでおりますので、近々御理解が得られるものだというふうに考えております。

23番(栄 勝正君) 本港埋め立ての件はですね、やはり造船場が、造船場の問題が大きな問題となっているんだろうと思えますけども、今26年度の完了予定ということなんですけども、これまでに是非完工できるようにですね、努力をお願いしたいと思います。それから、今の春日-小俣線なんですけども、やはりこの頃このような大規模な災害が起きていますと、やはりあの道路も必要じゃないかなあと思えますのでですね、これもこの何件かの地権者とのですね、話し合いが本当にいくのかなあと思いをいたしております。そしてまた、いつまでああいうふうですね、あの道路を途中でやめて止まってですね、停止しておくのかなあと思ったりしていますのでですね、これはもうほとんどの市民がそう思っております。一日も早くですね、解決をして、着工されるよう強く要望いたしておきますので、お願いいたします。

それから次に、し尿処理場の跡地の利用の問題なんですけども、この件について私は過去2回ほど質問をいたしました。やはり解体するにも、あるいはいろいろあそこを取り崩すにしろ、多額の費用がかかるということやら、あるいは、今後どうするかという計画がまだ定まってないという答弁でしたけれども、それからもう3年経っていますけども、その後どういう進捗があったか、お聞かせください。

市民部長(田丸友三郎君) 長浜のし尿処理場跡地の利用計画につきましては、議員がただ今御指摘いただきましたように、施設の解体には2億円程度の多額の費用がかかることで、本市の厳しい財政事情を考慮したとき、早急の対応は大変難しいものがあります。補助、起債、または交付税などの有利な財源措置、そして、今後他の周辺の公共施設などの関連を含め、跡地の利用計画を更に検討しながら、議論を重ねてまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

23番(栄 勝正君) 前々も申し上げましたように、もう長浜地区はやはり下方地区にも相当人口が増えていきますし、ある程度中心と言っても過言でないぐらいの場所です。その場所がああいうところで市の市有地としてあるわけでございます。市民はやはり一刻も早く何らかの形で利用ができないかなあと思っております。一日千秋の思いで待ってる人もいます。多額の2億円ぐらいの費用がかかるということなんですけども、奄美市の財政にとっても大変高額な金額だと私も思っております。是非国やら県やらのですね、そういう補助事業がないか、誠心誠意を持ってですね、頑張ってもらいたいと思っております。そ

して、跡地利用計画を示してもらいたいと思います。

次に、ポイ捨て条例について質問いたします。この件についても、私は過去もう7、8回以上質問を
してまいりました。というのは、先ほど小笠原が世界自然遺産に登録されました。奄美も同じような目
標で頑張っているわけですが、まだ自然遺産には登録されていません。やはり私たちにできるこ
とは、この奄美の本島、大島本島、そしてまた、私たちにできることは、この奄美市からきれいに、ま
ちをきれいにすること。ポイ捨て、あるいは犬、猫の糞などがですね、放置されないことというのが、
私たちにできることじゃないのかなあと思ったりもしております。それで市民のモラルを願うというこ
となんですけども、なかなかそれだけでは実行ができません。もう徳之島三町はポイ捨て条例を制定し
ております。なぜ奄美市にできないのか、お示ください。

市民部長（田丸友三郎君） 現在、議案の提出に向けて準備を進めておりますので、御理解を賜りたいと
思います。

23番（栄 勝正君） 前々からそういう答弁は聞いておりますけども、いつの議会に上程するわけ
か。その場合、徳之島三町は、ポイ捨てには2万円の過料を付けています。また、県内も相当のところが
ポイ捨て条例を作っていると思いますけれども、やはり是非こういうことも入れてですね、ポイ捨て
条例を制定してもらいたいと思いますが、いつ頃上程する予定ですか。

市民部長（田丸友三郎君） 前回の定例会で提案いたしました飼い猫の適正飼養条例の罰則条項との処理
での問題となりましたパブリックコメントの対応など、いろいろな問題もありまして、ポイ捨て条例の
ほうの実効性の確保を図るための調整に今しばらく時間を要してます。今議会の条例提案が間に合わな
かったことをまず御理解いただきまして、次期定例会には上程をというふうに考えておりますので、御
理解をお願いしたいと思います。

23番（栄 勝正君） やはり私たちもいろんなところの市に調査に行きます。そのときにはまず駅から
降りて、空港から降りて、あるいは町を歩いて、ポイ捨てはないのか、犬や猫の糞はないのか、ほとん
どの議員がそれは気を付けておると思います。やはり私たちの奄美市にいろんな観光客が来るとしま
す。そこでやはり一番目に付くのが道路であり、公園であり、港であり、空港であると思います。そこ
にポイ捨てや犬や猫の糞などが散乱していると、大変やはり気分も悪くなりますし、奄美の印象も悪
くなります。是非このポイ捨て条例を制定してですね、奄美からごみをなくす、奄美市はごみがないと
いう市を宣言してもらいたいなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

時間がありませんので、2、3に移りたいと思います。それでは、一集落1ブランド、奄美まつり、
あやまる祭り一緒にお聞きしたいと思います。この件については、一集落1ブランドは、平田市長が公
約に掲げた政策であります。合併してほとんどの集落が一集落1ブランドの認定を受けていますけども、
まだ認定されていない、認定を届けてない集落もあります。私がお聞きしたいのは、そういうことでなく、
この一集落1ブランドを認定した後どのように活用され、地域興しに活用され、そして、一番の効果
は観光客をいかにしてこの一集落1ブランドをですね、頼りに誘致するかということでもあります。ど
のように生かされているか、お聞きしたいと思います。

それから、奄美まつり、あやまる祭り、毎年毎年いろいろな催しが盛大に行われておりますが、課題
があるのか、そして、この奄美まつり、あやまる祭りを観光にどう結び付けているかということが、大
きな私は課題だと思っております。高知県のよさこい踊りとか、あるいは、札幌の札幌よさこいソーラ
ン札幌踊りとかいろいろ大きなイベントとして何百万という阿波踊りとかですね、集めているところも、
観光客を集めてるところもありますけども、せめてやはりこの奄美まつり、あやまる祭りに向けてです
ね、舟こぎとか八月踊りとかいろいろありますので、独特の特色のあるイベントがありますので、是非
この辺を生かして、観光にどう結び付けているかということを経営としてやっているかということをお

聞きしたいと思います。

市民部長（田丸友三郎君） まず、市民部で所管いたしております一集落1ブランド事業の現状について説明を行います。その後産業振興部のほうで観光等についてのお答えがあるかと思しますので、よろしくをお願いします。

まず、議員御承知のとおり、認定されましたブランドを活用しまして、観光産業に結び付けるようなさまざまな取組もなされておりますが、例を上げますと、佐仁の八月踊りや打田原の天然の塩作り体験、屋仁のたあまん、モダマ、そしてフナンギョの滝めぐり、役勝川エコロード散策、ターバマ散策などは、奄美大島地区全体の観光資源を紹介した「あまみシマ博覧会」へ登録し、年々参加者も増え、好評のようでございます。

また、集落ブランドの情報発信の方法としましては、物産展の参加やブランド写真展や、フォーラムの開催、また、独自のホームページの情報発信などを行っております。認定ブランドのない集落もございりますが、一集落1ブランドは集落自らが主体となり、集落の宝をブランドとして活用することにより、集落活性化を図ろうとするものでございますので、集落と連携し、活性化に向け努めてまいりたいと思っております。

産業振興部長（川口智範君） 議員御提案のとおり、現在、観光交流人口拡大のため、本市でもさまざまな取組を行っております。その中で祭りも地域の特色が出る大きなイベントであるため、島外からの誘客に結び付ける方策の一つであると認識いたしております。ただ、残念なことに、現在のところ、各祭りは地域の行事としてのイベントに止まっており、島外への情報発信などが御指摘のとおり、不十分でございますので、今後改善策等を検討してまいりたいと存じますので、また議員の御指導よろしく願いいたします。

23番（栄 勝正君） 今いろいろと二人の部長さんから答弁がありましたように、それぞれ生かされるところもあります。しかしながら、まだまだその生かされ方が足りないんじゃないかなあと私は思ったりもいたしております。是非このですね、八月踊りとか舟こぎ競争とかいうのはですね、特色あるイベントでありますので、そういうところを全面的にですね、売り出して、やはりエージェント会社などにも情報を発信して、八月踊りなどは体験ができるわけでございますので、一緒に踊りませんか、奄美の独特の八月踊り一緒に踊りませんかというようなキャッチフレーズを掲げてですね、私は前も質問いたしましたけども、もうそろそろ新聞には郷友会辺りがあちこちの公園で八月踊りの開催がお知らせとしてですね、なされております。1週間お願いをして、三つの公園辺りで八月踊り郷友会にお願いしてですね、やって、そして1週間は奄美に行ったら八月踊りが体験できるようというような具体的なことも考えていいんじゃないかなあという提案もいたしました。バス代、いろんな費用代として一郷友会に、あるいは一集落に10万円ぐらい与えてもですね、30集落になっても300万円ぐらい宣伝費として済むわけでございますので、やはりその辺も含めてですね、やはりこの発信の方法を変えてもらいたいと思いますが、御見解があればお願いとして、次の質問に移りたいと思います。

産業振興部長（川口智範君） 先ほどシマ博覧会の御説明がございました。八月踊りも八月踊りと島唄、これを体験ということで、シマ博覧会の中でもやっております。もともとシマ博覧会を作りました理由としましては、各集落にある宝を生かして、これを観光資源にどう活用していくかという視点で、シマ博覧会は作られております。そういった意味で、シマ博覧会の中で八月踊りの部分も取り上げておりますし、現にそれをするための養成、人の養成も現に行っておりますので、これから議員がおっしゃるように、観光メニューとしてどんどん売り出してまいりたいと存じますので、よろしく願いいたします。

23番（栄 勝正君） 11月で私たちの市議会議員の任期も切れます。本会議はこの任期切れの最後の

私も議会でありますので、市長、私は観光行政とこの教育行政は、必ずと言っていいくらい質問してまいりました。この観光行政についてですね、意気込みを市長のほうから簡単でいいですけども、お聞かせください。

市長（朝山 毅君） 産業という観点から捉えまして、第一次産業から第三次産業まで一般的にあります。第一次産業は御案内のとおり、農林、漁業であります。第二次産業は大島紬でございます。その大島紬が300億円、約280億円ぐらい、ピーク時で、農業は未だもって少し毎年変わりますが、300億円ぐらいあります。観光産業が、この資源、文化、芸能を通して最も可能性が高いという数値を、私もある一部のあれで試算をしたことがあります。奄美は売り上げよりも仕入れが多い。したがって、差損の地域である。それを補っているのが奄振である。それをまた賄っていくためには、観光産業による外貨を稼がなければいけないというふうなことで、観光産業が今後メインになるであろうということをして20年ほど前に試算したことが個人的にあります。

そういう意味において、観光のほうはすそ野が広いわけありますので、観光が振興されますと、その地域の農林水産業、食の文化、産業、そしてまた、文化、芸能、もちろん自然等がリンクされて、マッチングしてトータルして伸びていくというふうなことを考えて、私自身もおりますので、今後とも観光という産業は、奄美の振興のためにはなくてはならない産業だと思っておりますし、また、奄振法の位置付けにおいても、農業、人口交流、観光、IT、これが大きな柱でありますので、今後とも観光産業については、連携を図りながら頑張っていきたいと考えておりますので、議員の皆様方の御指導もよろしくお願いを申し上げます。

23番（栄 勝正君） 市長が申し上げますように、観光産業はトータル産業であります。観光客が増えれば、いろんな議員の方が質問しておりますけども、農業にしる、漁業にしる、商業にしる、サービス業にしる、あるいは運輸交通業にしる、やはり効果があるものと私は思っております。是非ですね、市長、残された任期、観光産業にまい進されるよう強く要望いたして、次の質問に移りたいと思います。

次は教育行政の教室へのクーラー設置ということでありますけども、去年昨年と旧名瀬市内の中学校がですね、少し荒れているということで、いろんな方面からいろんな支援がなされていたと思います。私も何回か質問をいたしました。おかげ様で去年の9月から市独特で支援専門員を派遣してですね、相当の効果が上がってると思います。今年になって教室に入らない、教室に入っても勉強しない、横向いて、あるいは寝ているという子どもたちが少なくなったと、ほとんどいなくなったということも聞いて、また見たりもしております。それでやはり少子化が進んでおります。20年後、30年後は今の小学生、中学生、高校生が主役になるわけあります。そのためにも、今の時代にですね、健全教育育成というのは、私は非常に大事なことであり、また、私たちに課せられた大きな責務であると思っております。そこでやはり私たちに今できることはということは、今言ったようなやはり学校の正規の県の派遣先生だけでは手が足りない点もあつただろうと思われるし、その点市の独特の支援があつただろうと思っております。

そこでお伺いしたいことは、やはりこの旧市街地では、今40人学級でありまして、例えば79人おれば、40人と39人に分かれるわけです。そしたら、40人という学級ができるわけですけども、そこで中学3年生にもなると、私よりも体格が大きな方もたくさんいます。やはり家でもクーラー、自動車もクーラー、食堂、どこ行ってもクーラーが今設置されています。そういう環境の中で今の子どもたちは育っています。学校だけがなぜクーラーがないのかと。扇風機はあるところもありますけども、思われる、私は思っております。鹿児島市内、あるいは京都府など京都市などではですね、各学校にクーラーを設置、それはいろいろな事情があつて設置をしていますけども、この奄美市もですね、やはり大規模校から40人近い学級数からですね、いろいろな費用も要りますけども、その辺はまたPTAやら保護者や学校側と話し合つて進めてもらいたいと思っておりますが、いかがですか。

教委事務局長（日高達明君） それではお答えいたします。今本市の小中学校におきまして、普通教室は今年の5月1日現在で214教室ございます。クーラー設置については未整備であります。その代わりにさっき議員がお話がありましたとおり、現在すべての214普通教室に扇風機を4基から6基設置をしている状況でございます。ほかの市の普通教室のクーラーの設置状況を見ますと、鹿児島県の中で小中学校全体では約4パーセントの設置済となっております。そのうち霧島市の溝辺地区は、航空機の騒音対策で設置をしております。鹿児島市の桜島地区は、降灰対策で設置済でございます。鹿児島市の桜島地区以外の学校及び垂水市とも今後国の降灰対策事業によるクーラー設置を計画してるようでございます。鹿児島市及び垂水市以外の市につきましては、現在のところ普通教室へのクーラー設置の計画はないようでございます。

また、本市と類似した気候の沖縄県の状況を見ますと、平成21年度末で約50パーセント設置済、それから平成23年度末では約60パーセント設置をする計画ということでございます。しかし、沖縄県につきましては、基地問題にかかる騒音被害の特殊事情を考慮する必要があるものと考えます。本市における普通教室のクーラー設置につきましては、特別教室の中でも保健室や図書室のクーラー設置を優先的に行い、その後検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

23番（栄 勝正君） よく状況は分かりました。私は通告で沖縄県の状況はどうかということを通告してあったものですから、今の局長の答弁で、沖縄県の状況も分かりました。ただ、石垣、宮古島などは、そういう国の基地問題とはちょっと離れているところでありまして、その辺の市はどういうふうになっているのかなあと思ったりもいたしております。時間がありませんので、またいずれの機会に聞こうかと思いますが、是非ですね、やはりこれは義務がありませんので、やはり学校とそしてPTAなどと話し合いなども持ってですね、今奄美高校も大島高校も、全教室普通教室クーラーが設置されております。中学校ももう高校生と変わらないような体格でございますので、将来の時代を担う子どもたちのためでもありますので、よりよい環境を作るためにもですね、私はクーラー設置を強く要望したいと思います。

最後に、開かれた学校経営ということで質問をして終わりたいと思っておりますけれども、10年前、20年前は、名瀬小学校、金久中学校、市内の学校は1,000人を超す規模でありました。しかし、その半分、あるいは3分の1に生徒数もなろうとしております。その中で、以前と変わらないのが、旧笠利町や旧住用村は、学校が運動会やいろんな行事などにですね、地域ぐるみで参加して交流を深めていますけれども、この旧市街地は、ほとんど生徒数が半減、3分の1になっても変わらないと。名瀬小学校の校長先生が誰か、この名瀬小学校の区域の人たちは分からないと。あるいは、運動会がいつあるのかも分からないと。そういう状況では、地域と学校と家庭と連携をして、子どもたちの健全育成に当たると声高らかにどの教育長も、どの先生も叫ぶんですけども、機能してるのかなあと、地域と機能してるのかなあというのが私の印象であります。あと2分ありますけれども、答弁をお願いいたします。

教育長（坂元洋三君） 議員御指摘の開かれた学校経営についてお答えいたします。本市のすべての学校において保護者、地域住民へ向けた情報の発信、地域人材を活用した島唄、八月踊りなどの郷土芸能の伝承活動、自由参観週間の設定、学校評議員、学校関係者評価などの開かれた学校づくりが積極的に進められております。中でも、郷土芸能の伝承活動には、延べ396名の地域の人材を活用して、児童、生徒のみならず、教職員も積極的に取り組んでおりますし、中学校の職場体験学習など、地域を学びの場とした活動も充実しております。児童、生徒の地域行事への参加については、過日新聞紙上でも紹介されたように、中学生による空き瓶、空き缶回収の取組や、地域の清掃活動への参加、あるいは地域の相撲大会への参加など、活動の輪が広がりつつありますので、引き続き指導してまいりたいと、こう思っておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

23番（栄 勝正君） その答弁はですね、前回は何回も聞いております。分かっております。ですけど

も、開かれてないもんですから、再度質問していますけども、同じようなもう答弁を聞いてもですね、全く前に進みませんので、やはり前に進むような答弁方もお願いしたいと思います。時間がありませんので、もうこれ以上しゃべりませんけれども、また今後機会がありましたら、議論していきたいと思っております。

これで終わります。

議長（世門 光君） 以上で市民クラブ 栄 勝正君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午後 3 時 4 5 分）

議長（世門 光君） 再開いたします。（午後 4 時 0 0 分）

引き続き一般質問を行います。

日本共産党 三島 照君の発言を許可いたします。

15 番（三島 照君） 議場の皆さん、こんにちは。市民の皆さん、こんにちは。今日最後の一般質問です。日本共産党の三島 照です。このたびは東北、また、東日本大震災と台風による奈良県や奈良県の十津川村や、和歌山県などでの災害により被害に遭われた皆さんには、心から御冥福をお祈りいたします。また、こうした大災害と同時に、原発事故は戦後日本の国づくり、国の在り方まで変えるほどの大災害です。今議会にも補正予算で提案されている公共事業等の減額措置は、24 年度以降の本市の予算そのものにも大きな影響を与えないか心配です。そういう中で、先般発足した野田新体制、どういう特徴を持った体制か、日本共産党は次のように考えています。民主党代表選を受けて、この結果は民主党が、自民党や公明党との大連立という道を選んだことを意味するということだと思っています。先般も前原政務調査会長は、アメリカへ行かれて、武器の三原則までも見直すということまで言い出しました。民主党は、自民党や公明党にひたすらすり寄り、連携を求め、大連立を願おう、こういう方向に明確に踏み出すことで、民主党政権を延命させる活路を見出す、こういうことがはっきり示されていると思います。野田新体制は、こうした民、自、公の正に翼賛体制で、国民いじめ、地方自治体いじめの社会保障と税の一体化の名による消費税の増税、原発依存のエネルギー政策への固守、米軍普天間基地の辺野古移設をはじめとする日米同盟絶対化の政治が正に自民公共同で進められようとしている。そういう中で、24 年度以降の地方自治体の予算も厳しくなるものと思われま。

そこで質問いたします。5 年前の市町村合併は、小泉内閣の小さな政府づくりが狙いでした。そこで私たち奄美市も、三市町村が合併をし、ここに歩調を合わせて合併が成立してきました。本庁舎の位置は7 年以内に方向を出す。総合支所は10 年後に見直す。各地域協議会としていますが、こうした合併協議会での協議事項について、どういう議論がなされたのか、答弁を求めます。次からは発言席でさせていただきます。

議長（世門 光君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） 早速三島議員にお答えいたします。奄美大島地区合併協議会では、参加6 市町村による新市の事務所の位置や、庁舎建設の是非について審議を行う小委員会を設置し、協議会がなされました。小委員会は5 回開催されております。第1 回は、会議運営に関する申し合わせ事項や、今後の計画及び日程について。2 回目は、事務局から、新庁舎を建設する場合に想定される建設費の試算に関わる資料等について。第3 回は、庁舎建設の是非、時期、場所について協議を行い、庁舎建設は新市において10 年目をめどに検討することとし、取りまとめ案については、他先例地を参考とすることを確認いたしております。また、本庁舎の必要面積及び職員数についての資料を事務局に要求いたしております。第4 回目の会合は、取りまとめ案について検討を行い、第5 回目は、最終取りまとめ案について協議を行っております。合併協議会での庁舎建設の是非についての最終取りまとめといたしましては、新

市において旧市町村同数の委員で構成する庁舎検討委員会を速やかに設置し、新市の財政状況や経済見通し、さらには、住民の意見や地理的条件なども幅広く考慮しながら、建設の是非、建設の場所、時期、規模等を鋭意検討し、合併後7年以内に結論を出すこととなっております。

この合併協議会での協議事項を踏まえて、昨年庁舎検討委員会を設置し、議論を重ね、庁舎建設の是非については、名瀬地区、住用地区、笠利地区いずれの庁舎も建て替えるべきである。また、庁舎の現状や奄美豪雨災害等を踏まえて、住用地区と笠利地区を先行して実施し、完成後速やかに名瀬地区を実施することが望ましいという御提言を受けております。その計画に沿って現在準備を進めているところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

15番(三島 照君) 私はあんまり今の説明を経過措置を聞くよりも、やっぱり真剣に今回の午前中からも質問ありましたようにですね、庁舎建設と兼ねてどういう議論がされてるのかということが聞きたかったです。その上でですね、庁舎建設を私はだめと言うてるわけではありません。しかし、人間どこでも一緒に、自分の身丈に合った生活するのが当然の私たちの暮らしだと思ってるんですよ。そういうことを考えたときに、じゃあ、身丈とは何ですかということですよ。今多くの人がどういうことで庁舎建設委員会などで検討されてきたか分かりませんが、箱物を造る場合は、そこで何ができて、何を入れるのか。中身がないまま物だけ造ればええというものではないと思うんですよ。しかも、その建てるからには財源、金の問題も含めて検討すべき問題であって、今日の同僚議員の午前中の質問に対して、メリットは整備できなかった公共施設の整備ができた、これは確かにね、学校の体育館の整備やそういうもんができたと思ってます。道路の建設も進んだと思ってます。

しかし、この合併の平成の大合併の基本は、小泉内閣の下で小さな政府づくりがその出発ですよ。そこでその議論がされないままに、片方でデメリットは、住民サービス面で大きなマイナスが発生します。例えば、笠利地区で言えば、ほとんどの市民サービスは名瀬に引き上げさせられました。診療所はなくなりました。公設民営になってますけど。笠寿園は民間に売却しました。これ全部笠利地区の今まで作ってきた財産です。それでももう建物、外見だけ良ければ中身はどうでもええのかということなんです。その出発が入口がやっぱりこの三地域、総合支所10年以内にめどを立てる。だから、10年内27年度までに建物を建てなければならないのは分かります、合併特例債の関係で。ほいじゃあ、朝の向井議員の質問にもありましたように、中身はどうでもええのかということなんです。そこら辺の議論は私は皆さんは避けて通ってる。後回しにしてるんちゃいますか、これ。自分らの時代にやりたくない。後は若い後継者につないだらええと。しんどいことはそことでやらしたらええという発想では困るんです。その議論がやられたんかどうか。その結果がこの庁舎の規模になって出てきたのか、もう一度聞かしてください。

総務部長(松元龍作君) 朝の御質問でも申し上げましたとおり、確かに現在規模で庁舎建設の規模は今考えておりますが、これはあくまでも相対事業費を出すためのものでございます。今から第二次募集をかけます。その条件の中に、例えば住用地区ですと、診療所、もしくは消防分駐所、こういったものを入れたいと。更にそれから防災機能を図る防災機能センター、そういったものを含めた複合施設にしたいということでございます。それで今住用の話をいたしました、この大きさについては、先ほど申し上げましたように、第二次募集の中で、このようなものを入れた場合に、どの程度の建物が建つのか、これは今から先の話でございますので、その中身についての検討は私どもは当然庁舎検討委員会の中でも十分検討させていただいて、また、地域協議会、それから囑託委員会からの希望も受けた上での庁舎建設だと理解をいたしております。

15番(三島 照君) それは朝聞きました。しかし、私さっきも言ってますように、平成28年度以降の庁舎の在り方については、併用して一緒にこの議論を進めていかなければね、私は問題があると思ってます。そういう点でイで28年度以降の庁舎の在り方について、どういう議論をし、これからどうい

う議論をしようとしているのか。例えば、総合支所で行くというなら、それでいいですよ。だからこういうものが必要なんだということが言えなければね、市民は分かりません。笠利やらでは、多くの人が、建物は建つけど、どうなるのやると、縮小されるのやるかという声が出てくるんですから、そういう問題と、ほいじゃウと一緒にですから、28年度以降の職員定数の在り方、朝の答弁では、32年以降は590人をめどにとわれています。しかし、この590人、当初の100人に1人という職員の考え方、めどとして考え方としてそういう考え方で進んできたけど、あの地域の疲弊した状況を克服しようと思ったら、それだけでもならないと、分かります、私はそれは。だから、そういう中でも、しかし、朝から議論がありますように、奄美市は人口は減り続けている。そこら辺を踏まえて、そのイのですね、28年度以降の庁舎の在り方について、職員定数の在り方について再度聞かせてください。

市長（朝山 毅君） 三島議員に先ほどの御質問についてもお答えしたいと思いますが、合併協議会における経緯を踏まえ、そして、庁舎建設検討委員会を作りました。あわせて、その時期に奄美における豪雨災害、3月11日におけるあの災害、そしてまた、紀伊半島における災害、いずれの災害においても、役所の機能を失うほどの大きな災害でありました。県知事選挙が延期となり、町長選挙が延期になり、一番基礎的自治体である市町村の行政機能が失われたという大きな災害でありました。したがって、我々は市民の大切なデータを預かっている役所であります。この役所が市民に信頼されない公共施設であるとすれば、大変なことでもあります。したがって、公共施設については、老朽化している場合、財源措置は当然考えながら、できる範囲の中において市民に安心できるような、そして市民の大切な財産を資料を預かっている公的組織は、安全・安心でなければいけないという意味も含めて、今回このような時期に至ったので、古い笠利の、そして災害になった住用の地域から庁舎を建設して、市民に安心を与えようという意味でもございます。

そういう機能の中において、500名という旧名瀬市においた一つの案が職員数590名ほどをめどにということになりました。行政、先ほど小泉さんの政策等もお話しにありましたが、あの時代とずいぶん変わってまいりました。地方分権により事務移譲が相当数市町村基礎的自治体に移ってきております。それらの事務も、以前に比べて増えてきた中において、限られた人数、減らしながらやっていくということは、IT産業が発達したといえども、まだまだマンパワーが必要なことがあります。したがって、それらのことも考え、地域の雇用の一番大きな場所である役所であるということなども考えながら、総合して庁舎の在り方、そして同時に、地域コミュニティの在り方、そのための支所との内容の形を議会の皆さんとも地域の意見を真摯に賜りながらやっていこうという状態でありますので、これはどうか御理解をいただきたいと思っていますところです。

15番（三島 照君） 私はなんべんも言ってますように、市長、間違ってもらっては困るんです。私は市民の皆さんにも、この建物も雨が降ったらバケツを置いて走らんなら危ない。だから市長言うように、市民が一番頼りにしなければならぬこの庁舎建設は、もう必要ないよと。反対とは言ってません。けど、10年合併後協議しなければならなくなったそのこの本庁舎の位置の問題や、ね、その総合支所にするか、支所で行くのか、私は逆に、だからもっと早うに明確にすべきだと思ってるんですよ。人を減らせば、本当に朝から答弁もありますように、地域のいろんな祭りごとや行事もできなくなるところがいっぱい出てきてます。だからこそ、市民はああやこうやって思ってるんですから、そこんところを後回しにせずに、早急に結論を出すべきだと思ってるんで、だから、早急にその結論を出す議論を皆さんはやってもらわんと困るんです。その上でちゃんと市民に方向を示して、だからこういう三庁舎建て替えたいということになれば、私はそれはそこが見えないまま庁舎建設だけが見えてきたから、中身はどうなるんですかって言うてるんです。どうせ議論してないから、次に12月議会までには議論して、方向を出してください。それだけ言っておきます。

次にいきます。本市は市長や職員の皆さんの努力で、大島紬の振興対策としてですね、やっと言うたらあれですけど、西陣織物会館とのコラボの中で、西陣織物会館へアンテナショップが設置することが

なりました。私はこれは今の大島紬組合含めてですね、本当にこの紬を残していくための大きな一歩だと感じています。それに対して、この設置の意義と目的は、やっぱり市民にも明確にしていきたいということから、この質問を取り上げました。このアンテナショップ設置の意義と目的をどのように考えているのか、お聞かせください。

産業振興部長（川口智範君） 西陣織会館とは、平成22年2月、姉妹会館5周年を記念して、伝統を誇る東西横綱染織産地による初のコラボレーション展という新しい催事が始まりました。これは西陣織工業組合からの提案でございました。これを契機にしまして、コラボレーション展を重ねる中で、これからは本場奄美大島紬と西陣のおしゃれ帯をセットとしたトータルコーディネートを提供する必要があるとの西陣側からの提案もその際ありました。そういった意味において、西陣織会館において本場奄美大島紬のアンテナショップを設置することとなったことを御理解いただきたいと思います。

西陣織会館へのアンテナショップの意義と目的につきましては、和装需要が減少する中、着物に憧れる多くの方や、紬ファンなどに本場奄美大島紬を広くPRして、新たな販路開拓を主目的といたしております。また、西陣織会館には、国内外から年間約70万人を超える来館者があります。本場奄美大島紬という伝統工芸品を紹介するには、この上ない場所でございます。現在のアンテナショップの位置でございますが、本館の2階の展示即売コーナーに常設され、店内では反物をはじめ紬小物の販売も行っております。今後は紬ショーなどを行い、より一層の本場奄美大島紬のPRを展開いたしたいと思っております。

西陣織工業組合も、現在、本場奄美大島紬が基幹産業としては厳しくなっているが、奄美の自立発展に本場奄美大島紬はなくてはならないもの、また、紬は奄美のメインでなくてはならない。今回の取組が日本全体の和装業界の発展の起爆剤になるという見解を示されており、大変心強く思っております。併せまして、直にお客様のニーズを直接伺うことができ、紬業界にとって大事なことであり、アンテナショップでのお客様の生の声を西陣から直接奄美へ伝えたい旨のお話もありました。本市としましても、紬業界がそうした声を生かして、新しい物づくり、紬づくりに取り組んでいただきたいと思いますし、そうした頑張る紬業界を積極的に支援してまいりたいと考えております。

15番（三島 照君） 私も今答弁された内容については、そのとおりだと思いますので、このことをやっぱり紬業界そのものがですね、理解していただいて、市長も今回は職員を組合に派遣してという新たな出発がいくつか出てきてますから、これを機会にね、やっぱり紬業界それ全体の改革も含めて、この紬を奄美に残すために何が必要かいうときには、やっぱり断固とした姿勢を取りながら、取り組んでいけたらね、議会も含めてやっていけるのではないかと考えてます。そういう点で、この設置に向けて当面今課題があるとしたら、現状と課題があるとしたら何か、示してください。

産業振興部長（川口智範君） 現状と課題ということでございますが、一番大きな問題は、今回の事業については、補助事業を導入して行っております。来年度以降継続していくための方策、補助事業等の検討が今後必要だろうと認識いたしております。ただ、10月から西陣側から紬会館、島のほうの紬会館のほうでのアンテナショップを検討しておりますので、両産地でアンテナショップが継続できるよう、業界側も一生懸命頑張っているところでございます。先ほど議員からありましたように、紬を残すために私どももできる限りの努力をいたしたいと存じます。

15番（三島 照君） 今回、今年度はそういう点では、長い間の紬の停滞から抜け出すための一歩になればね、こういった事業が実実ってくれたらええなあというふうに思ってます。ただ、先ほど言われましたように、この補助事業で補助が切れたら、アンテナショップもなくなるんじゃないかと、そこんところは市長、今から極端に言えば単独経費にもなるかも分かりませんが、やっぱり紬を守るために是非担当者やらとの意見を聞きながら整理して、是非いただきたいというふうに思います。

それでは次にいきます。今日は順調やな。朝も質問ありました末広・港区画整理事業の現状についてお聞かせください。朝ですね、これは竹山議員の答弁に対して、8番街区のいわゆる進捗状況も語られました。そして、区画整理事業そのものの進捗率が43パーセント、移転補償が94パーセントというふうに言われたと思っています。そういう中で、本当にそういう事業が進んでいるのか、移転補償の両面からそれでいいのかどうかといった問題が1点。そして、この8番区の商業施設の建設というのはですね、やっぱりこの事業のメインだと私は思っています。これが計画どおりいくかいかないかは、この末広商店街が本当にその後活性化していくかいかんかという問題もありますので、答弁を求めます。

建設部長（田中晃晶君） 議員のほうからございましたように、先ほど竹山議員のほうに進捗については申し上げましたので、割愛させていただきます。この中で、今取り壊しと申しますか、移転が進んでおる中で3棟が、三つの建物が今建設をされまして、あと4棟が今建築申請中であるというのが現状であります。今年度は議員のほうからございましたが、主に8番街区と申しますのは、旧東京堂さんの街区でございます。それとA i A iひろばの街区、これは14番街区ですが、において移転及び新築工事が行われております。A i A iひろば街区につきましては、契約どおり皆さんのおかげをもちまして進んでおりますが、東京堂街区におきましては、一部のほうに仮換地及び移転契約に対する御理解が得られない状況にもございます。

このような状況の中で、中心街商店街全体に及ぼす影響を懸念する声や、それから関係権利者から移転を計画どおりに事業を進めるようにというような強い要望等もいただいているのが現状であります。要望に応えるためにも、一部の御理解を得られない方に対しまして、我々としましては幾度となく御説明申し上げながら、この間の土地区画整理審議会を設けまして、仮換地の変更なども示しましたが、それに対してまだ今意見書が提出されてる状況にあります。この意見書に対しましても、この間の先月の8月に行われました区画整理審議会の中で、その意見については不採択となっております。このようなことも含めて、仮換地の変更に対する御理解が早くいただけるように、もっと分かりやすく説明に心がけるよう誠意を持って交渉を重ねたいと思っております。

申し遅れましたが、この街区につきましては、またこの街区につきましては、8番街区でございますが、住居付きの大型店舗の建築計画が進められてるところであります。市といたしましても、この街区を含めまして、商店街中心部の商業機能を維持しつつ事業を進め、早期に完成を目指す必要があるというふうに考えておりますので、皆様の事業に対する御理解と御協力をお願いする次第でございます。

産業振興部長（川口智範君） 商店街活性化の観点から、産業振興部のほうから御答弁申し上げます。現在区画整理事業の進捗に伴い、多くの建物が解体され、空地が目立つ状況となっており、商業集積の低下を懸念してるところでございます。また、工事に伴う大型車両などの通行もあることから、安心して買い物を楽しむ空間として来街者に本当に不便を来しているものだと認識いたしております。先月末に実施しました歩行者通行量調査の結果を見ましても、商店街全体で昨年同時期の調査と比較して、約10パーセントの減少となっております。いろいろな要因がこれだけの要因ではないと思いますが、現実的な数字としてはこういう数字が出ております。賑わいや回遊性を高めるに当たって、一時的に影響が出ているのではないかと判断推測しているところです。しかしながら、現在の状況は、新たな魅力的な商店街として生まれ変わるための過渡期でございます。一日も早い事業の進捗が今重要な課題だと考えております。どうぞ事業進捗に議員のお力添えをよろしくお願いいたします。

15番（三島 照君） あのね、片方ではね、進捗なくて遅れて、その事業がなかなか進まない。ほんで商店街はこの間年末の調査でもそうであるように、調査のたんびに通行量、売上、みんな減ってきてるんですね。そういう中で、今現在進んでいるあの解体工事、涙出ませんか、皆さん、あれ見て。もうあれは困りしてるから見えませんが、中、草ぼうぼうなんですよ。ほいで目的に向かって進むとしか答弁はできないかも分からんけど、ほいじゃ、なぜ遅れてんのか。なぜ理解されてないのか。どこに

その問題を感じているんですか、皆さんは。

さっきから進捗率を言ってますけど、皆さんの第5回の区画整理審議会では、結局区域内の59名の地権者、区域全体で103筆の宅地に対して85筆の仮換地、区域内は59名の地権者中52名の方が仮換地指定を受けております。そして、移転となる建物は、区域内全体で115棟、そのうち木造が38棟で、非木造が38棟で、木造が77棟、ところが、これの進捗率は22年度実績で30棟の約24パーセントの進捗率。約計画で31棟中約27パーセントで、累計53パーセントの移転を予定してる言いながら、片方では同時に建物移転工事完了は27年度を予定していますというのが、これ区画整理審議会の報告でしょう。このとおりいってないでしょう。27年度できるはずないやんか、こんなもん。

だから机の上だけの言葉選びをやって歩いてるから、市民が考えてできない、理解できないんですよ。皆さんの話を聞いている間はね、分かったようにしてるけど、帰ったら、ちんぷんかんぷん分からない。そこをどう分かるように説明しようかとすれば、役所用語だけじゃなくて、その人たちの思いに心寄せて語っていかない限りね、理解できないんですよ。その結果が、この第5回の委員会で全体で仮換地指定について意見を聞いて終わったという新聞で報道されながら、ほんで意見書が出たら、また第6回を開いて、出た人の意見を受け入れていく、それは市民の声を聞くといえいいかっこうで聞こえるけど、これは理念のない証拠ですよ、そんなもん、逆に言えば。まちづくりについての信念、理念が、だからそういうことが出ていけば、次から次、事業は長引いて、分かってもらった思っても、分かってもらえてない。そこら辺をどういう議論しているのか、聞かしてください。なぜ分かってもらえないのか。

建設部長（田中晃晶君） 議員のおっしゃること等についても、誠にそのようなところもございます。ただ、その具体的にという説明の中に、我々は予算的に、それから時期的なもの、そのようなある程度の確認と申しますか、ものがないと、なかなか説明できないという行政的な立場も御理解をいただきたいと思えます。その中で、先ほどの議員のほうからありました5回の審議会、5回目の審議会の中で意見があったものを6回目の審議会の中で変更した、これは議員もお褒めいただいたように、市民のと申しますか、そのような方の御意見をお聞きし、お聞きしたことでございます。ただ、その過程をなかなか言えないというのは、先ほど申し上げたように、ある程度の、ある程度と申しますか、我々としては確定的なことがない限り、なかなか申し上げるところが難しいところがあるので、のことについても、御理解をいただきたいというふうに思います。

15番（三島 照君） あのね、皆さんはね、何でも事業をまず進めんがための思いで、その言えない、言えない言いますけど、私も前回朝の答弁でも、区画ごとの説明会をやったと言いましたよね。私はあのときは、その人たちだけじゃなくて、市民に向けて説明会をやってくれて言うたつもりなんです。その区域ごとに市民に呼び掛けてやってくれて言うたつもり。ところが、皆さんはその区域ごとの説明で、関係者だけ集めてやった。今まではそれでまちづくりがなかなか市民からは活性化するためやからええやないかという声はありました、今までは。

それで最近は何、ほとんどの人が、あれでええのかということなんです。いつ建つか分からんのやから。だから簡単に言えば、機械的に進めるんじゃなくて、解体する予定の場所があれば、そこに物を建てる予定があれば、解体して建てさしたらいいですよ。ところが、解体して次建てる計画を持ってなのに、もうとにかく9月やったら9がやから明け渡してくれとかね、そういう機械的な指導ばかりやってるから、そういうふうになるんです。だからもっと公開して、明らかにして、それは最後の最後にプライベートの個人的な問題があるかも分かりません。個人の財産やからそれ以上踏み込まれんと言うたら、それがあるかも分からん。けど、事業を進めるためには、一対一で踏み込んで指導することかて考えなければできないんですよ。私はそこんところはやっぱり皆さんがしっかりと頑張っていきなごね、あのまいつまで放っと、これ28年度できないです。27年度完成しませんよ、これ。そう思いませんか。できますか。その商業施設も含めてできる見込みあるんですか。

建設部長（田中晃晶君） この8番街区のことに限定して申し上げてと思いますが、我々もこの8番街区、あ、すみません、旧宝屋、ご免なさい、東京堂跡につきましては、計画どおり、はい、すみません。この東京堂の敷地のことにつきましては、計画どおり進めるように、今その段階でそれぞれ取り壊しをお願いをし、その最終的に先ほど申し上げた住居付きの大型店舗が建設できるように、今個々に当たって、個々の個人のことにつきまして誠心誠意持って今御理解いただけるように努力をしているところであります、その我々が契約したその年度に終わるように一生懸命頑張っておるところであります。御理解をよろしくお願いします。

15番（三島 照君） けどね、けどね、朝もあったように、その店舗また貸しに出してんねん。出て行った店舗の後をまた貸し出ししてるわけですね。そういうことになったときに、通常ではそれでいいです。朝に説明したとおりで。しかし、これもし、借地借家法に基づいた賃貸借が契約されていけば、また遅れる可能性出てくるんですよ。そういったことも含めた対応ができなければ、例えば25年度中に完成しなければね、しなければ、もう東京堂言うたから東京堂の跡地やら、あっこれが完成しなければ、東京堂やらが戻ってくる、これなくなったときの家賃は誰が保障するんですか、25年の4月以降の、あれは25年3月まででしょう。誰が負担するんですか。自己負担させるんですか。

建設部長（田中晃晶君） 先ほどからも申し上げましてるように、そのようなことがないように、今現在努力をしているところであります。

15番（三島 照君） ほんなら頑張ってください。はい。けど、やっぱり私はね、市長、このこういうふうにはハード、ソフト両面でね、遅れていく。ハードが遅れれば、ソフトの部分の活性化事業も当然遅れていきます。27年度で合併特例債は切れるわけでしょう。その後の事業が今の最初に言いましたように、国全体の予算配分や、今回だけでも末広区画整理事業などで2億円近いまちづくり推進と合わせたら減額になっていく。こういう中で、本当にあのあらゆる情報をね、関係者や議員にも知らせ、皆で一体になって解決しようという思いがなければね、だめです、この事業は。大変なことになります。私がなぜそれを言うか言うたら、あんたなんか出したこの議事録、何ですか、これ。皆こんな真っ黒ですよ、皆さん、これ。議員が知りたいために取るこの請求資料がね、ほとんど真っ黒に塗られて、1ページも市長、ないんですよ、これ。これが公開資料ですよ、これ。個人情報が入ってても、どうにもならんやつは消したらいいです。それと委員会というのは、本来傍聴も入れんならんもんやんか、公的な委員会は。それもせずに、議員が知りたいから言って資料請求したら、その資料真っ黒に塗りたくって、何が何やら訳分からん。こんな公開開示する必要ないです、こんなもん。ええ加減にせえと言いたい。な、分かってる。ええ加減にせえと、こんなもん。こういうことをやってる間は、市民には理解できません、いうことにしておきます。しっかり考えといてください。

それではですね、最後の質問に入ります。先ほど衆議員の質問にも、名瀬旧港埋立事業が質問に出ました。まず、この進捗状況、課題があるとしたら、なぜ遅れてんのか。その課題があれば、聞かしてください。

建設部長（田中晃晶君） 先ほど衆議員のほうにもお答え申し上げましたが、進捗等につきましては、先ほどのように、県のほうで23年度末には耐震護岸岸壁のソーケン据付を完了するというのが現在の進捗であります。その他の課題につきましては、今本港地区を利用しております事業者との今交渉が最終的にまとまっていないところがございます。今後このことにつきましても、埋立事業、それから開発公社が進めております都市機能の用地の埋立事業に入れるように努力していきたいというふう考えております。

15番(三島 照君) 私は、基本的にはこの事業も、区画整理事業も、頭の発想が同じことで対応してるから、こういうふうになったと思ってます。それはですね、この事業、埋立事業は、先ほど26年度完成で言われましたよね。けど、当初の区画整理審議会では、25年度完成でしょう。そして、それからその用途指定や宅地変更、いろんな評価を出して売却にして、約40億円ぐらいの売上が上がるということで、これは奄美市が40億円の債務負担をやってるんですよ。だから順調にいけばいいんですけど、この事業が遅れて、滅多にないとは思いますが、開発公社が負債を抱えたときには、奄美市がまた税金でこれは債務負担しなければならない。

そこで私は、やっぱり皆さんにね、本当に各事業所の皆さんの思いをしっかりと聞いてほしいと思ってます。この人自体は市が今まで何十年間の埋立事業によって2回、3回と場所を変えられ、また、今回変わろうとしてる。皆さんからは、私2回ほど質問した段階では、後継者がいないという話も言われました。しかしね、この人は子ども2人も造船大学行かして、1人は大分の造船所で腕を磨いてるんです。話がスムーズにいけば、いつでも帰って来てやりたい。このやりたい一番の考えの根幹にあるのは、奄美の漁業を守りたい。この人がいなければ、市長、聞いたことがありますか。この人がいなければ、今名瀬漁港に停まってる漁船の改修修理はできないんですよ。だから、自分はそういう立場からも、やれるところがあればやっていきたい。ところが、そのためにどういうふうにしてほしいということを計画が出た平成3年、20年前から県や市の担当者と議論してきたけど、ほとんど自分の言い分は聞いてくれなかったというのが、この人の思いなんです。だから、私はこの事業を進めるためにも、そういうこういう人のね、奄美を守ろう、正に職人根性。それは机の上だけでは計算できないんですよ、いうことを踏まえた対応が必要だと思いますが、対応できますか、どうですか。

建設部長(田中晃晶君) 今議員のほうからの御案内があった、御案内と申しますか、御説明があったように、我々もお聞きをしております。ただ、若干、若干のところはございますが、大筋そのようなことでございます。我々も今担当課のほうで、担当職員のほうで、そうですね、1週間に1度はこの間ずっとその方のお話等もお聞きしながら、今おっしゃるようなこと等の解決方法について今協議をして、また、我々も今検討をしてるところでございますので、何とか先ほど申し上げた25年、26年の我々当初の事業に何とか間に合うように、今努力してる最中でございます。御理解のほどよろしく願います。

15番(三島 照君) 市長ね、そういうことなんですよ。そういう点で私は今の末広・港区画整理事業、本当に市長はマニフェストでも公共事業も踏まえて、市民の声、市民の意見で公共事業も進めたい。市民の中に入って市民提言型の公共事業を推進しよう。これをね、やっぱり全職員に徹底し、機械的に文書や役所仕事や役所言葉じゃなくて、やっぱりそういういろんな悩み苦しんでる人たちの声をね、聞いて、その中から何ができるかを一つずつ考えていけば、いつでもできます。やっぱり事業というのはそういうもんだと思いますから、そういう点で、こういう二つの事業についてはですね、私は今、今ほど市長の政治指導が発揮されることはないと思うんですけど。まだ時間ありますから、一言。

市長(朝山 毅君) 先ほど来拝聴させていただきました。三島議員の建設的な御助言、御提言は痛く分かります。内容から言いますと、ひとつの隘路にぶち当たってるということは、議員がおっしゃるとおりでありましょう。したがって、議員のその御経験と御見識等も、どうか職員に、また、奄美市の行政の推進に貸していただければ、幸甚に思います。また、新たな建設等については、条件整備をしっかりと上で、トップダウンではなく、ボトムアップのような下から湧き出るようなやはり市民と行政とが信頼関係を持つような今後公共事業を進めていくことが肝要であると常に思っております。そういう意味において、誠実に真摯に対応していただきたいということは申し上げてるつもりです。ただ、それでも今議員がおっしゃったようなそれぞれの事業において、一種の壁に当たった状況にあるということも事実でありましょう。これらのことをしっかりと尚一層誠意を持ってやっていくように努力をいたします

ので、議員各位の皆さんの御理解と御協力も切にお願いするところであります。

15番(三島 照君) 何かやぶへびになってしまったけど、どっちにしても、その庁舎建設の問題や、ね、大きな課題、これどっちも全部区画整理事業も、まだこれから60億円、70億円金がかかるわけですから、これから。ほんで庁舎建設も入れたら、100億円から150億円近い金が私にかかると思ってます。その一方では、おそらく歳入が減ってくるのはもう目に見えてます。そういうことやらも踏まえたときに、やっぱりしっかりそこんことを市民に理解させられるようなね、議論と説明ができなければ、私がかえって役所不信ね、に市民は走る。そういう点でも、しっかりと議論していただいて、初めてですけど、ちょっと早いけど、私の質問終わります。

議長(世門 光君) 以上で日本共産党 三島 照君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

9月12日午前9時30分本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。(午後4時58分)

第 3 回 定 例 会
平成23年 9 月12日
(第 3 日 目)

出席議員は、次のとおりである。

1番	師 玉 敏 代 君	2番	多 田 義 一 君
3番	橋 口 和 仁 君	4番	奈 良 博 光 君
5番	戸 内 恭 次 君	6番	平 田 勝 三 君
7番	向 井 俊 夫 君	8番	蘇 嘉 瑞 人 君
9番	竹 田 光 一 君	10番	竹 山 耕 平 君
11番	伊 東 隆 吉 君	12番	泉 伸 之 君
13番	世 門 光 君	14番	関 誠 之 君
15番	三 島 照 君	16番	崎 田 信 正 君
17番	里 秀 和 君	18番	平 敬 司 君
19番	渡 京 一 郎 君	20番	朝 木 一 昭 君
21番	奥 輝 人 君	22番	平 川 久 嘉 君
23番	栄 勝 正 君	24番	大 迫 勝 史 君
25番	与 勝 広 君	26番	叶 幸 与 君

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	福 山 敏 裕 君
教 育 長	坂 元 洋 三 君	住 用 総 合 支 所 長	高 野 匡 雄 君
笠 利 総 合 支 所 長	川 畑 克 久 君	総 務 部 長	松 元 龍 作 君
総 務 課 長	前 里 佐 喜 二 郎 君	企 画 調 整 課 長	東 美 佐 夫 君
財 政 課 長	安 田 義 文 君	市 民 部 長	田 丸 友 三 郎 君
環 境 対 策 課 長	高 崎 義 也 君	健 康 増 進 課 長	嘉 原 孝 治 君
環 境 対 策 課 主 幹 兼 環 境 保 全 係 長	伊 東 義 久 君	福 祉 部 長	小 倉 政 浩 君
福 祉 政 策 課 長	重 山 納 君	福 祉 政 策 課 参 事	溝 口 一 弘 君
笠 利 い き い き 健 康 課 長	朝 郁 夫 君	産 業 振 興 部 長	川 口 智 範 君
商 水 情 報 課 長	則 敏 光 君	紬 観 光 課 長	元 田 政 重 君
農 政 局 長	東 正 英 君	農 林 振 興 課 長	山 下 修 君

住用産業建設課長	柳	齊	君	笠利産業振興課長	朝	野	平	三	君		
笠利産業振興課参 事兼係長事務取扱	山	名	純	二	君	建設部長	田	中	晃	晶	君
都市整備課長	上	島	宏	夫	君	土木課長	砂	守	久	義	君
建築住宅課長	大	石	雅	弘	君	下水道課長	川	上	一	弥	君
会計管理者	福		和	久	君	笠利水環境課長	里		良	也	君
教委事務局長	日	高	達	明	君	教委総務課長	白	坂		稔	君
生涯学習課長	榊	原	孝	昭	君	文化財室長	山	田	和	憲	君
住用地区教育課長	重	久	春	光	君						

職務のために会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	有	川	清	貴	君	次長兼 調査係長事務取扱	橋	本	明	和	君	
主幹兼議事係長	前	田	美	佐	男	君	議事係主査	麻	井	庄	二	君

議長（世門 光君） おはようございます。ただいまの出席議員は26人です。
会議は成立いたしました。
これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

議長（世門 光君） 本日の議事日程は一般質問であります。
日程に入ります。
通告に従い順次質問を許可いたします。
最初に公明党 叶 幸与君の発言を許可いたします。

26番（叶 幸与君） 市民の皆様、議場の皆様、おはようございます。公明党の叶 幸与でございます。
まず、質問に入る前に一言所見を述べさせていただきます。昨年10月20日の奄美豪雨災害から約11か月が経とうとしております。想定外という言葉が流行っておりますが、昨年から今年にかけて大きな災害が日本列島を揺すぶり続けています。

まず、昨年10月20日の奄美豪雨災害を始め、3月11日、東日本災害津波と福島原発災害、新燃岳噴火や近くは台風12号による紀伊半島豪雨災害と次から次へと日本列島を襲い、これらの災害で亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げるとともに被災に遭われました方々にお見舞いを申し上げます。

また、政府においては一日も早い復旧復興をお願いをいたします。

それでは一般質問に入ります。

まず、語句の訂正、削除をお願いいたします。主題の2、土木建設行政2の集合を併存に、また4、安心安全なまちづくりの1は削除、2の和光町国道の街路樹は水銀灯に訂正をお願いします。

そして、主題5の4については既に取り組んでいますので削除いたします。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。1、総務行政の庁舎建設建て替えについてであります。6月議会にて合併協定最後の項目、庁舎建設の議案が出てまいりました。まず、住用、笠利総合支所から取り組んでいく計画で、既にボーリング地質調査の結果も出ているようですが、今回、お二人の同僚議員の質問にもありましたので私は本庁舎建設の件でお伺いいたします。

一つ、本庁舎の計画は、いつ頃になるのか。二つに、合併特例債の期限、通常、平成27年度が切れるまでにとの事でありましたが、8月15日付け地元紙に合併特例債延長への記事が掲載されていましたが、どのような内容か、また国・県からの通知等がありましたのでしょうか。3、6月議会で財源的にバンク状態にならないかとの質問がございましたが、今回の期限延長がなされれば本庁舎の計画の見直し等あるのかどうか、お尋ねいたします。次の質問からは発言席にて行います。

議長（世門 光君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。それでは早速、叶議員にお答えさせていただきます。議員御案内のとおり、東日本大震災で被災した自治体の合併特例債の発行期限を5年間延長する特例法が、去る8月24日、参議院本会議で可決成立いたしました。この特例法は、大震災で被災した岩手県など8県72市町が対象であります。被災地以外の合併市町村は対象外となっておりますが、新聞報道等では被災地以外の合併市町村でも同様な措置の特例法案が次の国会に提案されるものと報じられております。

いずれにいたしましても地元からの強い要望もありますので、住用、笠利の新庁舎建設は計画どおり進めてまいりたいと存じますが、名瀬庁舎建設については国の政治動向等を見極めながら財政計画や実施計画等を勘案して判断してまいりたいと考えておりますので、御理解方よろしくお願い申し上げます。

総務部長（松元龍作君） 本庁舎建設についてでございますが、現在のところは平成27年度までに建て

たいと計画をいたしておりますが、ただいま市長も申し上げましたとおり、もしこの合併特例債が延長になりました場合は、財政計画なども見合せながら再度検討することになるかと思っております。

それから、財政についてでございますが、確かに毎年の借入起債額は、38億円の財政規律を上回ることは一時的にはなるかと思っておりますが、後ほど交付税等で補填をされますので、その分の解消にはなるものだと思っております。

26番(叶 幸与君) 次の国会でということでございます。私もこの記事を見まして、本当に大変喜んだ一人でございます。大変厳しい状況の中で小宿の都市計画等も入っておりますし、また、まだまだ財政的にも基盤が弱いという中で、こういう5年延長の見直しができるならば、これは合併した大きなメリットでもなかったかなと、こういうふうにもして喜んでいるところであります。是非、国のほうにおかれましても、この特例債の延長を切に望むものでございます。では、先ほど、これを見通して本庁舎のほうは考えていくというようなお話でございましたが、もし仮に、この延長が認められるとしたら今の現在の進め方をそのまま踏襲するのか、あるいは具体的にこう延ばしていくのか、もう一度再度その辺を答弁をお願いします。

総務部長(松元龍作君) ただいま申し上げましたとおり、現在のところは平成27年度でございますが、これは仮に5年先に延ばしになりますと、当然、私どもの計画は、もう一度十分に市民の皆様方の御意見を聞く時間もたっぷり取れますので、そういうものを含めまして、更に検討して恐らく延長になるとすれば後ろのほうにずれ込むのではないかと思っております。

26番(叶 幸与君) ありがとうございます。私も今、住用、笠利の特に住用については、いろんな議論がなされております。やっぱり各住民の合意の下にということ再度、この本庁舎の建設については、きめ細かな施策を取り上げながら、また、地域住民の意見等を十二分に反映させながらの計画を組んでいただきたい。このように提言をしまして次に移らせていただきます。

二番目に、奄美豪雨災害の現在の進捗について、昨年10月20日、奄美豪雨災害から早11か月が経とうとしております。その間、日本列島では、3・11東日本地震による津波災害や福島原発、また近くは9・3の台風12号による豪雨災害等、世界の気候変動による災害が立て続けに起こっております。奄美豪雨災害復旧工事の現在の進捗状況は、どうなっているのか。二つに、大規模災害が起きているが、予算確保は大丈夫なのかどうか。三つめ、国道58号線が浦上町有盛神社裏の工事は、いつ頃まで完了するのか、これを伺います。

農政局長(東 正英君) お答えいたします。農道、林道の奄美豪雨災害の進捗状況についてお答えいたします。22年現年補助災害の件数は、農道が16件、林道22件で、このうち8月末現在で農道が7件、林道が10件完成し、件数ベースでの進捗率は44.7パーセントとなっております。

未契約が農道3件、林道3件の計6件ありますが、これにつきましては、1路線に複数の被災箇所があり被災現場へ侵入できないために、今後、工事用の道路が確保できた箇所から順次、工事を発注しまして年度内には、すべて完成する見込みでございます。

農林道の災害復旧に関しまして、東北大震災等による災害復旧費の減額やこれに伴います災害復旧工事の遅れなどの影響は今のところございません。

建設部長(田中晃晶君) おはようございます。私のほうからは公共土木のことについて申し上げます。市道と河川等の公共土木施設につきましては、22年度債としての補助事業といたしまして市道が73件、河川災害が25件で合計98件が発生しております。これにつきましては、先週すべて工事のほうにつきましては、発注が終えております。そのうち道路で52件、それから河川で20件、計72件の完成を見ております。進捗率にいたしますと、73.4パーセントでございます。

東北大震災の関係での予算の影響でございますが、災害復旧に関して影響は、今のところはございません。それと浦上地区の有盛神社の後ろの国道58号の災害につきましては、管理をいたします大島支庁に進捗を伺いましたところ、9月の25日頃には工事が完成するというようなことでございました。

26番(叶 幸与君) 農林道に関しては、年度内で今100パーセント終わるというふうなことで未契約が6件あるけど、これも年度内には契約はされると、またほかの道路関係に関しても73パーセントの進捗であるというふうな話でありました。そしてまた、この予算確保に関しても大丈夫というふうな話であります。本当に安心いたしました。

国道58号線、この浦上有盛神社、裏がまだまだ大きな災害がございまして、今なお進行状態ですが、これも9月の25日、今月には完了ということでありまして、昨日ちょうど町内の豊年相撲大会がありまして、また大島工業高校には、奄高の体育祭等もありまして昨日は本当に車が交錯しまして大変な状況の中で事故もなく過ごしたところでございます。最近、浦上町のう回路が非常にもう利用されておりまして、うれしいのか逆に本当に事故には、本当にヒヤヒヤするような、そういうふうな中でこの9月25日までと、あと20日、20日もないか、で一応完了ということでございますので、安心をいたしましたところでございます。

それでは、3番目に奄美市の景観行政団体取得について、これも8月31日付けの地元紙に報道がございました。景観行政団体取得について、どのようなことか説明をお願いいたします。後はまた答弁によってまた質問します。

総務部長(松元龍作君) 景観行政団体についてでございますが、この趣旨としては現在、私どもにあります貴重な自然や伝統ある景観資源をまず後世に残していこうという、まず大きな趣旨でございまして、その流れに沿いまして、今回、景観行政団体を取得したということでございます。

26番(叶 幸与君) 趣旨は分かりました。私が掲げたのは、ちょっとこの景観行政団体取得ということとは、先ほど前回、竹山議員がちょっともう質問がございました。そういう市内の中心商店街関係のこの景観の規制とか、そういった部分があるのかなという形でちょっと質問をしたところなんですけど、そういうような形ではなくて後世に残す、ちょっとそこの部分をもう一度詳しく・・

総務部長(松元龍作君) あくまでも景観行政団体の指定を受けただけでございまして、それで指定を受けたことによって町並み形成に対しての各種の制限がかかるという、そういうものではございません。ただ私どもは景観行政団体としての今現在、指定を受けているということだけでございます。

26番(叶 幸与君) 市としては、指定を受けたということであれば、それなりにいろんな計画等があるんじゃないかと思うんですが、ここに計画区域を設定した上で建築物の形態と色彩、意匠の制限、あるいは開発行為、土石、木竹の伐採のルールを定める届け出対象行為とか、景観形成の基準、景観重要建物、建造物や景観重要樹の指定方針、野外広告物の制限、こういったものを盛り込むというふうな、この計画には載っておりますが、この計画等は、まだほとんど考えていないということなんでしょうか。粗方こういうふうなものが、計画をしてこういう景観行政団体の取得を得たということなのか、ちょっとその点を1点をちょっとお伺いします。

総務部長(松元龍作君) 景観行政団体に指定をされたということ、宣言を行うことと申しまししょうか、本市のように観光振興を図ろうとする地域においては、観光と密接に関係のある景観を大事にしようという姿勢を示すこととなりまして、地域のイメージアップや観光地としての住民意識を高める効果はあるんだろうと思っています。それで、その上で地域住民の意識高揚が図られましたら、例えば、景観条例とか、そういうものを作って規制をしたりとか、そういうこと将来的には発展をしていきますが、今

のところ、どこをどうしようという具体的なものはございません。ただ、住用地区の自然とか笠利町の歴史的文化のまちづくりとか、それから小湊フワガネクとか、ああいう貴重な資源がございますので、そういったものは、この景観行政団体を指定することによって活かさればなというふうに思っております。また詳しい具体的な方策というものは、まだ決定はいたしておりません。

26番(叶 幸与君) 自然遺産登録に向けての前準備みたいな、そういうふうな考えでしょうかね。まずこれは、国全体でもそんなに多くは取っていないんですが、鹿児島市を含めて12市8町、全国では3番目というようなそういうふうな内容にもなっております、まだまだ実際は先の話であるということでしょうか。

総務部長(松元龍作君) 今、議員がおっしゃいましたように、将来的には国立公園化、それから世界自然遺産、こういうものを目指す前段階であると認識をしていただければよろしいかと思っております。

26番(叶 幸与君) 分かりました。じゃ前段階ということで理解をしていきたいと思えます。

次に、4番目に市内の空き家対策についてであります。今年の春頃でありましたが、東が丘団地で誰も住んでいない空き家からのボヤ騒ぎがございました。幸い風向き等高台になっていたおかげで大事には至らなかったですが、もし市内の密集地域であったら大きな火災になったかも分かりません。また、空き家でも修理して使えるこういう空き家と全く使えない廃屋というのがございまして、子どもや生徒のたまり場や火災の原因にもなり易く、また台風時に隣家にも大変迷惑を掛けている、こういった苦情等も寄せられております。そこで、奄美市の何戸の空き家があり、その中で全く使えないこういった廃屋等はどれくらいあるのか、まずちょっとお尋ねします。

総務部長(松元龍作君) 廃屋の件数でございますが、平成19年に行った廃屋に関する調査では、名瀬地区で合計117件の廃屋を確認いたしております、ただし、その程度については分けてございませんで全体的に名瀬地区の数については117件と住用、笠利地区については、まだ調査はするに至ってはおりません。

26番(叶 幸与君) 名瀬地区で117件と大変多い数ではなからうかなと、今、経済も疲弊してまして家をぶんにやげてそのまま内地に行ったりとか、いろんな形でこれだけの数があるんじゃないかなとは思いますが、本当にこの景観行政団体指定とか、そういうふうな形で景観的にもあまりよろしくないんじゃないかなと、こういうふうにも思っております。そういった面では是非この対処法そういった部分をちょっと検討していただければと、こういうふうにあります。

それでこの117件に関して、持ち主等は分かっているのでしょうか。お尋ねします。

総務部長(松元龍作君) ほとんど分かってはおりますが、分からないのもありますので、それで私どもが非常に困っているのは個人財産ということで、私どもが直接手をかけらというのが今現状でございまして、その辺が今後どのように対処していくか非常に難しいところだろうと、このようには思っております。

26番(叶 幸与君) 対処法に困っているというふうなことでございますが、持ち主は大体分かっていると、じゃ分かっている何もやっていないということなんでしょうか。その対応等この辺は、どういうふうに行っているんでしょうか。

総務部長(松元龍作君) 判明している廃屋につきましては、その所有者に対しまして、廃屋の早急な状態の改善を文書にてお願いしているところでございます。

26番(叶 幸与君) 文書での対応ということで、ただ文書を出しっ放しなのか、それとも年に1回また再度やるとか、そういったそういうこの対策、そういった部分はどういうふうになっているんでしょうか。

総務部長(松元龍作君) 残念ながら現在のところは文書の出しっ放しという形になりますが、その相手方が名瀬に住んでいればよろしいんでしょうけど、内地に行っていらっしゃる方もたくさんいらっしゃいますので、その方々からの返答はまだ聞いてはおりません。

26番(叶 幸与君) ちょっとテレビで見たんですが、確か長崎県で空き家対策こういった事業があったように、ちょっと記憶しているんですが、景観等にも悪いのもっと厳しい条例等そういったことで縛っていくことは考えられないのか、お伺いいたします。

総務部長(松元龍作君) これはインターネット上でいろいろ探しますと、各市、非常に対処に苦慮しているところがございますが、それぞれいろんな市町村では、やはり条例とか要綱とかそういうもの作って対処しているようでございます。一例としましては、市のほうに寄付採納をしまして市のほうで処分してくれるということもございますが、ただ土地の件に関しては自分たちの所有ということで非常に私たちから見ればどうなのかなと思いますけれども、例としてはそういう例もございますので私どもやはり災害の時の二次災害が起こったり、それから子どもたちの非行の場になったりする恐れもありますので、そういう条例の制定ができるのであれば、なるべく早めできないのか関係部署とよく協議をさせていただきたいとこのように思っております。

26番(叶 幸与君) 大変対応には苦慮されているということではありますが、もし火災になった場合ね、これはもう本当大事なことになりまして、それと台風時には、このトタンが飛んできたり雨どいが落ちてきたりということで、例えば隣家のほうに大変迷惑をしていると、こういった場合は、いわば自分の家に飛んできたものに対しては、もう片付けは自分たちでやらなきゃいけないのか、ちょっとその辺を。

総務部長(松元龍作君) 現行では、自分たちで処理しなければならないということでございます。

26番(叶 幸与君) 被害に遭われた方は、もうこれは泣きっ面に蜂で、もう本当に大変なことでありまして。これはもう少し抜本的にですね、この空き家対策をやっぱり考えていかなければいけないかなと私思いますので、これは一応要望として、ちょっと考えていただきたいと、こういうふうに思います。

それでは続きまして、地デジ化移行後の経過について、7月24日を期して地上デジタル放送への移行が一斉にありましたが、その移行後、この1か月半に問題等はなかったかどうか。難視聴地域はなかったのか。もしあるとしたら、その対策は、どのようにするのかお伺いいたします。

産業振興部長(川口智範君) 後段の難視対策のほうからお答えします。地上デジタル波放送に伴い名瀬地区で鳩浜町、大熊、朝戸、朝戸鍋又、住用地区で和瀬、川内、見里、神屋、市、笠利地区では土浜、平、川上、笠利・辺留の各集落において地域全域又はその一部が新たな難視地区となっております。ここで申し上げます難視地区っていうのは、政府のほう、国のほうで決めました電波が、その一定基準に達しないということでの難視地区で現実的には場所によっては視聴可能であったりする地区もございます。それらの地区、その対策につきましては、名瀬地区の大熊、鳩浜町と笠利地区の笠利・辺留は新たに中継局を今年12月までに設置予定と伺っております。なお、笠利・辺留地区においては、近々試験放送が始まるという予定を伺っております。また、他の地域におきましては、高性能アンテナ整備による個別対策や協調組合を設立し、共同受信施設整備による対応を予定いたしております。そうした恒久

的な対策の間に合わなかった地区におきましては、衛星放送を利用した地デジ難視対策衛星放送によって暫定的な対策は行われております。実施期間は平成27年3月末までとなっております。

次に、難視地区における受信対策については、総務省九州総合通信局、デジサポ鹿児島などの関係機関と連携して難視解消に努めてまいりたいと思います。具体的な取組につきましては、本市では、ふるさと雇用を利用しまして地デジホットラインを設置し、7月24日までは個々の市民からのいろいろな要望等に応じております。今現在、同じようにふるさと雇用を使いまして7月24日以降については、電波が弱いとみられる地域に個々に入っていったり具体的に難視がないのかどうか、今、確認作業を進めているところでございます。

26番(叶 幸与君) まだまだ難視聴地域があるようでございますので、なるべく早くみんな一斉に見られるような対策対応を取っていただきたいなど、こういうふうに思います。

不法投棄等があったとも報道がございましたが、何箇所にもどれくらいあったのか。また、その対応等はどのようにしたか、伺います。

市民部長(田丸友三郎君) テレビの不法投棄につきましては、今年の7月24日の地デジ以降、以前から散見されておりましたけれども、移行後におきましては昨年の月平均が約11個程度でした。それから比較しますと、移行後は23個程度確認されておりますことから約2倍ほど増加している現状にあります。地デジの以降から1か月余りが経過しておりますので、不法投棄されるテレビの数も減少するのではないかと期待をしているところでございます。ただ、テレビに限らず不法投棄は犯罪であり、そのことを広報紙などを活用し啓発を行うとともに、引き続き不法投棄の監視及びパトロールを実施してまいります。また、不法投棄された廃棄物の回収を行うことにより不法投棄を誘発しにくい環境づくりに努めてまいりたいと思っております。

26番(叶 幸与君) 私の家にも不法投棄されまして、これは本当に頭にくることなんですが、市内に市内三町に監視カメラを設置している、こういうふうなことを伺ったんですが、そういう成果がございましたか。

市民部長(田丸友三郎君) 市内の監視カメラの設置につきましては、まだでございます。ただ山間部に設置をして常時監視をしているという状況でございます。市内のほうにつきましては、別メニューで登校下校時、また一般の監視をするということでNPO法人さんのほうに一応いただいているということですので、今回のこの不法投棄とは全く関係ございません。

26番(叶 幸与君) 市内はあれなんですが、山のほうには設置されているわけですね。

市民部長(田丸友三郎君) まだ現在のところは成果として上がってきておりませんが、そのカメラの精度も大変よくて我々もその撮ったビデオを見させていただいたんですけども、まず公用車で実験をしてみました。その結果ですね、不法投棄の現状を模擬をしたような形で映し出されたものについては、はっきりと確認ができるということで、もし今後、不法投棄をされた場合はですね、その不法投棄者の確認とか、そういったものが確実にできていけるんじゃないかと思っております。ただ設置の費用がちょっとかかりますので、そう多くは急には設置できないんですけど、今、モデルケース的に1か所設置をさせていただきます。

26番(叶 幸与君) 分かりました。金が相当かかることでもありますし、まずは市民にモラルの啓発、こういった部分をやっぱりやっていくことが大事ではなかろうかなと、こういうふうに思います。

続きまして、二番目の土木建設行政に関して、昨年2月定例会での私の一般質問の答弁で、平成23

年度以降に整備していきたいとの答弁がなされましたが、現在のこの進捗状況についてお伺いいたします。

建設部長（田中晃晶君） 下佐大熊住宅の市道整備の状況について申し上げます。下佐大熊の住宅敷地内の通路の整備も含めまして、8月に入札を行いました。この工期につきましては、来年の2月の8日までということになっておりまして、今、落札した業者において諸準備を進めているところでございます。

26番（叶 幸与君） ありがとうございます。来年の2月8日までには完了するというふうなことでございましたが、その工事の中でですね、2号、6号、8号棟側に面する道路には、この道路のほぼ中央を通る側溝がございますよね、その側溝の中が土砂で詰まっておりますと大雨が降ると側溝から水が道路にあふれてくる、こういうことでございます。せっかく道路整備がなされるのであれば側溝の中の土砂の除去もお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

建設部長（田中晃晶君） 今、議員御指摘のようなこと等が現場にて確認できる事があれば、いっしょに処理してまいりたいというふうに考えます。

26番（叶 幸与君） どうぞよろしく申し上げます。

次に、下佐大熊併存住宅跡地について、現在、更地になって金網を回しておりますが、もう雑草が生えてきております。何名の同僚議員が跡地利用の質問をしておりますが、検討委員会を立ち上げて数回行われている、こういうふうでございますが、その内容はどのような内容か。また、地域住民からのアンケート調査の結果を踏まえての結論はどのようになったかお伺いいたします。

建設部長（田中晃晶君） 佐大熊併存住宅跡地につきましては、これまで建設部の主催であります佐大熊併存住宅跡地利用検討委員会等を設置いたしまして、地域住民からのアンケート調査などの結果を踏まえまして、21年度8月頃から数回の開催をし協議を行っているところであります。内容につきましては、佐大熊住宅の自治会役員やそれから民生委員との意見交換会の結果など、二つ目に地域住民からのアンケート結果、これらを踏まえまして協議を重ねた結果、地域の方々の要望が多いストア用地としての利用を図ることを条件に一般競争入札で売却するという方針が決定されたものであります。

ただいま、その地域の方々の要望に早急に応えるべく跡地処分に向けまして分筆とか、それから合筆等の作業がまだ残っております、そのような作業を現在行っているところであります。

26番（叶 幸与君） 分かりました。地域住民の意向に沿って大方そういうスーパー等の参入を条件に売却するというところでございますね。確かな、特に上佐大熊の住民にとっては、今現在、買い物にタクシーを往復使っていると、こういうふうなお話し等も聞きまして、本当に佐大熊、お年寄りが増えてまいりまして、これはもう切実な問題でございます。そういう面では是非とも早めに事を進めていただきたい、こういうふうな要望をいたして終わります。

次に、輪内地区都市計画後の道路陥没等が目立ってきております。今後の計画はということでございますが、輪内地区都市計画後、20年近く経過しており、そろそろ道路等に老朽化が進んでおります。浦上町でもあちらこちらで道路の陥没やでこぼこ、特にマンホールの継ぎ目とか側溝とのつなぎ目、こういったところがでこぼこが目立っております。都市計画法での道路耐用年数というようなものになっているのか、今後の道路舗装計画等があるのか、もしあるんでしたらいつ頃なのか、またお尋ねをいたします。

建設部長（田中晃晶君） 議員御指摘のように、この地区の一部の道路の舗装状態につきましては、不良箇所があるということにつきましては、承知をしているところでございます。このような箇所につきま

しては、現在、応急的な復旧、補修等を実施しているところでございますが、抜本的な道路改修には至っていないところであります。市道整備につきましては、他地域との未整備路線もございますので限られた予算の中でのこととございまして、必要性とかそれから緊急性など十分に踏まえまして調整を図ってまいりたいというふうに考えております。当面の間につきましては、道路パトロール等の強化をいたしまして適時に応急的な対処をしてまいりたいというふうに考えております。

26番(叶 幸与君) その耐用年数。

建設部長(田中晃晶君) そのような都市計画法云々での対応年数というのはございません。ただ道路につきましては、それぞれ使い利用度だとか、それからほかの条件等がありますので、やはりその際に不具合が箇所ができれば、当然先ほど申し上げたようなことを検討いたしまして整備するのを基本としております。

26番(叶 幸与君) ありがとうございます。都市計画法に基づいたそういう対応年数等はないと。応急的な修理をしたところが、また更に陥没しているんですね、そういった部分では、その区域区間だけでも少しちょっと深めに掘って、恐らく中の水道管とかそういったのを埋めた部分が地下水等で流れ出て、そこだけが空洞化しているんじゃないかなんと思っているんですね、これはもし急にこう陥没したりした場合は、大きな事故につながりますので、よろしく対応のほどお願いしたいと思います。

次に、福祉行政について、和瀬漁港隣の公園トイレについてであります。奄美大島観光への動線は、空からの笠利空港から58号線龍郷、名瀬、住用を経て瀬戸内町へと海の便では名瀬港から北と南へ58号線を通っております。確か前に同僚議員の質問等にもありましたが、58号線沿いの観光客へのトイレが少なく、また場所等分かりづらい、こういった質問がありましたが、私の質問は、和瀬集落にある公園のトイレについてでございます。トイレはすばらしく遠くから見るとモダンなトイレらしからぬ立派なトイレが現在建っております。しかも、トイレの入り口に男女両方こう分けてですね、スロープになっておりまして、これは身障者にやさしい造りになっており、すばらしいトイレだなと思うていましたんですが、実際そばに行ってみたら、この男女のスロープにはなっているけど、トイレ自体は和式トイレというようなことで、身障者、お年寄りにとっては使用が不可能、こういうふうな造りになっております。

現在、ユニバーサルデザインウォッチングとかバリアフリーウォッチング、こういった弱者にやさしいまちづくりを目指しているこういう時に、とても考えられないなどの意見が多く寄せられており、是非洋式トイレへの改善・改修、こういったものがないかどうかをお伺いいたします。

産業振興部長(川口智範君) 和瀬漁港公衆トイレにつきましては、平成13年和瀬漁港整備の際、漁港施設として整備されております。同年、和瀬バイパスが完成したことから幹線道路からのアクセスが容易となり、その結果利用者の多様化や利用者数も多くなってきております。議員御指摘の和瀬漁港公衆トイレの改修につきましては、現在の住用町内での身障者用公衆トイレの設置状況や身障者の利便性等を勘案し検討してまいりたいと存じます。ちなみに住用町内での身障者用トイレはサン奄美奥のうちうみかわやや体験交流館、マングローブパークなどに設置されております。あわせて、トイレまでの身障者用通路の確保につきましてでございますが、トイレにつながる公園の入り口等について今後、整備を検討させていただければと考えております。

26番(叶 幸与君) 今後、整備をしていくということですが、ちょっと私、見てまいりましたらですね、真ん中にね中庭があるんですよ、あれはそのまま、いわば屋根を付けてやれば身障者用が別にですね、できるんじゃないかなんかというふうにも考えますので、是非この実現をですね、お願いしたいなというふうに要望いたします。

次に、和光町国道の水銀灯についてでございます。和光トンネルから有屋町成田モータースの交差点までの街路灯は、まち灯り事業等によってだいぶ解決いたしました。私も一般質問で取り上げた一人として喜んでいただいております。しかし、間隔が広く、また一方がこの山になっているそういった関係で、まだまだ暗い、こういった市民、住民の声が多く寄せられております。そこで今回の質問は、この和光町には九州運輸局鹿児島陸運支局と国立奄美和光園、この2か所の国の施設がございますよね、この2か所と有屋町の交差点のこの3か所にですね、水銀灯を設置したら、こうもっとより明るくなるのではないかとこういうふうに考えます。この輪内管内では、地域住民の朝晩この散歩道として多くの住民に利用されており、下方では運動公園等が整備されているんですが、上方地区では、こういう整備がまだなされておられません。そういった面では、国道筋、歩道が広いもんですから多くの方が朝晩の散歩道として利用しており、また大島高校生や奄高生、こういった学校の高校のこの通学道路、こういう道路としても利用されて多くの人たちの利用が今なされております。このまたヤマアシがございますんで、ハブの心配、こういったものもございまして、是非、県にお願いをしていただきたい、このように思いますがいかがでしょうか。

建設部長（田中晃晶君） ただいま議員の御案内のように、これまで市のまち灯り設置事業やそれから有屋町内会の御協力によりまして、10か所設置をされております。また、議員御指摘のように人家などがなくて、まだ暗く通行しづらい箇所もあるようでございます。国道管理者による街頭の設置につきましては、通行量などの設置基準等がございまして設置が難しいようでございます。また、今おっしゃるような沿線沿いに公共施設内の街頭等が活用できないか関係機関とそれから地元自治会とも御相談をしてみたいというふうに考えております。

26番（叶 幸与君） ただいまの答弁で通行量が対象にならないというふうなお話でありましたが、今、鳩浜から佐大熊のほうに抜ける道路よりは、まだ国道の和光ルートのほうが、より多くの利用があるんじゃないかなと、こういうふうに思うんですが、それでも通行量がまだ満たないと、基準に満たないということなんですか、どうなんですか。

建設部長（田中晃晶君） 基準にはいろいろございまして交通量の1万台だとか、それから横断歩道があるかだとか、それらの事等がございまして。そのような事等に、ほぼおっしゃるように近いところの交差点については、設置がされているものというふうに考えます。ただ今言う、歩道とかということにつきましては、まだ人数的にと申しますか、通行量の問題等もやはりあるかというふうに考えます。

26番（叶 幸与君） 私が質問するのは、国の施設が2か所あるわけね、せめて国の施設の真ん中、その前だけでもやっぱり水銀灯をつけるというのは、いわばそんなおかしくないんじゃないかなと、こうふうにも思うんですけど、ちょっと再度また、ちょっとここの部分は県のほうと検討していただければと、こういうふうに思います。

建設部長（田中晃晶君） おっしゃるように、近く沿線沿いに陸運事務所等々ございます。やっぱり目的等が違います。というか道路敷地を管理する部署と、それから道路管理者という感じがございまして、この間も現地のほうにまいりましたが、1か所余分につけていただければ国道、歩道のほうも照らせることができるなというふうな感じもおきましたので、そのことについて、今、関係者と協議をしてるといっていただいております。

26番（叶 幸与君） どうぞよろしくお願ひしたいと思います。次に、3番目、下佐大熊市営住宅の各部屋のドア横に手すりといいますが、取っ手と言うんですか、この設置をできないかという質問でございます。下佐大熊9号棟から14号棟までは、右側から登り口階段がございまして、各階段の踊り場が

少し広く感じるところなんですけど、1号棟から8号棟まで、ここは今度は左側からの登り口の階段になっていて、ちょっと造りが違うなと感じるんですね、その左の入り口、ドア口から階段までのドアの端から階段の先まで、ちょっと空間がですね、10センチぐらいしかないもんですから、お年寄りの方、住民の方がドアを開ける時に足を踏み外してしまうと、こういう恐れがある。それでできれば、このドアの横のほうに取っ手をつけてもらえないかというようなこういう相談なんです。

佐大熊は結構お年寄りが多いところでございます、足腰が弱い中にしかも買い物かご、荷物を提げながら苦労して鍵を開けてやるんですが本当危なくてしょうがない。1階ぐらいはまだいいんですが、5階とかなれば階段が結構下まで1メートル50ぐらいありますからね、転げたらまた大けがをしないでもないですし、この部分をちょっと何とかできんでしょうかね。まずちょっと質問をいたします。

建設部長（田中晃晶君） 今の佐大熊の各玄関の手すりにつきまして、今の現状を申し上げます。これまで入居者が玄関ドア横辺りに手すりなど設置することにつきましては、入居者自身が建築、住宅のほうに模様替えという形の申請書を提出していただきまして、個人負担で設置をしております、これまで数件設置されているようであります。今、議員お尋ねの市が手すり設置ができないかということにつきましては、結論から申し上げますと、これまで介護保険などを利用して設置されているようでございますので、同様に言葉はきついですけど、必要な方が御自身が設置していただくということになると考えております。しかしながら、議員が今、御指摘のように、玄関ドアの開閉時に安全が確保できない、そのような箇所の住宅につきましては、改めて現場調査などを行いまして、どのような改善策が講じられるかどうか検討してまいりたいというふうに考えております。

26番（叶 幸与君） 健常者は別に気に留めないんですが、やっぱり足腰の弱いね、お年寄りなんかにとっては、これは本当に切実な問題なんですね、本当に検討をしていただきたいなと、こういうふうに思います。

続きまして、教育行政の中で有盛山の周辺整備について、散策できるように遊歩道の整備はできないか。現在、浦上町の有盛神社一帯は市の重要指定文化財に指定されており、有盛山全体、勝手に手が付けられないと、こういうふうに認識していましたが、神社入り口右側が大きく伐採されていて、市に聞いたところ、人の屋敷境界や道路にかぶさるところは別に伐採しても構わないと、そういうことでありました。

かつて浦上町の都市計画前には、神社の左手を流れる通称、金魚川と言うんですが、この川沿いに散策できる遊歩道、これがあつたと聞いております。現在は、荒れていて川を越えて隣家まで木が覆いかぶさっている、茂っていると、もしこの文化財保護条例等に違反しないのであれば、遊歩道の整備をして有盛神社一体を一集落1ブランドとしての観光や市民の憩いの場所としての活用ができればと考えているんですが、いかがでしょうか。

教育事務局長（日高達明君） ただいま議員から質問ございました有盛神社の山の左側の中島川沿いの河川敷、以前は遊歩道として利用されていたところが荒れているということですが、有盛神社境内の森林群が市の指定の文化財となっております。もう手が付けられないのではないかと心配のようでございます。しかし、生活に影響を及ぼす雑草等の除去については何ら問題がないものと判断をしております。いろんな環境整備の点からも助成費等もございまして集落の作業の中で十分検討していただきたいと思っております。それから、有盛山周辺には、当地で発見されたアリモリ草と命名された植物がございまして。これには十分注意をしていただきたいと思っております。また作業の時には、教育委員会事務局の職員も立ち会いも可能かと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

26番（叶 幸与君） 神社入り口のあの枯れた松の木の除去と松くい虫の防除について、ちょっとお願いいたします。

教育事務局長（日高達明君） 有盛山の松枯れについては、現在、現場で私たちも確認をいたしているところでございます。県の委託事業を導入いたしまして枯れた松の除去、倒壊危険がある松の松くい虫防除作業を本年度の事業の対象にするよう担当課と協議をいたしているところでございますので御理解を賜りたいと思います。

26番（叶 幸与君） 学校耐震化の現状について、7月20日から22日にかけて文教委員会の所管事務調査に行っていました。奄美市議会だより第22号の表紙にも写真が掲載されております。福岡県久留米市に訪問しましたが、久留米市は学校耐震化は、もう既に100パーセント終わっていると、現在は、学校の太陽光発電に力を入れて市内小・中学校63校中50校が設置予定になっている。こういうふうなことでありました。財政基盤が、その違い等はあると思うんですが、羨ましいかぎりで見察をしてみました。そこで、東日本大震災を踏まえて奄美市の学校耐震化現状はどのようになっているのでしょうか。質問します。

それとあと大島工業跡地は、同僚議員が質問ありました。あと児童虐待防止カード作成についても、もう既にやっているということで、後3、4は一応割愛させていただきます。

教育事務局長（日高達明君） 今の耐震化率、今年の4月1日現在で61.26パーセントでございます。平成27年度までに、できるだけ早い時期に耐震化の100パーセントを目指しているところでございます。

26番（叶 幸与君） ありがとうございます。もう時間がありません。この国の方針では、

議長（世門 光君） 以上で公明党 叶 幸与君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前10時30分）

議長（世門 光君） 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き一般質問を行います。

次に、市民クラブ 奥 輝人君の発言を許可いたします。

21番（奥 輝人君） 議場の皆さん、市民の皆さん、しかまんきゃうがみしょうらん。こんにちは。私は、市民クラブの奥 輝人です。あらかじめ通告してあります一般質問を行います。

その前に少々所見を述べたいと思います。先の台風12号による記録的な豪雨により和歌山、三重、奈良の3県を中心に大きな被害が発生しました。死者、行方不明者合わせ数十名、土砂災害や農業被害など計り知れない災害となっております。被災者、被災地に対し心からお悔やみ、お見舞いを申し上げます。このように自然災害が日本列島、そして全世界を脅かしています。昨年10・20奄美集中豪雨、今年3・11東日本大震災、そして5・29の奄美を直撃した台風2号などであります。自然の猛威と脅威を感じる災害ばかりであります。災害は忘れたころにやって来ると言われていたましたが、最近では、災害は頻繁に発生すると言わざるを得ない状況であります。この自然災害に対応するためにも日頃からの防災訓練や防災意識を高め、あらゆる災害に対処できるように努めたいものであります。

それでは一般質問に入ります。1、さとうきびの振興 メイチュウ被害対策について、ア、被害状況について伺います。さとうきび産業、さとうきび農家にとって、ここ1・2年の間にさとうきびの害虫であるメイチュウ、イネヨ等の被害が拡大しています。これまでのさとうきびの害虫といえばハリガネムシ等でありましたが、今ではメイチュウであります。このメイチュウは、成虫の時にさとうきびの草丈の低い場所に産卵をし、そしてふ化した後にさとうきびの茎内に侵入し、成長点である新芽を食害する害虫のプロであります。新芽を食害されれば、さとうきびは芯枯れを起こし餓死してしまいます。さ

とうきびの生産の低下につながる恐怖の害虫とも言えるでしょう。昨年度までは、私の住む節田地区においては、所々の畑に点々とメイチュウの被害が見られていました。私のさとうきび畑では、犬山地区の畑の一部に点々と発生していましたが、あまり気にもならなかったのであります。

ところが今年度は、収穫後の5月から6月にかけて、メイチュウ被害が目立つようになったのであります。そのほかに今年については、手花部地区や宇宿地区、笠利、住用地区もメイチュウの被害に困惑している農家が多いと聞いております。このように、メイチュウが異常発生ともなれば、さとうきびの増産に厳しい状況となってしまいます。現在の奄美市のメイチュウの被害状況について伺いたいと思います。後の質問からは発言席にて行います。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（世門 光君） 答弁を求めます。

農政局長（東 正英君） メイチュウの被害状況につきましては、議員御指摘のとおり、前年度の発生に引き続き今年も奄美群島全域において、メイチュウ類が以上発生し、さとうきびの芯枯れ被害が多発生しており、その対策に苦慮しているところでございます。成虫は、ほぼ年間を通じて発生いたしますが、一般的には5月から6月に発生が多く年に数回発生するようでございます。また、発生がだらだらと続くため卵や幼虫、成虫さまざまな生育ステージがあり防除適期の把握が困難となっております。ほとんどの地域のほ場において被害の大小はあるものの、さとうきびへの影響が見られ、特に、笠利町宇宿地域から節田地域への東海岸に多く発生が確認されております。

被害の面積につきましては、平成23・24年産生産予定収穫面積554ヘクタールの約1割程度になるのではないかなど、現在、考えているところでございます。

21番（奥 輝人君） ただいま、メイチュウの被害状況、また被害面積等も報告されております。このメイチュウについてはですね、本当、昨年度から今年にかけて本当異常発生をしているのが現状であります。自分の畑もですね、今年については、本当約2町歩の収穫面積があるんですけど、約1反から1反5畝くらいが、もうメイチュウの被害ですね、もうほとんど餓死している状況となっております。また1反分の畑については、もう約6割近くがもうメイチュウの被害があつてですね、もう今回もロータルをかけてもうその畑はもう今度は牛の牧草地畑に転換したところでもありました。そういった畑が、私だけではなくですね、各多くの農家になります。今回、株出し、さとうきびの夏植えをした後に株出し、その株出しに入っているのが本当目立ってですね、1年間しか収穫は手取りはなくて、この株に期待をかけているのにもかかわらず、この株がメイチュウにやられてしまって、もう来年度の収穫はもう収穫はなくなり、また所得は減っていくと、そういった悪循環がこのメイチュウの被害でもあります。農家もですね、今回、いろいろと試行錯誤しながらですね、このメイチュウの被害対策に対して防除に対してもですね、いろいろとやっておりますが、なかなか効果が出ないのが今の現状であります。

以前までは、ハリガネムシという厄介な虫がいました。このハリガネムシについてはですね、国の登録の受けた薬ですね、プリンスバートというそういった薬剤でどうにか退治、害虫を退治することができて、今ではほんのわずかしかならない状況となっております。そういった意味でですね、このメイチュウのこんなに発生している原因ですね、自分もいろいろと考えてはいますけど、この原因について伺いたいと思います。

農政局長（東 正英君） 発生した原因についてお答えいたします。今年も奄美群島全域におきまして、メイチュウ類が異常発生しております。その原因につきましては、県農業開発総合センター大島市場にお聞きしましたところ、気象条件や生育環境の変化が原因でないかという回答でございました。また、この発生が一過性のものであるのか、顕在化したものなのか見極める必要があるとのことでしたので、今後とも農業開発総合センターと関係機関と連携をし、その発生の原因について注意深く見ていきたいと考えております。

21番(奥 輝人君) 原因については、いろいろ考えられると思っております。特にですね、このメイチュウ、成虫になりますけど蛾がですね、やはり草とかさとうきびの中に入っている草の中に卵を産むということと、さとうきびの低い所に産むということと、あと、そのさとうきび畑の周りのですね、除草していないからということで、いろいろそういったところに蛾がたむろして卵を産んでいくということも聞いております。やはり農家さんもですね、いろいろこういった情報を聞きながら除草剤対策やら、またそういったスミチオンの対策などやっていますが、なかなかさっき言ったように効果が出ないのが現状であります。この原因については、先ほど言ったように地球の温暖化とかも、またそういった気象状況とかもいろいろあるかと思っておりますけど、この原因を突き止めてですね、やはりこのメイチュウの被害が少しでも縮小できるような対応をですね、また農家のほうに指導していただきたいとも考えております。

それではですね、次にですね、このウの防除対策についてですけど、この前もですね、6月くらいにさとうきびの振興大会があった中でですね、農業開発総合センターの大島市場のですね、病害虫研究室の方が、このメイチュウ類の発生と防御対策についてを一応講演、また指導をしたところであります。その中で、やはりその自分も思ったんですけど、この防除対策についてですけど、やはり県の試験場では、このスミチオンをまんべんなくまいた方がメイチュウが減少していくと言っていました。

しかしながら、このさとうきび畑というのは、本当だったの1反歩だけじゃなくて1ヘクタール2ヘクタールとか、そういった相当な面積であります。防除と言っても薬剤散布、動力噴霧器を使っただけの薬剤散布ともなればですね、相当な手間暇もかかるわけでありまして。そういった意味で農家のかたも本当防除のしようがないと、もう中まで入った防除はもうできないという声も聞かれております。そういった意味で今後の防除対策についてですけど、スミチオン等あらゆる薬剤等を散布してどうにかメイチュウに当たるように、メイチュウに薬剤散布した時に撒かれるように、当たるようにですね、しなければいけないという話も聞いていますが、今後のこの防除対策についての農家の指導等はどのようにしていくのかを伺いたいと思います。

農政局長(東 正英君) メイチュウ被害における防除対策につきましては、毎週定例開催のさとうきび部会において検討を重ねておまして、そしてまた駐在員会や農談会において農家は自己のほ場をこまめに巡回点検を行うとともに、芯枯被害など確認されたら早めに薬剤散布による防除作業を行うように指導しているところでございます。また先ほど、議員のほうからもありましたが、6月に開催されましたさとうきび振興大会におきましても、鹿児島県農業開発総合センターの病害虫研究室長を講師に迎えてメイチュウ類の発生と防除対策について講演をいただくなど、さとうきび生産農家へ周知を図ったところであります。しかしながら、効果的な防除方法がなく対策に苦慮しているところでございます。さらにフェロモントラップの確立についてでございますが、現在県においては、笠利地区・すいません。

21番(奥 輝人君) 分かりました。今、フェロモントラップという話がでましたけど、一応笠利のほうでは、このフェロモントラップでフェロモンでですね、メスのフェロモンを出してオスを誘引していくと、そういう病害虫駆除にあたっています。しかしながらですね、そのフェロモントラップの数もですね、相当少ないと、やはりフェロモントラップの数が増えなければ、この成虫であります蛾がですね、退治できないと、元を正せば、やっぱりその成虫の蛾を退治すればですね、幼虫の産卵する機会が少なくなりますので、元はその蛾だと思っております。そういった意味でフェロモントラップの件も出ましたけど、このフェロモントラップのですね、今後の増設ですね、増加また増やして各畑の隅々まで設置していかなければいけないと思っておりますけど、そこら辺りは、どのように考えているのか聞きたいと思っております。

農政局長(東 正英君) フェロモントラップの確立についてであります。現在、県においては、笠利

地区6か所において実証実験を行っております。成虫の捕虫、フェロモントラップによるメイチュウ類の防除対策につきましては、まだ試験の段階であり確立されるまでには、しばらく時間を要すると伺っております。これが確立されましたらハリガネムシと同様にトラップと防除薬による防除体制が一体的に取れるため効果が期待されるものと考えております。

21番(奥 輝人君) 今ですね、笠利さとうきび畑を見回しますとですね、一応ハリガネムシのフェロモントラップとあとコガネムシのフェロモントラップ、それは誘殺灯になりますけれど、あと今のメイチュウのですね、フェロモントラップの虫かごが、今設置されております。先ほど2番目に言ったコガネムシですね、コガネムシについては、夜の夜行性ということで太陽光のそれを利用して、フェロモントラップを設置しているということでもあります。そういったハリガネムシもそうですけど、コガネムシもそうですけど、そこら辺りのフェロモントラップも活用してですね、できればこのメイチュウのフェロモントラップもそこにいっしょに入れてですね、やはり退治していかねばいけないのかなという気がします。

なぜならばですね、このさっきのコガネムシの太陽光のフェロモントラップも金額にしても予算的にも結構高いものがあります。このメイチュウもやはり夜行性でもありますので、そういったあるものをですね、利用しながら駆除にしていきたいと思いますと思っていますけど、そこら辺りは可能なのかわからないのか、薬、その害虫が違うということでフェロモントラップの内容も違ってくるとは思いますけど、それを一緒に合体できないのか、そこら辺りは分かりませんか。

農政局長(東 正英君) 現在、メイチュウのフェロモントラップにつきましては、現在、県のほうで実証試験を行っておりますので、その辺につきましては、検討というか県と協議をしてみたいと思っております。

21番(奥 輝人君) 分かりました。是非ですね、このフェロモントラップの設置数がまた多くなるようにですね、また薬等も登録していただき早めの駆除をお願いしたいと思います。

それですね、次にですけど、今後の取組についてですけど、今のメイチュウですけど、やはり今後、こうやって大発生していけばですね、さとうきび産業の今後の根幹になっていくと、さとうきび産業が成り立たないのではないかという危惧さえ感じられる状況であります。現在、4万トン目指しているこの富国製糖株式会社でありますけど、こういったメイチュウが今後も更に増えていくことによってですね、さとうきびの増産も見込めない、また減産につながっていくという状況で非常に危機感を感じているわけであります。そういった意味でですね、このメイチュウを特殊病害虫の認定とか国への県や国に対して認定させてですね、いろんな方法での早めの駆除ができないのか、その特殊病害虫への取組はできないのかを一応お聞きしたいと思います。

農政局長(東 正英君) 特殊病害虫としての取り扱いができないかとのことですが、メイチュウ類は、イネ科植物に発生する蛾の一種でほとんどの地域にも生息している害虫のため一般害虫として位置付けられており南西諸島特有の害虫ではございませんので、特殊病害虫としての取り扱いには難しいものがあるかと考えられます。

21番(奥 輝人君) 分かりました。今後はですね、やはり完全防除への取組が、本当、必要だと考えております。さとうきびは基幹産業でありますので、これを台風にも強いさとうきび、しかしながら一か八か博打であるようなさとうきびの産業ではいけないと私は思っております。ほかの季節野菜やらほかの作物に関してはですね、もう本当台風が来たらばくち的でばくちであり、台風が来なかったらもうかたり台風が来たらもうけがないといったのが作物でありますけど、このさとうきびだけはですね、やはりばくちでないという今後の方針を明確にしてですね、さとうきび産業が今後、増産に向けて発展

できるような取組をですね、奄美市も取組をしていただきたいと思います。是非ですね、このメイチュウの防除対策は1日も早くですね、完全な形で防除ができるように努力していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは次に移りたいと思います。それではですね、(2)の来季の収量見込みについてであります。株出し、春植え、夏植えの状況、今回、今現在のですね、生育状況についてですけど、本当、背丈とか茎数、来年度の見込みの状況等をお願いしたいと思います。

農政局長(東 正英君) さとうきびの生育状況等についてお答えいたします。平成23年産さとうきびの春植え、夏植え、株出しの状況については平成23年4月末現在の農家栽培面積調査によりますと、奄美市は春植え、115ヘクタール、4,928トン、夏植え、97ヘクタール、6,840トン、株出しは342ヘクタール、1万7,224トン、合計554ヘクタール、2万8,992トンでございます。また、龍郷町を含めた総面積は619ヘクタール、3万2,024トンとなっております。

続きまして茎数、茎長についてでございますが、9月1日現在の調査によりますと、茎数が10アール当たり平均値で854本に対し822本の32本の減、茎長が平均値で181.5センチに対し138.8センチの42.7センチのマイナスとなっております。さとうきびの生育状況につきましては、春植えの生育初期の段階での日照不足等の影響で分けつが抑制され茎数が少なく茎長の生育が遅れている状態でございます。

21番(奥 輝人君) ただいまの生育状況について報告がありましたが、今年のさとうきびはですね、台風2号の影響とまた台風9号ですね、8月上旬ののろのろ台風で本当ゆっくりとしたスピードで通り過ぎて行ったんですけど、やはり塩害ですね、塩害が本当、被害が拡大している状況であります。今言われたように、背丈のほうも42.7センチですか、約50センチぐらいはですね、去年と比べて本当に短いんですよ。また、その茎数の本数もですね、去年と比べて3本ぐらい少ないと思います。短いのがなぜこんなになったのかと言えば、さっき言ったように台風の2号とか9号ですね、その影響もあったと思います。また、7月に入ってから雨が降らなかったと、干ばつもまた影響しております。本当、今年のきび、背丈が低い分、来年の本当3万トン出るのか出ないのか、私はですね、2万5,000トン出ればいいのかという最悪でもですね、そのような状況のさとうきび畑であります。本来ならば夏植え、株出し、春植えを今、見ればですね、本当1本立ちですよ、全然倒れてもいないです。また、夏植えをしている農家さんにも話を聞くんですけど、夏植えする種がですね、畑が、節間が短いもんだから去年の2倍使うと、その種の量がですね、本当に42センチと言うけど50センチぐらい背丈が低いもんだから、もう本当苦しいと、来年度本当単収から言って6トンぐらいの単収が、本当4トンぐらいになるんじゃないか、3トンになるんじゃないかという本当心配をしています。

私も心配していますけど、このような状況ですね、今の状況、何かこのまたさっきのメイチュウの被害も重なってですね、更に深刻化が増しているのが今年のさとうきびであります。そういった意味で今後ですね、やはりさとうきびは基幹産業ということでありますので、もう今年は、こういった状況になりましたけど、今後の秋口から11月から12月にかけてですね、もう雨が降ってほしいと。また、スプリンクラーのほうも須野ダムも先月までは、60パーセント台だったですけども約50パーセント台までにたぶん落ちていると思うんですよ。スプリンクラーの設置補助についてもですね、あまり伸びがないというのも現状であります。今、スプリンクラーもですね、節水、節水で限定されています。曜日、曜日ごとにまいてくださいとか、そういった区域もありましてですね、本当、水不足も解消しなければいけないのかなという思いもしております。

そういった意味でですね、今年のさとうきび、本当に非常に厳しいということであろうかと思っておりますので今後については、来年度以降に向けてはですね、こういった状況が続かないような、今年のこういった年になったのかなという思いがありますけど、今後の後3か月余りの気象状況やらと勘案してですね、伸びていただきたいと思いますと思っております。

次にですけど、イのですね、増産についてであります。先ほどから減産の話をしてはいますけど、富国製糖工場内においては、5期連続3万トン以上を確保していました。来年度が本当に3万トン確保できるかできないのか、微妙な、微妙と言うか、もう本当心配されるところでもありますけれど、今後はですね、この増産に向けての対応でありますけど、9月、10月、11月、12月に向けて、こうやって干ばつが続けば、須野ダムもまだまだ減っていくと思いますし、またスプリンクラーについての補助等についてですね、散水車の活用も必要じゃないかと考えておりますが、増産に向けて、この3か月内の増産に向けての取組ですね、散水車を活用するなり農家への周知徹底、水をまいていただくなどのそういった徹底を指導をですね、そこら辺りをどのようにされるのかを伺いたいと思います。

農政局長（東 正英君） さとうきびの増産を図るためには、今、議員おっしゃったのを含めまして収穫面積の拡大と単収の向上が大きな要因であると考えております。栽培面積の拡大につきましては、今後とも農業委員会と関係機関との連携を図り遊休地等の流動化を推進し作付面積の拡大に努めてまいりたいと考えております。

また、さとうきびの生産単収を向上させるためには、1番目に土づくりによる地力の増進、株出しや新植の萌芽や発芽の妨げになる妨害虫の防除対策、3番目に優良品種の種苗の選定、ハーベスター収穫後の株出し管理や欠株防止対策、適期植え付け、除草対策などの栽培管理の徹底を推進課題として奄美市さとうきび振興対策協議会と関係機関と連携を図りながら取り組んでいきたいと思っております。

21番（奥 輝人君） 是非、関係機関と連携をしてですね、取り組んでいただき1トンでもいいですので増産が図られるような取組をこの3か月内でやっていただきたいと思っております。

それではですね、次の（3）の古見方、知名瀬地区の現状についてを伺いたいと思います。アの栽培技術の向上についてであります。古見方や知名瀬地区においてですね、さとうきび農家が現在、4農家いると思っております。それぞれ頑張っております。さとうきび栽培を始めて約5年から8年の農家さんであろうかと思っております。古見方や知名瀬地区のさとうきび畑の状況を見てですね、やはり栽培技術のノウハウ、またそのさとうきびの生育状況等見ればですね、あと今一かなという思いもしておりますが、農政側のほうから見てですね、どのような状況であると思っているのかを伺いたいと思います。

農政局長（東 正英君） 古見方、知名瀬地区のさとうきび生産の現状についてお答えいたします。現在、古見方、知名瀬地区におきましては、4戸のさとうきび生産農家があります。どのような状況かと言いますと、単収等がですね、笠利地区と比べまして極端に低いところがございます、その辺につきましては、私どもも技術の向上につきまして奄美市におけるさとうきび生産者を対象にした栽培技術研修会や糖業普及指導員による農家巡回指導などのほか、各種団体職員による農家の戸別訪問を指導を行っているんですが、なかなか増産には進んではないかなと思っております。

21番（奥 輝人君） やっぱり農政課も増産には取り掛かってないというように見るとはいますけど、やはりですね、この古見方、知名瀬地区において、さとうきびを経営するにはですね、やはり農家への栽培技術の徹底ですね、そこらあたりをもう少し徹底しなければ今の現状では、本当にさとうきびの栄養失調のようなさとうきび畑が広がってですね、何らさとうきびの振興が図られてないと、これは本当厳しい指摘かも分かりませんが、笠利のさとうきび畑を見てですね、呟くのが、なぜこんなに笠利はこんなにさとうきびが生育がいいのか、そこら辺りも全部、個人個人で勉強はしていますけど、やはりその足りない部分ですね、古見方や知名瀬地区にはあります。そういった意味でですね、今後、単収の向上を図ったり増産についてはですね、やはり栽培技術が向上されれば古見方や知名瀬地区のさとうきび産業も活性化されると思っておりますが、今後の古見方、知名瀬のさとうきび農家への更なる指導をですね、どのように考えているのか、もう一度聞きたいと思っております。

農政局長（東 正英君） 議員御指摘のように農家によってはですね、さとうきびの栽培管理面が行き届いてない農家も見受けられますので、今後も更に関係機関と連携を密にし農家の栽培技術向上を目指して指導をしていきたいと思っております。

21番（奥 輝人君） 是非お願いをしたいと思えます。この名瀬地区のほうの過去のですね、年間のその収穫トン数ですね、そこら辺りは分かりますか。

農政局長（東 正英君） 古見方、知名瀬地区の生産実績における平均単収につきましては、平成18年度産が3.9トン、平成19年度産が4.3トン、平成20年度産が3.5トン、平成21年度産が2.4トン、平成22年度産が2.5トン、5年間の平均単収は3.3トンで、その生産動向を見ますと年々減少傾向にございます。

21番（奥 輝人君） やはり今の数字を見ますとですね、さとうきび農家、これはもう本当赤字経営ですよこれ。やはり6トン、7トンを出してもらわなければですね、この2トン台とかいう数字は、本当これさとうきびを作っている農家にしては本当さみしい限りであります。自分も向こう辺り指導とかいろいろ見て回るんですけど、やはり古見方、知名瀬のほうでは単収が上がらない理由としてですね、やはり土壌が悪いですね、土壌が悪いことと水はけが悪い、あと、草が多いと、あと、今から発生するネズミが多いと、そういった要因が一杯重なっております。もう本当、小湊のほうに行ってみたら、ほとんど分かります。今からはそういった今さっき言われた4点、5点の問題がありますので、農家にですね、これを一つ一つ指導してこうして徹底してですね、単収の向上図っていかなければ、いつまで経ってもですね、何の増産も見込めないと私は思っております。

農家さんの意見を聞きますとですね、古見方のほうですけど、やはり行政とのこういった関わり方もちょっと接触がやりにくいか、そういった不満な点もいろいろ聞かれるところもありますけど、それはそれとおいてですね、やはり農政のほう徹底して現場に足を運んでですね、指導しなければ、いつまで経っても2トン台、3トン台ですよこれ。そこら辺りがさとうきびの振興に障害を起しているとは私は思っています。やはりさっき言ったことをですね、今後どのようにしていくのか、再度農家への指導体制ですね、再度聞きたいと思えます。

農政局長（東 正英君） さとうきびの増産を図るためには、堆肥の施用や適期の植え付け、除草対策の栽培管理が重要であると考えておりますので、今後とも技術指導を強化しながら、これらの地域の生産向上に努めてまいりたいと考えております。

21番（奥 輝人君） 分かりました。やはり今後はですね、さとうきび、笠利だけではなく奄美市ですので古見方、知名瀬のほうの農家さんのさとうきび経営がですね、順調にと言うか軌道に乗れるようにですね、やっていかなければさとうきびの増産、後、活性化は図られないと思っております。いちばん大事なのは、この奄美市の名瀬のほうのさとうきび農家をいかにして救うか、また増産に向けていかを真剣に考えていかなければ、もうさとうきびが、もう作れませんかとか、今後そういった農家も出てくると思われま。やはりこのいったん手掛けたさとうきび経営をやっている古見方、知名瀬の農家さんも必死で頑張っていこうという気持ちもありますので、是非ですね、農政側のほうもですね、そういった農家さんに勇気と元気を与えられるような施策ですね、助成でもいいし、その畑に土壌改良をやる堆肥の投入でもいいと思えます。そういった助成等のしながらですね、まずは、さっき局長が言われたように土づくりですね、そこら辺りも手を加えてですね、やっていただきたいと強く要望しておきたいと思えます。是非ですね、この奄美市さとうきびの増産が図られるのは笠利だけではありませんので、名瀬でやっている方の農家も一緒になって取り組まなければ今後の4万トンへの道筋は立ちませんので是非ですね、名瀬地区のほうのさとうきび農家の支援をお願いしたいと考えています。よろしくお願ひし

たいと思います。

それとですね、これも今、私言いましたけど、今後の目標についてですけど、今後のビジョンですけど、さっき古見方、知名瀬地区のさとうきび経営をどのように考えているのかということと、相通じるところがありますけど、今後のですね、さとうきびの普及、拡大をですね、どのように考えているのが再度聞きたいと思います。

農政局長（東 正英君） 現在、大島本島さとうきび生産対策本部において、各地区別生産目標数値を設定し単収向上を目指しているところでございます。各地区ごとの目標数値を設定することによりまして、地域における農家の生産意欲の向上や単収増が図られるとともに作付面積の拡大、さらには農家所得の増加にもつながるものと考えております。古見方、知名瀬地区のさとうきび生産につきましては、当地区の農業振興上、必要不可欠なことと思っております。その生産拡大に向け技術的な指導をはじめ今後とも支援に努めていきたいと考えております。農家への指導体制につきましては、現在、農家戸別訪問や現地においての指導を行っておりますが、今後とも関係機関と連携を図り随時対応ができるようにしていきたいと考えております。

21番（奥 輝人君） 是非ですね、古見方、知名瀬地区のさとうきび農家が潤いが出るようにですね、頑張ってくださいと思います。

それではですね、次の2番の畜産の振興に移ります。(1)の畜産基盤再編総合整備事業第三地区導入後の実績についてであります。アの増頭についてです。この畜産基盤再編総合整備事業はですね、旧笠利町時代に導入した事業であります。個人の牛舎やリースの牛舎を含め約7農家が参入していると思っております。この事業を導入したことによりですね、魅力のある畜産経営が営まれていると感じております。当初の計画どおりの増頭となっているのかを伺いたいと思います。

農政局長（東 正英君） 畜産基盤再編総合整備事業の概要につきましては、畜産地としての安定的な発展が見込まれる地域において、各種整備を行い生産及び流通単位として一定の規模を有する濃密生産団地を建設整備することを目的にしております。この第三地区は、笠利地区が対象でございまして、受益農家11戸と飼料生産組合6団体、旧笠利町及びあまみ農協が参加し事業を実施いたしました。

また、実施年度は、平成15年度から平成19年度で、整備内容といたしましては、飼料畑造成、畜舎整備等を整備をいたしました。事業費は約11億円で、負担率につきましては、国66.6パーセント、県25パーセント、受益者8.4パーセントの割合でありました。御質問の計画頭数に対する達成状況でございますが、繁殖雌牛560頭の計画に対しまして、平成22年度末で469頭、達成率は約84パーセントとなっております。

21番（奥 輝人君） 今の事業でありますけれど、やはり畜産を経営する意味でですね、やっぱり最初の投資が本当莫大な資金が必要でありましたので、この事業を活用することによってですね、農家負担が本当に今、1割未満の負担ということで、本当、農家も喜んでこの事業を参加したと思っております。そういった意味で今の増頭については84パーセント、約469頭増頭されているということではありますが、これは当初の計画どおりであろうかと思っております。今後もですね、畜産の増頭には農家さんも意欲的でありますので、また増頭していくのかなという思いもしております。これはいいと思いますけど、次のですね、飼料畑について、草地畑についてですけど、このように増頭されていく中でですね、飼料畑の確保は当初の計画と比べてですね、どのようになっているのかを伺いたいと思います。

農政局長（東 正英君） 事業におけます飼料畑の、草地畑の計画でございますが、9戸の農家で65ヘクタールを計画しております。実績で56.6ヘクタール、達成率は約87パーセントとなっております。

21番(奥 輝人君) 一応、畜産にはですね、やはり草地畑が、飼料畑がやっぱり必要でありますので、今の状況では足りているということでもいいんですか。

農政局長(東 正英君) 達成率87パーセントでございますので、足りないという形になっております。

21番(奥 輝人君) やはりその草地畑が足りないということで今後の増頭にも、やはり支障が出てくると思っております。足りない部分はですね、購入草を取ったり、あと、きびのキピトップですね、等取りながらやりくりをやっているのかなという思いもしております。やはり増頭する意味では、飼料畑がなければ増頭も厳しくなるし、コストも高くなっていくのが現状であります。今後ですね、この足りない部分の草等については、自分たちは、ほかのところからとか、さとうきびの葉っぱやらいろいろ貰っていますけど、今後の足りない部分の畑等ですね、どのように考えているのかを伺いたいと思います。

農政局長(東 正英君) 不足分の飼料の確保についてでございますが、特に冬場の飼料が不足するため主にあまみ農協から不足する飼料を購入しております。そのほか、さとうきび農家からきび鞘頭部と富国製糖からハカマを収集して活用しているようでございます。

21番(奥 輝人君) 分かりました。今後はですね、やはり飼料畑の造成とかいろいろしなければいけないのかなという思いがしておりますので、今後もそこら辺りも検証してですね、もらいたいと思います。

それではですね、ウの飼養管理についてであります。飼養管理についてはですね、畜産の農家さんは、やはり先を見てですね、先進地を見ながら、やはり自己満足にはいかないと思いますけど、自分なりにですね、やはりノウハウを習得している現状であろうかと思っております。今、はっきり先ほど9農家が参入していると言っていました。その中には、やっぱり新規の農家も何名かいるかと思っております。また、ベテランの農家もいるかと思っております。そういった新規の農家の方のですね、経営状況ですけれど、そこら辺りの飼養管理のノウハウ等は発揮されているのか、そこら辺りを伺いたいと思います。

農政局長(東 正英君) 飼養管理についてでございますが、事業導入により急激に規模拡大した農家の中には飼養管理時における繁殖成績の低下、子牛の病気発生による死亡の増加等がみられました。このようなことから関係機関との合同の毎月の巡回指導や鹿児島県畜産協会による経営診断指導の実施、更に繁殖管理台帳への記載指導等により改善が図られております。

また、管理不足の農家に対しては、再度、戸別に訪問し重点的に指導を行いたいと考えております。

21番(奥 輝人君) 分かりました。是非ですね、新規の農家さんの指導ですね、やっていただきたいと思っております。ベテランの方々は自分たちでもう経営をやっていますので、ほとんどの指導は要らないかと考えておりますけど、新規の方には是非、手を差し伸べていただきたいと思っております。

次にですね、エのコストの軽減についてですけれど、この事業後のメリットと言いますか、効果ですね、効果はどのようになっているのかまで伺いたいと思っております。

農政局長(東 正英君) 本事業によりまして、畜舎及び排泄物処理施設の整備、飼料畑の造成、飼料作物用機械の整備を行うことによりまして、飼養管理における労働時間の短縮、飼料コストの縮減が図られ子牛の生産コストが軽減されております。事業を導入した農家の皆さんといたしましても計画的な増頭により子牛セリ市場への出荷頭数が増加し、規模拡大が図られているところでございます。このようなことから管内の肉用牛生産の活性化が図られ経営安定につながっているものと考えております。

21番(奥 輝人君) 分かりました。それではですね、次の課題についてでありますけど、この事業を導入してですね、今さっきはメリット、成果が報告されておりましたけど課題も幾つか見えてくると思いますが、課題があれば、こういった課題があるのかを伺いたいと思います。

農政局長(東 正英君) この事業導入後の課題についてでございますが、規模拡大に伴いましてセリ出場頭数も増加しております。しかし、景気・国際情勢等によりセリ価格は大きく変動する中、事業完了後、子牛価格は平成19年度の平均価格が約42万円から平成22年度の平均価格が約30万円と下落しております。

また、平成22年度の口蹄疫発生に伴いセリ市場開催延期、更には飼料価格の高騰により農家経営に大きく影響を及ぼしております。このようなことから今後、規模拡大を図る上で安定的な子牛価格と飼料価格と併せて生産コスト軽減、自給飼料の確保が課題となってきていると思います。

21番(奥 輝人君) 分かりました。課題も今の経営の課題とかいろいろありますけど、今いちばん心配されているのがですね、その9農家が事業に参入してですね、この資金のやり繰りだと思いますよ。償還ですよ、そこら辺り牛の相場がこの事業を導入した後にですね、極端に低下しました。48万円ぐらいの平均なんかの牛がですね、もう本当30万円切らないぐらいの単価まで落ちたのも、この事業を導入してからのことでもあります。そういった意味でですね、この個人でこの事業を導入した農家さん等のですね、償還等は順調にいつているのか、そこら辺りをちょっと伺いたいと思います。

農政局長(東 正英君) 事業導入後の資金償還等についてのお尋ねでございますが、先ほども言いましたが、全体事業費の8.4パーセントが個人負担分でございますが、すべて納入されております。また、市から施設リース料につきましても毎年順調に納入されております。

21番(奥 輝人君) それを聞いてほっとしております。また安心しております。やはり畜産を営む上にはですね、この事業のメリットが出たのかなという、事業効果が出ているのかなという思いがしております。

それですね、次にいきますけど、力のですね、畜産基盤再編総合整備事業第6地区についてです。これはこれからですけど、この第6地区の説明会がですね、先月の奄美市の畜産部会の総会の中で説明会がありました。この事業の内容から見ても、第3地区の内容から見てもですね、やはり魅力のある事業であることには変わりはありません。牛農家のですね、意欲向上と新規参入業者、また牛舎の更新等に必要事業であろうかと思っております。今後、畜産の振興を図る上でですね、この第6地区の事業をどのように推進を図っていくのか。今後のビジョン等があればですね、お示ししていただきたいと思っております。

農政局長(東 正英君) 畜産基盤再編総合整備事業第6地区につきましては、現在、県が中心になりまして事業樹立に向け可能性を把握するための需要見込み調査を行っているところでございます。需要見込み調査の内容といたしましては、1番目に増頭計画に見合った飼料増産が可能なのか。それと飼料畑造成や整備予定地があるかどうか。それと補助事業の個人負担分増頭にかかる資金調達は可能なのかなどがございます。

事業の概要につきましては、基本的には第3地区のこの笠利地区の受益者を省きまして飼料畑、畜舎、堆肥地舎などの整備が主な内容で、農機具の整備につきましては、農業生産法人の設立が必要となっております。

事業の地区は、大島本島全域で、採択要件といたしましては、飼料畑造成面積30ヘクタールの受益面積が必要でございます。このようなことから、本市といたしましても、需要見込み調査の結果によりますが、県と連携し推進してまいりたいと考えております。

21番(奥 輝人君) 是非ですね、この事業を推進していただきたいと思います。この事業もですね、平成の26年度までにこの事業に参加する、しないの聞き取り調査をするということでありました。笠利のほうでも私を含めてですね、もう住用の方の名前も挙がっております。また、この第6地区の場合は、旧笠利地区と龍郷町が範囲だと伺っております。その中でですね、なぜこの奄美市行政区域のですね、奄美市、住用まで合わせた範囲に持っていけないのかなという思いもしております。そこら辺りもですね、この笠利と龍郷だけの事業じゃなくてですね、奄美市と龍郷町の事業ということで今後、県のほうにでもですね、取り次いでいただきたいと思います。この前の説明会の中では、笠利と龍郷だけの第6地区ですという話がありましたので、今後ですね、名瀬を含めまた住用まで含め奄美市がこの第6地区の事業の参加される地域に指定されるようにですね、取り計らっていただきたいと思います。これは今後の課題だと思いますので、これはいいと思います。

それですね、一応、この事業を導入してですね、やはり畜産を振興していかなければ、やはりこの奄美の畜産の振興も発展がないと考えております。今後は、この事業を導入することによって畜産農家、また新規参入の業者若しくは新規参入農家等がですね、この事業を本当に効果があるんだと、メリットがあるんだということをやはり伝えながらですね、この事業を丁寧に推進していただきたいと思います。以上でこの畜産の振興については終わりたいと思います。

最後になりますが、この3番目の炭の利活用についてを伺いたいと思います。(1)の炭入り堆肥の生産についてであります。今、炭を使った土壌づくり、また作物づくりということで、今、実績はまだ上がっておりませんが、今後、炭入りの堆肥等を使いながら、また炭を活用した作物の栽培等が今後、拡大していく、普及されていくのかなという思いがしております。そういったことですね、今後、炭入りの堆肥の生産等ができないのか、そこ辺りをちょっと聞きたいと思います。

市長(朝山 毅君) 奥議員にお答えいたします。炭の土壌の活用については、炭の効用としてPHの改善、保水性、また通気性、病気に対する耐病性等々の効用があると伺っております。併せて炭による水のろ過などもいろんな意味において、生活そしてまた農業用に利用されていると伺っております。そういう中において、今、市において堆肥専用のさとうきび専用の堆肥、そしてまた炭を活用したほ場をつくっております。それらの実験結果をもって炭の活用について、やはり需要の問題、供給の問題、コストにかかる問題等々がございますので、一応それらの展示場、ほ場における実験結果をもって炭の活用について今後検討してまいりたいと考えておりますので御理解方よろしく申し上げます。

21番(奥 輝人君) ただいま市長のほうからの説明がありました。本当、市長、今、勉強されてましたね、本当、私も言いたいことが全部市長のほうで答弁されてしまったので、これで。

議長(世門 光君) 以上で市民クラブ 奥 輝人君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。(午前11時45分)

午後1時30分再開いたします。

議長(世門 光君) 再開いたします。(午後1時30分)

午前に引き続き一般質問を行います。

民主党 戸内恭次君の発言を許可いたします。

5番(戸内恭次君) 市民の皆さん、議場の皆さん、こんにち。民主党の戸内恭次です。一般質問に入ります前に少し時間をいただきたいと思います。台風12号で被災された本土の皆さんのお見舞いと一日も早い復興・復旧を心から念願を申し上げたいと思います。さて、民主党政権は、野田総理を中心に国民の生活第一を掲げて新たなスタートを切りました。民主党政権の長い長いトンネルから抜け出したような思いでございます。特に、地方議員にとって、また全国の民主党員にとって今からこそが、この

民主党政権の本領発揮をしていただけると期待をしているものでありますし、私もその一人でございます。

さて、全国で多くの災害が発生しております。地震、放射能、台風、土砂災害、また昨年10月20日の奄美の集中豪雨、本当に先ほどの同僚議員が言っていましたけれども、大変な災害の国になっております。いつ、どこでどういう災害があるのか、本当に心配であると思います。そしてまた、同じような災害が起こり得るといのが、この国の自然環境だろうと思っております。

そこで昨年、集中豪雨によって特に住用地区が被災があったわけですが、そういう住用地区で新たに庁舎を同じ被災をされた場所でまた造るという問題が出てきております。私は、この問題は、なぜこういうことが起きるのか、一般の住民から見ますと、とても理解のできない発想だし、また、奄美市がこれをよしとしているところに理解ができないのであります。先日の資料等見ましても決してマングローブパークが不可能だという結論には出ておりませんでした。なんと業者の間ではマングローブパークを進めている業者もいるわけでございますから、確かに基礎的な建築費はかかるかもしれませんが、総合的に判断した時に、どうしても理解ができないというのがあります。

住用地区で本当に住民の皆さんの声を聞いたのか。あるいは住用地区といえども奄美市の一部でありますから奄美市民からそういう声を吸い上げたんだろうかと、奄美、奄美市、とりわけ旧名瀬市に住む私たち周辺の人に聞いてみますと、何を考えているのかと、誰が責任を取るのかと、自然にそういう声が出てまいります。どうしてもおかしい話だと考えております。責任を取れと言っても取れる問題ではないんです。ですから慎重に十分、住民の意向を聞きながら、また過去の経験を参考にしながら三度水没した時のことを考えた時に、本当にこれでいいのかと、地域協議会の責任でもない、市長の責任でもない、市長が提案をした予算を可決するのは我々市議会議員であります。市民は大勢の市議会議員がいて、そんなことはないだろうという話をします。不思議なことにこういう行政の問題が発生した時に、市長でもなく市議会議員が悪いとなるわけです。そういうことを市民の皆さんにも、実は、この市議会の在り方というもの、現在の市議会の在り方というものは、予算を提案をしますと、ほとんどそれが通過していく。個人個人の市議会議員の意思というものは、なかなか通じないものが現実であるということをあえて申し上げておかなければならないのかなと思っております。

私が、提案をしているのはマングローブパークに建設することであると思っております。もっと広々としたスペースで、いろんな機能をそこに持ち寄って、みんなが安心しておれる。あるいは我々も安心して見ておれるような設備づくりをすべきだと思います。だんだん予算も削られていく中でせつかくの機会でございますので、雨が降ったらこの雨はいつ止むかな、住用川が氾濫しないかな、私たちの決断は正しかったのかなと思うようなことがないように多くの市民が考えているような今の場所ではなくて、もっと安全な安心な場所にして、そしていざとなった時に住民を助ける大事な拠点となることできるように考えていただきたいものだと思います。

笠利地区においては、これもまた住民の声を聞いているのかなという声が出ております。アンケート調査をして住民の声を聞くというようなことをすべきではないのかと、そういう声があります。是非、同じ場所に造るにしても住民の声を聞いて、そして結論を出していただきたい。それこそが一つの住民サービスであり、私がかねてから言っている住民目線による市政改革の一つではなからうかと思えます。

そこで質問に入ります。市長の政治姿勢についてでございます。まず住民投票条例について、提案をしていただきたい。この住民投票条例ということは、よく言われているんですけども、実際にこういった条例を制定する話になりますと、一方では私たち議員が市民の代表は議員だからと、なぜ住民の声を聞く必要があるのかといわんばかりの発言がありますが、それは大きな間違いだと思っております。議員としての役割は役割でありますけれども、その議員の役割を超えた住民の声を聞くということを謙虚にすべきだと思っております。こういう住民投票条例等によって、これはあくまでも市長が参考にするということにはなる、意思決定にはならない、ということでございますので、こういうことをですね、取り上げて積み上げていって、本当に住みよい住民の声が届く行政であってほしいと思っておりますので、市長におかれましては提案をしていただけないものだろうかと考えております。

以下、市長の在任期間の自粛規定について、奄美の活性化について、後のことについては発言席から行います。よろしくお願いいたします。

議長（世門 光君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは早速戸内議員にお答えさせていただきます。住民投票条例の制定についてであります。近年、全国的な傾向といたしまして原子力発電所、産業廃棄物処理場、在日米軍基地等の施設設置や市町村合併の是非や枠組みなど自治体の重要な問題について住民投票条例を制定し、直接投票を行う事例があります。

住民投票条例につきましては、個別の案件ごとに制定される個別設置型条例と対象事項や発議の方法をあらかじめ設置しておく設置型条例の二つに大別されるといわれております。大方が個別設置型条例となっているようであります。

住民投票は住民の意思を直接自治体の運営に反映させるという利点の反面、現行の議会制民主主義の形骸化につながるという見方もございます。そのようなことから、安易に利用されるべきではないとの議論も現実にあります。

このようなことから、本市における住民投票条例の制定につきましては、まずは十分な議論が必要であろうかと思えます。その議論を踏まえた上で、今後、行政運営を進める中で個別案件に応じて検討していくということが私の思いでございます。

5番（戸内恭次君） ありがとうございます。住民投票条例について、少しは以前からすると私が質問した以前の議会からいたしますと市長の見解は前向きな見解であるというふうに理解することができました。是非、議論を深めていっていただいて住民投票条例が制定されるようお願いを申し上げたいと思えます。

次に、次の質問でございますが、市長の在任期間の自粛規定についてであります。これは以前にも質問をいたしましたら憲法あるいは法律いろんな問題を言われまして難しいという話でございましたけれども、しかし自粛規定ということについては可能なのではないかと思います提案でございます。

アメリカの大統領も8年の任期でございます。この8年の間に全力投球をして国家のために働くと、そういう意味で短期間かもしれませんが、こういう期間設定があるからこそ、いわゆる全力投球で自治体、自治首長ができる、精力を注ぎ込むことができるということと、また人材の新陳代謝によって新しいエネルギー、発想が出てくるということもあろうかと思ひまして、あえて大事なことだと思って提案をさせていただきますが、いかがでございましょうか。

総務部長（松元龍作君） 首長職の多選に関しましては、国会などにおきましても議論がなされ、昭和29年以来、過去3回、議員提案がなされたものの、立候補の自由など憲法上の疑義があるとの理由からいずれも廃案となった経緯があるようでございます。

その後、中央分権を巡る動きの中でも議論となり、平成11年自治省、当時でございますが、首長の多選の見直し問題に関する調査研究会、また、平成19年総務省の首長の多選問題に関する調査研究会などにおいて調査研究がなされております。そのような中で一部自治体においては、多選の禁止並びに自粛条例を制定し多選制限を設ける動きがあることも承知はいたしております。

また一方、参政権に対する制限、民主主義の原則に反する、何回の当選をもって多選とするか、など多くの問題点もございます。

地方公共団体を取り巻く状況が複雑かつ多様な様相を呈する中で、行政のトップである地方公共団体の長が与えられた権限を有効に活用し、自己決定、自己判断、自己責任において行政課題に的確かつ迅速に対処していくリーダーシップが求められているものと認識をいたしております。

平成21年12月の就任以来、市民並びに議会の皆様の御理解をいただきながら誠意をもって市政運

営に努めてまいりました。まずは、残りの任期を十分に勤め上げることが、市民の皆様の負託に応えることと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

5 番（戸内恭次君） この在任期間の自粛の規定についても全国的にあるいは国会でも議論されているし取り入れている自治体もあるというお話で、これまた一歩前進した話だと喜んでおります。私は、あえて市長に申し上げたいのは、8年とは少し短か過ぎるかもしれませんが、せめて12年ぐらいはいいのかなと思いますので、ここでこの場で市長から、私は12年で終わりますと、後は若い者に譲りますと、そういう決断をされるなら、これは奄美の歴史的な大スcoopになるかと思っておりますので、いかがでしょうか。

市長（朝山 毅君） 有り難い御質問いただきましたが、私の体力を含めた能力は、もう下がっていくことはあっても伸びていくことはないだろうと思ったりいたしております。どこまで維持できるか私自身に課せられた大きな負託でもあります。そのようなことから総合的に判断して自ら謙虚にして冷静な感覚が持てるように今後とも過ごしていきたいと考えております。当面、与えられた期間を誠実に実行していきたいと、いう思いでございます。

5 番（戸内恭次君） 今のお話ですと、8年ぐらいで終わろうかなと、何かそういうイメージに聞こえました。もう是非、そうした自粛規定を奄美歴史始まって以来のことでございますので、おおい英断をいただければと思います。

次の項目に移ります。3番目、奄美市の活性化対策についてでございます。これはですね、時々私もこの一般質問で申し上げてお話しを伺うんですが、なかなかこの具体的な活性化対策、緊急雇用対策ということで、本当にちまちまとしたのが出てくるんですけども、ダイナミックにこうしてこの島を活性化する、奄美市を活性化していくという、そういうものがなかなか出てこないもんですから、あえて最近、何かお考えが変わったのか、アイデアがあったのかと、そういうことでお聞きしたいと思えます。いかがでしょうか。

総務部長（松元龍作君） 地域活性化についてでございますが、もう議員も御承知のとおり、地域活性化のためには、やはり域際収支の改善がでございます。要するに移出を増やして移入を極力減じることでございます。このためには地域産業を生み出すことであり、このことによりまして雇用が確保され所得の向上につながるものだと考えております。

このような活力を生み出すためにも私どもとしては、現在、奄振の重点分野であります農業、観光／交流、情報の3分野をそれぞれの地区において適した形で産業育成に努めているところでございます。

具体的に申し上げますと、農業分野におきましては、もちろん基幹産業であるさとうきび、それから畜産、タンカン、マンゴーなどの果樹栽培、あわせて、現在進めております奄美大島果樹選果場を活用した安定的な生産基盤の確立と一元集荷・出荷・有利販売に努め、第一次産業の生産性の向上に努めたいと考えております。

あわせまして、観光／交流につきましては、現在、奄美群島広域事務組合において取り組んでおります観光・交流推進を担う一元的組織と協力して、奄美の豊かな自然、伝統文化など固有の資源を活かした体験型観光の定着を目指したいと考えております。

またあわせて、スポーツ合宿に引き続き力を入れ交流人口の拡大に努めてまいりたいと思っております。

情報分野につきましては、現在、首都圏に配置をいたしております産業活性化推進員や東京奄美IT懇話会、また昨年6月に設立されました奄美情報通信協同組合との連携により本年6月には、空想科学株式会社との立地協定に至るなど成果がみられたところでございます。

さらには、現在、情報通信産業の拠点施設として整備を進めておりますインキューベート施設を活用

し、企業・仕事の誘致の強化に努め、併せて人材育成など実施することにより更なる雇用創出を図っていきたいと思います。

あわせて、今、議員がおっしゃいましたとおり、現在、国の緊急経済雇用対策などを導入して雇用創出に努め、今回も補正を3億4,000万円余り計上し、平成21年度から既に558名の新規雇用に努めております。しかしながら、この制度では、対症的療法に過ぎませんで、正規雇用がほとんど見込めないために、今後は、やはり正規雇用の拡大に努めるような施策につなげていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、あらゆる施策を活用して地域経済の浮揚に努めていかなければならないと考えておりますので、よろしく御協力・御指導お願いいたしたいと思っております。

5番(戸内恭次君) 今、たくさんお述べになったんですが、恐らくこれを聞いている市民の皆さんは、本当に活性化するというふうに思っている人は一人もいないと思います。これは従来から言われていることでありまして、従来からやっていること言われていること、その結果として、今、人口が毎年、700名ずつ、時に900名減ったりという時もありますけれども、そういう人口減少がまだまだ続いているわけですね。この人口現象が続いているという危機感をですね、私は、市長はじめ行政の皆さんには、まだまだ足りないと、危機感が足りないとこう思っています。ですから今のような答弁になるだろうと思います。もっと数値的なものがですね、あってもいいし、もっと具体的な事業というものがあっていいのかなというふうに思います。

そういう点で奄美の活性化対策ということについては、まだまだ真剣に議論されていないのではないかと。それは何を意味するかと言いますと、本当に真剣にこの島が大変なんだと、この奄美は大変なんだと、住民の暮らしが大変になっているだという声を聞いてないのではないかと、聞いていてもそれを感じ取ることができなくなっているのかなと、そういう意味で本当に住民の悲痛な叫びのような声もあります。それを是非しっかり組み取っていただいて、今までの流れのような事業では、この奄美市はよくなないと。これは人口減少が物語っているわけですよ、奄振の在り方にも問題がありまして、2兆円もつぎ込まれたのに人口は、どんどん減っていくと、本当に活性化にならないと。

では何か間違っているのではないかとということですね、真剣に考えていただきたい。間違っているんだと、そこをまず前提に考えていただければ解決策は出てくるんじゃないかなと。こういう議会を通じて思いますことは、行政の皆さんも与えられた仕事、以前から引き継がれている継続事業をしなればいけない、新しいことをやるには予算がない、そういうことで、その中でやっておられるということは理解できますけれども、そのままやっていたんでは同じことの繰り返し、毎日が同じことの繰り返し、毎年同じことの繰り返し、我々議員も市長もそうですけれども、選挙に立つ時には一生懸命マニフェストを言う。しかし、いつの間にかそれを忘れていってしまう。そういうことの繰り返しをですね、やっている。住民もまた選挙をする時に過去のマニフェストがどうであったか、この島はよくなったのか、そういうことをつい忘れてしまう。よく言われる選挙を語って政治を語らずというようなこの島の風潮もあると思いますけれども、そういうこともあります、せめてリーダーになられる方は市民のため真剣に活性化のことについては考えていっていただきたいと思っております。

次、質問移ります。末広・港土地区画整理事業についてでございます。同僚議員が進捗状況等について質問をいたしておりますので、私は、別の角度からお聞きしたいんですけれども、あまり答弁を繰り返してもらって私も質問をしているということをやりたいありませんので、是非とも聞いたことを的確にはっきりと教えてください。

まず、進捗状況の中で審議会というものがあってですね、その中でその進捗状況というか、この前は5か所について換地処分を審議会で決めたというようなことがあったんですが、その中で審議会の中で強制執行について言及があった。これがテナントのことなのか、地権者のことなのか、あるいはそういった審議会の中であったのかどうかということについてお聞きします。お願いします。

建設部長（田中晃晶君） 審議会の中でということでございますが、私、まだ審議会のこの間の議事録を再度、確認をしておりませんので、この場でちょっと答弁を控えさせていただきたいと思います。

5番（戸内恭次君） その審議会の中で強制執行について言葉が出た、議論されたということは、ないというふうに理解してよろしいですか。

建設部長（田中晃晶君） 今、記憶に定かでないということであります。

5番（戸内恭次君） それでは部長が記憶がないとすれば課長はいかがでございますか。

都市整備課長（上島宏夫君） 現在、私も審議会の一応議事録を今、制作中だと思いますので、その中身について私も確認はしていません。

5番（戸内恭次君） 確認をしなければならないということに不自然さを感じるんですが、これはここで話をしてもこれ以上のことはありえないでしょうから、また委員会等機会もあるでしょうから確認をさせていただきます。

そこで、市長にお答えいただきたいんですが、平田市長、朝山市長、その区画整理について強制執行はしないということを言われておりますけれども、そのつもりで一般市民もまた地権者の理解をしているわけでございますけれども、その点についていかがでございますか。

建設部長（田中晃晶君） この強制執行、我々は、直接施行と申しておりますが、現在、主に今、11番地街区とそれから8番地街区の工事に着手をして、今、事業を進めております。この11番地と申しますのは、A i A iひろばの建設を計画している分でございます。

8番地街区と申しますのが、旧東京堂がありましたところでありまして、この地区には集客力のあるスーパーを休業させずに移転できる換地、つまり土地の並び換え等につきまして関係権利者の御理解の下で協力を得て契約いたしました。その結果、この8番街区につきましては、大型店舗の整備計画に向けて関係権利者の御協力の下、進んでいる状況にあります。

また、周辺にございます4メートル幅員の道路が6メートルになることによりまして、駐車場や店舗の出入りがスムーズになり関係権利者及び利用者の利便性が向上するということになります。このような状況下を丁寧に具体的に御説明申し上げれば、現在、御理解を得ることのできない関係権利者にも御理解が得られるものだと思っております。今後も誠心誠意御協力を得られるように交渉を行ってまいりますので、現段階で直接施行については考えておりません。

5番（戸内恭次君） ありがとうございます。現段階でというよりも、かつてこの事業全体において、強制執行はしないというふうに言われておりましたので、そういう回答になったかと思えます。

それではもう一つ、市長にお尋ねですが、この進捗状況を市民が見ていて、これから一体どうなるんだろう、そういうようなことをこう素直に疑問に持つ市民がおります。そういうことで早い段階で早い時期にですね、一般市民に向けて説明会をして、私たちは、こういうまちづくりを考えています。あるいは、こうなりますということをやると、説明会をするというお考えはないでしょうか。

建設部長（田中晃晶君） 今、申し上げたような先ほどの8番街区とそれから11街区において、主に移転の工事を進めております。そのようなこと等につきまして、やはり権利者の方々への説明会につきましても先日の竹山議員それから三島議員のほうにもお答え申し上げたように等々、先ほど申し上げたような形で説明会と申しますか、その各地域にいらっしゃる、それから権利者、それから地域の方々に対しての説明会とかというような形で今後とも続けていく考えであります。

5 番（戸内恭次君） 今、お話し伺っていますと、関係権利者、関係者だけの説明会というなお話しを伺いましたけれども、そのまちを利用するのは一般の市民もあるわけでございます、通るたびに町が変わっていく、そういう姿を見て疑問に思わない人はいませんで、一般の市民を含めた説明会を早急に開くべきではなからうかと思いますが、その点は本当にこのままでいいんでしょうかね。地権者、関係者だけいいですか。一般市民に向けて、あるいはその一般市民も含めた地権者というような形で一般市民も含めるような説明会というものを企画いただきたいと思いますが、いかがですか。

建設部長（田中晃晶君） 今、議員御提言の中身のことにつきましても検討をさせていただきたいというふうに考えます。

5 番（戸内恭次君） ありがとうございます。早急にそうした説明会が開かれるように希望いたします。お願いをしておきます。

次に、市が負担する家賃の件についてでございます。25年3月までに契約であると、現在、地権者に負担を市がやっているものについてですね、それ以降について、それ以降についてですね、どうするのかっていうのがこう話の中で正確に答弁いただいたような、しかし、何かニュアンスが違うようなその付近がはっきりしないもんですから、市としてどうお考えなのかということと、また、新たに、新たにですね、この2業者以外に負担が始まったのがあるのかですね、これは二つ目ですね。

三つ目、テナントについてはどうなのか、前の議会でですね、仮の話はできませんと、例えば10万円の家賃の人が20万円のテナントしかなくて、そこに引っ越しをして行って区画整理が終わったら戻るといって仮に20万円の家賃にいる。ところが10万円については負担をしなきゃいけない。そういうことについての話をお聞きしましたら、仮の話だからお答えできないということだったんですが、これについて、こういうニュアンスで、現在、テナントがですね、現在、テナントが補償なり家賃なりという名目で市から補助を受けているという事実があるのかないのか。その3点をお尋ねします。

建設部長（田中晃晶君） まず1点目の、現在、家賃負担を行っているのがあるかということですが、今現在、議員おっしゃるように2店舗ございます。今後につきまして今後の仮店舗の予定といたしましては、今年度に3店舗、来年度に3店舗を予定しております。

なお、今年度の予定の店舗につきましては、現在、移転補償交渉の中で調整を図っているところでございます。

仮店舗の具体的な内容等につきましては、前回は申し上げましたが、店舗の場所、それから広さ、店舗を使用する建物所有者の意向、さらには、仮店舗を所有する大家さんの意向や賃貸借条件など伺わない限りお答えすることはできません。したがって、今後、移転の交渉を進めていく中で、仮店舗の場所や具体的な条件を決めてまいりますので、現時点では、仮店舗に関する答弁は差し控えたいと思います。

もう1点のテナント移転先の家賃補償でございますが、テナント移転先家賃の現在の家賃との差額につきましては、補償の対象ではございません。と申し上げますのは、我々が出しております補償費というものにつきましては、現在のもの、つまり物件とかその他の条件に対する補償でございます、その先の将来に対する補償ではないということをよく御理解お願い致します。

5 番（戸内恭次君） お答えいただけると思ったんですが、25年3月までに、その移転ができない時に現在の2店舗に対する家賃補償、そのことについてどうするのかというのがあります。それとテナントで現実に補償というものをしていなというようなニュアンスですが、それは事実ですか。

建設部長（田中晃晶君） 先ほどこの直接施行の際にも申し上げましたが、今そのような通り会の活性化

を維持するということで、これ以上の機能を低下させないというそのような通り会並びに地域の方の要望を受けまして、先ほど申し上げているように、その地区での整備につきまして、今、一生懸命職員一丸となって頑張っているところであります。でありますので、25年度3月云々のことに、このような議員が指摘するような事態に陥らないように現在、一生懸命努力をしているところです。御理解願います。テナントの先の家賃と現在の家賃の差額について補償している事例はございません。

5番(戸内恭次君) そういう表現の仕方がね、実は微妙なところでありまして、家賃を負担していると、それは家賃ということじゃなくて営業補償なり何らかの形で負担しているという話を聞いたもんですから、お尋ねしたんですが、これ以上お聞きしてもそれ以上の答えは出てこないでしょうから、次に移ります。

次は、3番、4番、地域住民及び事業者の意向についてとまちづくりの在り方について、一緒に質問させていただきます。

このまちづくりですね、この在り方について、ある方と言うよりも、これは氏名を述べさせてもらっても本人は承知をしておりますので、末広町にお住まいの進修男さんからの区画整理事業の早期見直しをとというので意見がございまして、『現在、末広町の商店街は、末広・港土地区画整理事業の実施によって空き地が目立つようになってきています。計画から10年以上、事業実施から4年を経過していますが商店街がこの事業によって当初の目的である活性化しているようには全く見えません。それどころか周辺商業者は、少ない売り上げは減少し、事業の影響で廃業や規模縮小する商業者も増え、益々混迷を深めています。大切な納税者である市民の生活を市自ら壊していつているのです。』

この事業は、今どうしてもやらなければならない事業でもありません。多くの商業者を犠牲にしてやらなければならない事業でもありません。ましてや多くの商業者が賛同して始まった事業でもありません。計画当初から7割以上の商業者が反対した事業です。そして、今また強引な換地指定によって地権者の反発を招いています。しかも反対しているのは一部の人ではなく事業が進めば進むほど市都市整備課の説得に、説明に、納得できない人は増えていくと思われます。そして、それらの原因のすべては、地権者や事業者の意向を無視して事業を強引に進めてきた人たちにあります。

鹿児島県は、おがみ山バイパス事業で用地指定されていても納得できなければ移転しなくてもよいとの考えを示し、現に移転しないことを決めた商業者もいます。是非、奄美市も住民の意向を尊重され悩む住民に自分たちの勝手な言い分を押し付けまいをお願いいたします。もっと納税者である市民の生活を大切にしてください。現在の地権者や事業者の意向を無視した事業の状況を見ていると見直しなど再考する時期に来ていると思われますがいかがでしょうか。私は、住民の生活が第一だと思います。』

このように一住民からの大切な意見でございますが、この、県がですね、おがみ山バイパス事業で、住民の気持ちをくみ取って、地権者の気持ちをくみ取って、今までは立ち退きを要求していたけれども、それを止めたというような状況があるのですが、私は、大変いいことだなと、やはり公共事業というものは徐々にそうした住民の気持ちを大切にしていって事業になっていかなければならないと思います。また、私なりにこのまちづくりの在り方については、まずは凍結をすること、これは今からまだまだかなり厳しい今の区画整理事業を進めていくには、いろんな壁があります。そういうことを考えますと、そうした壁よりもむしろ現状でストップしていただいて、このまちは車の通るまちではなく歩行者を中心とした正に新しいまちとして甦る可能性がございます。

私は、区画整理事業で道路を広げることについては反対でございますけれども、しかし、この反対というのも、この活性化のため、あるいはまちに人々が来るためのまちづくりとしては、向かない事業を今やっている、市がやっているから反対をしているわけでありまして、目的は活性化のためであります。活性化のために道路をつくっていますけれども、この道路は歩行者用の道路ならまだ理解ができる、そういう意味で、まずストップしていただいて、車の通る道ではなく歩行者が安全に、高齢者がまたこのまちで楽しめるようなそういう、また伝統文化の八月踊りですとか島唄とかそういったイベントを広場でやれるような、そういった通りとして利用するのであれば、これはこれでまた活かし方もあるので

はないかと思っております。できれば早急にストップしていただいて、こうしたまちづくりの在り方について考え直していただきたいと思っております。

次の質問でございます。国道58号おがみ山バイパスです。永田橋周辺整備についてでございますが、前にお聞きしたんですが、同僚議員からも聞いておりますので再度確認ですけれども、県のほうは、いわゆるトンネル、おがみ山トンネルを通すこととは切り離れた形で永田橋の周辺の整備をするというような意向を示したというような理解の仕方よろしいでしょうか。

建設部長（田中晃晶君） おがみ山の切り離れた、整理をするために私が用意しました答弁をいたします。永田橋周辺の末広町側の用地買収が終了した箇所の整備について申し上げます。さっきも竹山議員のほうにも答弁申し上げましたが、永田橋周辺の用地買収は完了した区間、現在、空き地となり未活用の区間につきましては、特に景観面のことや朝夕の交通渋滞の著しい渋滞緩和に向けまして講じてほしいという要望等も受けております。そのようなことで、市といたしましては、このような課題を解決するために永田橋交差点から末広交差点までのできるところから歩道や車道の整備に早急に着工していただけるよう県に先月、要望書を提出したところでございます。

5番（戸内恭次君） 永田橋周辺の整備については、要望書だけじゃなくて、県のほうが前向きにやるんだというふうに意思を表示したように、私の聞き間違いかもしれません、そうでなかったんですかね、県のほうから話を聞いているのではないんですか。

建設部長（田中晃晶君） 先ほど申し上げたように、私どものほうから要望書を提出しているところであります。

5番（戸内恭次君） 質問に移ります。立ち退きの対応についてです。先ほども進修男さんからの文章の中にもありましたとおり、大変、県の対応については評価をいたしておりますけれども、これについて何か方向転換、県の立ち退きの在り方についての方向転換等についてお話し、伺ったことはないですか。簡単に説明をお願いします。

建設部長（田中晃晶君） それも新聞記事に投稿されたことだというふうに思いますが、県のほうにお伺いしました。県といたしましては、どのような経緯で新聞投稿の内容になったのかについては、原因が定かでないということでございました。いずれにしましても今後とも引き続き事業に対する御理解と御協力を得られるように誠意を持って用地交渉を続けてまいりたいということでございました。

5番（戸内恭次君） そうしますと新聞にまでわざわざ県の意向が有り難いということを出しているんですが、県はそれは知らんとかこういうふうな言い方をしているというふうに私には、とれるんですが、そこまで踏み込んで県は言っているんですかね。そのことについては私は知らんぞと県が言っているのか。お答えいただけませんか。

建設部長（田中晃晶君） 先ほど申し上げましたが、そのような内容、いけば解決したようやにも受け取れるような内容でございました。私もそれを読みまして、そのようなことを感じました。このことにつきまして確認を申し上げたら、先ほど申し上げたように、その真意については、定かでないというのが県の答弁であります。

5番（戸内恭次君） 非常に不可解なやり取りのように聞こえますので、これはまた委員会とあるいは県のほうに直接お伺いしたいと思っております。一住民の大切なそういう思いをです、振り回しているようなそういう印象すら受けますので、これは本当に無視できない問題だと思います。

次、質問移ります。農業振興についてでございます。前にお話しを伺いました台風に近い施設、先日の市長の答弁にもありましたけど、3か所の強いビニールハウスって言うんですか、鉄骨のハウスがあったということで、これについて否定的なことではなくて、むしろ肯定的な話のようにお伺いしたんでありますけれども、こういった台風に近い安心して農業ができるということについての施設整備について前向きにお考えできないかどうか、お伺いします。

農政局長（東 正英君） 台風に近い施設づくりでございますが、先日の師玉議員の質問にもお答えいたしました。本市におきましては、台風時におけるビニールハウスの倒壊による被害を防ぐため暴風時にはビニールを外すよう指導を行っておりますが、最終的には農家の判断に委ねているところでございます。議員御指摘の台風に近い被覆資材を外さずに使用できるハウスといたしましては、硬質プラスチックハウスがございます。しかし、このハウスにつきましては、建設費が非常に高く補助事業を導入して貸し出した場合でも農家は収益を上げることが難しいと考えられるため、現在のところ設置は計画はしておりません。

台風に近い施設を実験的に造ってみてはとの御提案でございますが、平張施設等の導入などコスト面を含め諸条件を考慮しながら検討してまいりたいと考えております。

5番（戸内恭次君） 私が言いたいのは、公共事業ですね、何十億円、区画整理事業で100億円、トンネルで150億円、そういうのから確かに車の通りがよくなって時間が短くなるという便利さは出てくるかもしれませんが、そこから1円もいわゆる収入を上げることはできない。節約はできてもいわゆる収入を上げることはできないということからすると、もっともっとそういう公共事業の在り方を費用はかかるかもしれませんが、一つ一つの財産として、この奄美の財産としてつくり上げていく前向きな姿勢でやってほしいなと、いわゆる公共事業の先をそういう野菜、野菜と言うか農業用の施設づくりに向けていったら土木業者にとってもマイナスでもないでしょうし、当市の再生産ができて、この活性化につながるのではないのかなと思います。

次の質問に移ります。野菜工場建設についてでございますが、これは福島のほうの方がですね、一つの提案として野菜工場というのを言っておりました。これは前にも私が申し上げた水耕栽培ですとか、そういうように、こう新しいなかなかこの奄美っていうのは企業誘致は難しいわけです。ですから、その企業誘致を難しいこの地域で自らが生産をしていって外貨を稼ぐというようなことに切り替えないといけないということで、企業誘致ができない環境の中でこういうものを造っていくということについて、前向きに検討していただきたいということで、あえて野菜工場という表現をしてみたわけですね。例えば、空港跡地、節田の空港跡地なんかですね、そういう意味での野菜工場という観点から見れば、かなりいい施設になるのではないかと思ったりしているもんですから、その点についてお尋ねします。

農政局長（東 正英君） 野菜工場とは、植物の生育に適切な環境を人工的につくり、季節や天候に左右されず、野菜などを生産する施設を指します。主に、大手食品加工メーカーが自社製品の安定的な原料確保などのために導入しております。この施設は、今、議員おっしゃるとおり、気候に左右されない安定的な供給ができること、病害虫の影響を受けにくく無農薬で安全な生産が可能であること、高齢者や障害者などが作業に従事できる環境を構築しやすいなどのメリットがございます。その反面、初期投資が高額になること、生産できる品目が限定されていることなどがデメリットとなっております。それとまた、

（「次の質問移ります。」と呼ぶ者あり）

5番（戸内恭次君） 申し訳ありません。もう時間がありませんので。次、低航空運賃実現についてでございますが、10月末までが、スカイマークを安くなるということで、その後についてはですね、まだ決定はされていないんですが、いずれにしても、この航空運賃を安くすることは、もう大事なこ

とでございますが、行政としてもっと働き掛けるということについては、いかがでございますか。簡単に、結構ですのでお願いします。

産業振興部長（川口智範君） 航空運賃の低減化に向けましては、もう民主党政権下でいろいろ実現もなっているのもあると思っています。その上で、更に運賃の低減化を図るためには、議員おっしゃるように今後も取り組んでいきたいと思いますが、その具体的な取組の内容でございますが、まず、交付税措置を伴った着陸料・航空燃料税・航空機に対する固定資産税の公租公課の軽減や離島に手厚い運航費補助制度の拡充を国等へ今後も要望してまいりたいと思いますので御理解をよろしくお願いいたします。

5番（戸内恭次君） まだまだ航空運賃を安くする方法はあるかと思うんですが、研究をお願いいたします。

次の質問にまいります。母子寮等施設についてでございます。改築とかいろいろあるんですが、お尋ねしたいのはですね、その部屋に固定電話をつけることについて了解が得られないとかですね、共同風呂で二人なら30分以内で終わるとかですね、門限があるとかいろいろ管理上のことがありまして、私は確かに母子寮というのは、家賃がなくて、そういう意味で優遇されているとは思いますが、そういった管理システムですね、かなり厳しいのがあるのかなと思ったりしているもんですから、その付近についてお伺いします。

福祉部長（小倉政浩君） それでは母子寮、いわゆる母子生活支援施設（ひまわり寮）の管理面のことでございます。管理面につきましては、そのひまわり寮への入所の際、入所者心得として本人に説明しております。それについて了承した方が入所していること、また児童の健全な育成を支援する施設であることから、これらのその入所心得につきましては、問題ないと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

5番（戸内恭次君） 今のお話しですとね、もう約束で入っているんだから、そういう環境であるから、それで仕方ないじゃないかとそういう言い方に聞こえますので、まずそのインターネットができない、これは自立支援をするための母子寮がですね、そのお母さんが自立するためにパソコン等使うということができなくなる。そういう意味で、これは一体、その自立支援に本当なるんだろうかと、あるいはその風呂も2人で30分だと、しかもシャワーの水圧が弱いとかね、いろいろ実は問題があるようでございます。そういったところがですね、あるもんですから、是非、もうその入る時に署名をしたから、それでいいというのではなくて、聞いてみますと、やはりかなりその厳しい環境であって、その中でひたすら我慢して子育てをしていくということのようです。子どもを大切にしたいというのは、育てようというのは民主党の公約でもありまして、そういう点で大切な子どもを育てておられるお母さん方でございますので、是非とも今一度、この在り方についてですね、研究をしていただいて、のびのびと明るく過ごせるような母子寮、そして自立をさせていただきたいと思います。

議長（世門 光君） 以上で民主党 戸内恭次君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後2時30分）

議長（世門 光君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き一般質問を行います。

公明党 大迫勝史君の発言を許可いたします。

24番（大迫勝史君） 議場の皆様、こんにちは。公明党の大迫勝史でございます。本日の一般質問の最後の登壇になりました。お付き合いのほどよろしくお願いいたします。まず始めに、東日本大震災から

半年を過ぎた今なお、不自由な生活を送られている多数の方々、被災地復興へ懸命に努力されている方々へ心の底からエールを送るとともに、国・政府に対し迅速な対応を望むところでございます。公明党は、9月8日に国は被災者である市町村を強力に支援せよと第三次補正予算を中心とした提言を申し入れたところ。また、9月3日からの台風12号上陸により近畿地方では、死者・行方不明100人以上という甚大な被害が出ており、奈良県十津川村では、現在も97世帯が孤立状態にあり賢明な救援活動が続いております。

奄美も昨年の10・20豪雨災害からいまだに完全復旧できない状況にありますが、いつまた天災に見舞われるか分からないという強い危機意識と覚悟で市民を守るために、行政も我々議会も日々取り組んでまいりたいと強く願うものであります。

日々暗いニュースが多い昨今ではございますが、一方で明るいニュースもありました。8月9日から10日にかけて行われた平成23年度全国中学校体育大会第41回全日本中学校バレーボール選手権大会で九州代表の宇検村立田検・久志合同チームが、四国、東京、北海道代表の強豪チームを次々と連覇、見事に決勝進出し惜しくも準優勝ながら、その活躍は、小規模校であってもやればできると見事なすつとごれ精神に胸のすく思いがいたしました。宇検村では、全集落にすべての試合の経過が放送され決勝進出を決めると涙を流して喜びあったそうです。この田検・久志合同チームの戦いぶりは奄美のスポーツ活動に頑張っている少年少女またすべての児童・生徒に希望を与え奄美人としての誇りを持たせたと思います。選手の皆さんはもちろんのこと、すべての関係者の皆さんに万来の拍手を送りたいと思います。以上、冒頭の挨拶を終わりますして通告に従い質問に入ります。

1 財政について、改正過疎地域自立促進特別措置法について伺います。2010年4月施行の、いわゆる過疎債の対象範囲が拡大され医療や交通手段の確保をはじめ、ソフト面でも活用できるようになりましたが、本市において施行後にソフト面に活用した事例があればお示しいただきたいと思います。次の質問からは発言席にて行います。

議長（世門 光君） 答弁を求めます。

総務部長（松元龍作君） 平成22年、2010年の4月に施行されました改正過疎地域自立促進特別措置法の事例ということでございますが、議会に以前、御承認をいただきました過疎地域自立促進計画に基づきまして、福祉・教育分野の各事業を中心に過疎ソフト事業債を積極的に活用をいたしております。以下、平成22年度の実績を御紹介いたします。

産業振興分野では、あまみシマ博覧会事業、保健福祉分野では、妊婦健康診査事業、出産祝い金事業、多子世帯保育料等軽減事業、生活環境分野におきましては、乳幼児医療費助成事業、教育の振興につきましては、奄美看護福祉専門学校建設資金助成事業、スクールバス通学定期券購入費補助事業、大島北高等学校生徒通学費補助事業、講師配置事業、私立幼稚園多子世帯保育料等軽減事業、集落の整備につきましては、一集落1ブランド推進事業、紡ぐきよら郷づくり事業等々に活用いたしまして合計2億5,970万円の事業でございました。このうち過疎地域自立促進特別事業基金積立金として1億5,000万円程度を現在、基金に積んでいるということでございます。

24番（大迫勝史君） 多様な事業に使われているということで、今後のですね、23年度以降、ソフト面への活用については、どのような計画があるか、お示しいただきたいと思います。

総務部長（松元龍作君） 議員も御承知のとおり、いわゆるソフト事業につきましては、国・県の補助事業が充てられないことが多く、財源確保が困難なために実施に支障を来たすケースもございました。そうした中で過疎ソフト事業債につきましては、70パーセントが交付税措置されることや今後の事業継続のために基金積み立てができることから法律の要件に合う事業につきましては、必要性、緊急性を十分に検討した上で、今後も積極的に活用していく考えでございます。

特に昨年度は、福祉、教育分野が中心でしたが、平成23年度から実施いたします高卒ルーキー雇用奨励補助事業など、雇用や産業振興分野における活用についても今後取り組んでいきたいと考えております。

24番（大迫勝史君） この過疎債は、18年度の合併によってたぶん適用になったと思いますが、この過疎債の限度枠についての考え方をお示してください。

総務部長（松元龍作君） 過疎事業債の発行限度額につきましては、過疎市町村の財政力支出と基準財政需要額を基に算出されることになっております。

また、過疎地域の将来的な自立を促すのに有効な事業を対象としているため、市町村の支出が義務付けられている事業や自治体の経常経費とみなされる事業は対象となりません。現時点におきましても本市は、過疎ソフト事業債を限度額近くまで借り入れておりますが、過疎ソフト事業債の拡充によって、さらに地域の実情に即した事業を推進できるものと期待できることから今後、機会を捉えて国に対して要望をしまいたいと思っております。参考までに平成23年度の借入限度額につきましては、枠につきましては、2億8,400万円でございます。

24番（大迫勝史君） 本市のような、やはり外海離島の都市、都市と言うか、この市においては、やはり有利なこの過疎債の活用がですね、大変有効だと思いますので、皆さんのほうがプロですので、しっかりとした適用がなされていると思います。今後とも努力よろしく願いいたします。

続きまして、防災対策についてお伺いいたします。震災から半年が経ちますが、今世紀前半にも発生の可能性が指摘されている東海、東南海、南海地震の対策対象地域のうち、沿岸部の17都道府県197市町村に朝日新聞がアンケートを取ったところ住民避難の指針となる津波避難計画を作成完了と作成したのでは、99市町村で半数であったとの結果が出ました。その他の市町村も懸命に作業を急いでいるとのことですが、顧みて本市の対応はどうか、これまで何度も質問事項に出てきたようですが、現時点で地域ごとの避難先は策定済みであるか伺いたいと思います。とりあえず最寄りの高台へ逃げろ以外の答弁をお願いします。

市長（朝山 毅君） 大迫議員にお答えいたします。現時点で津波に対する避難所、避難先の設置は残念ながら未策定でございます。災害は、いつ、どこで発生するのが予測することが困難であるため市民の生命を守るための避難先の策定は急務であると認識をいたしております。避難所、避難先の設置につきましては、多くの要件が必用になってまいります。高台等の避難先につきましては、各地区の避難場所を抽出いたしましたので今後は各地区におきまして避難経路等の確認を行い現在、見直しを進めております地域防災計画に反映させてまいりたいと考えております。

また、避難ビルなどの建物に関しましても、先の東日本大震災でも多くの建物が流されるなどの被害が発生いたしました。そのことを踏まえますと、建物の高さや強度、そして自由に昇降できるための外階段等が必要になってまいります。その要件から現在市内にある高台や昭和57年度以降に建てられた耐震基準をクリアしている5階建て以上の民間の建物を抽出いたしております。

今後は、建物の所有者と協定を結び、今年度内に各地区での避難先を指定してまいりたいと考えておりますので、今しばらく時間を賜りたいと存じます。

24番（大迫勝史君） 今、市長から、その避難ビルの条件クリアした建物が抽出済みとあると伺いましたが、その例えば、奄美市において、その該当するビルの数とか分かるんですか。

総務部長（松元龍作君） これは旧名瀬市街地だけでございますが、現在、耐震基準改定後に建築されたビルにつきましては50棟ございます。

先ほども市長も申し上げましたように、これがすべて避難ビルになるかどうかというのは、まだ分かりません。先ほど申し上げた要件を備えているものかどうかを確認した上で協定を結んでいきたいと考えております。

24番（大迫勝史君） その津波避難ビルの整備についてですが、7月5日の日経新聞報道によると、国土交通省は、地域住民が津波から避難し易い一定の構造上の強度を持つ中高層の津波避難ビルの整備に本格的に乗り出すそうです。内閣府の調査によると、2010年3月時点で全国には、自治体管理720棟、民間管理903棟、その他167棟の計1,790棟が指定されているそうですが、対象とした653の沿岸市町村の21パーセントしか指定をしていなかったと。しかし、東日本大震災を受け、名古屋市が100棟指定するなど各地で指定の動きが広がっているとのこと。この内閣府が、調査対象とした653の沿岸市町村に本市は該当しているのか伺います。

総務部長（松元龍作君） 内閣府国土交通省が行いました本調査の対象地域とは、津波避難ビルの必要性がある沿岸部の市町村を指しておりまして、本市も対象である653の市町村に該当をいたしております。

24番（大迫勝史君） 該当しているということで、先ほど、総務部長のほうから大方のその今の状況を、市としての取組状況を伺いましたが、それ以外に何かございましたらお願いいたします。

総務部長（松元龍作君） 現在のところは、特に津波対策としての緊急性がありますことから、高台の避難所の、先ほど申し上げました確認と避難経路の確認、それから津波避難ビルの抽出と、それから協定の締結、それと避難経路の確認等々そういったもので、先ほど申し上げましたようなことを、現在、進めているところでございます。

24番（大迫勝史君） 分かりました。行政は避難しやすいように外階段をつける改修方法や耐震化の費用の助成などをして対策を急ぐ方針であると。先ほど市長からもその改修とか外階段をつけるとかですね、お話がございましたが、これに対して国も助成をする方針であるということでもあります。情報を素早く捉えて迅速な対応をお願いしたいと思います。また、市民の防災についての最大の関心事は、今ですね、豪雨もありますけども、津波対策がすごく関心があると思います。この津波対策のハザードマップの作成状況についてお聞かせください。

総務部長（松元龍作君） 議員御指摘のとおり、先の東日本大震災を受けまして、防災に対する最大の関心事は、やはり津波への対策でございます。その中で行政が行わなければならない対策、市民や各地域で行う対策、そして市民と行政が互いに連携を図ることで対応できる対策などがございます。

現在、奄美市では津波に対するまだハザードマップは、できておりません。ハザードマップは、市民への津波に対する防災意識の向上と避難先、避難経路の確認をしていただくため必要不可欠なものでございますので、このことからハザードマップの作成は市の責務であり、最優先課題だと認識をいたしております。ただ、ハザードマップの作成につきましては、津波の高さなどを想定しなければなりません。現在、国や県におきまして、東日本大震災を受けての防災指針を策定中でございます。この指針は、今年度の秋以降に発表する予定と伺っておりますが、それまでには先ほど申し上げましたような高台避難所の確定、避難経路の確認、避難ビル所有者との協定、同じく避難経路の確認方法、また地図への落とし込み作業など、いろんな作業がございますのでそういう作業を進めていきたいと考えております。

市といたしましては、今年度内にハザードマップの作成を予定して県の所有するデータを提供していただくなど準備を進めてまいりましたが、先ほど申し上げましたように国・県の指針が遅れておりますので、それに沿った新たな津波想定を奄美市地域防災計画及びハザードマップに反映させてまいりたい

と考えておりますので、遅くとも24年度以内に作成を予定をいたしております。

24番(大迫勝史君) 実際によっては、この国の指針を待たずにですね、あえて想定外を、もう勝手に予想して、もう取りかかっているところもあるやに聞いております。それと、ここで聞いていいかどうか分かりませんが、補正予算にハザードマップ作成費用って出てたんですが、あれは何でしょうか。

総務部長(松元龍作君) 確かにハザードマップで予算を組ませていただきました。それで補正通過後にすぐ策定をするつもりでございましたが、先ほど申し上げました国・県の指針が遅れているということで、今現在、執行はしておりません。その間にできる作業を進めて指針ができればハザードマップを作成したいと、このように考えているところでございます。

24番(大迫勝史君) 今、述べたような防災計画も大事だと思いますが、あと、やはり小中学校、高校とかですね、学校においてのその防災訓練とかも非常に大切なことだと思います。このたびの災害でもやっぱり三陸地域は、非常にその津波に対しての常時訓練をしていますが、やはり被害が出たということですが、その中で、先日報道がありました、釜石の奇跡というのがあります。中学生が先導して第1避難所ここも危ない、第2避難所ここも危ない、第3避難所というふうに小学生とか、保育園児、幼稚園児を連れてですね、引っ張って避難したと。釜石市においては欠席した児童の5名だけ死亡されて、学校に来ていた生徒の死亡者はゼロだったということがあります。いちばんこの訓練において、すごく心掛けていたのが、指導されていたその教授の方が想定を信じるなど、絶対に自己判断で逃げなさいということをしかりとですね、日々訓練を重ねてきたという報道を聞きました。その辺のところ、やはりこれからもですね、学校においても、やはり豪雨に対して、また地震、津波に対しての訓練についてもひとつ取り組み方をよろしく願いたいまして次に質問に移らせていただきます。

次に、子育て支援でございます。病後児保育施設のその後について、当初の計画から1年近く遅れておりますが、事業受入機関の回答待ちの状態から進展があったような情報も得ていますが、詳細を教えてくださいたいと思います。

福祉部長(小倉政浩君) 病児・病後児保育施設の進捗状況についての御質問でございますが、現在、奄美中央病院と実施に向けた協議を行っているところでございます。病院側においても本事業は、病院の創業理念に沿っているとのことで前向きに検討していただいているところでありますが、旧病院施設の活用を含めた施設の設置場所や経費の面で最終的な決定ができておらず、現時点において具体的な実施時期を報告できる状況には至っておりません。しかしながら、病院側も本市が昨年度からの繰り越しである光を注ぐ交付金を活用した病児保育施設の改修費用、スタッフの研修費用の補助金を予算措置し、本年度中の執行が必要であることを十分認識しておりまして、加えて、担当看護師を研修に派遣するなど事業の実施に向けた取組を進めておりますので、本年度中の実施ができるものと考えております。

本市としましても、重点的に取り組む需要施策であり、本年度中の開設に向け最大限の努力をしたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

24番(大迫勝史君) 大方8分9分どおり決まっているということで理解してよろしいでしょうか。その施設の形態ですが、一応、病児とか病後児、体調不良時型とかあると思うんですけど、体調不良時型は保育所でもいいのかな、その形態とか料金設定、その定員等とか、また預ける際の流れについて、分ることがあれば教えていただきたいと思います。

福祉部長(小倉政浩君) それでは施設の形態等についての御質問がありましたので答弁いたします。病児保育については、生後6か月から小学校3年生までの児童が病気の際、自宅での保育が困難な場合に

病院や保育所で病気の児童を一時的に預かる事業であり、事業類型としては、児童が病気の回復期に至らない場合の病児対応型、それと児童が病気の回復期にある病後児型、それと児童が保育所での保育中に熱を出すなど体調不良となる場合の体調不良時型などの3種類がございます。

このうち本市で進めている事業類型は、病児・病後児に対応が可能な医療機関併設の病児対応型での準備を進めております。

次に、利用料金につきましては、全国的及び鹿児島県内の料金設定なども勘案いたしまして、所得税課税世帯が2,000円、市民税課税世帯が1,000円、市民税非課税世帯及び生活保護世帯はゼロ円の保育料を予定しているところでございます。

なお、定員等につきましては、施設の面積の関係もありますが、本市では3人の施設であることを条件としております。

最後に利用の流れにつきましては、まず保護者が実施施設に申し込みを行います。次に児童をかかりつけ医に受診させた後に、病児の症状や薬剤の処方内容を記載した医師連絡票である旨の交付を受けた後に、実施施設の医師による入室前の診断後に受け入れを決定いたします。

24番（大迫勝史君） その病院の診断を受ける際に、当然その保険適用で、その診断を受けれるんですよね。どうですか。

福祉部長（小倉政浩君） この医師連絡票については、児童のかかりつけ医が病児保育施設で過ごすことに支障がないことを証明するもの、いわゆる紹介状であり施設を利用するには必ず必要となります。連絡票の発行は、そのままでは保険診療の対象外で、医師によっては2,500円程度の保護者負担となりますが、市の保健福祉サービスの利用に際しては、必要な情報を提供するものであり診療情報提供書という扱いにすることで保健医療の対象となり、約500円から750円の保護者負担となるよう事業の実施までに医師会などを通じて調整する予定でございます。

24番（大迫勝史君） よろしく、その辺の今のですね、しっかりその方向で進めていっていただきたいと思います。これまでこの病後児保育の施設が、なかなか決まらなかったというのは、やはり補助金の額のこともあったと思います。これが加算された分すんなり決まったのではないかと思う気持ちもありますが、補助金交付のですね、基本分、加算分について教えていただきたいと思います。

福祉部長（小倉政浩君） それでは補助金交付の額について答弁いたします。病児・病後児保育の補助金については、事業類型ごとに国の要綱に金額が定められております。病児対応型を例にしますと、主に設置にかかる基本分として1か所当たり240万円と年間延べ利用児童数により区分される加算額が50万円から2,175万円に設定されております。そのほか生活保護世帯、市民税非課税世帯及び市民税課税世帯に対する利用料金の減免分も補助金で補填されることとなっております。

また、開設初年度のみ普及定着促進費として50万円が追加されることとなっており、これらの財源内訳といたしましては、国・県・市、各3分の1の負担割合となっております。本市では、定員3人の施設において、年間開所日数を290日、利用率を45パーセント程度で年間補助金額は約698万1,000円程度になるものと一応試算をしております。

24番（大迫勝史君） 子どもが病気時に必要になるというサービスの特性上ですね、利用者の変動が大きく運営は非常に難しいと聞いております。全国調査で黒字の施設が4パーセント、赤字が32パーセント、おおむねプラマイゼロが64パーセントという数字がありますが、今、御説明の補助金を充てれば健全な運営が可能であるかどうか当局のお聞かせ願います。

福祉部長（小倉政浩君） ただいま議員からお話がありましたように、全国的に見ても運営状況は厳し

く季節変動や感染症の流行状況に影響を受け、日々の利用児童数はゼロの時から定員の倍近くまで受け入れている施設もあり、現時点において健全な運営が可能か、お答えすることは控えさせていただきたいと思います。

本市としましては、病児・病後児保育は子育て世帯が就労を継続する上でニーズも高く、地域の子育て支援に果たす役割は非常に大きいものがあるものと考えております。安定的かつ継続的な施設の運営が可能となるよう広報紙の掲載や病院や保育所などを通じての広報活動などに努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

24番（大迫勝史君） 健全な運営をしていってもらわなければ困りますが、たとえ少々の赤字でもやはり病院としても社会貢献という事業でもありますので、頑張ってくださいように当局のほうからも申し添えてください。

続きまして、次の質問に移ります。今年度の4月から子宮頸がん予防ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチン、定期接種事業が行われておりますが、諸般の事情や在庫不足等で出足をくじかれた体があります。7月から順調に接種が行われていると聞いておりますが、この事業は23年度の単年度交付金事業であります。本年の3月議会で24年度の見通しを伺ったところ、本市の接種状況や他市町村の動向を見ながら検討するとの消極的な答弁でありました。しかし、複数回の接種ですので年度をまたぐケースも出てくると思います。その場合の対応はどうなるのか気になるところであります。本市における8月現在の接種状況と併せて答弁をお願いいたします。

市民部長（田丸友三郎君） 子宮頸がん予防ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチンの接種事業についてお答えいたします。御案内のとおり、これらの3種のワクチンは、年齢に応じまして1回から4回まで接種する必要がございます。複数回接種する必要がある場合、2回目以降が議員御指摘のとおり年度をまたいで平成24年度に接種を受けなければならないケースが少なからず出てくるものと考えております。現在、この3種のワクチン接種事業は、国の平成23年度の単年度の補助事業となっておりますが、国は来年度以降も事業を延長する方向で検討していると伺っております。市といたしましては、事業の重要性を十分認識いたしておりますので、国の方針を見極めまして適切に対応してまいりたいと考えております。

接種状況につきましては、手元に現在資料を持ち合わせておりませんので、後ほどまた提出をさせていただきます。

24番（大迫勝史君） 先々月、担当課からもらった分では、夏休みになって急にやはり子宮頸がん70人、ヒブで196人、小児用肺炎球菌で189人と順調にしているように思いますが、またこれより、また夏休みの間ですので相当数の接種状況だと思います。事業に期待しておりますし、しっかり24年度も継続できるように公明党も頑張りますし当局の皆さんも要望よろしく願いいたします。

続きまして、小児救急電話相談 8000事業ですが、この相談事業は以前より県単位で行われおりましたが、鹿児島県は設置が遅れており、平成17年から設置を急ぐよう県に働き掛けるように何度も質問で取り上げてまいりました。平成19年8月20日より鹿児島県では、毎日午後7時から午後11時まで行われております。当局の皆さんでこの制度があるご存じでしたでしょうか。なかなか市民の間でも浸透されていない事業なんです。夜間の子どもが急に発熱したり下痢、腹痛などの場合、県内どこでも8000にダイヤルすると看護師がアドバイスしてくれます。この事業の本市における利用状況が分かればお示しく下さい。

市民部長（田丸友三郎君） 議員ただいま御紹介のとおり、この事業は、鹿児島県の事業でございまして、平成19年8月の20日からスタートをいたしました。事業の内容につきましては、先ほど議員の申し述べられたとおりでございます。子どもの急な発熱、おう吐、腹痛など分からないことがある時、電話

をすれば経験豊かな看護師がアドバイスをいたします。これによりまして親御さんが安心してとともに適切な救急車の利用などの効果なども生まれております。

利用状況でございますけれども、名瀬保健所に確認をいたしましたところ、1年目の平成19年8月20日から平成20年8月19日までは、県全体で3,870件、奄美管内で78件で割合としましては2パーセントとなっております。2年目は県全体で4,450件、奄美管内で53件で割合としては1.2パーセントとなっております。3年目は県全体で5,737件、奄美管内で76件で割合としては1.3パーセントとなっております。そして、4年目、平成23年の8月19日までの1年間は、県全体で5,891件、奄美管内で100件で割合としては1.7パーセントとなっております。

相談内容ですが、病気に関する相談が74.2パーセント、ケガなどに関する相談が17.6パーセントとなっております。相談員の対応の内訳は、すぐに医療機関を受診するよう助言したとするものが7.9パーセント、そして、119番通報するよう助言したものが0.1パーセントとなっており、ほとんどが即時の対応を要するものではなかったということであります。

24番（大迫勝史君） 今、御答弁のとおりですね、あんまり利用率が高くないんですね、あんまりほとんどの市民が、この事業について知らない人が多いようです。現在の周知方法は、どのようにしているのでしょうか。また、乳幼児健診の機会とかにチラシを渡したり、カードがこれのありますよね、小さいカードがあるんですよ、それとか渡しているのではないかと思います、現在の状況をお知らせください。

市民部長（田丸友三郎君） 小児救急の電話相談の奄美市での周知状況についてお答えいたします。まず、事業のスタートに当たり奄美市の広報紙であります奄美市だよりに掲載をいたしました。また、議員御指摘のとおり、健康づくり推進員が乳児の家庭訪問をした際、直接説明をしておりますし、乳児の検診のお知らせの封筒に事業の内容を印刷して見ていただけるようにしております。更には健康増進課の窓口でチラシの掲示、配付を行っているところでございます。

24番（大迫勝史君） 先ほど部長のほうから答弁がありましたように、相談のほとんどがですね、即時にこう看護師さんのアドバイスで対応ができた、自治体によっては、ほかの県によっては、そのまま医師の携帯電話につながったりもするんですが、このですね、やはり県に対しての要望ですけども、相談時間をですね、延ばしてもらおうように、終日やっているところもあるし、夜中はずっとやっている県もあります。そういうこともですね、しっかり市としても要望していったらいいかなと思っております。そもそもこの相談事業は、夜間の救急患者を抑制し一応病院へ行こうという取りあえず受診を減らし、医療給付に反映させ、ただでさえ小児科医の少ない中での医師の負担も軽減し、救急車の闇雲な要請する等の目的もある大変重要な事業ですので、もっと積極的な取組をお願いしたいと思います。答弁があれば伺います。

市民部長（田丸友三郎君） 奄美市におきましても、この事業は、非常に重要なものであると認識いたしておりますので、更に周知の徹底を図る必要があると考えており、そのように担当部署にも働きかけてやっていきたい、というふうに考えております。方法といたしましては、先ほど議員が御指摘したように、乳幼児検診などの機会にチラシなどを配付し、再度市の広報紙に掲載するなど周知に努めてまいりたいと考えております。

24番（大迫勝史君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

次に、環境対策についてお伺いいたします。グリーンカーテン事業、みどりのカーテン事業とも言いますが、昨年の9月議会で学校におけるグリーンカーテン事業の実施提案について当局からは、効果と課題を比較しても規模を拡大してやる方向で検討したいとの御答弁でした。今年度、取り組んだ学校

がどのくらいあったのか、また、その効果や課題である台風被害等の報告があったのかどうか、あれば伺います。

教育事務局長（日高達明君） グリーンカーテンは、つる性の植物、キュウリ、ゴーヤ、あさがおなどネットにはわせることで直射日光を遮り室内の温度上昇を抑えることができると言われております。グリーンカーテンの実施状況についてですが、昨年度は、小中学校28校のうち8校で実施し、一部の学級で行ったり、理科の授業で実施であったと伺っております。小規模的な実施状況ということでした。

今年度は、小規模ですが、ほぼ学校全体で実施をしたというのが1校です。ほかは昨年と同様、小規模で10校の学校が実施をしております。前年度と比較しまして2校の増でございます。

お尋ねの台風被害についてですが、今年度は、ある程度のところまで伸びたが、台風の風と塩害による被害で、ほとんどの学校で枯れたり成長が悪くグリーンカーテンまではいかなかったとの報告を受けております。

効果としましては、台風の被害を受ける前の状態からですが、教室の中から緑が見えることで心地よく、また、涼しく感じる、感覚的ではありますが、教室の温度を下げる効果があると思う、などの意見が上がっております。

今年度は、ほとんどの学校で当初目的のグリーンカーテンまではありませんでしたが、種を採取し来年度に生かそうとする学校もあり来年度は、今年よりも1校でも多くの学校で取組がされるように周知してまいりたいと考えております。

24番（大迫勝史君） 今は、学校の取組でしたが、質問も学校についてのグリーンカーテン事業の質問でしたが、やはり事業所とか各家庭の市民運動としてもですね、台風が来ますけれども、来ない年もありますし、それほど被害を受けない年もあると思います。また、すぐゴーヤなどのように、すぐ植え替えてまたすぐ伸びてくる植性もあると思いますので、やっぱり農政部局とかも関連してですね、市民に安価でとか、ただでとか、こう配れるものなら配れるような事業も少し考えていただきたいと思います。先ほど、教育委員会からもありましたけども、やはりこのエコロジー教育も兼ねて、やっぱり心の教育、食育など教育効果は、学校においては多岐にわたると思いますのでよろしく願いいたします。

続いて、ミストシャワー設置についての質問でございますが、平成20年の9月議会において、セミドライフォグシステムを使った涼霧システム導入について提案をしましたが、今後の検討課題といたしたいと答弁でした。その後、検討がなされたか伺います。なされてなければ検討していないという答弁でも結構です。

市民部長（田丸友三郎君） 議員ただいま御指摘のとおり、平成20年第3回定例会におきまして涼霧システム導入について提案を受け、当時の市民福祉部長が今後の検討課題と答弁をいたしております。が、その後、市の機構改革によりまして部の編成などがありまして、その中で担当部署を明確にしなかったことなどから具体的な検討には至っておりません。全国的にも導入事例が増加傾向にあります。財政的な問題や設置場所など関係各課と連携して議論や研究を重ねてまいりたいと考えております。

24番（大迫勝史君） 分かりました。やはりこの涼霧システムは、広島の駅とかですね、市役所とか導入しているところありますが、それはそれなりにですね、既存の冷房設備の10分の1のコストですけども、やはりコストはコストなんです。しかしですね、この今回提案するミストシャワーについて説明いたします。原理は一緒ですが、ミスト散布機を使い水道水を霧状に噴射し気化熱で周囲の温度を3度下げる。霧は素早く蒸発するため衣服や体は濡れない。涼霧システムとの違いは、水圧を利用して霧を噴出するため一切電気を使わずランニングコストは、水道水が1時間で5.1円、設置費用も標準キットが2,500円と安価であるということです。茨城県取手市では、市内の25の小中学校全校に設置をいたしました。この時世、本市においても前向きに考えられないか導入の可能性について、お考えを

お聞かせください。

市民部長（田丸友三郎君） ミストシャワーにつきましては、ただいま議員から御指摘がありましたように、二酸化炭素の排出量が少なく地球環境にやさしい冷房施設であると認識をいたしております。都会におきましては、冷房等によるヒートアイランド現象、又は盆地などを抱えた猛暑地域が多数ありますが、当市の気温は、都会と比べて猛暑日も少なく市内各地に木陰や公園等もあることから比較的のびやかな環境条件下にあるものと思います。今後、ミストシャワーの設置につきましては、先ほど同様、他課との議論や研究を重ねてまいりたいと考えているところでございます。

24番（大迫勝史君） 先ほどの取手市の取組についてもう少し話をさせていただきます。市民の熱中症による死亡により取手市公明党市議団が6月の23日にミストシャワー設置の緊急要望書を市長、教育長に提出、これを受けて市教委は、7月7日に幼稚園で試験的に設置、効果を検証し7月14日の校長会で導入の経緯説明、7月15日から随時各校の校庭などに設置を開始した。休憩時間や運動後、屋外授業の際に稼働する方針を産経や毎日新聞に報じられました。注目すべきは、公明党市議団の緊急要望書を受けてから22日後には現場に設置したというスピードです。迅速な行動で子どもたちを守るという本当に鑑にする事例だと思っておりますが、当局の御見解はいかがでございでしょうか。

教育事務局長（日高達明君） ただいま議員御指摘のように、取手市の対応は、検証結果から導入の判断、そして、学校への設置と要望書を受け取ってから22日後に完了したということです。我々も一つの案件に取り組むに当たりまして迅速に対処するよい事例かと思っております。今後、研究を重ねてまいりたいと思いますのでよろしく申し上げます。

24番（大迫勝史君） よろしくお願いいいたします。このやはりですね、議会で提案をして検討いたしますということで、よく答弁を聞きますが、やはりこの、こういうですね、緊急を要する場合には、しっかりとこういう事例を、しっかりと何と言いますかね、やり方をまねていただいてですね、しっかり対応をいたしてもらいたいと思います。このミストシャワーは、05年の愛知万博から使用され、先ほど部長からもありましたけど、ヒートアイランド現象の緩和や省エネ対策として注目されております。猛暑地域で多く利用されております。木陰が先ほどたくさんあると言われましたが、まちの中には、そんなに木陰があるとは思いませんので、積極的なですね、取組を期待したいものですが、見解をお聞かせください。

市民部長（田丸友三郎君） 先ほども申しましたように、これから議論を重ねて研究をさせていただきたいと、先ほども御提案がありましたように、学校の施設にするのか、それとも公共の他のどのような施設に設置するのか、ということを含めまして、これからの研究課題とさせていただきたいと。

24番（大迫勝史君） わずかな予算で大きなピーバイシーが得られるものは、積極的な活用をお願いして私の質問を終わります。

議長（世門 光君） 以上で公明党 大迫勝史君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程を終了いたしました。

明日午前9時30分本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午後3時32分）

第 3 回 定 例 会
平成23年 9 月13日
(第 4 日 目)

出席議員は、次のとおりである。

1番	師玉敏代君	2番	多田義一君
3番	橋口和仁君	4番	奈良博光君
5番	戸内恭次君	6番	平田勝三君
7番	向井俊夫君	8番	蘇嘉瑞人君
9番	竹田光一君	10番	竹山耕平君
11番	伊東隆吉君	12番	泉伸之君
13番	世門光君	14番	関誠之君
15番	三島照君	16番	崎田信正君
17番	里秀和君	18番	平敬司君
19番	渡京一郎君	20番	朝木一昭君
21番	奥輝人君	22番	平川久嘉君
23番	栄勝正君	24番	大迫勝史君
25番	与勝広君	26番	叶幸与君

欠席議員は、次のとおりである。

なし

地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市長	朝山毅君	副市長	福山敏裕君
教育長	坂元洋三君	住用総合支所長	高野匡雄君
笠利総合支所長	川畑克久君	総務部長	松元龍作君
総務課長	前里佐喜二郎君	企画調整課長	東美佐夫君
財政課長	安田義文君	環境対策課長	高崎義也君
健康増進課長	嘉原孝治君	国保年金課長	倉井則裕君
税務課参事兼係長 事務取扱	里忠文君	笠利市民課参事兼 課長補佐兼係長	山下文次君
福祉部長	小倉政浩君	福祉政策課長	重山納君
福祉政策課参事	溝口一弘君	高齢者福祉課長	泉賢一郎君
自立支援課長	桜田秀勝君	保険福祉課長	村山則文君
自立支援課参事	永井健二君	産業振興部長	川口智範君

商水情報課長	則	敏	光	君	紬観光課長	元	田	政	重	君
農政局長	東	正	英	君	農林振興課長	山	下		修	君
土地対策課長	奥	正	幸	君	農委笠利分室長	中	尾	豊	和	君
大島農業共済事務局長 組合事務局長	熊	本	三	夫	君	建設部長	田	中	晃	晶
都市整備課長	上	島	宏	夫	君	建設住宅課長	大	石	雅	弘
水道課長	義	岡		出	君	笠利建設課長	中		秀	喜
笠利水環境課長	里		良	也	君	会計管理者	福		和	久
教委事務局長	日	高	達	明	君	教委総務課長	白	坂		稔
生涯学習課長	榊	原	孝	昭	君	文化財室長	山	田	和	憲
市民体育室長	本	田	裕	信	君	笠利地区教育課長	重	井	浩	一
選挙管理委員会 事務局 長	圓		和	之	君	監査委員事務局長	山	崎	實	忠

職務のために会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	有	川	清	貴	君	次長兼 調査係長事務取扱	橋	本	明	和	君
主幹兼議事係長	前	田	美	佐	男	君	議事係主査	麻	井	庄	二

議長（世門 光君） おはようございます。ただいまの出席議員は26人です。会議は成立いたしました。

これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

議長（世門 光君） 本日の議事日程は一般質問であります。日程に入ります。

通告にしたがい、順次質問を許可いたします。

最初に、社会民主党 関 誠之君の発言を許可いたします。

14番（関 誠之君） 市民の皆さん、議場の皆さん、おはようございます。私は社会民主党、社民党の関 誠之でございます。

まずもって、台風12号により被害を受けられたすべての方々にお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになられました方々に、心より哀悼の誠をささげます。

私たち奄美市住用においても、昨年の10月20日に2時間雨量206ミリという超異常豪雨を経験いたしました。近年日本各地で異常気象が常態化しつつあるように思われます。集中的なゲリラ豪雨が各地で多発し、30年に一度と考えられた豪雨が、毎年起こる今、水害から市民の生命や財産を守るため、自治体の求められる役割は大変重要になってきております。今一度地域防災計画を現状に見合った計画に直すことは急務だと思いますので、当局の素早い対応をお願い申し上げ、要望をいたしておきたいと思います。

さて、2009年9月16日に発足した民主党鳩山内閣以来、2年を待たずに猫の目の如く3人目の内閣が誕生し、閣僚の名前を覚えるどころか、歴代の総理大臣の名前さえ忘れそうなののが現実ではないでしょうか。10月2日に誕生した野田内閣は、支持率67から53パーセントと、まずまずのスタートでありましたが、早くも原子力行政を所管する鉢呂経済産業相が不適切な発言で、政権発足からわずか9日間と国会も経験せずに引責辞任するという前代未聞の事態となっております。ただでさえ、野田新首相は、消費税の引き上げに言及し、普天間飛行場の辺野古への移転という日米合意は継承すると断言し、点検中の原発についても、再稼働させる方向であります。また、A級戦犯は戦争犯罪人でないとの過去の発言を見ても、歴史認識が心もとなく、更には自民、公明党との大連立を指向しており、大連立後には会見をも目指そうとするなど、大変危惧される内閣であると私は考えております。このような野田新内閣に関する市長の見解をお聞かせください。次の質問からは発言席にて行います。

議長（世門 光君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。

それでは早速関議員にお答えさせていただきます。現在、我が国においては、東日本大震災からの復旧、復興、原発事故から始まる一連の原発問題の終息、円高、デフレ対策、TPP問題など多くの政治課題に直面いたしております。このような中、国民の総理に寄せる期待は大変大きなものがあるかと認識いたしております。総理におかれては、これまでの政治経験から強いリーダーシップの下、これらの課題に取り組んでいくものと信じております。また、野党との協力関係を築き、政策のスピードと実行力を高めることにより、国民の将来不安への払拭に取り組んでいただきたいと願っております。もとより、増大する社会保障費に関し、安定財源の確保に向けた社会保障、税一体改革を進めておられるようではありますが、こうした改革の中におきましても、地方交付税など地方の財源には十分な配慮がなされ、地方の安定、継続的な発展につなげていただきたいと強く願っております。いずれにいたしましても、国と地方の関係がより強固なものとなり、国民生活の向上につながる政治を推し進めていただきたいと願っております。

14番（関 誠之君） 市長の内閣に対する基本的な考え方と言いますか、国と地方が一体になって支え

ていくんだということで、特にその財源としての地方交付税、いわゆる地方財政計画がしっかりしたものにしてほしいという希望だと思えますんで、それは受け止めながら、私はやっぱり一番問題は、この歴史認識や外交に不安があるんじゃないかという報道もされておりますが、その点が内閣の一番のアキレス腱ではないかなというふうに思っております。その中で、私どもは労働者の派遣法の改正案、または郵政改革関連法案がまだ国会で宙づりに、たなざらしにされておりますので、そういったこともきめ細やかにですね、地方のほうで受けるものはきちっと要求をしていかなきゃいかんではないかというふうに思っております。

それで次の質問であります。新庁舎の建設問題についてであります。この問題については、6月20日だったか、ちょっと日にちははっきりしておりませんが、全員協議会で庁舎建設基本設計業務プロポーザル募集要項案というのを説明をいただいたんですが、その後、業者のほうに配っております案が違ったところが見受けられましたので、このことについて少し説明をお願いをしたいと思います。その1点は、第一次審査参加資格から(5)という項目が削除されておりますが、それは何かと言いますと、平成13年度以降完成した床面積2,000ヘーバー以上の事務所の建設設計業務実績というのがありましたけども、これが削除されておる。二つ目は、構成員は住用、笠利重複して受けても良いと追加しております。この二つ目。三つ目は、協力事務所、様式5というがあったんですけども、を追加しておりますが、この理由はどういうことなのか、まずこの点について説明をお願いいたします。

総務部長(松元龍作君) 議会に提示をしました基本設計業務プロポーザル募集要項(案)から、1項目目の削除と、それから内容変更や様式等を追加した理由を申し上げますと、まず一つ目に、2,000ヘーバー以上の事務所の業務実績がある企業とした場合、対象者が限定されて、地元の企業の参加が困難になることということで、削除をさせていただきました。それから、第二次審査における合併企業体の構成員、地元企業を住用、笠利を重複しても良いとしたことで、地元企業の参加する機会を増やしたということでございます。それから、三つ目の参加企業が有資格技術者数、これは1級建築士などでございますが、の条件がございまして、協力事務所調書を追加したことで、技術有資格者が少ない企業、つまり地元企業が協力事務所の協力を得ることで参加することが可能となり、地元企業が参加する機会が増えたと。いずれにいたしましても、地元の設計企業の皆さんが、大いに参加をしていただきたいというような理由で、このようにしたところでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

14番(関 誠之君) はい、かなりですね、この私が今指摘した3項目については、地元の業者を幅広く参加させるために努力をいただいたというふうに見ておりますけれども、あともって少し議論をさせていただきたいと思えますが、そのことについては、当局の努力をですね、大変評価をいただきたいというふうに思っております。

次に、私どもに笠利、住用のあの基本設計までの流れというのを渡していただいたんですが、この中でですね、非常に一次審査以降のことについては、公開と言いますか、公明正大、また、透明な感がいたします。しかしながら、その前段が少し何かもやがかかったと言いますか、すっきりしないのがありますので、その点について少し質問をさせていただきます。この一次審査の実施ということで、まずプロポーザルの公募要領の作成、それから募集開始、参加業者の受付、一次審査の実施という流れになっておりますが、ここでですね、この参加業者の受付、7月15日から8月11日まで参加を表明していただくということで募っておりますが、その参加業者、この応募した業者の企業名と、次にこの一次審査の実施に移行した企業ですね、名前が公表されてないんですよ。これについて公表していただきたいんですが、いかがでしょうか。

総務部長(松元龍作君) 企業名の公表でもございますが、募集要項の中でも記載をしておりますが、一次審査参加者全員にはもちろん選定結果は通知をしております。また、二次審査におきましては、地元業者と共同企業体を結成することが条件になっておりまして、一次審査通過者に対して入札参加資格

者名簿に登録されているすべての地元の業者名簿を参考までに送付をいたしております。二次審査におきましては、優先交渉権の選定後、一次審査と同様に、参加者全員に文書で結果を通知をいたします。一次審査、二次審査の結果及び審査公表についても、後日市のホームページで公表をする予定といたしております。企業名につきましては、一次、二次において採用されたすべての企業名を二次審査の終了後にすべて公表することといたしておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

14番（関 誠之君） その辺が非常に不明瞭と言いますか、不透明と言いますか、なぜその参加、公募ですから、公募というのは公から誰でも資格はこうですよ。その資格に合った人は誰でも参加してくださいということであればですね、9社ということだけは分かっておりますが、その9社をちゃんと公表して、この選定委員会ですか、基本設計選定委員会の委員が、5社程度に住用、笠利をやったと。それが出せないという理由は何でしょうか。

総務部長（松元龍作君） これにつきましては、選定委員会の中でも確かに議員がおっしゃるとおり、公表したほうが良いという選定委員もいらっしゃいました。しかし、最終的には選定委員の皆様からの御意見では、やはり公平公正な審査のためにも、名前は伏せたほうが良いということでもございましたので、私どものほうでは最終日まで伏せましょうということで決定したところでございます。私もちなみに選定委員ではございますが、私どもも全く知り得ていない情報でございまして、これが分かるのは庁舎準備室だけということに現在のところなっております。

14番（関 誠之君） ですから、そこんところが非常にその疑いを持たれる原因になるわけですよ。この件をなぜ言いますかという、本庁舎の設計も同じようにされるんだろうというふうに思っておりますので、要らぬ疑いを持たれるよりは、公表して何ら差し支えないのではないですか。であるのにもかかわらず、それを公表しないということは、何か後ろに言えないものがあるのかなあというのが市民の声になるんじゃないかというふうに私は考えますけども、せっかく一次、二次、二次には一部公開を予定と、市民を入れてまで公開をしたいというように、非常にクリアなやり方であるけれども、そのところに上がってくるまでが、そういうようなやり方では、非常に疑問を持たれるのは、これはやむを得ないことかなあというふうに思っております。ちなみに、ちなみに、その企業名が出せないとするば、島内の奄美市の業者なのか、応募したのは、それとも、でないところなのか、その辺のところを含めて、何社あるかも分かりませんが、9社の中で何社、何社というのがあれば、それはお答えできますか。

総務部長（松元龍作君） 一次審査に応募してきた業者につきましては、地元企業は1社もございませんでした。9社すべて市外の業者でございました。

14番（関 誠之君） そこでですね、皆さんのほうにちょっと資料をあげてあるんですが、笠利、住用庁舎建設設計委託ということでですね、これは奄美建築士事務所協会奄美支部、支部長から出されたものですがけれども、これ5月31日に県内設計事務所と地元鹿児島県建築士事務所協会会員とのJVでお願いしますと。県内事務所が7で、地元設計事務所が3でお願いしますということで、市に要望したいと。5月31日付けでこれ来てるわけですよ。私どもがこの庁舎の委託の予算を知り得たのは、議案配布が6月10日なんですよ。それ以前にこういうことが要望が上がってきた。結果的には地元の業者はゼロで、地元外の業者がすべてだったと。これに符合してるわけですよ。こういうことが私は議会や当局は地元発注をです、優先させようと努力してるにもかかわらず、地元の業者自らが公募を放棄しているように見えますけども、これでは地元の景気対策にもならないし、地元設計者の能力向上にもならないんじゃないかというふうに考えておりますが、この辺の件について市長、どう思われますか。

総務部長（松元龍作君） この件については、先ほど関議員のほうから、こういうペーパーを頂戴いたし

まして初めて知ったところでございます、私どものほうでも、このJVについての話は、庁舎建設準備委員会の中でしか知らない話で、外に漏れるはずがないと私どもも思っております。それが5月31日にこういう出たということは、今ここでどういふ申し上げられませんが、こういうことが事実であるようですので、その辺は調査をしてみたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

14番(関 誠之君) ですからね、やっぱり入札というのは、ある意味透明にやらなければいけないというふうに思います。墨塗りでちょっとさせていただきましたが、個人情報がありますんで、三島議員の当局のよりはまだ墨塗りが無いと思っておりますけど、そういう意味でですね、やっぱりこの透明、公明正大に、そしてクリアにということで、このやっていただきたいというふうに思います。それで、本庁舎の問題が今議会でも議題が上がって質疑がされておりますけれども、前の議会で本庁舎に対する市民の意見聴取、いわゆる市民懇談会がなされてないから、それを開催することによって、この懇談会、いわゆる市民の意見を聞くと、こういうふうなことを実施したいと、年度内にはやりたいということでありましたが、その方法と日程はどのようになったのか、お伺いいたします。

総務部長(松元龍作君) 名瀬庁舎に関する市民の意見聴取の方法についてでございますが、これから仮称でございますが、10月に施政懇談会を始める予定をいたしております。その中で、各市内の自治体と予定されておりますが、この懇談会の中で議題の一つとして市民と活発に意見を交わすことも、市民の意見を頂戴するという一つのの方法として、今後十分に時間をかけて幅広く市民の意見を徴収する予定でございます。日程はまだ詳しく決まっておりませんが、とりあえず10月に一自治体と懇談会を開く予定にしておりますが、その後順次各自治体との懇談会を開いていきたいと、このように思っております。

14番(関 誠之君) そこでですね、今の議論を踏まえて少し提案をしておきたいと思うんですが、やはりこれから本庁舎の入札等もいろいろ出てくると思いますんで、やっぱりすべてが公開となる努力をしていただきたいというのが一つと、二つ目は、この間地元の新聞にも載ってございましたけども、入札関係の事後公開、ホームページで今やっておりますけども、でなく、市の広報紙ですね、あれでやると市民もほとんどの方が見られるんじゃないかなというふうに思いますので、この点について当局の見解があればお聞かせください。

総務部長(松元龍作君) やはりおっしゃるとおり、ホームページにつきましては、やっぱり若干高齢者の方々などがやっぱり開きにくいということもございますので、広報紙に情報を載せる、皆さんに市民に周知をしてもらうというほうが一つの大きな方法でございますので、前向きに検討してまいりたいと思っております。

14番(関 誠之君) この庁舎の問題についてですね、やっぱり論点としては、この議案の配布前に業界に情報が伝わっているということが一つ、二つ目は、地元業者が公募をしないで、県内設計事務所とジョイントをもう決めていると、市が公募する前にですね。やっぱり三つ目は、一次審査に応募した企業を公表しないということは、大変これは不透明、不可思議に見えますので、この辺の改善を是非お願いをしたいということでもあります。それと、聞いてびっくりですけども、当局が知らないことが、この設計選定委員会だけ知っているということがあっていいものだろうか。私は今日お聞きをいたしまして、非常に疑問に思っておりますので、この件についてはまた機会を改めて議論をしたいと思っております。それで、皆さんが7月26日に奄美市住用、笠利総合支所新庁舎建設基本設計業務プロポーザル公募の参画についてとお願いしてるわけですよ。ちょっと読みますが、貴会員の皆様がプロポーザル公募に多数参画されますよう御協力をよろしくお願いいたします。7月26日というのは、公募をして何日か経ってからこの文書がいつてるわけですよ。だから、ある意味、これは私の後は推測ですけども、全

然地元の業者が出てこなかったから、これはおかしいなと気づいたのが気づきませんか分かりませんが、そういうことで地元の方に公募してくださいよと奮起を促したものだというふうに理解をしますが、大変先ほども言いますように、議会や当局は一生懸命地元の業者を何とか入札に加えてもらってですね、その中で実力を発揮していただくという努力をしておりますけども、それが現実にはこういうことだったということで、私は理解をしましたが、大変残念なことだというふうに思っております。

それでは、(3)の大島地区消防広域化検討協議会についての質問に移らせていただきます。これも何回か質問させていただきましたが、一つは第1回幹事会が開催されたようでありますが、徳之島組合協議会の離脱問題はどのように取り扱われたのか。二つ目、その今後の取り扱いと具体的な日程を示していただきたい。三つ目は、県下の消防広域化の状況や、諸島という地理的なことを考慮すると、現在の枠組のままで良いと考えるが、管理者の見解をお示しいただけますかということで、三つにお答えしていただきたいと思っております。

総務部長(松元龍作君) 大島地域の消防広域化につきましては、平成18年の6月に改正消防組織法の施行によりまして、鹿児島県が策定をいたしました県下19の消防本部、組合を7本部組合に再編しようとして推進していただいております。今年の3月1日に、郡内3消防本部を設置する12市町村長を委員とする大島地域消防広域化検討協議会を設置をされまして、幹事会で3消防組合などに関する調査研究と、広域化に関するメリット、デメリット等の協議を行い、その報告に基づき対応していくことが了承されております。このようなことから、先ほどおっしゃいましたように、今年8月9日に、3消防本部を設置する12市町村の部課長及び消防庁長の16名で組織する幹事会が開催されまして、3消防組合の現状と課題についての調査の実施が、事務局の広域事務組合から提案され、了承されましたものの、御質問にございましたように、徳之島消防組合の協議会からの離脱の意思が口頭で示されましたが、これについては再度持ち帰っていただいて、意思の確認をしていただきたいと。その回答を待つて対応することがその幹事会では申し合わされたところでございます。

今後の取り扱いと具体的な日程ですが、当初は3消防組合の現状と課題を調査いたしまして、専門部会で原案を作成し、その報告を11月、今のところ11月上旬に受けまして、幹事会を開催する予定でございましたが、8月31日付けで徳之島地区消防組合管理者から、協議会からの離脱届が正式に提出をされましたので、この取り扱いと今後の幹事会の進め方について事務局と協議を行い、協議会の会長でもあります市長との見解も伺いながら、その結果を協議会に報告することになるかと思っております。

3点目の御質問でございますが、県下の消防広域化の状況ということでございます。県下の消防広域化に関する協議の状況を見ますと、人口10万人以上の鹿児島地域、北薩地域は、人口規模や財政規模の格差、また、合併後新市独自に消防組織や資機材の整備を先行していることや、新市のまちづくりは既にスタートしており、消防広域化は今後の課題と位置付け、意見交換会を終了いたしております。更に唯一運営協議会を設置して協議を進めておりました南九州市、南薩摩市、枕崎市、指宿市で構成する南薩地域においても、消防本部の位置で協議がまとまらず、7月31日に協議会を解散をいたしております。このように、本土の地続きの地域や、全国でも遅々として進んでいない状況にあります。

一方、大島地域におきましては、県の消防広域化推進計画でも示しておりますように、「島しょ部の消防体制につきましては、島ごとに完結しており、広域化しても他の消防組合から応援できない状況にある」と明記されておまして、離島という地理性や台風常襲地帯、また、昨年の奄美豪雨災害等の教訓から、消防組織の広域化はメリットが低く、むしろ3組合それぞれに設置の目的に沿って整備に努めてきた現状の機能維持に専念するほうが求められており、消防機能の充実強化にもつながると認識をしているところでございます。

14番(関 誠之君) 南薩地域が平成23年7月31日解散、大隅地域が23年の1月19日に協議休止ということになっておりますが、今最後のところが少し聞きづらかったんですが、要するに、この大

島の広域消防組合は方向性としてどうするという協議をなされたんですか。最後のところ。

総務部長（松元龍作君） これはまだ協議の途中でございまして、徳之島消防組合の離脱がなりましたので、じゃあ、それでは大島地区全体ではどういう方向にするかというのは、今から幹事会等、それから最終的には協議会等に上げて決定していくとございまして、今の現在は徳之島が抜けたという事実を受けて、その後どうするかというまだ段階でございまして。

14番（関 誠之君） 少し踏み込んでね、管理者いらっしゃるわけですから、先の議会では、私は抜けることはありますよという資料をお渡ししましたけども、そのときは抜けたらその方向について協議をするということで話をしたわけですよ。8月31日ですから、もう1か月、1か月も経ってませんが、15日ぐらい経っておりますんで、その以前からすれば、もうかなりの日数が経っておりますが、その辺について見解があればもう一度お聞かせください。

市長（朝山 毅君） ただいまの件につきましては、先の議会でも議員から御指摘等ございました。その時点においては、まだ徳之島のほうから正式な離脱の文書はありませんでしたが、先般文書を私も拝見いたしました。したがって、公式に離脱の形が取られましたので、この組織の経緯については12市町村すべての皆さんが集まって決めた公式な組織でありましたので、それを踏まえて、徳之島が離脱をしたと。今12市町村の集まる日程調整をいたしております。その前段として、幹事会においてこのことを踏まえ、意見を集約し、12市町村長集まる、若しくは3組合の管理者が集まる会議によって、正式に答えを出しましょうということになります。議員がおっしゃることは、最終的にどうするかというふうなことでありましようが、自明の理3地域の中の中心にある地域が離脱ということであれば、離島の中における消防広域行政の状況として言わずもがなであるのではないかという思いをいたしておりますが、公式な会合の中において正式に決めた上で、議員にお答え、また、議会の皆さんに御報告したいと思っております。

14番（関 誠之君） 何か久しぶりに朝山市長の歯切れの悪い言葉を聞いたんですが、もう徳之島抜けたらですね、県の示している広域化の体をなさないわけですよ。そういう意味では、この島しょの特性を考えると、おそらくこの消防広域まで飛び地というわけにはいかないというのが私の結論ですので、その辺はお汲み取りの上、十分議論をいただきたいと思っております。

それでは次の教育問題について質問をさせていただきます。笠利の学校給食センター委託についてあります。時間が押しておりますから、論点だけを申し上げますので、それについて少し考え方をお聞かせいただきたいと思っております。一つは入札の在り方でありまして。二つ目は、給食センターに北斗ですかね、そちらのほうから調理員と配送する方と現場責任者が行っているようでありますが、この方々、いわゆる労働者の働かせ方、いわゆる労働者派遣法になるのか、本当の請負委託になるのかということでありまして。三つ目は、この労働者と委託者の労働契約の在り方と言いますか、ただそこの働いてる人を北斗のほうに身分移管したからそれでいいというわけにはなかなかならないんでしょうけども、こういった三つの点について少し議論をしていきたいと思っております。

一つは、委託の条件について、通告してありましたのは、何社・予定価格・最低制限価格・予算措置額ということでありましたが、それはもう数字だけでよろしいですので、おっしゃっていただければいいと思っております。次に委託の条件、これは人員の内訳、現場責任者、調理員、運転手、助手、これは委託前と委託後変わってはないだろうと思っておりますが、加入した生産物賠償責任保険の賠償能力額は幾らになっておるのかということ、現場責任者が施設管理や防火管理者の責任が取れるのかどうかということが三つ目でありまして。そして、今回の業務委託の法的根拠と、指定管理者の違いを示せということで通告してありますから、その三つについてお答えをいただきたいと思っております。

教育事務局長（日高達明君） それではお答えいたします。入札の現状ですが、公募による制限付き一般競争入札により、6,343万3,860円で有限会社北斗が落札をいたしております。入札説明会に4社が出席し、書類審査の段階で1社が取り下げ、また、入札の際に1社が辞退をし、残り2社の競争により、有限会社北斗が決定をいたしております。予算措置は2年7か月分7,128万円でございます。予定価格は7,127万4,000円でございます。それから委託の条件でございます。人員の内訳としまして、業務提携後は米飯調理員まで加わるため、現場責任者1名、調理員8名、調理兼運転手3名、米飯時調理員1名、運転手につきましては、以前と同様調理員が兼務となります。それまでは温食だけで直営で行っており、今までは調理員が8名、調理兼運転手が2名で対応していたところでございます。それから生産物賠償責任保険の賠償能力についてですが、先例地に倣いまして、5億円の補償能力を仕様書に明記し、そのように入札していただいているところでございます。委託前につきましては、全国町村会総合賠償保障保険に加入をしております。

それから、現場責任者が施設管理や防火管理の責任が取れるのかと御質問ですが、管理につきましては、市が直営で行いますので、給食センター職員が当たることとなります。それから業務委託の法的根拠と指定管理との違い、これにつきましては、指定管理者が行える公の施設、これは地方自治法の244条第1項に、住民の福祉を増進する目的を持ってその利用に供するために設ける施設というのがございます。すべて住民の利用に供するための目的、目的のための施設ということではなくて、これは学校の児童・生徒の給食のみを行う給食センター、これにつきましては、指定管理制度にはそぐわないものと解釈をするものでございます。今回の給食センターの調理部門、配送部門の業務委託に関しては、献立の作成はもちろん、物資の購入、衛生管理等の学校給食の安全性は、市の管理課のほうで十分確保されるため、御理解をいただきたいと思っております。

このように、指定管理制度につきましては、すべて一括して業務委託するものであります。今回の業務委託につきましては、全体業務の一部を業務委託するものでございますので、御理解を賜りたいと思っております。以上です。

14番（関 誠之君） 時間がありませんので、ちょっと突っ込んだ議論はできませんが、要するに、笠利の給食センターで自治体の非常勤、いわゆる臨時職員をしていた方をね、この入札によって北斗さんが落札をして、そこに委託料を出してその委託料からその人たちには賃金を支払うというシステムに変わったわけですけれども、いわゆる請負、委託と言えるものには二つの必要絶対条件がありまして、労務管理上の独立ということと、事業経営上の独立、この二つを満たさなければ、請負、いわゆる委託とは言えないというのが法律の解釈があるわけですけれども。

どういうことかと言いますと、業務遂行に関する指示、その他の管理を自ら行う、自らというのは北斗さんが行うという意味であります。これは調理員に対する業務の遂行方に関する指示は、今学校栄養士が指示をするわけですね。調理員は自治体の職員である栄養士の指示に従わなければならない、とこの要綱にも書いてあるわけですけれども、結果として北斗の指示に従って仕事するわけではないということが私は結論だと思います。事業経営上の独立というのは、請け負った業務を自己の業務として発注者から独立して処理する。例えば、ごみ処理の人たち、車を持ってごみを運んで焼却場行って完全に自己完結をしておるわけですね。ところが、この調理員というのは、人間だけを派遣をして、そこで働かしておる。そこで例えば、機械とか機材とか、また、材料、給食材料、資材、これは自治体が出しているわけですね。そういう意味で、この辺のこともクリアできてないんじゃないかというふうに思っています。

そういう意味では、労働者派遣法に近いんじゃないかと。派遣法であれば派遣法の届け出をして、きちっとその労働者は派遣をするのが筋ではないかなというふうに思っておりますが、この辺の検討は十分なされたとは思いますが、非常に疑問が残っております。それと先ほど言った入札落札の関係で言えば、予定価格と落札差が784万円余り、784万円余りですよ。低くなったからいいというものでもこれはないというふうに私は考えております。784万と言いますと、ワーキングプアという言葉が

使われておりますが、200万円以下の人でアルバイトであれば4人弱ですけども、雇うことになるわけですね。そうすると、こういうふうなことでどこかからこの落ちたものを吸収しなければいけない。そうするとどうなるかという、やはり人の賃金に跳ね返ってくるのではないかというふうに思っておりますので、この辺のことについても見解があれば、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

入札の問題は、北斗に行くのこれは当たり前なんです、落札は。4業者があって1業者が書類を出さないで、3業者入札資格を得て、入札のときに1業者が降りたと。2業者で争ったと。なぜこの北斗に行くかと言いますと、北斗はパンを作っております、パン製造については財団法人鹿児島県学校給食会指定工場で製造されたパンを納入しなければならないと。この作っているのが北斗なんです。ほかの業者が作っているところは入札に入っている人に落札をして、そこからまた取って配達すると、そんなバカなことはしないだろうというふうに私は考えますので、当然北斗に落札は行くのではないかと。しかし、先ほど言ったように、このあまりにも落札額が差がありすぎて心配をしておりますが、二つ目は、賠償責任が5億円以上ということは、それはそれでいいと思いますが、8月1日に入札をして8月4日に契約をしているわけですよ。この8月4日、4日間で私はこの5億円の賠償責任保険に入ったとは思えないんですが、その辺の確認はどのようにされておるのかですね、見解があればお聞かせください。時間がございませんので、よろしく端的にお願いいたします。

教育事務局長（日高達明君） 先ほどの請負に関しましては、現場の責任者を常駐を義務付けております。調理業務、それから衛生管理の面から熟練と細心の注意を必要とする職場のため、安心・安全な給食を提供するという観点から、栄養教諭を中心に、現場責任者と連携し、協議、調理員等へのまた、その指示、はい、指示については直接は栄養士からの、そういうのは避けたいということで、今行っております。それから700万円の差額があることにつきましては、これにつきましてはその会社が誠意を持って業務遂行のために調理員へのその正当な支出ということも行われるものと我々のほうは信じておりますので、そういう形で試させていただきたいと思います。それから、その生産者賠償保険の5億円のその加入につきましては、ちょっと今私のほうで今は調べておりませんが、ちょっとお待ちください。ちょっとじゃあ課長のほうからすいません。

地域教育課長（重井浩一郎君） 閣議員にお答えいたします。8月4日に契約いたしまして、契約期間につきましては9月1日からとなっておりますので、その期間はうちの調理場に慣れていただくためのその熟練期間といたしまして設けておりまして、今言われましたその賠償保険につきましては、8月30日に加入いたしまして、9月1日からの契約の履行ということになっております。

14番（関 誠之君） 8月の4日に契約をするわけですから、少なくとも契約内にそういうものは大変重要な項目だというふうに思いますので、やっていただきたいというふうに思います。

時間がございませんので、名瀬、住用地区学校給食の在り方について質問をさせていただきます。給食センターの構想がどういうふうになっているのかさっぱり分かりませんが、その進捗状況について示していただきたいということが1項。私の考えでは、食育と教育環境の変化を考えると、センター化には現実性がなく、単独校方式が子どもたちの教育に良いと考えるが、教育長の見解を示していただきたい。平成7年以来調理員の採用がないが、その理由と今後の再計画についての基本的考え方をお知らせいただきたい。四つ目は、大事なことでありますが、奄小の調理業務、栄養士がいない、600何十食でしたか、ありますが、採用計画、具体的対策ですね、調理業務繁忙解消のため。

それとその後各学校回りましたけれども、このアレルギー食の普及によって、現場では労働過重がかなりあるのではないかというふうに思います。アレルギー食の、調べたところによりますと、名小が8で、奄小、奄小12人あるわけですね、12人、この人たちのために学校給食とは別に個別に作るわけですよ。エビ、カニ、甲殻類がダメな人はそれを抜いて。そばアレルギーの人はそれを抜いて。そういうことをこの毎日12名の方々のためにやらなきゃいけないと。栄養士もいません。そういったことにつ

いて見解をお示してください。

教育事務局長（日高達明君） それでは給食センター構想の進捗ということですが、名瀬地区の学校給食の在り方につきまして、旧名瀬市において平成11年に学校給食検討委員会を行っております。この協議の中で、3か所程度の分散型給食センターが望ましいという報告書をいただいております。今後早急に住用地区も含めた学校給食の在り方について、これまでの旧名瀬市の検討委員会の報告を踏まえて協議をしていきたいと思っております。

教育長（坂元洋三君） 食育についての基本的な考えを申し述べます。食育は生きる上での基本であり、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付け、子どもたちの健全な心身を養い、豊かな人間性を育む原点だと考えております。しかしながら、近年偏った栄養摂取、朝食欠食など食生活の乱れなど子どもたちの健康を取り巻く問題が深刻化していることも事実でございます。子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校においても食育に取り組んでいくことが大事だと考えております。

さて、ここで議員御指摘の学校給食の調理方式の単独自校方式とセンター方式には、それぞれ一長一短があると思います。ここではそれぞれのメリット、デメリットについては省略しますが、本市としましては、これらを勘案しながら、旧名瀬市の先ほど教育事務局長が申しあげましたように、学校給食検討委員会からの報告を踏まえた上で、奄美市としての意見を集約し、方針を定めてまいりたいと、こう考えておるところでございます。御理解願いたいと思っております。

教育事務局長（日高達明君） それでは、平成7年、実際は9年から調理員の採用がないが、その後のその理由とはということございまして。議員御指摘のとおり、名瀬地区において平成9年度を最後に、給食調理員の採用がございません。これは先ほど申しあげましたとおり、センター化に切り替えるという報告書が存在をしておりましたために、採用を控えておりました。つきましては、先ほどからお答えしておりますように、旧名瀬市の報告でありますセンター化を踏まえて対応してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

それから、奄美小学校の調理業務の繁忙解消のため、具体的対策ということでございます。奄美小学校の給食の状況、児童・生徒が574名でございます。それに対しまして調理員4名で行っております。これは国の給食調理員の基準のとおり、4名配置してるところでございます。奄美小学校平成23年度から学校栄養教諭が不在となっております。そのため、食材の発注、それは調理員が行っている状況でございます。現在、奄美市に栄養教諭緊急雇用創出事業で、教育委員会に配置する計画を申請しております。配置が決まったという知らせを先日伺っております。栄養教諭の未配置学校、特に奄美小学校を重点的に学校給食づくりに関する指導、助言を行っていきたくと考えております。

また、平成24年度以降につきましては、県教育委員会に対しまして、栄養教諭の加配、配置を積極的に要望してまいりたいと考えております。それから、奄美小学校の調理業務の中で、食物アレルギー症の対象児童が11名ございます。学校として代替食、代わりの食を作ったり、アレルギーの食物を除去する除去食を作ったりして対応している状況でございます。今後各学校の調理場におきまして、食物アレルギー症状の児童・生徒につき、更に詳しく状況を実情を把握してまいりたいと考えております。

14番（関 誠之君） ちょっと最後のところが聞き取れませんでした。栄養士の何とか事業で配置になる予定なんですか、そこんところをもう一度詳しく。

教育事務局長（日高達明君） 緊急雇用創出事業で1名栄養教諭を教育委員会に配置をしまして、主に奄美小学校を中心に作業を行っていきたくと考えております。

14番(関 誠之君) 大変成果じゃないかというふうに思っております。教育長の言われる現場を大事にですね、そういった目線でやっていただきたいということで、ほかの、奄小11名と言いましたが、私12名と言ったのは、一人は教員がおりましてね、それまで12ということで、教員のためにアレルギー食も作っておるといふことも、付け加えておきたいと思っております。調理員の定数もですね、今後はアレルギー食の対応も考えて、やっぱり配置をしていかなきゃいけないなあというふうに思っておりますが、是非この辺のところは県とも協議をしながら、栄養士の加配含めて要望お願いをしておきたいと思っております。

次に、時間が大分押しておりますので、最後の指定管理者制度について質問をさせていただきます。これは7月の26日に板橋区に総務建設委員会の行政視察で参りました。そういう中で、指定管理者の導入について先例地であるということで、いろんな改善点が見つけております。時間がありませんので、指定管理者導入施設の状況については、この間の学習会でも理解をいたしましたので、割愛をさせていただきます。二つ目の指定管理者更新における基本的な考え方、これはもう細かいことは要りませんので、基本的な考え方だけ述べていただきたいと。三つ目は、指定管理者制度の改善点、これはいわゆる視察の成果として、皆さんのほうに要望しておきたいと思っております。

一つ目は、指定管理者監査の導入、これを是非お願いをしたいと。そして、税理士会による財務状況の点検の導入、これは板橋区でやっておりましたが、この指定管理者の財務状況、これは一般の方ではなかなか分かりづらいところもありますので、税理士会等をお願いをして点検を財務状況の点検をします。三つ目は、雇用状況の確認のため、社会労務士会による労働条件の点検の委託を実施をするということで、この三つについては、非常にこれから先奄美市も考えていくことかなというふうに思っておりますので、この件についての見解、先ほどの基本的な考え方、二つに絞って答弁をいただきたいと思っております。4分ありますので、3分時間を使っただけで大変ありがたいと。もし、いろいろでしたら、私の質問はそこで終わりたいと思っております。

総務部長(松元龍作君) 指定管理者制度の更新における基本的な考え方でございますが、これはもう当然経費の節減など含めまして、民間に多くの雇用の場を設けるといふことでございまして、その中で我々のところで今まであまり検証がされなかったセルフモニタリング、自己評価、それから我々の総合評価、こういったものを含めまして、指定管理者制度が有効にかつコスト的にも皆さんに十分御理解ができるような指定管理者制度に構築をしていかなければならないと、このように基本的に考えております。

それから、指定管理者監査の導入でございますが、本市において実施しております行政監査の一環としての監査との相違点につきましては、主に指定管理者制度に係る所管課の事務についても監査されている点ではないかと認識をいたしております。指定管理者制度の全体的な検証に向けた取組は、今年度始まったところでございまして、来年度から本格的な実施に向けて、議員御提言の点につきましても、前向きに検討させていただきたいと思っております。

それから、税理士会による財務状況点検の導入でございます。指定管理者としての安定的な経営体力を備え、適正な経営情報の開示がなされているか、行政だけではなかなか確認が困難な部分について、専門家の支援をいただくことは有意義なことかと思っております。本市での導入につきましては、モニタリング及び総合評価の仕組みを構築していく中で、費用対効果も含めまして、総合的に検討させていただきたいと思っております。

それから、雇用状況の確認のための社会労務士会による労働条件点検の委託ということでございまして。指定管理者の下で働く従業員等の労働条件が、市民サービスの向上に向けて安定的、継続的に業務に従事でき、公の施設の管理運営業務に責任の担える状況にあるかどうかを確認するという点については、専門家の方から支援をいただくことは大変有意義なことだと考えております。本市での導入につきましては、モニタリング及び総合評価の仕組みを構築していく中で、費用対効果や地域性等を含めて総合的に検討させていただきたいと、このように考えております。

14番(関 誠之君) いろいろな点を議論させていただきました。議会、当局が一生懸命地元の業者含めて頑張っておるにもかかわらず、こういう事実があったということについて、私どもも真摯に反省をしながら、業界員とともに本当に奄美市のために何ができるのか、考えてまいりたいというふうに思います。

以上をもちまして、社会民主党、社民党 関 誠之の一般質問を終わります。

議長(世門 光君) 以上で社会民主党 関 誠之君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。(午前10時30分)

議長(世門 光君) 再開いたします。(午前10時45分)

引き続き一般質問を行います。

次に、無所属 朝木一昭君の発言を許可いたします。

20番(朝木一昭君) 市民の皆様、議場の皆様、おはようございます。私は無所属の朝木一昭と申します。昨年の奄美豪雨、今年の3.11東日本大震災、そして台風12号による豪雨の爪痕や、今でも不安一杯の放射能汚染等、深い悲しみにまるで血の気の失せたように、国民の生活が嘗々と嘗まれております。そんな中、秋の七草、なでしこの花が見事に咲き揃いました。派手さはないが、その清楚な美しい白い花に世界中が見とれました。小さくても力を合わせて精一杯咲いてる白い花々に、万雷の拍手が沸き起こったのです。なでしこジャパン、ありがとうと涙ぐむばかりの国民も数多くいたはずでございましょう。苦境にあっても、崩れそうになっても、お互い励まし合い、声掛け合いながら頑張りました。走りました。そしてあきらめなかったそのとき、何にも勝るその光輝く栄冠を手にしたのです。皆で一致団結して勝ち取ったその栄冠を誇らしく高々とかざしました。美しいなでしこたちでした。

そうなんです。一致協力することの大切さと、その重要性、その緊急性をも、本当はどじょっこもふなっこも百も承知なんです。協力していかなければいけない。相手の毛を拭いて傷を求めている場合ではないと、本当は分かっているのです。いや、分かってほしいのです。新しい風が吹き、新しい水が流れていくはずでしたのに、いつの間にか水がよどみ、悪臭を放とうとしております。もう一度水を入れ替え、瓦れきを取り除き、清流がほとばしるようになっていただきたいと国民は切に切に願っているはずであります。新しい内閣に期待いたします。

嬉しいさわやかなニュースもございました。昨日の同僚議員も触れましたが、田検久志男子バレー部全国大会準優勝の快挙は、郡島民に大きな希望と勇気を与えてくれました。子どもたちは結いの心を忘れず、最後まで全員で拾ってつなぐプレーを貫きましたと答えておられた監督の弁は、どんなにさわやかだったことでしょうか。小さな学校が天下にその名をとどろかせ、また、私たちの故郷奄美をも大きく喧伝してくださいました。ありがとうございます。今後の活躍にも目を離さず、熱いエールを送りたいと思います。気分よく質問に移ります。

これまで4年間事あるごとにこの問題を取り上げてまいりましたが、一向に明確な返答が返ってまいりません。島尾敏雄の貴重な資料群は、現在どのようになっているのですか、伺います。次の質問からは、発言席より行います。

議長(世門 光君) 答弁を求めます。

教育事務局長(日高達明君) 旧県立図書館奄美分館の官舎跡につきまして、特定非営利活動法人島尾敏雄顕彰会の要望を受けまして、平成22年6月25日付けで管理業務委託契約を締結をいたしております。NPO法人島尾敏雄顕彰会の計画によりますと、全国に会員の募集や、募金活動を行い、内装や周辺整備を実施し、隣の島尾敏雄文学記念碑と一体化した文学公園として位置付けたいとの強い意志と意向を伺っております。昨年12月には、初めて島尾伸三氏と顕彰会の代表の方々を交えて話し合い、奄

美から貴重な資料群を島外に出さないことが重要であるとの一致した認識を持っておりました。島尾顕彰会が中心窓口となって、島尾伸三氏との話し合いを進めるとともに、県立奄美図書館との連携協力をいただきながら、貴重な資料群の島外流出を極力避ける方策を講じることを目的に、目録作成をはじめとする保存活動が進展していくことに大きく期待を寄せているところでもございました。現在、島尾伸三氏から顕彰会に段ボール箱にして34箱分を寄贈いただいております。今年の6月から7月にかけて奄美博物館で保管をして預かっております。

こういう中で、先日9月9日の金曜日付の南日本新聞の記事によりますと、島尾さんの自筆購入という見出し記事がございました。内容は、鹿児島市が島尾敏雄氏の原稿や日記などの遺品131点を1,890万円で購入し、10月からかごしま近代文学館で特別企画展を初公開するという内容でもございました。長男の伸三氏によりますと、博物館の収蔵庫、保管体制を見て決断しました。しっかりとした目録を作り、父母の作品研究に役立ててほしいとのコメントでありました。貴重な資料が散逸することなく、ある程度まとまった形で公の施設に収蔵、保管され、多くの市民や研究者に活用される意義は、大きなものがあると考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

20番（朝木一昭君） 残念至極でございますが、ここで鹿児島市がと、日記その他の資料を買い取ったということですが、鹿児島市、いわゆるかごしま近代文学館でございます。鹿児島にある近代文学館、お隣にはメルヘン館がございますけれども、年間の入場者数、近代文学館でざっと5万人、メルヘン館でも13万人でしょうか。類似施設とすれば、日本でもトップを争うぐらいの入場者数でございます。その近代文学館はですね、8か月休んで改修工事をいたしました。改修費用ざっと5億円近くでございますが、貴重な方々の資料その他を保管するには、満足いくものを造らなければという思いがひしひしと伝わってまいりました。

先ほど御遺族の話もございました。一度是非見ておいてほしいということで、見て来たのです。館長、副館長、ことにびっくりしましたのは、収蔵庫って言うんでしょうか、3か所地下にございますが。靴を履き替え、スリッパに履き替えて、これほどまで大切に資料を保管してるんだというのを目の当たりにしたのであります。皆さんの中でこの近代文学館行った方いらっしゃるのでしょうか。是非ともですね、議員の方々も機会があったら、是非一度御覧になっていただきたいと思いますが、あれほどしないと、御遺族の方々には納得しないと思われるまで整備してございました。常設展示は6名でした。いつも展示されてるのは島尾敏雄を始め、椋鳩十、林文子、向田邦子、海音寺潮五郎、梅崎春生、鹿児島県出身者は、で生まれた方は海音寺潮五郎だけでございました。ほかは皆縁のある方々の常設展示でございます。

昨年もですね、昨年度もですね、制服軍服、軍服なども飾ってありましたが、34点島尾伸三氏より寄託を受けたと、寄贈を受けたと。そして資料購入も昨年も買っておりますけれども、あれほどどうしても地元にと、地元でなければと言ってきましたですけども、鹿児島県で19の市がございまして、その19の市で市立図書館がないのは、この奄美市だけなんですよね。充実してるものが何かあるとすれば、それなりにお話ができたかもしれませんのに、そういう形にならざるを得なかったんでしょう。それにもまして、3年にわたって交渉を重ねて書いてありますが、3年と言いますのは、ミホさんが亡くなって3年半になろうとしておりますけれども、その間ずっと御遺族との信頼関係を構築していたのであります。

去る8月の26日でした。浦上で、あれは種下ろしと言うんですか、ありました。近代文学館の館長も、副館長もいらして、ともにそういう席ですね、やっておられました。地元でありながら、いつかは調査をしますとかいうお話でこれまで来ておりましたが、こういうことに関して、本当に一度御遺族の方ともお話したことはあるんでしょうか。もし、答えることができたら。

教育事務局長（日高達明君） 私はもうもちろんそういうことはございませんが、以前のお話を伺っていると、その島尾敏雄の顕彰会を窓口としまして、遺族の方と交渉しているという話を伺ってました。

その辺からの情報がもう少しあっても良かったのかなあと。またその辺我々のまた顕彰会との対応も、ちょっとその辺は反省せざるを得ないものがあると思います。

20番(朝木一昭君) そういう文化に対する姿勢が歴然と違っていた感じを受けてなりません。確かにですね、大きなお金がかかっているんです。1億円以上もですね、金掛けて維持しておりますが、これは今後50年後、100年後の人材を育成する教育の一環だという捉え方がですね、お話が窺えて、うーん、違うなあという思いをいたしました。そこで鹿児島で生まれて、あるいは縁のある方200名から28名を厳選して、これからそういう収集、大事な資料を集めていくことになるわけでしょう。奄美関係もですね、昇曙夢さんも入っております、一色次郎さんも入っております。もう貴重な今回は日記類でございましたですね。昭和30年に島尾さんは10月23日に奄美にミホさんと一緒に帰って来られたんですが、その前の1年ちょっとの日記を基にしたのは、死の棘日記、新潮社が出ておりますけども、そういうので出ております。30年にいらしてですね、12月3日でしたが、奄美の名瀬市の市街地を3分の1以上焼いたという大火災に遭遇して、作家の見る火災の様子がですね、日記に克明に記されております。31年以降の日記が貴重な奄美の資料になるなあ、今後はいろんな形でなるのになあという思っていた矢先ですが、その資料などもですね、鹿児島に行くことになってるんだなあと思って、残念であります。今後そういう関係で話をする機会がございましたら、是非ほかのものをですね、奄美に残してもらえようことと対応していただきたいと思います。

次に移ります。これまでも言っておりましたが、童虎山房の整理状況と利用状況はどうなっているか、お示してください。

教育事務局長(日高達明君) 原口虎雄文庫、童虎山房の書籍群につきましては、昨年度緊急雇用創出事業を導入し、既に登録済のリストの整理及び最も専門的知識を必要とする古文書群についての解題、奄美関係資料の抜粋・分類作業が終了したところでございます。今年度に入りましてから、新たに120箱分の追加寄贈の申し出を受けたところでございます。この120箱分の整理作業を新たに行い、解題と分類作業を追加する予定でございます。その後に原口 泉先生を始め、専門の先生方にも協力をいただいで、今後の利活用の仕方等についてデジタル化も含めた検討をしていかなければならないと考えているところでございます。

20番(朝木一昭君) ありがとうございます。童虎山房も本当に貴重なものだと思っております。是非とも大切に、奄美市の宝になるものでございましょう。万全を期していただきたいと思っております。いつぞやもほかの市町村から町史を作るのにそういう資料があるだろうか、こうだろうかという問い合わせなどが入ってございましたが、それほど貴重なものが童虎山房にございますので、大切に扱ってほしいと思っております。

次に移りますが、八月踊り、これまで何度か私はこの重要性を言ってきました。大学も研究にきましたですし、これは18年と20年度の事業でしょうか、文科省の事業としてですね、秋田の歌掛け、奄美の八月踊り、島唄、そして中国のものと比較研究してのがございました。奄美がいかにすばらしいかということで、調査に見えた田畑千秋教授ほかの方々ですけれども、6、7名ですけれども、奄美でお世話することになったときにですね、いつも教授が奄美の八月踊りは世界の宝ですと。

私奄美の宝、日本の宝じゃん、世界の宝ですということの後ろのほうからおっしゃってですね、それ以来私も、ええっ、それほどすばらしいんだと思って、その言葉使わしていただいておりますが、これまではですね、この冊子ができる前には、NHKの国際放送局ラジオ番組を通じて、世界20か国にこれが発信、奄美の島唄と八月踊りが発信されましたが、そのタイトルは、奄美の歌掛けを守れというタイトルで、好評で、再度再放送まで注文が来たものでございますけれども、各自治体がですね、八月踊りの重要性をそれぞれ認識して、瀬戸内町も作りました。宇検村も以前作りました。龍郷町も作ったように聞いておりますが、この奄美市の取組、八月踊りの保存継承についての現在の取組状況はどうか、

お示してください。

教育事務局長（日高達明君） 八月踊りの保存継承についての現在の取組状況でございます。奄美の伝統的行事として、各集落で毎年行われております八月踊りについては、近年各集落や郷友会等でも、その保存継承に力を入れて、唄者や後継者育成に取り組んでいるところが増えてきていると伺っております。奄美市では、生涯学習課において今年度より伝統文化保存事業として、各集落で行われる年間行事、八月踊りも含めた行事を詳細に映像として残し、保存する事業に取り組んでおります。今後の継承及び教材の資料活用になればと考えております。

今年度は奄美市内3集落、笠利地区2集落、下方地区1集落と委託契約を行っておりますが、次年度以降も順次別の集落の保存に努めてまいりたいと考えております。また、県事業では、八月踊りの保存とは別ですが、平成23年度から3年計画として、奄美島唄保存伝承事業が始まり、今年度は実行委員会やワーキンググループを立ち上げ、実施に向けた調査検討がなされますので、今後協力して進めていきたいと考えております。

20番（朝木一昭君） 今の答弁ですが、担当部署は生涯学習課になるんですか。

教育事務局長（日高達明君） はい、生涯学習課で、後段に申し上げました、あの県の八月踊り保存会のこれについては、文化財室でございます。

20番（朝木一昭君） いや、それでその保存継承が各集落もですね、教わる人がいない、教える人がいないって状況が、状況があるんです。ですから、集落に委託して収録しようにもですね、まず、そのしっかり踊れる、しっかり踊れる状況にもないのに、どうしてそういう保存ができるだろうかと思ってるわけですが、本当はですね、まず集落入って手振りから足の踏み方、それが形になるまでは相当の時間を要するわけです。ですから、3集落に投げてきちっとしたものができるまでには時間がかかるはずですが、そこをですね、しっかりとらまえてほしいと思います。教育長の故郷は喜界島です。教育長、喜界島にはすばらしいのができておりました。1時間を超す状況ですね。踊りの仕方、そして喜界島の観光名所、集落の行事まで収録されております。

二言目にはすぐ予算がないってことでね、もうそれ以上前に進まないんですが、今ございますかね、奄美長寿子宝プロジェクト、巡る命のきよら島創造事業は、今あるんですか。やってるんですかね。その事業で展開して、そのできれば、いや、その担当者が名瀬に来るときは必ず連絡してくださいと言ってありますので、担当者にですね、是非会ってお話を聞いてもらいたいと思ってる場所ですので、それは集落に入ったら、ぱっとそういう踊りが撮れたり、行事が撮れたりするわけじゃないんですよ。そこにはしっかり踊れるまでの時間、練習する時間が必要なわけですね。そういうのをどういうふうに取り組んでいるかも是非情報交換していただきたいと思います。

次に移ります。この庁舎の1階に住民課、市民課の脇のほうにですが、レリーフ、壁画があるのは御存じだと思いますが、あれは奄美の基俊太郎さんの作でございます。今の東京芸大を出られまして、これまでもいろいろ泉芳朗さんの銅像、昇曙夢の銅像なども手がけてこられました。くれないの塔もそうですけれども。名誉市民、昭和63年名誉市民に推戴されました基八重さんの長男でございます。奄美の初めての衆議院議員基俊良氏の直系のお孫に当たるわけですが、それで今住用、笠利もですね、その新庁舎の問題で話が出ておりますけれども、あのレリーフも既に42年作って書いてありましたですから、この新庁舎と一緒にございましょう。

40年以上が経ってますのにですね、非常にまだきれいな状況であります。基俊太郎さんは、島を見直すっていう本にもございますように、金作原を守れとか、奄美の植生はこうでなければいけないとかいような提言をしてこられました。もちろん島唄もそうです。あそこに熱い思いを込めて作ったってのをどこかで読んでたんです。その文章なんかはどこかで出てきませんかでしょうか。あの作品のテー

マみたいなものが、まだ探してないでしょうかね。

その熱い思い、これからの奄美はこうあってもらいたいという熱い思いで描かれてるのが、あのレリーフだと思います。今後庁舎が移転する場合とかいうときでも、間違っても瓦れきのようにですね、処理していただいたら大変なことになると思って、製作、その頃携わった方までお聞きに行きました。いわく、もう今の市長が一生懸命どんな宝を残しても、あれをそういう粗末に扱ったら、もうすべてが壊れるんじゃないかと思ってるといってお話を伺いました。是非とも今後どういう形を取るかは知りませんが、あの作品がですね、新しい形で残るようにできればと思っておりますが、何か返答はできませんでしょうか。

市長（朝山 毅君） 朝木議員の文化行政に対する熱い気持ちに敬意を表したいと思います。そこで、今お話になりました庁舎 1 階の市民ホールの壁面に展示してあります大島固有の集落のいわば古代感を描いた基俊太郎先生のレリーフ壁画は、昭和 42 年名瀬庁舎建設に合わせて完成した作品だと伺っております。今もなお奄美市民の宝として、市民の皆様方に親しまれていることは御案内のとおりであります。これから名瀬庁舎の建設も計画されていくこととなります。この壁画を後世に伝えるため、新庁舎のシンボルとして最良の場所に移設ができますよう、新庁舎に関する検討委員会等に提案をしまいたいと考えているところでございます。御理解をいただきたいと思っております。

20 番（朝木一昭君） ありがとうございます。気になりましてですね、当時の御自宅どなたかいらっしゃるかなと思ひまして尋ねました。俊太郎さんの弟夫婦が住んでおられました。少しそのお話だけでも聞かしていただきたいと思って、お話をさせてもらったんですが、非常に喜ばれたところでございます。こういうことを言って初めて気づいた方もいらっしゃるように思いますけれども、是非ともですね、本当はあのテーマ辺りをですね、捜すことができれば、市の職員も自ら、ああ、ここは奄美を代表する、作家が作ったものと説明ができるくらいにですね、知っておいてもらいたいと思うんですよ。もうそうでないとですね、聞かれて何も答えることができないのも、また寂しい限りでございますので、できればもう一度そのテーマ、私も探しますが、が見つかるそうですね、どっかにか、そういう一緒に掲示できるとですね、その意味が分かると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと次に移りますが、歴史散策マップ作成と案内版の設置はということですが、市内を巡りまして、先ほどの基家などもそうでしょうが、貴重な文化財、その他が奄美にもたくさんございます。今後はですね、いろんな方が訪ねて来ることにも頭に描かなくちゃいけません、そこに適切な説明がないのは不親切になると思うんですよ。ましてや看板はあるけれども、錆ついていたとか、曲がっていたとか、そういうことはこれまでいろんなところ回って来ましてですね、もうほかのところは皆しょうやかな感じですね、お迎えしていくと。観光はもてなしの産業ですよ。もてなしの産業と言われてますが、そういうことからきちっとしていくことが、もてなしだと思っております。是非この機会にですね、どういう形の、そしてそれにつきましては歴史マップみたいなですね、歴史に携わることができるような感じの内容が盛り込まれたものも作成していただけると、心ある方々は、よし、もう一度来てみよう、もう一度来てみたい、今度はこの辺を見てみたいということができるような感じで取り組めないものかと。是非現状を調査されて、しっかり最近新しいのができてると思っておりますのでね、しょうやかな何て言うんですか、破れたりしないようなものを頭に描かれて、是非、奄美市のそれぞれのまちを案内ができればと思っておりますが、答えることができたら、よろしくお願ひします。

教育事務局長（日高達明君） 歴史散策マップ作成ということでございましたが、指定文化財の立場と、また観光の立場両方からちょっとお答えをさせていただきたいと思っております。現在、マップ等につきましては、赤木名地区文化的景観イラストマップ、名瀬地区文化遺産イラストマップ等が作成されております。文化財室におきまして、平成 21 年度から住用地区文化財分布調査事業に取り組んでおります。これを基に住用地区文化遺産イラストマップ、仮称でございますが、この作成に取り組んでまいりたいと考えておるところです。現在のところ、おおまかなマップとなっておりますので、更に細かな集落単位のマップ

プ作成も検討しなければならないと考えているところです。文化遺産の継承と地域の活性化が主目的でありますので、地域の方々主体の事業として、支援事業として取り組んでいかなければならないと考えております。

案内版設置につきましては、現在のところ、国、県、市の指定文化財を主として順次設置及び取り替え整備に取り組んでいるところでございます。議員御指摘のとおり、町中の歴史、観光マップにつきましても、関係各課と連携しながら、町歩きができるような状態に持っていかねばならないと考えておりますので、よろしく願いいたします。

20番(朝木一昭君) はい、ありがとうございます。もう先急ぎます。先人に学ぶ館づくり構想はできないかということですが、以前にもお話ししたことがございますが、せっかく奄美から排出しております先人たちたくさんいらっしゃるわけで、その人の生きざまそのものも教育につながるものが多いわけですが、そういう方々を学べる館、A i A iひろばにもう建設中ですが、あの2階辺りに今からでもそういう可能であればですね、地元の小中学生が事あるごとにそこを足を運んだら、そういう先人の姿を学べると。でき得れば、DVDなどでですね、その映像で見ることができたりすることがですね、教育につながるわけで、奄美市に限らず、奄美群島全体、広域的な捉え方ですね、是非考えていただきたいものだと思っておりますが、御発言できますでしょうか。

教育事務局長(日高達明君) 御紹介の冊子、先人に学ぶは、大島教育事務局、現在は大島教育事務所が、奄美群島日本復帰の節目の年に記念誌を過去5冊発行いたしております。奄美群島内各地域出身の偉人の業績を小学生にも分かりやすく紹介した読本でございます。これらの方々を紹介する館を奄美市で建設できないかという御質問ですが、現在はそのような構想につきましては、本市にございませんが、奄美博物館、それから奄美パークなどで企画展などができないか、今後検討してまいりたいと思います。それから、A i A iひろばの利活用なども含めて、関係各課と連携をしていきたいと考えております。奄美市の、あるいは群島全体の功績のあった方々の功德碑、顕彰碑、銅像等おがみ山をはじめ、関係する地にございますので、探索されるのも子どもへの郷土学習の一つではないかと考えております。

20番(朝木一昭君) 先人に学ぶはですね、非常によくできておりますし、あれを是非揃えてみたいと思っいろいろ探しても手に入りませんが、でき得ればですね、あれの改訂版、素人の私などでも気づいた年代の違い、間違いなどがございますので、今度は一度改訂版を作るときにですね、もう一度チェックされてですね、各学校の教室にそれぞれ配布できるぐらいの体制が望めればなあと。いつでも子どもたちが触れることができるぐらいにですね、取り組むことができればと思っております。

次に移ります。谷村唯一郎氏の寄贈された遺品類は今後どうするのか。今年の5月29日でしたですが、谷村唯一郎先生の命日でございます。なかなかそういう語れる人がないものですから、お膳立てして語る会を、偲ぶ会をしたところ、支庁長やら前市長、教育長にも参加していただきましたがね、たくさんの方がお見えになりました。どうしてもそういう先人の姿はですね、多くの人で語らって顕彰していかないと、姿が見えない部分がございます。

57年に亡くなって、その11月にはあの土地、建物すべてが当時の名瀬市に寄贈され、それがその日のうちに名瀬市に登記されたわけですが、その遺品類がですね、今博物館にございます。机とか、作っていた硯、それから書ですとかですね、いろんな、こういうことをしても、もうずいぶん時間が経ってるんで、今後ですね、今後そういう方々のはどういう形になっていくんだろうと。いつまでもあの中に、もう何千かとまってるわけですがね。私も御遺族、娘さん94歳でございますが、まだ御健在で、その御健在のあるうちに偲ぶ会をして写真をお送りしましたがね、御健在なうちにそういうのがどうなりますかという返事ができればと思いながらですが、そのどうなるか、できますでしょうか。

教育事務局長(日高達明君) 平成5年6月に谷村唯一郎氏の遺族から多数の遺品が奄美博物館に寄贈さ

れ、6月1日から13日まで谷村唯一郎遺品展を開催いたしました。寄贈された遺品は、著名な方々から贈られた美術品や記念品等が主であり、その取り扱いや展示に際して十分な注意が必要なため、特別収蔵庫内に保管をしております。今後活用を図っていくため、節目の年などに展示をしたり、また、井根町に残る生家での顕彰活動に活用できないかなどを検討してまいりたいと考えておりますので、また、井根町の生家近くで議員さんも、朝木さんもお住まいでございますので、是非また今後とも御指導を賜りますように、よろしくお願いいたします。

20番(朝木一昭君) じゃ、先急ぎますが、3月議会でも奄美アイランドの再開の件について触れておりますが、その後何か再開のめどなどはどうか、分かる範囲でよろしいですが、お答えできますか。

教育事務局長(日高達明君) 財団法人奄美文化財団原野農芸博物館(奄美アイランド)は、昨年10月20日の豪雨災害において甚大な被害を受けております。これまで財団法人であるがゆえに、公的な支援が難しい局面もありました。また、これまでに多くのボランティアが入りました。貴重な資料が多く、取り扱いには慎重な作業が必要になっているため、ボランティアの導入もためらわれるような状況下にございました。また、重要な文化財が多数所蔵されていることから、県文化財課、それから鹿児島県及び沖縄県博物館協会、奄美文化財保護対策連絡協議会を始め、多くの研究機関、研究者から被害を憂えたり、何らかの支援ができないかとの声が寄せられておりました。原野農芸博物館の学術的な研究及び教育普及が主な設立趣旨との目的があります。奄美文庫の発刊や、教育文化の振興助成金の給付といった社会的な役割と貢献、地域を理解する上で欠かせない資料群の保護といった観点から、奄美市といたしましても、公的な支援、助成ができるのではないかと検討を今いたしているところでございます。理事長を始め、奄美文化財団の職員も、再開に向けた意欲も高まっておりますので、早急な復旧と再開を期待しているところでございます。

20番(朝木一昭君) 去る7月東京所管事務調査で総務建設訪ねましたが、東京の夢の島でですね、何と一月ほど亜熱帯の楽園奄美っていうテーマでですね、奄美の生態系やらその重要性を訴えるための催し物がございました。NPO法人環境教育推進協議会という団体がですね、やっておりますけれども、私どもの同僚議員多田議員などはですね、物販関係で協力をたくさんされたようでございます。なぜこういうことを言うかと思えばですね、その会場で生物多様性って何だろうっていうのを私なんか皆いただいていたんです。これを製作してるのは、あの奄美文化財団、今言う奄美アイランドで作ってるんです。奄美の生態系を分かりやすく、100分ぐらいだったと思いますけれどもですね、全国の2,500か所ですよ、それを配布しようという事業をやってらっしゃるわけですよ。そして、次は方言って何だろうというテーマで取り組もうとしているだけにですね、できれば最大限の協力をしてですね、これからの事業展開ができるようにしていただきたいということで、このことを申し上げました。

次に移りたいと思います。教育についてでございますが、工業高校跡地のことは以前にも触れましたので、1と2、大学構想、自然史博物館構想はできないかと、1と2をまとめたいと思いますが、できれば簡潔にですね、私以前に濟州島事情お話したことがございます。濟州島は毎年1万ずつ人口を増やしている。こっちは毎年減っているわけですけども、大学が六つあって、そのうちの二つは国立大学、自然史博物館、国立の自然史博物館、国立の博物館もある。世界自然遺産は確か3か所ございました。でき得ればですね、沖縄にはもう10個目の大学の大学もできて、一度訪ねたんですが、探しそびれましたですけどね、できて。鹿児島にも九つ大学がありますけれども、何としてでも奄美の一つぐらいはということですね、先頭に立ってでも動けないでしょうか。奄美群島立という言葉があるのかどうか知りませんが、奄美群島の左右から毎日のように莫大な金が外に出ている実情をですね、考えて、1と2簡潔にもし答えることができればお願いします。

総務部長(松元龍作君) 工業高校の跡地利用についてということでございます。高等教育機関の誘致が

実現を可能であれば、学術的な成果だけでなく、地域振興全体にかかる大きな効果が期待できることから、広域の見地を含めてこれまで様々な検討がなされてきましたが、財政面や人材確保などの高いハードルをクリアできずに、現在に至っているところでございます。また、県下各地で県立高校の統廃合が進む中、さまざまな活用策が検討されてきたところですが、一足飛びに高等教育機関の誘致に至った地域がないことも、厳しい現状を反映しております。今後も高等教育機関立地の可能性を模索しつつ、工業高校跡地利用につきましては、実現可能性の高い活用策を中心に、検討の上に県のほうに要望してまいりたいと考えております。

それから、大学構想についてでございますが、これまで本市はもとより、広域的な見地からも、高等教育機関、とりわけ大学の、誘致・立地について調査検討がなされておりますが、いずれも、先ほど申し上げましたようなことがございまして、ハードルを超えることができておりません。大学立地には議員の御指摘のように、施設の用地の確保というのは一つの要素であります。継続的な経営基盤が確立できるか、更には将来的に学生が確保できることが必要条件でありますので、島外からの学生を呼び込む魅力的かつ特色ある研究教育活動が展開できる大学であることが、何よりも重要だと考えております。このような取組から、奄美をテーマとする研究資料の蓄積や人的交流の輪が広がり、将来は大学などの高等教育機関や、研究機関の立地につながっていくものだと期待いたしておりますが、いずれにいたしましても、まずはこれらの取組を地道に進めることが重要だと認識いたしておりますので、御理解をいただきたいと思います。

20番（朝木一昭君） 次に移ります。青少年の健全育成のため、小中学校に囲碁、将棋等を積極的に取り組めないかということですが、先般ひょんなことですね、日本棋院の奄美での事業展開をお手伝いすることがございました。奄美出身のプロ棋士、水間プロですが、全国で今そういう裾野を広げる事業展開をしてると。そして奄美でやりたいという申し出がありまして、いいことではないかということですね、前面協力をしていたわけですが、先日その指導員講習会と、その子ども囲碁入門教室を開催することができました。囲碁は集中力を養い、生きる力、礼儀作法やコミュニケーションにも役立つ、我慢する感情のコントロールにも適していると文科省も力を入れている事業でございまして、今は大学でもですね、これはどこでしょうか、早稲田と慶応などがですね、単位まで取得できるようにして、定員40名に対し、なんと500人近くが希望したと。囲碁的な発想も人格形成や考え方に重要だという捉え方でございましょう。

それで今回ですね、その子ども囲碁教室にですね、40名近く参加がございました。瀬戸内からもありましたし、龍郷町からも2校ございます。名瀬地区はですね、朝日小、伊津部小、名小、奄小、小宿小など26名の方々が参加されておられますけれども、そういう引きこもりだとか、切れるとかいうことに非常に効能を有していると、今文科省も推奨してるそうでございますが、そういう素地がですね、作ろうとしてるわけですが、今度こういう囲碁セットがございまして。これは日本棋院から50セット奄美市にいただいたものでございます。今現在、倉庫に眠っております。できればこの方々がですね、学校に帰っても、図書室の隅でも、あ、この間習ったことをちょっとこういうところできるんだということになることがですね、その教育にもつながるのではないかと。ある事業展開してるとこの学校の成績がずいぶん良くなっていることをお聞きしておりますが、ちなみに奄美の学力、県と国とに対してどんな状況でございましょうか。

教育長（坂元洋三君） 本市の児童・生徒の学力の現状について御説明いたします。まず、本年1月に実施された鹿児島県基礎基本定着度調査の結果から申し上げますと、御承知のように、この調査では小学校5年生、中学校1、2年生が対象になっております。小学校5年生については、国語、社会、算数、理科のいずれにおいても、県平均を若干下回っております。また、中学校においては、1、2年生ともに国語、社会、数学、理科、英語のいずれにおいても、県平均を下回っております。

次に、全国と本市の学力の比較ですが、本年度の全国学力学習状況調査は、東日本大震災により中止

となりました。したがって、標準学力検査の結果から申しますと、本年1月から2月にかけて実施された小学校の標準学力検査C R Tの結果では、小学校1, 2年生は国語, 算数の2教科において全国平均を数ポイント上回っております。また、小学校3年生以上の学年においても、4教科において全国平均を若干上回っているという状況でございます。

20番(朝木一昭君) いや、それですね、日本棋院から承諾をいただいております。学校現場でもし利用だったら是非使ってくださいということですので、隅の、図書室の隅でもですね、こういうことが予算をかけずに取り組める事業だと思います。きっと成績にもつながるんじゃないかと思いますが、回答できますでしょうか。簡潔にお願いします。

教育長(坂元洋三君) 本市の実情を申し上げますと、33校中小学校4校、中学校2校の計6校において囲碁の道具が準備されています。将棋については、小学校8校、中学校2校の計10校で道具が準備されています。そのうち囲碁は2校、将棋は5校の小学校でクラブ活動に取り入れられ、児童が囲碁や将棋に親しんでおります。今後、議員御指摘の囲碁や将棋の良さに児童・生徒が触れることができる環境づくりについては、管理職研修会を通して啓発してまいりたいと、こう思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

20番(朝木一昭君) 指導員の養成もできておりますので、よろしくお願いします。

次に、水についてお尋ねします。時間がないので、1, 2辺りをですね、導水管の改修工事が終了してるそうですが、供用開始しているか、水質流入水量と稼働状況はどうか。また、ダム水系との水の割合は今どうなっているか。あと2番は、涵養保安林に豪雨による災害等はなかったか。堰への流量確保はできているか。今後の安定取水のための堰の状態はどうか。まとめてもしお答えできるんだしたらお願いします。

建設部長(田中晃晶君) 1点目の轟水系の取水状況のことについて答弁申し上げます。御承知のように、平成21年度から着手しました導水管更新事業も、今年度の3月に竣工しております。この更新工事中は、大川ダムからの取水によって原水を供給しておりましたが、この事業の竣工によりまして、原水の大部分を轟水源から取水しております。水量、それから水質とともに以前と同様良好でございます。取水の量でございますが、今年の8月の月間取水量は、34万8,000立方メートル程度ございました。その割合は、轟水源から71.3パーセント、大川ダムからの取水が28.7パーセントでございます。

次に、水源の涵養林についてでございますが、大川ダムとそれから轟水源付近においては、昨年豪雨時に山林等の崩落については確認していない旨を関係部局から聞いております。水道事業サイドといたしましては、水源涵養能力に保障する、検証するということについては困難であります。山林の崩落などを確認してないということなどから、轟水源への取水状況を勘案しますと、水源涵養能力の低下等については考えられません。轟水源取水施設の堰堤につきましては、昨年10月の奄美豪雨、それから今年5月の台風2号によりまして、堤の上部が一部破損した箇所がございましたが、今年度において修復をし、取水施設の安定を図る計画であります。現在のところ、取水施設からの取水量につきましては、従前どおりの取水量が確保できておりまして、問題はございません。

20番(朝木一昭君) 轟水源は、電気も使うこともなく、自然流下するところでございます。これからは是非大切にしていきたいと思っております。あと平田浄水場のですね、改修計画、気になるのは第一配水池、50年以上が経過してるのがですね、土の中でやってるわけですが、改修計画があったらお示してください。それと、笠利地区の水事情と、あそこの水量がですね、水質がマンガンでしょうか、黒っぽい水になっておりますが、その対策もできているのであれば、簡潔にお願いします。

建設部長（田中晃晶君） この事業につきましては、まず今年度事業認可の取得に向けて、今作業を進めているところでございます。今後の展開といたしましては、まず土地の造成工事に着手をし、ただいま御指摘の最も古い昭和32年当時にてできております1号配水池の解体・撤去を経まして、あと順次浄水施設の処理施設の整備を行い、その後、その完成後に供用開始というふうにしてというふうに見込んでおります。

次に、笠利地区でございますが、ただいま御指摘のマンガン等の水質対策での、特に、マンガン対策でございますが、急速ろ過機におきまして、マンガン砂を使用することにより、マンガンを除去することで活性炭処理設備を導入しまして、高度浄水水にすることによって、水質の改善が図れるという計画を持っております。

20番（朝木一昭君） 次に移ります。航空路線について。鹿児島 - 奄美線はジェット便に戻すよう会社に要望できないか。現在、奄美空港の乗降客数は約52万人でございます。そのうちの半分以上26万7,000名が鹿児島便でございます。これまではですね、公共施設は国の指針に基づきまして、階段はこの高さ、幅はこれだけ、手すりの太さは小さくしなさい、エレベーター・エスカレーターを設置して、エレベーターは中がのぞけるようにしなさい、搭乗橋はあまりスロープが長いと車いすが通れないから、勾配を12分の1にしなさいとか、国の指針で弱者、障害者とかですね、配慮するように公共施設はこれまで取り組んできたわけでございます。

今回、企業の状況もございましてですね、鹿児島がそういうプロペラ機になっているわけですが、これまで観光関連とか、産業、車えび関係のですね、産業からも、産業団体からもですね、要望がいったと思います。今こそですね、JAL親会社は黒字を計上してるわけですので、せめてこれまでやってきたのに、あの炎天下だったり、土砂降りの中にエプロンからですね、搭乗させるのは忍びないわけございましょう。そういう多くの方々が、今そういう施設は十分確保できてても対応できてない状況でございます。是非、行政からですね、これを1回、是非、ジェット便に戻してくれないだろうかというのは時期に適っていると思っておりますが、もしお答えができましたら、よろしく願います。

産業振興部長（川口智範君） 御指摘の鹿児島便のジェット化につきましては、これまでも度々市長を先頭に要望活動を続けております。

議長（世門 光君） 以上で無所属 朝木一昭君の一般質問を終結いたします。
暫時休憩いたします。（午前11時45分）

議長（世門 光君） 再開いたします。（午後1時30分）
午前に引き続き一般質問を行います。
無所属 蘇 嘉瑞人君の発言を許可いたします。

8番（蘇 嘉瑞人君） 皆様、うがみんしょーらん。ありがとうございます。こんにちは。8番無所属 蘇 嘉瑞人です。質問に入ります前に所見を述べる時間をお許してください。

この夏台風や大雨により日本中で災害が起こっています。災害により犠牲になった尊い命に御冥福をお祈り申し上げます。また、被災者に安心して寝ることのできるたまには踊り明かすような夜が一日も早く訪れることを願っています。なでしこジャパン、田検・久志の合同チームの活躍は、多くの勇気をもたらしました。そんな中、奄美にまた新たな嬉しいニュースがあります。奄美出身の大相撲里山関も見事に復活を果たしました。今度は里山関の出番でしょう。活躍に期待しております。奄美も敬老祝いのシーズンを迎えております。先ほど申し上げた相撲は、島内各所にみられ、そういった行事ごとを華やかに色を添えています。先輩方の努力に感謝し、私も今以上に奄美に貢献できるよう、気を引き締める所存です。まだまだ話したいこともございますが、質問がたくさんありますので、質問に入りたいと思

います。

それでは人事管理についてお伺いします。まずは第一次定員適正化計画についてお伺いいたします。平成19年3月に公表した奄美市行政改革大綱及び実施計画において、奄美市は市民100名に対し1名体制を目指すとし、平成28年度までに職員数を500名での奄美市行政組織の構築を目指して目標として掲げました。平成22年3月には、第二次大綱及び実施計画を公表しました。内容は、100人に対し1名体制、職員数500という文字は消え、平成26年に約550名での体制づくりを目標として掲げています。平成23年3月に発表された第一次定員適正化計画では、590名体制かつ毎年17名ほど新規採用していく方針です。それにより、前年度に公表したばかりの第二次集中改革プランにおいて、平成26年度550名の数値目標に対し、第一次定員適正化計画においては、624名と74名もの差が生じます。このような市民間でも議会でも議論されたものではない思い切った政策転換が突然今年の3月に発表されました。

平成23年度当初予算において、一般会計を参考に一人当たりの人件費を考えると、一般職は職員数551名に対し、予算は49億6,163万2,000円です。一人当たりの人件費は約900万円です。私は当初予算に反対しました。その大きな理由の一つが、この第一次奄美市定員適正化計画に伴う予算に納得がいかなかったからというのがございます。市の職員ですので、多くの人が40年働くと考え、定員の目標を90名上方修正することは単純計算ですが、900万円掛ける90名分掛ける40年とすれば、約320億円の変更です。朝山市長の英断により策定された第一次奄美市定員適正化計画だと存じます。この計画の概要と策定方法、その策定メンバーなどだれが何のためにどのようにして作った計画なのか、お示しください。次からは発言席にして発言します。

議長（世門 光君） 答弁を求めます。

総務部長（松元龍作君） 第一次定員適正化計画の策定に当たりましては、各部の組織、職員配置の現状や、将来的な課題につきまして、庁内各部からヒアリングを行い、今後の退職見込み数の動向などを見ながら、計画案を作成いたしております。その計画案をもって民間の経済団体や、地域協議会などの地域の代表の方々に組織した奄美市行政改革推進委員会や、奄美市職員労働組合に意見を伺った上で、最終的にまとめたものでございます。

計画の概要について申し上げますと、現在の職員数や年齢構成などから見た現状と課題の整理、平成23年度から平成32年度までの計画期間、定員590名とした定員適正規模の設定、30歳以上から45歳までのキャリア採用枠を設け、採用数17名を基本とした今後10年間の採用計画、また、今後の計画の進行管理に対する考え方などについて定めたものでございます。

8番（蘇 嘉瑞人君） ただいまその策定の段階に各部署においてどのぐらいの人員が必要かヒアリングを行った上で計画を作ったとおっしゃいましたのでお尋ねしますが、その各部長にお尋ねします。各部においてどれぐらいの人員が適正だと考えて、その総務部及び財政のほうにお答えしたのか、お伺いします。

総務部長（松元龍作君） その件につきましては、各部のほうで今、今日はおそらく資料は持って来ていないものだと思います。私も全体的な資料しか現在持っておりませんので、それぞれの細かい資料は現在のところ持ち合わせておりません。

8番（蘇 嘉瑞人君） それでもですね、ヒアリングした実態がある以上は、各部署においてどれぐらいの人員が適正かという話は具体的に数字が出てくることだと思いますので、それをまとめた資料を各議員に配布することや、市民に対して公表することを要望いたしますが、御見解をお伺いします。

総務部長（松元龍作君） 資料につきましては、議長にお願いをいたしまして、皆様のほうに出せる資料についてはお出ししたいと思います。

8 番（蘇 嘉瑞人君） 以上お願いして、次の質問します。こちら行政改革委員会において審議を回ったということでございます。この件について計画策定のために行革委員会は何回ほど集まり、時間にしてどれほどの時間議論されたのでしょうか。

総務部長（松元龍作君） 会合については1回でございますが、時間については約3時間ほど議論をしたようでございます。

8 番（蘇 嘉瑞人君） 何度も確認しますが、90名人員体制の改革を行う人員計画についての審議は3時間の1回の会議だったということで確認よろしいですか。

総務部長（松元龍作君） そのとおりでございます。

8 番（蘇 嘉瑞人君） 市長、これは十分な時間と審議が行われたものというふうに判断できると思いますか。

総務部長（松元龍作君） この件に関しましては、事前にそれぞれ委員の皆さんには資料をお渡しして見ていただいておりますので、その1回の3時間で終わったということでございます。

8 番（蘇 嘉瑞人君） 今質問したのは十分かどうかというのを聞いているのでありますから、十分だったとお考えでしょうか。

総務部長（松元龍作君） その結論を出すには十分な時間だったと考えております。

8 番（蘇 嘉瑞人君） 市長の意見としても、それで良かったということによろしいですね。

市長（朝山 毅君） 行政の事務をいかの人数で、いかの場所で、どれだけのマンパワーが必要かということは、現状の事務作業に照らし合わせ、また、県や国から事務移譲になった事務、また、今後事務移譲されるであろうことも想定しながら、適正に検討を重ねて議会のほうにもお示したということになります。

8 番（蘇 嘉瑞人君） 執行部においては、十分な審議を回ったという判断で計画を発表したというふうに確認して、次の質問に移ります。

（2）についてお伺いします。19年3月公表の集中改革プランにおいて掲げた市民100名に対し1名の職員とする根拠は何だったのでしょうか、お示してください。こちら合併後の計画ですので、組織体制は合併後想定した後に作られたものだと考えますが、いかがでしょうか。

総務部長（松元龍作君） 本市の職員数は、合併初期の平成19年に作成いたしました奄美市行政改革実施計画、通称、集中改革プランですが、や、奄美市財政健全化計画では、旧名瀬市時代の基準をベースに、市民100人に1人として、職員数は500人と目標を定めておりました。この市民100人に対する職員1人の根拠につきましては、旧名瀬市時代の平成9年3月に報告をまとめました行財政診断調査におきまして、単に人口と職員数を比較し、普通会計に属する職員を対象に、類似団体と比較し、算出したものでございます。

8 番（蘇 嘉瑞人君） それでは19年に発表された時点で、新市合併した想定とは関係なく、数字を具体的に出したということですか。質問聞かしてください。それではちょっと詳しく申し上げますが、3市町村が合併して新しくできた市においても、100名に1人体制が適当だとみなして、平成28年度に500名体制を作るという集中改革プランを発表したのでしょうか。

総務部長（松元龍作君） 確かに合併いたしましたして、職員数は大幅に増えておりました。それでそのときに、従来の名瀬市で作っておりましたその基準、市民100人に対しての1人の基準をそのまま横滑りをさせたわけですが、最初のうちはそれでどうにかいっておりましたけども、その後の地方分権の拡大などいろんな環境が変化をいたしまして、それではなかなか難しいと。では新たなものをということで、これがすすぐそういうプランができませんでしたので、そのままその100人に1人を使って試算をした、シミュレーションしたということでございます。

8 番（蘇 嘉瑞人君） 具体的な数字ですから、そういった安易な横滑りは控えていただきたいというのは、もう過去の話ですので、これ以上申し上げても仕方ありませんので、これで終わりますが、それに付け加えまして、平成20年3月には、第二次集中改革プランが公表されました。この中で100名に対し1名体制という数値目標を放棄いたしました。なぜ数値目標を消去したのか、教えてください。職員を100名弱、今回90名と出てるんですけど、増員するためなののでしょうか。

総務部長（松元龍作君） 先ほど申し上げましたが、100人に1人のそういう時代から、だいぶ時代が変遷をいたしまして、平成9年から既に14年ぐらいもう経っておりましたので、その頃の現状とはどうしてもそぐわないことがなりました。先ほど申し上げましたが、地方分権の拡大など職員を取り巻く環境については大きく変化をしておりましたので、新たなものを模索をするということで、こういう今回の590名ですか、平成32年度には590名にするというそういうプランを、100人に1人を消すためではなくて、今現在の状況に合わせるために、そういう新たな計画を作成したということでございます。

8 番（蘇 嘉瑞人君） その新たな計画はですね、先ほど申し上げたように、平成22年の3月に発表されたものと、その翌年、平成23年3月に発表された計画等において、26年度時点で二つの計画で24名もの差額が出たというのは、その1回目の計画においてもまだ熟議が足りなかったということでしょうか。

総務部長（松元龍作君） 一時的に確かに二つの制度が若干の間ですが、ダブってきたのは事実でございます。それで先ほどからも申し上げておりますが、その差については、当然ベースが全く違いますので、そういう差が出てくるのは当然だろうと、このように思っております。

8 番（蘇 嘉瑞人君） それでは、第一次奄美市定員適正化計画実施の財源確保についてお尋ねします。今議会の補正を見ても、交付税や国庫支出金に多年度にわたる減額を感じ取らせるようなものが多くあります。この計画の財源確保について十分に検討が図られているのでしょうか。

総務部長（松元龍作君） 奄美市定員適正化計画を実施するための財源確保についてでございますが、昨年12月に作成した財政計画には、今回の定員適正化計画に基づく人件費を反映させております。その財政計画において、平成31年度までの間、各単年度の収支が不足することはないという見込みを先の議会でも御説明申し上げたところでございます。当然ながら、東日本大震災の影響も含めまして、今後地方交付税や国庫支出金など財政を取り巻く情勢は大きく変化をしまいたします。今後も毎年、新たな

財政計画を作成して、その先10年間の財政収支を可能な限りの確に見込み、議員の皆様にもその都度お示ししたいと考えております。

8番(蘇 嘉瑞人君) もう答弁なんて十分やりはしたんですけど、この定員適正化計画は、職員の人生と奄美市の財政に長期的に影響を与える事柄です。こういった大きなことがたくさん起こっている中で、今一度財政全体のシミュレーションをした後に計画を立て直したほうがいいと思いますが、財政課や監査委員会いらっしゃいませんが、そういった方々はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

財政課長(安田義文君) 財政課ということでしたので、私のほうから答弁させていただきます。財政課よく御承知のとおり、私どもは計画とかそういうことを担当する課ではございません。各課のほうで計画を出して、それをそのときに新しい情報として財政計画に入れていくと。その中で私どもの役割としましては、健全な財政化を目指していくということでございますので、毎年の財政計画のローテーション、ローリングをした中で、その辺は私どものチェックの、チェック役としての機能を果たさせていただきたいと思っております。

8番(蘇 嘉瑞人君) そのチェックの中に人件費に持ちこたえられる財政かどうかを確認するという作業も財政課の仕事だと思っておりますが、そういった判断はなかったのでしょうか。

財政課長(安田義文君) その点につきまして先ほど部長がお答えしたとおりでございます。先ほど議員のおっしゃった計画をその人数を人件費に入れた総務課からいただいた資料を入れた上で財政計画として赤字に至っておりませんので、財政課としてはOKということでございます。

8番(蘇 嘉瑞人君) それでは話を戻しますが、その時点の財政計画が、今後の奄美市財政においてそのまま運用できると思いませんか。

財政課長(安田義文君) ですから、毎年ですね、予算としましては、皆様のほうに上程いたしますし、その前には財源をちゃんと充当できるかどうかというチェックをした上で予算を組んでまいりますので、今のところ、その私どもの今ある現在の情報で作った財政計画では赤字は出ておりませんので、それを毎年年度ごとに予算として皆さんに審議をしていただくというやり方で私どもは大丈夫だと、今の段階では思っております。

8番(蘇 嘉瑞人君) すみませんが、財政課後の件に関連しますが、人事財政の確認です。市民100名に対し職員1名体制、職員数500名を目標に掲げた集中改革プラン以降描いていた職員数の推移見込みにも発言申し上げてきたように、差が出てきています。500名に対し590名体制になった場合の単年度の職員の人件費の差額は幾らを見込んでいらっしゃるのでしょうか。

総務部長(松元龍作君) 現在の定員適正化計画を反映させた財政計画と、その直前の財政計画における職員数及び人件費を比較ということでお答えしますが、基本的には職員数の増減が人件費に反映される結果となりますので、まずは職員数の増減について申し上げますと、以前の財政計画では、新規採用者数が平成29年度まで10名、平成30年度以降は13人で試算をいたしておりました。今回の財政計画では、新たな定員適正化計画に基づき、新規採用者数を平成31年度まで17名で試算をいたしております。そのことによって、職員数は前回の計画より徐々に増加し、最大の差が生じるのは平成29年度で、120人増加をいたしております。その結果、人件費につきましては、最大で平成29年度に7億3,600万円増加しておりますが、平均いたしますと、単年度約2億8,100万円増加したとい

うことであります。

ただ、誤解を招かないために申し上げますが、今申し上げた職員数及び人件費の増加は、あくまでも前回の財政計画との比較を申し上げております。今回の財政計画においては、平成22年度と平成31年度の10年間における職員数及び人件費を比較いたしますと、職員数が67人、人件費が5億6,200万円減少する見込みであることを申し添えさせていただきたいと思っております。要は現実的には、合併時に743名いた職員が、平成32年度には560名になると、153名実際には人員は減っていくということでございます。

8番（蘇 嘉瑞人君） 人員適正化計画を拝見いたしましても、結局、最終的には590名を超えて600名弱での人員推移を描かれていると思います。ですので、2億円というのはかなり過少評価をしていると私のほうでは認識しておりますので、単年度当たりその7億円とは言わないまでも、5億円ぐらいはやっぱり上昇する計画内容の変更だと思っています。この5億円というのは人件費ですので、一般財源に主に充てられるものだと思いますので、市民に対してその民間活力を活用する財源になり得るものだと私は思っていますので、市の職員を増やすことも大事なんですけど、これはもう一度計画を数字を見直したいなという思いからこの質問をしています。

こちらもう1件確認しますが、今年度議会の補正であるように、例年10億5,000万円ほどがその去年の災害の特例を除いたら、大体10億5,000万円ほどで推移してきた特別交付税が、今年度7億円を見込んだ予算となっています。つまり、3億円以上の減額を見込んでいます。減額要因と今後の特別交付税の見通しをお示してください。

総務部長（松元龍作君） 特別交付税の見通しでございますが、申し上げるまでもなく、特別交付税は、普通交付税で措置されない個別緊急の財政事情、例えば地震、台風など自然災害による被害などに対して公布されるものであります。総務省の発表では、東日本大震災で甚大な被害を受けた自治会などに対し、特別交付税を前倒しで交付するなどの措置が行われており、今後他の地域への配分額に大きく影響するものと考えております。また、鹿児島県知事が今年度の特別交付税は半額程度であろうなどの発言などがございましたが、特別交付税は、どの自治体も試算できない仕組みになっていますので、知事の発言はそれぐらいの覚悟をしておいたほうが良いとの趣旨で受け止めたところでございます。

ここ数年奄美の特別交付税額は、平成20年度、21年度が概ね10億6,000万円程度、平成22年度は14億1,700万円でございます。22年度の増加は、奄美豪雨災害の影響によるものでございます。また、特別交付税の額の確定は、例年年度末の3月中旬でございますが、今年度は東日本大震災による影響を勘案いたしまして、今回の9月補正予算において1億円を減額し、予算額を7億円としたところでございます。

本市といたしましては、例年より減少するであろうことは見込みながら、これ以上減額にならないことを期待し、想定した金額でありますので、御理解をいただきたいと思っております。なお、来年度以降につきましては、東日本大震災の復旧、復興、更には今回の台風12号による紀伊半島豪雨などの影響が当面の間続くものと考えており、今年度の交付額が来年度以降もしばらくは同水準で推移していくものではないかと考えております。

8番（蘇 嘉瑞人君） それは7億円ほどで推移していくのであろうと計画されているのだと思います。特別交付税の財政シミュレーションについて更にお伺いしたいんですけど、民主党政権になり、こちら特別交付税は廃止の方向で経過していたと存じております。先ほどの財政シミュレーションにおいて、交付税はどう推移していくと考えられていたのでしょうか。

財政課長（安田義文君） そういった特別交付税に限ってでよろしいでしょうか。そういった交付税につきましては、平成22年12月のうちの財政計画のほうでは、その時点より26年度までは2パーセン

トずつ落とし込んでいくと。その後も0.5パーセントずつ落とし込んでいくという数字で計上しております。申し上げますと、今回残念ながら、3億円ほど減額する普通地方交付税、確定額が116億円です。22年の12月の財政計画で載せてる23年度の普通交付税115億円と。また、財政計画よりは少し大きいということがございます。ただし、これは部長からもありましたように、震災等の影響がございますので、またその辺の最新情報を仕入れまして、今年度の12月に作成する財政計画には反映していこうと考えております。

特別交付税については大変難しくですね、議員御承知のとおり、特に災害とかあるところに手厚く交付される交付税でございますので、この辺の見込みは大変難しいと考えております。ただ、先ほどもありましたように、7億円というのは、今年度につきましてはこれ以上下がってほしくない。それでも通常10億円ベースですので、3億円ほど切り下げた段階でございます。これを、ですから、3か年ぐらいはこれぐらいのペースかなと思っておりますので、その都度情報を仕入れて修正をまいりますので、よろしく願いいたします。

8番（蘇 嘉瑞人君） ちょっとでも確認1点したいのでしておくんですけど、税制シミュレーションにおいて、特別交付税がなくなるという形で財政シミュレーションしたのか。現状の交付税化の見込みとしては、特別交付税はなくなるままだと思っているのか。そういったところに差はあるんですか。

財政課長（安田義文君） 失礼いたしました。震災前までは国のほうはですね、確かに交付税を100としますと、94パーセントが普通交付税、6パーセントが特別交付税ということで、23年度からそれを95と5、96と4、どんどん普通交付税に切り替えていく制度でございました。ただし、東日本のほうで財源が要るということで、これを中止しております。ですから、ここ3年間は特別交付税と普通交付税の割合は、94と6パーセントのままということですので、その期間が終わった後、どういう方針になるかは、国の方針を見定めさせていただきたいと思っております。

8番（蘇 嘉瑞人君） これはちょっと質問の視点を変えて、気分転換、あ、気分転換ではないですけど、質問を変えたいと思います。今年に入り、笠利、住用において総合支所方式の是非など市組織の在り方についてや庁舎の建て替えについて議論が活発化しています。第一次定員適正化計画を拝見すると、笠利、住用地区に総合支所を存続することも加味しています。確認しますが、第一次定員適正化計画は、笠利、住用両地区に総合支所を存続するための絶対条件でしょうか。

総務部長（松元龍作君） 第一次奄美市定員適正化計画では、平成23年度から32年度までの10年間の計画として、総合支所方式を想定し、適正な定数規模を設定したものでございます。したがって、本計画では、今後も総合支所としての機能を維持していける定員規模となります。ただ、将来的な総合支所の在り方につきましては、先の向井議員や三島議員の御質問にもお答えしましたとおり、仮に総合支所方式から本庁と支所方式とした場合には、組織機能と併せ、相当数の職員も本庁へ異動となることから、それぞれの地域のコミュニティを維持していく上に大変危惧されてるところでございます。今後市民サービスの向上や地域の活性化など三地域の均衡ある発展を念頭に、将来的な総合支所の在り方については、議員や他の地域の方々との御意見も承りながら、検討してまいりたいと考えております。

8番（蘇 嘉瑞人君） つまり、総合支所を存続させるための最小限の人数が590名ということによるんでしょうか。

総務部長（松元龍作君） 最終的に、もし仮に総合支所をした場合には、590名が適正規模だということでございます。

8番（蘇 嘉瑞人君） 私はですね、この第一次定員適正化計画の根拠になっている定員適正規模に疑問を持って、奄美市独自の人員適正化の数値を探ることも大事だと考えております。普通会計の職員数の話を出してしまうと、聞いている方々は少し混乱してしまうこととは存じますが、御了承ください。奄美市定員適正化計画では、定員単利指標を大事にしています。こちら各部署から集めたというよりも、その支所の数字に合わせて作ったというのが、私のこの定員適正化計画に対する感想ではあるんですけども、それを前提に説明していますので、違ってましたら申し訳ございません。

普通会計の職員数の話を、あ、こちらですね、この中で奄美市の普通会計の職員の適正定員は491名と試算しております。このこれを、いろいろ組み合わせた後に、590名が出てきたんですけども、総務省が平成21年4月1日現在の職員数を全国市町村公表しています。奄美市の類似団体のうち、人口に近いのが福岡県中間市、宮城県岩沼市、岐阜県瑞浪市、静岡県熱海市でした。この4市は、合計で人口17万1,369名、そのうち普通会計職員は1,495名でした。普通会計の職員数の平均は374名、1万人当たりの職員数は87.3名でした。

奄美市の人口は今年の8月末現在で4万6,678名と推計されていますので、単純にこの4市の1万人当たりの職員数を参考に試算すると、現状の類似団体を参考にした奄美市の普通会計職員数は407名になります。ここからは数字を適正化計画の試算に合わせて計算します。消防など一部組合、公益用関係職員等を考慮してこちら15名足して422名、こちら消防職員を引いたりいろいろするんですけど、422名。地域の特殊事情のために必要とされる、こちらがたぶん奄美の独自性を合わせたと思っただけですけど、こちらが121名、合わせて543名が類似団体の平均職員数及び特殊事情をも考慮した職員数に計算上考えることもできると思っております。こちら計算ですので、何を基に計算するかで、目安となる数は変わってきます。

ただ私が言えるのは、今回市が重要視したその指標も大事なんですけど、それだけではないという視点の下、その人員を考えていただきたいというのが意見でございます。自主財源率17パーセントの奄美市です。人件費はその多くを交付税に頼らなければなりません。年間700名とも言われる人口減は、交付税の減額に反映します。現状でも、年間約60億円弱をかけている正規職員の人件費です。市の職員の適正化の議論は、今後の財政において重要な課題です。

まずは行政各部門ごとに定員として最低必要限な人数を計算をしていただきたいです。さっき申し上げたように、数字を出して皆に公表してですね。その後、労務管理の専門職の方や、行政改革推進委員会に選定したようなメンバーを集めて、時間をかけてその検討する作業をして、市行政と財政状況に合わせた適正な定員を基に、こちら計画し直すことを提案いたします。市長、第一次適正化計画に対する思いとともに、こちらに対する見解までお答えいただければありがたいです。

市長（朝山 毅君） 蘇議員にお答えいたします。先程来関連しますので、少し時間をいただいておりますが、743名の合併時の職員から、500名を目指した時期が、今おっしゃるように以前にありました。退職されていかれる職員の補充は、辞めていく人より少なく採用して、自然減の中で職員を確保していこうと。事務事業も県から、国からたくさん降りてきております。そういう中で、三つの地域がサービスを低下することなく、合併の初期の目的を達成するためには、どれぐらいの人数が必要であるか、今の行政事務の内容で必要であるかということ各事務担当者すべて集めて話をし、積み上げてきて、590名という数値を現在はやっております。時間とともに時代とともに、その数値が前後することがあるかもしれません。そのことについては、議会に諮り、市民の御理解をいただきながら、今後とも進めていく計画でございます。加えて、人件費についても、毎年少しずつ人件費は下がってきてるはずであります。当然でございます。給料の高い方が多く辞めていきます。給料の安い方が少なく入ってまいります。したがって、そういう形で人件費は下がってくるわけでありまして。そういうことを財政シミュレーションをしながら、適正規模な形で行政を運営していきたいというのが今の考えでございますので、御理解をいただきます。

そして、あえて今おっしゃった一体化についてお話を申し上げます。合併後に、本市行政運営の指針

となります行政改革大綱や、集中改革プラン、更には行財政健全化計画を作成し、市民サービスの向上や持続力ある行財政基盤の構築に向け取り組んでいるところでございます。この計画に基づき、行政運営の効率化の一つとして、行政サービスを担う職員の適正な規模を定めた定員適正化計画を策定したものでございます。今後地方分権の推進や、国の交付税、補助金の削減など本市行政を取り巻く情勢は、大きく変化していくことが予想されます。地方分権の推進において申し上げますと、平成18年度以降では、110の事務が県から権限移譲されてきております。また、近い将来には、職員の大量退職に備え、これら権限移譲に伴う事務量も増大されていく中、将来を見据えた市民サービスの向上や、魅力あるまちづくりに努めていかなければなりません。その業務を担っていく職員の確保は、地域の雇用の場としても当然に必要とされることではございますが、適正な規模への見直し、縮小は、ある面においてやむを得ない事情もあろうかと存じますので、御理解を賜りたいと思います。

ただ、申し上げましたとおり、今後職員が自然減少していく中におきましても、多様化する市民社会に対していかに効率的かつ効果的に行政サービスを提供できるかが基本でございます。そのためにも、指定管理者制度等を活用した民間への業務委託の推進や、職員の能力、質の向上を図り、社会経済情勢の変化にも対応できる人材の育成強化などの取組が一層求められていくものと考えております。以上のことから、どうか議論を通して御理解をいただきたいなと思うところであります。

総務部長（松元龍作君） 先ほど議員が御指摘になりましたように、見直しの件につきましては、私どももこれがもう確定的で、これを見直さないというわけでもございませぬし、それは年度途中で必要に応じて、新しいまたそういう制度がもし仮にあるとすれば、それらを使って見直しをするのはもう当然だろうと、このように思っておりますので、よろしく願います。

8番（蘇 嘉瑞人君） 市長、丁寧な答弁ありがとうございました。是非ですね、この第一次というふうな付けてらっしゃいますので、第二次、第三次とどんどん改良を重ねていく計画だと思っておりますので、今後の推移を期待して見守っていきたいと思っております。

それでは、庁舎建設について質問に移ります。同僚議員からも総合支所方式なのか、住用総合支所の位置について強く意見するものもございました。私は予算の見込みや契約の面から質問したいと思います。まず、予算見込みについて伺います。今議会の補正案を拝見すると、臨時財政特例債において約7億円新たに起債したにもかかわらず、庁舎への積立は4億円にとどまりました。改めてですが、笠利、住用、名瀬3地区の庁舎建て替えにかかる庁舎建設には、利子を含めると約70億円強の事業費を見込んで聞いております。合併特例債を大きな財源にすることですが、償還には約24億円ほど一般財源を充てることになると私見を持っております。積立も含め、予算の見込みは順調に推移しているのでしょうか。大震災後の国家予算の変動等影響はありますか。

財政課長（安田義文君） 前回の議会のときに少し説明をいたしましたあの22年12月の段階の財政計画しか、が最新ですので、財政課として申せますのは、その計画の中身でございます。その中身で申しますのは、今議員から少しありましたが、3庁舎を含んで建設費は60億円と見込んでおります。そのうちの95パーセントにつきましては、合併特例債を使わせていただくと。ですから、残りの5パーセント、要するに3億円につきましては、積み立てをして対応したいと。その積み立てとそれからそのとき借入れます合併特例債の利子につきましては、これは21億円と試算しております。ですから、3億円と21億円合わせまして24億円でございます。この24億円につきましては、昨年度22年度から4、5年かけて積立させていただこうと。その原資につきましては、臨時財政対策債を使わせていただきますと。

申したいのはですね、今年度につきましては、確かに確定額で8億円ほどあります。ただ、前年度も申し上げましたが、全部を積み立てるというわけではございませぬので、今回はもう議員御承知のとおり、普通交付税の下がり分とかですね、その分を4億円以外のものについては充てて行くと。ただし、

4億円についてもほとんど私どものほうの計画と一緒にございますので、今のところは大丈夫かなと思っております。ただ、これ今後苦しいことがあるかもしれませんが、それにつきましては、新情報をですね、入れて、しっかりチェックをさせていただきたいと思っております。

8番（蘇 嘉瑞人君） さて、庁舎に関してプロポーザル方式を取るとのことでした。プロポーザルは随意契約です。今回の庁舎建設においてどこからどこまでが随意契約及び入札によって行われるのか、お示しください。

総務部長（松元龍作君） 契約事項に関してでございますが、今回プロポーザルを行いましたのは、基本設計にかかる分でございます。これから第二次審査にいくわけでございますが、基本設計が終わりますと、実施設計になります。これについては、基本設計を受けた者が随契で実施設計も受けていくということでございます。これで一応設計の分はこれで終わりでございます。その後は工事の本体、電気、空調などいろいろございますが、その分は当然指名競争入札になるのではないかと考えております。

8番（蘇 嘉瑞人君） 指名競争入札ということなんですけども、こちらもう作業全部一括して指名競争入札を行うのか、さまざまな作業を分割して指名競争入札を幾つか行うのか、どういった形で進められるんですか。

総務部長（松元龍作君） まだ入札はどの部分というのは分かりませんが、よく行うのは本体の部分分けたりとか、本体一体にするとか、電気、空調とかいろんなものに分けてまいりますんで、一体して全体としてすることはないと思っております。

8番（蘇 嘉瑞人君） ちょっとこれは斜めって言うか、あまり良くない随契だと思うんですけど、プロポーザルによって選ばれた基本設計事業者によって、指名業者が変わってくるというようなことはありますか。

総務部長（松元龍作君） そういう影響は全くございません。

8番（蘇 嘉瑞人君） なぜこのようなことを申し上げたかというと、先日先ほど副議長にもありましたが、新聞報道にて奄美の自治体における指名競争入札の在り方について問題提起する内容の記事がございました。こちら具体的に言うと、龍郷町において指名競争入札の指名業者に偏りが見られるとの記事でした。奄美市の新しい庁舎建設において、設計業者によって指名する業者が限られてくるのであれば、庁舎建設は70億円もの事業を随意契約のような形で締結したようにも見えます。あくまで公の契約であることを認識の上で手続きを進めてくださいますよう、お願い申し上げます。

さて、プロポーザル方式への契約において、奄美市議会の議論で思い出すのは、奄美市給食センターの新設時において、備品購入を鹿児島アイホ - 調理器株式会社との約1億円の随意契約です。また、議論が上がっていませんでしたので上げますが、建設人は別に、先ほど申し上げた金額とは別に、備品購入費等予算を伴う事業がある場合、その見込みとともに、笠利、住用、名瀬新庁舎に関わる事業の総予算をお示しください。

総務部長（松元龍作君） 建設事業費につきましては、先ほどの御質問にも、以前御質問にもございましたが、今概ね60億円と申し上げていますのは、総体の事業費をアバウトに出すための現在の同等規模の庁舎をもし仮に造った場合には、この程度かかりますと示ただけでございますので、実際にそれがプロポーザルなどによりまして、設計が確定し、その後に積み上げていく形になりますので、今のところはもうアバウトな数字だというふうに御了解いただきたいと思います。

8 番（蘇 嘉瑞人君） 備品購入についてはどうなんでしょうか。

総務部長（松元龍作君） 現在は、建設費には備品購入費は含まれておりません。ただ、基本的に、現在使用してる備品を引き続き使用する予定をいたしておりますので、新庁舎の規模や機能、あるいは備品等の老朽化等により新たな予算が伴うかどうかは、今後精査した上で必要に応じて、各年度の予算に計上して議会のほうに上程をしてみたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

8 番（蘇 嘉瑞人君） それは建設に伴って大きく備品購入費がかかることはないかと判断しているというふうに理解してよろしいんでしょうか。

総務部長（松元龍作君） ただいま申し上げましたとおり、原則、今使用、現在使用しているものを使うというのが原則でございます。

8 番（蘇 嘉瑞人君） それでは次の質問ですが、備品購入は考えていないということでしたけれども、もちろんシミュレーションにも入ってないということでしたので、でしたので、もうこちら割愛いたしまして、次の質問に移ります。

高森清掃工場跡についてお伺いします。市街地から金作原へ向け、ハブセンターの通りから登って行く途中に、約 6,000 平方メートルの土地を有する高森清掃工場跡がございます。この工場は、平成 9 年に閉鎖されています。平成 19 年第 2 回一般質問で、南議員に、世界自然遺産登録推進や国立公園設置の取組に支障のないように景観に留意しながら、住民に対して違和感、不快感を与えないような状態を維持して管理を続けるとの答弁がありました。こちら工場跡の現状をお聞かせください。

市民部長（田丸友三郎君） 御質問の高森清掃工場の所有管理は、大島地区衛生組合で行ってことをまず最初に御理解をいただきたいと思えます。その上で、構成市町村として衛生組合から聞き取りの結果をお答えさせていただきます。同施設は、先ほど議員が申し述べましたように、平成 9 年 3 月 31 日に一般廃棄物処理施設廃止届書を県に提出し、閉鎖をしてから 14 年 5 か月が経過しております。建物が老朽化して危険なため、敷地内へは立ち入らないようにフェンスを設置いたしております。現在、奄美市において不法投棄され、クリーンセンターで処理困難な廃棄物、オートバイ、消化器、ベッド、マットなどの一次仮置き場としてのみ利用されており、毎月 1 回点検を実施して管理をしているということになります。

8 番（蘇 嘉瑞人君） 環境についての影響をお伺いします。土壌や水質に悪影響は及ぼしていませんか。

市民部長（田丸友三郎君） 平成 12 年 7 月 11 日に、議員代表 4 人及び環境監視員 2 人の立ち会いの下、周辺地域であります三儀山河川、これは医師会病院の上流に当たります、その河川水、高森清掃工場敷地内、朝仁児童館及び朝戸地区集会場の土壌の採取を行っております。その河川水及び土壌のダイオキシン類の分析を行った結果、環境基準を十分下回っており、特に問題はありませんとのことでありました。

8 番（蘇 嘉瑞人君） そのまま建物は残っていますので、その後の影響等を含めて安全ということですかね。

市民部長（田丸友三郎君） 御指摘のとおりです。

8 番（蘇 嘉瑞人君） それでは今後も調査等、影響調査する等の対応はする必要はないし、するつもりもないということですか。

市民部長（田丸友三郎君） あの建物の管理をする間は問題ないと思いますけれども、これの解体等をする前にですね、解体した後、その施設の、例えば、煙突内に入ってるダイオキシンとか、そういったものの飛散度とかいう建物に残ってる炉の中のものとか、そういったものの影響などは、最終的には調査をせざるを得ないのかなというふうには思っていますが、現時点では考えておりません。

8 番（蘇 嘉瑞人君） 分りました。高森清掃工場なんですけど、こちら平成 9 年ということもあり、長い間放置されたままになっております。こちら跡地利用等検討は進んでらっしゃるのでしょうか。

市民部長（田丸友三郎君） 今後の土地の利用の検討状況につきましては、組合を構成する 5 市町村の検討委員会の中で、容器包装物、いわゆるリサイクル資源物の一時保管場所としてどうかなどという検討をしたそうです。結論が出ずに、平成 15 年度まで蛍光灯、乾電池の一時保管場所等利用してまいりました。また、民間業者から産業廃棄物の本土運搬までの一時保管場所、あるいは産業廃棄物処理工場用地に利用したいなどの陳情がありましたが、いずれにしましても、現在まで具体的な跡地利用の計画案が見い出せずにいるとお話を伺っております。

8 番（蘇 嘉瑞人君） こちら市は聞いたことを答えるというふうに答えたんですけど、市がこちら負担額 8 割ぐらい払ってるので、だいぶ意見を申してもいいというような気もするんですけど。質問続けます。

さて、南議員の質問で、こちら 14 年から 16 年に取った解体費用の見積りが示されています。大体 4 から 5 億円です。奄美市の負担分は大きいかもしれませんが、金作原の入口付近にある大きな廃工場ですので、景観においてもそのままにしておくわけにはいかないと思います。また、こちら金作原付近へのトイレ設置の要望は、各方面から聞かれます。建物、せっかくこう整地もして使いやすいような土地になっていますので、こちら建物の基礎をそのままに活用するなどして、金作原についての案内板やトイレ等を設けた休憩所を設置してはいかがでしょうか、御見解をお伺いします。

市民部長（田丸友三郎君） 高森清掃工場の土地につきましては、補助事業により取得したものでありまして、他の用途に変更する場合や、工場解体の場合は、環境大臣の承認申請等が必要であります。また、何よりも、ダイオキシン類含有施設ということで、解体費用が先ほど議員が申し述べましたように、3 億円から約 5 億円近いという見込みが出されておる中で、早期の跡地利用は困難であると思われる。将来施設解体後においては、議員御指摘のトイレなどの施設設置も含め、衛生組合との協議の中で検討できるのではないかと思いますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

8 番（蘇 嘉瑞人君） 言葉ですが、世界自然遺産登録を目指しているのが奄美市でございます。その中でですね、その金作原というのは、この奄美の、その自然の素晴らしさを伝えるための看板になるような場所だと僕は思っています。その入口に位置するこちら大きな廃工場が、ダイオキシン等の影響を多く及ぼす建物にあるにもかかわらず、しばらく放置せざるを得ないという判断をするのは、とても不合理的なものだと思いますので、改善を図っていただきたいと思っております。ただ、市長として、こちら先ほど答弁にありましたように、環境大臣が承認すれば、有効活用できる可能性もある土地ですので、是非この跡地利用について積極的に取り組んでいただきたいと考えておりますが、もし答弁があればお願いいたします。

市長（朝山 毅君） 先の内閣の小沢鋭仁環境大臣が奄美に御来島いただいて、金作原界隈を拝見御視察いただきました。その際、お会いした結果、奄美のあのエリア、金作原を中心にしたあの地域は素晴ら

しいと。日本の財産としても、また、奄美の財産はもとより、保存継承していくことが大切であるというふうなお話をいただきました。したがって、環境省行政においても、その位置付けをお持ちであろうと私は信じております。今着実に進んでいるであろうこの自然遺産登録に向けてのことについてでありますので、折を見てそのことをお話してまいりたいと考えております。

8 番（蘇 嘉瑞人君） 是非ですね、環境のためにも、産業振興のためにも、高森工場跡を利活用されることを要望いたしまして、次の質問に移ります。

こちらスポーツ施設についてと書いてありますが、早速ですが、三儀山にある50メートルプールについてお聞きします。ろ過機について6、7年前から使えなくなっているという担当よりお伺いしておりますが、現状とこれまでの経緯をお示してください。また、整備計画などはあるのでしょうか。併せてお聞かせください。

教育事務局長（日高達明君） お答えします。議員御指摘のとおり、あの名瀬運動公園の50メートルプールは、現在のところろ過設備故障のため利用ができない状況になっております。平成20年の8月までは使用しておりますので、3年間使用できない状態でございます。この件につきまして水泳連盟へ平成25年度に鹿児島県のスポーツ少年団競技別交換大会の水泳競技の開催要請があったというようにも聞いております。今、市の実施計画の中では、平成26年度に50メートルプールのろ過設備改修を予定しておりますが、改修の実施時期等について、今後更に企画財政、都市整備課との調整などを図ってまいりたいと考えておりますので、なにとぞ御理解くださいますよう、よろしく申し上げます。

8 番（蘇 嘉瑞人君） 全部質問する前にすべて答えられて満足した感があるんですけど、そうですね、その25年度県の大会等の要請もございましたので、できれば早急に整備したいと考えております。こちら県内には6か所の50メートルプールの公認コースがあるそうです。奄美群島には1か所もありません。小学校の大会で県の通信記録会というのがあります。県内5会場でタイムを競うのですが、奄美は25メートルプールしかありませんので、参考記録となり、正式な記録として残りません。連盟として競技記録の把握はありませんでしたが、群島内の小中学校を考えると、相当数の競技人口が水泳にはあると想像ができます。鹿児島県水泳連盟は、25年度以降、鹿児島市以外での、今度はスポーツ少年団以外のその県大会の実施も検討しています。スポーツ少年団の県大会の持ち回りで考えれば、来年、再来年にも奄美で誘致したい大会でもあります。是非、奄美市は早急に50メートルプールを改修することを要望します。奄美の群島としての機能強化を常々おっしゃってる市長に、是非ともお願いしたい要望です。是非よろしく願いいたします。

それでは、こちらもう答弁いただきましたので、最後に一言付け加えます。奄美水泳連盟は、ろ過機を使わずに、あ、そうですね、ちょうど平成26年度にそのろ過機の整備をお答えいただいたんですけど、早急に整備したいという要望もございましたので、それに対する見解を市長、もしございましたらお答え願えますか。

教育事務局長（日高達明君） 先ほどもお答えしましたが、一応実施計画の中で26年度になっておりますので、また内部で調整をしていきたいと思っておりますので、一応内部で調整をして、今後検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

8 番（蘇 嘉瑞人君） こちらわずかしかなかからないだろうというお声をいただいたんですけど、整備計画で拝見すると実は4,000万円ぐらいかかるみたいなんですけど、それも是非お願いしたいと思っております。その平成32年には鹿児島県で国体が開催する予定です。鹿児島県から鹿児島の国体を誘致する可能性もありますし、そういったことでも取り組んでいただければと思います。

こちら水泳連盟はですね、先ほど答弁にあったように、ろ過機は壊れていたんですけども、薬品な

どで消毒するなどして、平成20年度まで50メートルプールで大会をしていたそうです。しかし、それ以降は水を入れてないようです。水泳連盟では、口頭で市にろ過機の改修等を要望したようですが、近いうちという話があり、公式に文書でのろ過機改修の要望はしてきませんでした。そのうちに長い時間が経ち、26年度の社会資本整備総合交付金事業計画の年次計画に表記されました。これまでは将来計画が公表されないの、県大会といった大会誘致活動などが具体的に進めづらい環境にあったと言います。

スポーツ施設管理において、将来計画を示すことは、こっちは水泳に限らずですね、スポーツ団体の方々の活動活性化につながると思います。実は、この先ほど申し上げた社会資本整備の年次計画は、同じ資料、舩観光課時代の日高事務局長にもらえないかお願いしたところ、断られたことがあります。あのブルペン整備のときですね。今年次計画を公表していただいたことにまず感謝しております。様々なスポーツ関係者が、施設管理について関心を抱いています。5年ごとでもいいので、あらゆるスポーツを対象とした総合的な将来の整備計画を体育推進室でございますよね、そちらでまとめて公表してくれることをお願いしたいと考えていますが、こちら御所見あればお答え願います。これで質問終わります。

教育事務局長（日高達明君） 前向きに検討してまいりたいと思います。

8番（蘇 嘉瑞人君） それではよろしく願います。

以上で8番無所属 蘇 嘉瑞人の質問を終わります。

議長（世門 光君） 以上で無所属 蘇 嘉瑞人君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午後2時29分）

議長（世門 光君） 再開いたします。（午後2時45分）

引き続き一般質問を行います。

次に、日本共産党 崎田信正君の発言を許可いたします。

16番（崎田信正君） 眠たい時間ですから、声だけでも大きくやってみましょうか。日本共産党の崎田信正です。一般質問三日目の最後となりました。1時間お付き合いをよろしくお願いをしたいと思います。

さて、先に登壇された同僚議員の皆さんが、全国各地の大きな被害をもたらした地震、津波、洪水、土砂崩れ、台風などの被害に遭われた方々への御冥福を祈り、お見舞いと一日も早い復興、復旧をと語られております。私もそんな思いを全く同じにするものであります。今や自然災害の被害というのは、干ばつなども含めて世界規模で、地球規模で発生をしております。正に全世界が協働して自然災害で人の命が失われることのないように、あるいは、生活基盤が壊されることのないようにしなければならぬときだと思えます。また、世界的規模で支援の輪が広がるように取り組まなければなりません。

その動きは、災害があれば、世界的に支援の輪が広がっており、心強く思うところでもございます。しかし、一方では、今なお人と人が殺し合い、破壊を繰り返す紛争が絶えないことに、悲しい思いもいたします。東日本大震災では、警察庁のまとめで10日現在、1万5,781人の方が亡くなり、行方不明の方は4,086人おられます。そして今なお、懸命な捜索活動も続けられているところです。

その中で戦後最大と言われるこの国難の状況にあって、民主党政権の下で総理の交代劇がありました。私はマスコミの報道に少々違和感を持っております。それは総理の個人的な面を取り上げ、ドジョウ政治とか何とかもてはやされておりますけれども、国民の選択でせっかく自公政権から政権交代を果たしたのに、なぜ前政権と同じことが繰り返されるのか、この検証がないことであります。例えば皆さん、冒頭で述べましたけれども、災害から人の命をどう救うのか、財産をどう守るのか、皆で考えなければならぬときに、前原誠司政調会長は、アメリカで憲法9条を否定する武器使用の緩和と武器輸出三原

則の見直しに言及をしております。これに自民党の石破 茂政調会長も、前原氏の見解に同調だと言っております。今命の大切さが言われているとき、命を救った行動、活動が感動的に伝えられているときに、日本が取り組むべきことは憲法9条を守り、平和を全世界に発信することだと思います。つまり、野田政権がどんな政治をするのが問題であり、政治の本質に迫ることが大切だと思います。ドジョウ政治などと言って、普天間基地をそのまま辺野古に持って行く。消費税増税などやってもらっては困るわけであります。これまでの自公政権と同じように、アメリカ財界言いなりの政治が変わらなければ、また同じ道を繰り返すことになると思います。

それでは、通告に従って順次質問を行います。先ほど述べたように、民主党政権は、後期高齢者医療制度を存続をしたり、選挙での目玉公約となった子ども手当、あるいは高校授業料の無償化なども見直すというふうに公約が後退となっております。そこで市長の政治姿勢についてであります。市長の政治施政方針でありますけれども、2011年度も9月に入り、上半期が過ぎようとしております。市民の暮らしを守る諸政策については、是非実現させることが必要であります。施政方針は行政の詳細にわたって述べているものではありませんけれども、述べられているものは、奄美市が直面している課題、あるいは今年度の重点課題だと思います。施政方針全般にわたってお聞きをしたいところでありますけれども、時間の制約もありますので、健康で長寿を謳歌するまちづくりの実現について、ここでは豊かな福祉社会の形成と、保険医療の充実と大きく二つに区分しておりますけれども、それぞれに示されている諸政策の進捗状況と評価はどうしてるのか、お伺いをいたします。次からは発言席で行います。

議長（世門 光君） 答弁を求めます。

福祉部長（小倉政浩君） それでは、福祉部の所管する分についてお答えいたします。児童福祉関係の主な事業の進捗状況でございます。まず、本年度の新規事業といたしまして、住用地区における家庭的保育事業につきましては、昨年度に本事業の担い手となる家庭的保育者3名に対する基礎研修と、認定研修を行いまして、本年4月から定員5名で児童の保育をスタートしているところでございます。

次に、病後児保育につきましては、昨日の大迫議員に答弁いたしましたように、現在、奄美中央病院と実施に向けた協議を行っているところであり、本年度中の開設ができるよう、努めてまいりたいと思っております。

続きまして、拡充を図った事業といたしまして、保育所における多子世帯保育料軽減事業につきましては、第3子以降にかかる保育料軽減の所得制限を撤廃し、本市における多子世帯の経済的負担の軽減を図っているところであります。そのほか、保育所における延長保育、障害児保育、一時保育のほか、放課後児童健全育成事業、乳幼児医療費助成事業、一人親家庭医療費助成事業、父子手当、また、母子生活支援施設ひまわり寮を通じた自立支援や、母子家庭等総合支援事業等々の各種支援を引き続き実施しており、本市の児童福祉の向上と子育て支援の推進が図られるように取り組んでおりますので、御理解をお願いいたします。

次に、障害者福祉につきましては、平成22年4月に、本島内5市町村による奄美地区地域自立支援協議会が設立され、障害者支援のネットワーク構築が確立されつつあります。この協議会は、大島本島内の障害者の関係36機関で構成され、年2回の全体会を柱とし、運営委員会年6回、検討会年3回の会議を通し、障害者が権利の主体として地域であたりまえに生活ができる支援体制の条件整備を月1回のペースで協議を重ねております。本市としましても、今後とも障害者への適切なサービスの提供と、社会参画の促進、また、地域で安心して生活できる環境整備を目指して、今後とも努力してまいりたいと考えております。

次に、いじめ、非行、不登校などの青少年問題につきましては、学校や関係団体等の情報共有の意識が高まり、多方面からの意見などを基に、適切な対応が図られるようになったと感じております。児童虐待やDVについても、家庭児童相談室及び要保護児童対策協議会の活用により、関係機関との意思疎通が図られ、適切な対応ができるようになっております。平成22年度の児童虐待の相談件数でござい

ますが、これは43件ございました。そのうち27人が児童虐待相談件数となっておりますが、これは育児放棄によるものでございます。早期発見の対策といたしましては、保育所、幼稚園、小学校や民生委員、児童委員の方々に児童虐待防止カードを配布し、早期発見に努めているところでございます。また、健康増進課のほうでは、乳幼児健診などで虐待と思われるものについては、家庭児童相談員へ連絡してもらおうなど、関係部署との連携も取っているところでございます。

また、要保護児童対策地域協議会は、児童福祉にかかる16機関で構成しており、去る4月26日に今年度代表者会議を開き、児童虐待の早期発見、対応を図るため、児童や家庭に関する情報の交換や、支援内容について意見交換をいたしました。今後とも各機関と連絡を密にして、児童虐待の防止に努めてまいりたいと思います。

次に、高齢者福祉につきましては、増えつつある認知症高齢者を含め、地域で見守りが必要な高齢者を相互に支え合う体制づくりとして、自治会単位での高齢者見守りネットワークの構築に取り組んでおります。現在、小俣地区と塩浜地区において、民生委員を中心とし、地域住民が協力して高齢者を見守るネットワークができております。今年度には4地区のネットワークの構築を予定しており、今後他の地区にも拡充を図り、支え合いの地域づくりに取り組んでまいりたいと思います。

また、元気高齢者に対しては、高齢者自身がボランティア活動を通して自らの介護予防にもつなげられるよう、今年度から介護ボランティア活動事業の取組を行っております。今後も高齢者が生きがいを持った生活が送れ、多様な社会参加が図れるよう、支援していききたいと思います。今年度は高齢者保健福祉計画策定年度でもあります。高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、引き続き進行する高齢化や社会情勢を踏まえ、次期高齢者保健福祉計画の策定に当たりたいと思います。

次に、生活保護業務についてでございます。生活保護世帯の稼働年齢者に対する自立支援につきましては、担当ケースワーカーによる助言、指導のほかに、就労支援相談員を配置し、個別に就労相談を実施するとともに、今年度より公共職業安定所と福祉施策を担う福祉事務所が連携しまして、求職活動をサポートする福祉から就労、そういった支援事業を実施し、現在51名の方々に就労支援を行っているところでございます。今年4月から8月までに就職、または就労収入増に伴う自立、これは保護廃止でございますが、これは9世帯となっております。

本市管内の有効求人倍率が、7月時点で0.43倍と低水準にとどまっている上、求人内容は専門、技術、また、資格が必要なもの以外は月収10万未満のパート就労が多く、経済的自立に至らない状況もあり、支援の困難さを感じているところでございます。今後も就労意欲の環境を促し、根気強く支援を行ってまいりたいと考えております。また、ケースワーカーの配置状況等につきましては、現在3係に25名が配置されておりますが、これは社会福祉法の規定に基づく配置標準数より2名不足しております。今後は職員定数査定ヒアリング等において、配置標準数を確保できるよう要望し、努力してまいりたいと考えております。

以上、福祉部に関係する施政方針の進捗状況を述べましたが、年度途中ではございますが、概ね順調に推移しているものと思います。今後とも施策の実現に向け、職員一丸となって努力してまいりたいと思いますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

市民部長（田丸友三郎君） 続きまして、市民部の所管いたします質問をいただいておりますので、お答えをしたいと思います。市民部におきましては、特定検診や各種がん検診、子宮頸がん等ワクチン接種事業につきまして、もう1点は、妊婦健康検査、妊娠、出産、子育て相談、育児支援につきまして、3点目に、国保税の収納率向上等につきましてお答えを申し上げたいと思います。

特定検診受診率につきましては、平成20年度の28パーセントから、平成21年度が21パーセント、平成22年度が20.4パーセントと年々減少している現状であります。特定検診の受診率向上対策につきましては、広報紙への検診情報の掲載及び各種がん検診とのセット検診の実施、健康づくり推進員や町内会を活用した受診勧奨等、積極的な対策を講じてまいりましたが、残念ながら前年度を下回る結果になりました。今年度は、昨年度に引き続き、受診率向上に向けたPR活動や、受診勧奨訪問活

動などを積極的に行います。

また、未受診者対策としましては、医療機関との連携によりまして、通院治療中の方々からの同意を基に、特定検診に関する情報提供を受けることで、先進地で見られますように、6パーセント程度の向上があったということから、本市におきましても、同様に受診率の向上を目指してるところでございます。

続きまして、院内助産院制度、助産師外来の設置の状況をお答えいたします。奄美市内で実施しているところは、助産師外来が1か所、名瀬徳州会病院でございます。助産師の数の不足などから、体制づくりに課題が多く、なかなか実施できない状況と伺っております。昨年開設して1年、週2回の実施というふうに承っております。さらに、乳幼児健診の充実でございますが、1歳児健診の来年度からの実施に向けて、関係機関とただいま協議を行っているところでございます。

次に、国保税の収納率向上に対して取り組んでおりますのが、滞納世帯への臨戸訪問の徹底強化でございます。毎年この臨戸訪問につきましては、力を入れてるところでございますけれども、滞納世帯へ文書や電話による催告なども行っております。それでも面談できない方につきましては、直接滞納世帯を訪問する臨戸訪問を実施いたします。この臨戸訪問につきましては、昼間なかなか会えない方がいらっしゃいますので、夜間訪問、土曜、祝祭日訪問を実施いたします。この中で滞納の原因の分析を行い、分納の方法などを相談して、きめ細かい対応をしております。なお、平日の昼食時間における窓口での納税相談につきましては、1年を通じて対応いたしております。

このように、市民部の所管におきましては、職員ができる限りの知恵と、そして時間をかけながら、お互い分かり合えるような形で頑張っておりますので、現在のところ、御質問にありました健康で長寿を謳歌するまちづくりの実現についての進捗状況等につきましては、道半ばでございますけれども、一生懸命職員が努力をしているという現状をお伝えしたいというふうに思います。

16番（崎田信正君） この部門についてはね、地方自治体に取り組むべき一番大きな仕事の部分です。それで日本共産党の市議団は、良いものについては良いと、悪いものについては意見を述べて反対をする。それから不足するものには充実に向けた提案を積極的に行っていくということで、この分野は大体悪いことはないんですね。不足してるのがほとんどだというふうに思います。今後取り組んでいただくときには、その1歳児健診とか、それから院内助産院制度ですね、これは自然なお産を望むお母さん、まだお母さんになる前の人もおられますけれども、そういった方の要望を実現するためにはですね、是非院内助産院制度は積極的に取り組んでいっていただきたいというふうに思います。また、乳幼児医療も、今は乳幼児医療じゃなくて、子ども医療だということを言ってますね。小学校卒業までとか、中学校卒業まで、あるいは高校生まで無料にするというようなところも広がってきておりますので、今後取り組む方向性かなというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは次の介護保険制度についてお伺いをいたします。今回の質問は、6月議会で通告していたものでありますけれども、時間の関係でほとんどできませんでした。高齢社会が進み、少ない年金で生活する方が多いのが、この奄美市の現状です。介護保険制度がどのように変わるのかは、生活水準に直接かわることであり、看過できないものだと思います。6月議会では、第5期事業計画で介護予防事業の充実、包括的支援事業の推進、認知症の早期発見や治療に向けた普及、啓発事業の推進などが目標だと、ここまでは答弁をいただいたんです。

それでは具体的にどうするのかということをお伺いをしたいと思います。まず第1点ですが、高齢社会の進行と介護力の低下などで、在宅での生活が難しくなる高齢者が増加することが予想されます。どう対策をされるのか、お考えがあれば示していただきたい。また、現在の特養ホームの待機状況はどうなっているのか、併せてお伺いをいたします。2点目は、介護保険料、現在基準額は月額5,100円ですね。これは鹿児島県下で一番高い保険料となっております。年金は少なくなっているのに、年金から天引きされる介護保険料が高くては、年金生活者は大変だと。引き下げる努力が必要でありますけれども、特に低所得者対策は、真剣に取り組むことが必要だと思いますけれども、御見解をお伺いをい

たします。

福祉部長（小倉政浩君） それではお答えいたします。まず、高齢者社会の進行と介護力の低下などにつきましては、認知症など在宅での生活が困難な高齢者の対策として、増えつつある認知症高齢者を含め、地域で見守りが必要な高齢者を支え合う体制づくりとしまして、自治会単位での高齢者見守りネットワークの構築に取り組んでいるところでございます。更に地域密着型介護事業所などで、在宅で生活が困難な高齢者や、施設入所待機者などの介護の充実を図ってまいりたいと考えております。また、特別養護老人ホームへの待機者状況につきましては、現在の申込者は216名となっております。これは6月1日現在でございます。また、その中で特に緊急度の高い申込者は45名でございます。

2点目の介護保険料につきましては、介護保険料が第四期事業計画では、月額5,100円の基準額でございましたが、次期計画では、介護報酬の改定や施設の増床などに伴い、介護給付費の増加による介護保険料への負担増が考えられますが、介護保険事業費準備基金や、県の介護保険財政安定基金などを活用しまして、できる限り介護保険料の負担の増加を招かないように取り組んでまいりたいと考えております。

16番（崎田信正君） 特別養護、特養ホームの待機者が216名、緊急が45名の待機者がおられるということですが、この45名の方の入所の見込みというのは、大体これまでの実績からしてどの程度待てば入所できるということになるのでしょうか。

福祉部長（小倉政浩君） この入所施設は、各奄美大島のほうには本島内に各市町村ごと、市町村というより、多くありますけど、大体年間で50名程度の入所の入れ替えがあるようでございますので、1年を待てばこれやらはクリアできるものと考えております。

16番（崎田信正君） 本来はすぐ入れるような状況が必要だと思うんですが、私はもっと施設の整備が必要だと思います。これについてはまた決算委員会とかそういったところでも詳しくやりたいと思いますけれども、あの介護保険料ですね、これ以上増加をさせないという決意は聞きましたけれども、どうも5,000円を超えるというのは、聞いていてよくないので、せめて4,000円台に下げようという努力をしてもらいたいと思うんですが、こちらのほうが下がるという見込みは立てられませんか。

福祉部長（小倉政浩君） 私のほうも介護保険料は皆様のほうに大きな負担はさせたくないという気持ちは同じでございます。しかしながら、介護給付のそのサービス、そういったのを充実を考えますと、最低今の現状維持は確保させてもらいたいと思っております。

16番（崎田信正君） 介護保険は、利用する方は認定を受けないと利用されない。その認定を受けてる方は、25パーセント今切ってますね。大体22,3パーセントぐらいですか。そういう状況の中で、多くの方は介護保険料支払うだけということですね、年金は本当に少ないんですよ。国民年金から天引きをされると、もう生活できないというふうに言っておられます。その先消費税の増税が、これは阻止しないといかんですが、そういうのがあったりですね、後で聞く後期高齢者医療保険も、また見直しがあればどうなるかわからないと。そういったときに、奄美市で是非独自に取り組むのは、低所得者対策ですね。これはもう真剣に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、第5期事業計画、これを作成する矢先にですね、介護保険制度の改悪は強行されました。これは衆議院で10時間余り、参議院ではわずかに8時間という審議で、民主、自民、公明そしてみんなの党などの賛成で成立をされております。共産党と社民党が反対をしているわけですが、その改正の内容は、成立時には介護を必要とする当事者にはほとんど知らされていないのが現状だったと聞いております。第5期事業計画作成にも影響が出るとは思います。一つは要支援と認定された高齢者への介護の在

り方なんですね。新たに介護予防、日常生活支援総合事業というのを導入することになりますが、これは従来どおりの保険給付を続けるかどうかは、市町村の判断とされております。これができるけれども、それをするのかどうかは市町村の判断だということですね。どのように対応されるのか、お伺いをしたい。

二つ目は、医療専門職が担うべき医療行為を介護職員に押し付けるということになります。施設の介護職員にたんの吸引などを肩代わりさせるもので、更に介護職員が担う医療行為を拡大していく突破口ともなると。たんの吸引であったり、あ、たんの吸引ですね。それから吸入行為も入ってくるかと思いますが、賃金上の評価もなく、研修と負担が重くなることが予想されますけれども、これらの影響についてどのように考えているのか。

三つ目は、新しく巡回型訪問介護、看護などが導入されますが、その需要見込みについてお伺いをします。四つ目、介護職員処遇改善交付金、これは3年間だったですかね、今年度で終了することになります。この交付金の成果はあったのか。また、これが終了することで影響は出てこないのか、お伺いをしたい。最後は、市民後見人の育成活用についてどのように対応するのか、お伺いをいたします。

福祉部長（小倉政浩君） お尋ねの介護予防・日常生活総合支援事業導入問題につきましては、利用者の状態像などから、市町村が判断するということではありますが、財源や体制などの課題もあり、本市としましては、介護保険制度の予防給付を原則としながら、利用者本人の意向を尊重し、本事業については今後検討してまいりたいと考えております。

次に、介護職員のたんの吸引等の簡易な医療行為の拡大につきましては、介護職員の負担が増えるものと思いますが、特別養護老人ホーム等において医療的ケアを必要とする入所者や、入所希望者が増加している現状から、やむを得ないものと思います。しかし、本来は特別養護老人ホームにおける看護職員の適正な配置を進めるべきであると考えているところでございます。

次に、巡回型訪問介護・看護事業の導入につきましては、急速に高齢化が進み、施設の絶対数が少ない大都市で必要な事業で、規模的にも1事業所当たり多数の利用者が必要な事業構造になると聞いておりますので、本市での需要はかなり低いものと考えております。

次に、介護保険処遇改善交付金につきましては、介護職員の処遇改善に取り組む事業所に、一人当たり月額平均1万5,000円を交付するものでございます。県内の事業所の約8割が利用している状況ですので、成果はあったものと考えております。これが終了することで、事業所の負担が増えることとなり、事業所の経営には多少影響あるものと考えております。国においても、平成24年度以降も介護職員の処遇改善に取り組んでいく旨の方針を示されているところでございます。

次の市民後見人の育成活用についてであります。身寄りのいない高齢者や、親族等による青年後見の困難な高齢者が今後増加するものと見込まれる中、成年後見制度全体の中で、市民後見人の育成活用は、地域による権利擁護の担い手としての役割が期待されているものでございます。市民後見人の育成については、権利擁護に対する深い理解や、高い倫理観、社会的信頼の獲得が求められるものでございます。そのためには、一般市民が法律に基づく貢献活動を適切に行うための研修や、市民後見人の活動を支援する体制づくり、専門職との連携など育成、支援、監督などの一貫した体制の構築が必要であり、成年後見制度の理解の浸透を図りながら、今後の検討課題とさせていただきたいと考えております。

16番（崎田信正君） 介護保険制度の改正、我々改悪だと言ってるんですが、1点目のその介護予防日常生活支援総合事業は、利用者と相談しながらということですが、二つ目の医療行為を介護職員にもということについても、これはもう後退の改正ですね。三つ目に質問した巡回型訪問介護、看護ですが、24時間サービスということになるのかと思いますけれども、需要見込みについてそんなに多くないということですが、需要があったときにきちんと対応できる体制というのは取れるのかどうか、その見込みだけお伺いをいたします。

福祉部長（小倉政浩君） 先ほどからこのお話してます、このいろんな事業の導入につきましては、今後開かれます第5期の介護保険事業計画の中で、策定委員会の中でもいろいろな議論されてくるものと思っておりますので、その中での結果を報告をしたいと思います。

16番（崎田信正君） じゃあ、十分に議論されてですね、利用者の視線、目線から外れないように、運営側の立場だけに走らないようお願いをしたいというふうに思います。

次に、後期高齢者医療保険についてですが、民主党はですね、年齢で高齢者を差別する後期高齢者医療制度の廃止を言って選挙も戦ったと思うんですが、残念ながらそのままになっております。そこで気になるのはですね、この制度が75歳以上の人口が増加をし、医療費が増えることによって、年々保険料が増える仕組みになっていると。年金が減らされましたね、今年度。来年の保険料がどうなるのかということは、大変気になるところです。現在、広域連合で検討が進められているかと思っておりますけれども、保険料の見直しなどがあれば、お示しをいただきたいと思っております。

福祉部長（小倉政浩君） それではお答えいたします。後期高齢者医療制度の保険料は、安定した財政運営を確保するために、2年単位で費用と収入を見込んで算定し、鹿児島県後期高齢者医療広域連合において2年ごとに見直しをすることになります。保険料は、被保険者個人ごとに、被保険者が等しく負担する均等割額と、被保険者の前年所得に応じて負担する所得割額を合計した額となります。現在の保険料は、平成20年度に算定しました均等割額4万5,900円と所得割率8.63パーセントとなっております。最低の保険料は、9割軽減に該当する方々が年額4,500円、最高限度額の保険料は、年額50万円となっております。平成24年度からの保険料につきましては、現在は県全体の被保険者数等や、医療給付費の動向を調査して、9月までに保険料率算定資料の確定に努めている最中で、10月頃から保険料の試算を行い、来年2月の鹿児島県後期高齢者医療広域連合の議会で保険料の決定を行うことと伺っております。保険料の見直しは、一人当たりの費用額が毎年増加しているという状況でありますので、多少は被保険者への影響が出るものではないかなと考えているところでございます。

16番（崎田信正君） 広域連合議会で最終決定されていくんだと思うんですが、この議会議員の選挙が今年6月に行われて、新しくメンバーが決まりました。そこにめでたく世門議長当選されて、この間どういう働きをされたか聞いておりませんが、8月12日に臨時議会が開催されているわけですね。その後議会がいつ開かれるのかまだ未定だということでした。奄美市の議員任期が11月の19日までですから、議長がそこで発言できる機会があるのかどうか分かりませんが、あればですね、是非、奄美の住民の生活実態を訴えられてですね、保険料が上がらないように頑張ってください、これ要望しておきたいというふうに思います。是非頑張ってください。

じゃあ、次に、末広・港土地区画整理事業についてお伺いをいたします。この件については、毎回の議会で取り上げられ、本議会でも数人の同僚議員が取り上げております。この事業は、予定どおりではないにしても、やっぱり事業が進んでるんですね。区域内の空き地が目立つようになりました。その空き地が目立つようになって、誰の目にも事業が動き出していることが分かってきたのかなと。商店街はいつたいどうなるのか。そんなに大きな道路が本当に必要なのかという計画の基本的な問題について素朴な疑問が質問が聞かれるようになりました。

日本共産党市議団は、これは計画当初から道路優先のこの事業には異議を唱え、商店街の活性化策については、関係者との協議を進め、身の丈に合った計画を作成すべきだと反対の立場を明らかにしてきました。それは商店街の活性化にももちろん反対するものではありません。16メートル幅の道路を通すやり方は、商店街の分断で、活性化につながらないと指摘をしてきたわけでありまして。

しかし、事業は進んでおります。市民の素朴な疑問に答えることは、行政の責任であります。そこで、商店街の活性化には駐車場が不可欠だとの意見を多く聞きます。今年2月の基本計画案でも、これですね、23年2月に出しているものでありますけれども、中心市街地における駐車場不足、あるいはその

案内不足を認識している人が多く、駐車場整備や駐車場案内システムに対する要望が非常に多いというふうに書かれてあります。私も商店街歩いてみますけれども、駐車場はそれなりに数はあるのかなという感じがいたします。しかし、今なお駐車場の要望が強いことに市当局はどのように整備をされようとしているのか、その計画があればお示しをいただきたいと思います。

建設部長（田中晃晶君） 御質問の中で16メートル幅の道路に関しての御意見がございましたので、先にこの道路の件について御説明申し上げます。この末広通りの道路は、現在6メートルの幅の道路でございます。この幅に1メートル広くして車道部分になります。4.5メートルの歩道を両側に設置をし、車道部と歩道部をはっきりと区分をしまして、歩行者が安心して歩ける環境道を整備する目的でございます。したがって、実際に歩行者が横断する部分につきましては、現在に比べ1メートル程度広がることとございます。また、この道路ができることによりまして、商店街の中心部の道路に相互交通ができるようになります。バスの乗り入れも可能となります。高齢者にとりまして、利便性は大きく向上されると思いますので、御理解を願いたいと思います。

次に、御質問の商店街における駐車場の件でございますが、商店街の現状では、4メートルの狭い道路と、それから一方通行や時間制限など交通事情により駐車場が利用しにくいという声も一部に聞いております。駐車場の利用者にとりましては、広い道路に面し、広くまとまった駐車場が望みと思われませんが、駐車場を経営される方々や、それぞれ個人財産において運営がなされております。市として広い市営駐車場を整備してほしいとの御意見もございますが、この場合、民間の土地を買収するということ、また、その財源をどうするか、まず先に考えなければならないことだというふうを考えます。駐車場として適した広さの土地を確保しなければならないことや、更に現在駐車場を経営なさっている民間の方への影響等も考えますと、現在の状況では市営駐車場の整備は現実的に非常に厳しいものというふうを考えております。

ただ、今後は先に申し上げました商店街の中心部での相互交通ができる道路が整備されることや、この区画整理事業により換地、つまり土地の並べ替えの手法を用いまして、現在駐車場を経営している地権者を同じ、もしくは周辺のブロックに集めて、土地を再配、置換地することとございますが、ということも実施をしております。駐車場の利便性については、今後向上されるものというふうを考えております。

16番（崎田信正君） 駐車場のことってどうするんだという質問をしてね、16メートルの道路がどうのこうのということになると、またそれに対して反論せんといかんじゃないですか。そうしたらとても時間がないので、その田中部長が先に説明されたことがそうだというふうに納得をしてるわけじゃないということだけは言うておかないといかんのかなと思います。それと市営駐車場じゃないんですね、言ってるのはね、市営駐車場ができればそれで越したことはないかも分かりませんが、市民の要望は、駐車場がどうなるのかということなんです。今駐車場はありますけれども、ここの駐車場が満杯だったら、またこっちの駐車場というふうには人の気持ちはならないですよ。特に一方通行がどうのとなればね。だから、まとまった集約された駐車場がほしいと。ビッグ2とか大型店舗はそれで成功してるわけですから。それをどうするのか、リーダーシップをもって市民の要望に応えることがなければ、この商店街活性化にもならないんじゃないですか。だから、こういったことをどうするのかということですが、今の話はまだ雲をつかむような話でね、お願いはしてるけれども、こんなふうになりますというような回答ではないんでしょう。ちゃんとした集約された駐車場ができるというふうに回答できますか。

建設部長（田中晃晶君） 私が最後のほうに、終盤のほうに申し上げた、我々区画整理事業として、この換地、いわば土地の並べ替えによって、今現在駐車場を経営している方等のことにつきまして、その周辺に、若しくはその同じ場所に換地をして、そのような議員おっしゃるような駐車場としての利便性を図りたいということとございます。

16番(崎田信正君) これはまた市民の素朴な疑問であり、要望だったんですね。そのように私も市民の方には回答せんといかんです。

次に、名瀬測候所との関連ですが、あの名瀬測候所は、国の廃止方針に対して民間の地区労連などが共同の会を組織をし、署名活動、国会交渉などを繰り返して、ついに廃止を中止させることができたものです。1996年には、全国107か所あった測候所ですが、自公政権の下で公務員削減方針が押し進められて、2006年度に測候所原則廃止が決定をされております。その結果、全国各地の測候所はことごとく廃止に追い込まれてきましたが、行政と住民の粘り強い運動で、帯広の測候所と名瀬測候所の二つだけが残りました。この運動が功を奏したのは、官民の共同の力があったものと考えます。特に運動をリードされてきた共同の会などの住民団体の大きな成果であり、この場を借りて敬意を表したいと思います。

そこで区画整理事業との関連なんですけど、活性化基本計画でも、測候所跡地開発、これいろんなところで跡地という文面が出てきますけれども、事業の終了は29年度、事業本体は27年度だと思えますけれども、このことも市民から素朴な疑問が寄せられました。名瀬測候所はどうなるのか、これからの予定についてお伺いをいたします。

建設部長(田中晃晶君) 名瀬測候所につきましては、毎年度、末広・港都市区画整理事業の進捗や、測候所自体の存続や、移転等につきまして、等の国の動向について、お互いに情報交換を行っているところでございます。本市としましては、離島の特性などを考えると、名瀬測候所の存続が決まり、身近で確かな気象情報の提供を受けることは、大変喜ばしいことだというふうに思っております。ただ、名瀬測候所自体が、将来的に現在地で存続するかどうかは、国の既存施設を含めた合同庁舎の動向も見ないと、現時点で判断できないということでございます。つきまして、本末広・港区画整理事業におきましても、当面はそのまま継続し、業務が行えるよう、現在位置にての換地となっております。仮に、今後測候所が移転となった場合は、その敷地を市として有効活用していくため、中心市街地活性化計画においても、公共公益施設としての構想を位置付けてるものでございます。このようなことから、今後とも名瀬測候所とは、お互いに情報交換をしながら、施設自体の動向を踏まえた上で、敷地の活用等について検討していくことになるというふうに考えております。

16番(崎田信正君) これ商店街の活性化計画でね、測候所がどうなるかまだ分からんというのが今の答弁でしょう。国の動向を見てみないと分からん。測候所跡地という言葉というのは、もう10年も前から出てるんじゃないですか。最近、最近じゃあない、これは推進派の末広・港まちづくり協議会、これ平成16年10月5日に出てますね。このときに、これ名瀬市議会各会派殿ということで、推進支援表明のお願いという表題を作って、議員に回って来たものでありますけれども、ここでも測候所跡地には都市型住宅整備によって定住住宅とかいうのがあります。

それともう一つ、通り会が平成17年ですか、要望書をやって、そこへ出て来たのがツーコアワンモールですね。ツーコアというのは、集客力のある施設をお互い対比をさせて、その間を結びつけようということで、一つはA i A iひろばですよ。もう一つは、測候所跡地じゃないんですか。それがはっきりしなければ、商店街の形づくりというのはできないじゃないですか。この事業はいったい何を目標して多額の税金を使ってね、商店街の活性化というのが最初出て来た事業だったと思います。その後安心・安全ということで、消防車がどうのこうのとかが出ているわけですけども、元々は商店街の活性化、その一番中心になる通り会も要望してきたツーコアワンモール、A i A iひろばは何とか今建て替えが始まろうとしてる。

もう一方の測候所跡地というのは、まだめどもついていないということは、もうこの事業は破たんしてると言われても仕方ないんじゃないですか。商店街の人がどういうまちづくり、商店街の未来予想を立てようにも立てられない。そんなときに、自分たちがこういう、いわば商店街をつくるときにね、生

鮮食品の野菜とか肉とかそういったのも、町の真ん中に入れて、その周りにどういう店をつくっていくのか、洋服屋さんばかりが集中しても活性化にはならないということで、いろんな青写真作るわけでしょう。その根本ができないということになりませんか、これ。

建設部長（田中晃晶君） 今、私が申し上げたのは、今現在の測候所跡地の区画整理事業との関連を申し上げました。名瀬測候所街区、あの部分につきましては、我々都市住宅ということでの市の土地ということも、についても、後ろのほうに確保しておりまして、そのツーコアワンモールのその構想が消えたということではございません。

16番（崎田信正君） 3.2ヘクタールの末広・港の区画整理事業の中でね、やっぱり測候所というのは、もう中心部に近いところですよ。まとまった土地でありますから、その土地がどのように活用されるかは、商店街の形そのものを決めていく要素にもなると思うんですよね。そういったところがはっきり分からなければ、通り会の人たちも話し合いのしようがないんじゃないですか。どういうまちづくりをするのか。いろいろ書いてありますよ、ここにも。奄美の奄美らしい町並みとかね、いろいろ書いてありますけれども、そういった基本のところでもまだこの事業は行き詰っているなというふうに感じますので、あっちこち取り壊しが始まって、また元に戻すわけにはいかないんですから、どのようなふうにやってるかというのは、もっともっと地元の人、それから昨日戸内さんも言われましたが、税金を使ってやるわけですから、その人たちを対象にした事業じゃないんですね。

奄美市民、それからまた、奄美地域全体の人たちが利用してこそ初めて活性化になるわけですから、そういった人たちの意見も聞くように、市民全体に対しての説明も必要なというふうに思いますので、昨日は検討されるということだったかな、それをね。検討されるんじゃないかと、是非やるんだということをお願いをしたいと思いますが、それはできませんか、市民全体のそういったことも含めた説明。

建設部長（田中晃晶君） 昨日も申し上げましたが、いろんな方法とでも申しますが、その説明会につきましては、時期、その他につきまして検討してまいりたいというふうに考えております。

16番（崎田信正君） この事業については、今後もいろいろと出てくるかと思しますので、次にいきたいと思えます。

次に、労働雇用の問題についてですが、行政サービスを行うために、民間事業者と契約し、公共工事の発注や、業務委託、それから物品購入などが公契約というものですが、公の施設の管理運営を営利団体に代行させるのが、これは指定管理者制度です。公共施設で働く労働者に、官製ワーキングプアー、こういう言葉も使われておりますけれども、あってはならないことだと思います。公契約条例は、こうした問題が発生しないよう、公契約の下で働く労働者の賃金、労働条件の最低規制を行うものとなります。自治体は発注者として現場労働者の状態をチェックすることになります。また、公契約にかかわる労働者の賃金の底上げが図られれば、地域循環型の消費構造につながり、大きな経済波及効果をもたらすものと思えますけれども、公契約条例について市長の考えをお伺いをいたします。

市長（朝山 毅君） 崎田議員にお答えいたします。公契約に係る業務の質の確保及び公契約の社会的価値の向上を図るため、公契約に係る業務に従事する労働者に支払うべき賃金の最低基準を、受注者に義務付ける、いわば千葉県ですか、の野田市条例の制定があります。また、地方自治体が公契約条例を制定することにより、国の法整備への働きがけとなるという趣旨の内容で、以前、千葉県の野田市の方から、野田市条例の全文と、野田市と同様の取組をお願いする文書が、平成21年の10月1日付けで本市に届いております。

それに基づいて、条例の制定について各担当部署の意見を聞き、検討してまいったところ、結果いたしましては、労働基準法や最低賃金法により、労働基準の確保が図られていること、また、労働条件

に關しましては、労働契約法において、労働相談などの制度もあることから、現行制度の適正な運用、又は遵守、各個別法の適正な運用で対応できると考えられるということから、当分の間、県や国の動向を見守っていきたいという結論に達しておるところでございますので、どうか御理解を賜りたいと存じます。

16番（崎田信正君） 労働基準法を当然守らなければならないんですが、今、なかなか働く場所がなく困ってる人が多いんですね。とにかくパートでも何でも仕事に就けて良かったというのが今の現状だと思うんですね。そんなときにですね、賃金アップを要求したり、有給休暇をくれと言い出せないんですよ。民間のところでは特にそうですしね、せめて公契約のところ、指定管理者もそうですけれども、そういったところで、そういう労働条件の水準を上げていくという努力をしなければ、いつまでも低い労働条件が改善されないということになるんですね。例えば、ワーキングプアという言葉を使いました。例えば40歳で最低賃金642円です、鹿児島はね。それを650円で8時間労働で25日働いても、13万円しかないんですよ。これは生活保護基準よりちょっと下回るんです。だから、ワーキングプアと言うんですね。それを少しでも引き上げてですね、せめて生活基準よりは上回るというようなことを公契約できちんとやっていくというのが、将来的にはね、市のためになると思います。

議長（世門 光君） 以上で日本共産党 崎田信正君の一般質問を終結いたします。

これにて本日の日程は終了いたしました。

明日9時30分本会議を開きます。

本日はこれをもって散開いたします。（午後3時45分）

第 3 回 定 例 会
平成23年 9 月14日
(第 5 日 目)

出席議員は、次のとおりである。

1番	師 玉 敏 代 君	2番	多 田 義 一 君
3番	橋 口 和 仁 君	4番	奈 良 博 光 君
5番	戸 内 恭 次 君	6番	平 田 勝 三 君
7番	向 井 俊 夫 君	8番	蘇 嘉 瑞 人 君
9番	竹 田 光 一 君	10番	竹 山 耕 平 君
11番	伊 東 隆 吉 君	12番	泉 伸 之 君
13番	世 門 光 君	14番	関 誠 之 君
15番	三 島 照 君	16番	崎 田 信 正 君
17番	里 秀 和 君	18番	平 敬 司 君
19番	渡 京 一 郎 君	20番	朝 木 一 昭 君
21番	奥 輝 人 君	22番	平 川 久 嘉 君
23番	栄 勝 正 君	24番	大 迫 勝 史 君
25番	与 勝 広 君	26番	叶 幸 与 君

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	福 山 敏 裕 君
教 育 長	坂 元 洋 三 君	住 用 總 合 支 所 長	高 野 匡 雄 君
笠 利 總 合 支 所 長	川 畑 克 久 君	總 務 部 長	松 元 龍 作 君
總 務 課 長	前 里 佐 喜 二 郎 君	企 画 調 整 課 長	東 美 佐 夫 君
財 政 課 長	安 田 義 文 君	市 民 部 長	田 丸 友 三 郎 君
環 境 対 策 課 長	高 崎 義 也 君	健 康 増 進 課 長	嘉 原 孝 治 君
福 祉 部 長	小 倉 政 浩 君	産 業 振 興 部 長	川 口 智 範 君
商 水 情 報 課 長	則 敏 光 君	紬 觀 光 課 長	元 田 政 重 君
農 政 局 長	東 正 英 君	土 地 対 策 課 長	奥 正 幸 君
建 設 部 長	田 中 晃 晶 君	都 市 整 備 課 長	上 島 宏 夫 君
土 木 課 長	砂 守 久 義 君	笠 利 建 設 課 長	中 秀 喜 君

議長（世門 光君） ただいまの出席議員は25人であります。会議は成立いたしました。
これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

議長（世門 光君） 本日の議事日程は、一般質問であります。
日程に入ります。
通告に従い、順次質問を許可いたします。
最初に、市民クラブ 平川久嘉君の発言を許可いたします。

22番（平川久嘉君） 議場の皆様、奄美市民の皆様、おはようございます。市民クラブ、所属は自民党所属の平川久嘉です。平成23年第3回定例議会の一般質問最終日は2名であります。その第一番目の登壇であります。最後の締めは先輩の平議員ですので、どうぞよろしく願いをいたします。

通告してあります4件について質問を行いたいと思います。質問に入る前に、少し感じていることを述べたいと思います。

最初に、奄美集中豪雨、東日本大震災、台風12号による災害でお亡くなりになりました方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災に遭われた方々への心からのお見舞いを申し上げます。一日でも早い復旧、復興を願い、祈るものであります。自然の猛威には、人間の力がとても及ばないことを思い知らせているような気がする反面、自然の災害に対する人間の英知を試されているのではないかと思うほどの予想をはるかに超える大災害、大惨事が続き、この現象が毎年発生するのではと大変心配をしているものであります。

次は、今月2日に発足しました野田内閣についてです。民主党政権になって3人目の総理の誕生です。野田総理は、党内の融和団結を図り、困窮している国政を地道に泥臭く取り組み、喫緊の山積する問題解決に当たる所信を述べ、昨日の衆参本会議の所信表明演説では、東日本大震災の復旧、復興、福島第一原発事故の終息への決意を表明をされています。新内閣には、国の威信を堅持し、地方分権、格差是正、少子高齢化社会などの重要課題に、正面から取り組んでもらうことはもちろん、当面の台風12号による豪雨災害や、東日本大震災による被災地の速やかな復旧、復興に全力で取り組み、国民の期待に応えてほしいと願っているものであります。

質問に入りますが、既に行われた同僚議員の質問と同様の内容の質問もあります。少し異なる視点からの質問として受けていただき、お答えいただければ有り難いです。

第1番目の質問は、防災危機管理についてです。昨年10月の奄美集中豪雨、日本の国の体制まで揺るがすのではと心配される東日本大震災、追い討ちをかけるように、最近の台風12号の影響による日本列島の豪雨災害、いずれも尊い人命を落とし、建物や施設の損壊、損失など大惨事となり、国を挙げての復旧、復興が急がれております。想定外の災害、数百年に一度の大災害ではなく、常に最悪を想定し、過去の災害の教訓を生かして、決して忘れないように今できることを記憶の新しいうちに教訓として留めておくことが肝要と思います。奄美集中豪雨災害の復旧、復興から学び、市政に反映したことは何か、伺います。

次からの質問は、発言席から行います。

議長（世門 光君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） おはようございます。

それでは、平川議員に早速お答えいたします。御案内のとおり、昨年10月20日は、我々はもとより、先人が経験したことのない大変な災害でございました。それらのことを踏まえ、我々行政においては、やはり備えあれば憂いなしという環境を作っていかなければいけないと、改めて感じているところであります。そこで、昨年10月の奄美豪雨災害におきましては、情報、伝達手段がすべて途絶し、被害情報の迅速な把握が困難な状況下でありました。その後、県の検証委員会からの御提言等も踏まえ、災害

に強い情報手段を複数構築する必要があるということで、名瀬、住用、笠利総合支所に2台ずつ衛星携帯電話を設置いたしました。今年5月22日には、奄美豪雨災害を想定した防災訓練を行い、各総合支所、災害現場と衛星携帯電話による情報伝達訓練を行いました。その結果、情報伝達手段が途絶した場合は、有効な手段であるということが確認できました。今後も荒天時等を踏まえ、有効かを再確認し、このような訓練を繰り返し行いながら、災害が発生した場合、迅速なる情報手段を確保していかなければいけないということでございます。どうか今後ともよろしく議会の皆様方の御指導も賜りたいと存じます。

22番（平川久嘉君） 今市長からの御答弁でありましたように、情報手段、この途絶と言いますか、確保できなかったことは、非常に当初私も実際にその経験と言いますか、体験したようなところでありますけれども、ある地域の状況は分かって、道路を閉塞しているんですけれども、本部との連絡が取れなくなると。現場の人たちの判断のみでその後の対応をしばらく取っていたというような状況もあります。

今言いましたように、それを実際に体得というかな、経験されて、今回の実際、行政のほうで衛星電話を取得をされて、速やかに対応していたということをよく聞いております。重要なことであったと思います。今この通信手段ですけれども、それぞれ総合支所に2、本所に2設置をしているということでもありますけれども、先般の防災訓練のときに実際に運用されたと思いますけれども、そのときの状況と言いますか、スムーズにいけたのか。また、実際にどういう通信手とか、あるいはその責任者とか、そういうのを指定をしてうまくできたのか。とりあえず通じるぐらい程度の情報のやり取りであったのか、お伺いします。

総務部長（松元龍作君） 衛星携帯電話の使用につきましては、先般の訓練時に私どもの本庁に災害対策本部を設置をいたしまして、それから住用総合支所、笠利総合支所にそれぞれ災害対策本部を設置をし、そこで通信の責任者を決めまして、私どもと情報の管理一元化を行いました、それぞれ通信の訓練を行ったところでございます。

そのときの状況につきましては、責任者を決めておりましたので、きちっと情報伝達ができたものだと思いますが、先ほども市長が申し上げましたように、荒天時、要するに天気の良いときに、その衛星携帯電話がどの程度有効なのか、まだ私どもも把握してはおりませんので、今後またそういう荒天時、もしございましたら、その訓練も併せてまたやりたいと、このように思っております。

22番（平川久嘉君） まだ確かなその確保ができてるかというのがまだ未定のようにありますけれども、是非速やかに訓練等を重ねて、確実な通信を確保していただきたいというふうに思います。なお、通信、指揮通信となりますと、1回線だけではなくて、よく言われてる防災無線、情報提供の場合の防災無線、中にはこの防災無線のですね、音声聞き取れないとか、あの危機感を持ったような放送ではないとか、もっと何とかならんかというようなお話をよく聞きます。その内容で、実際にFM放送に切り替えるとかという話も聞いておりますけれども、情報の提供というのを確実にするために、その辺の整備はどの程度まで進んでいるか、お伺いします。

総務部長（松元龍作君） これはあくまでも今後の予定でございますが、今のアナログ通信からデジタル化する予定はいたしております。それで24年度に伝搬調査、電波が通じるところ、うまく通じるところを調査をいたしまして、その年度以降、順次デジタル化に変えていきたいと思っております。デジタル化の効用につきましては、現在は一方からの通信でございますが、双方向性というのがございまして、相手側のほうから本部のほうに、本部から向こうのほうに、それから映像画像を送れるとか、いろんな利点がございまして、是非その点は防災に役立てていけるものだと考えております。

2 2 番（平川久嘉君） 容量の多いデジタル通信によって、今言ったように双方向の通信が確保できるように、速やかな処置を対策を取っていただきたいというふうに思います。長くならないようにしたいんですが、FM放送ですね、これも実際に体験された方については、情報収集にとっては非常に有り難かったです。今大和村にもこれはその施設を拡張してということで、喜ばしいことだと思っております。是非その辺の連携も図りましてですね、指揮通信、あるいは情報提供が、この被災時に災害時に確保できるように、行政のほうで整えておいていただきたいというふうに思います。

次に移ります。東日本大震災をどのように捉え、どのような大地震、大津波を想定した防災危機管理の体制は、どのようになっていますか、お伺いします。

総務部長（松元龍作君） 多くの議員にもお答えをいたしました。現在防災計画、地域防災計画の見直しを行っております。現在の奄美市地域防災計画につきましては、現在関係各課及び関係機関と連携をして、見直し作業を進めているところでございますが、現在の災害想定としては、一般災害は昨年の奄美豪雨災害を地震、津波につきましては、今のところ1911年の喜界島地震、これがマグニチュード8.0でございましたが、これを想定をいたしております。しかしながら、今のところ地震、津波につきましては、国・県の指針がまだ示されておりませんので、現在のところはその指針を待ってる状況でございます。それ以外にもハザードマップ、それから避難路、いろいろありますけれども、今現在それぞれの項目で鋭意作業を進めているところでございます。

2 2 番（平川久嘉君） これはテレビとかの情報で、ラジオとか情報でありますけれども、多くの都県と言いますか、自治体では、今言ったように、上級部隊の防災計画の計画ができないとうちのほうも整備が難しいとか、それを待ってやりたいと。完全なものにしたいというお考えはよくわかりますけれども、災害についてはそれでいいのかどうか。それを待たずにですね、とりあえず今ある防災計画を訓練を行うなどして検証しながら整備をすると、これが極めて大事なことだと思うんですが、その辺のところはどのようにお考えですか。

総務部長（松元龍作君） この件につきましても、申し上げたところでございますが、現在国・県の指針が確かに示されておりませんが、それまでに準備することは多々ございます。それで高台の現在各地区、3地区の高台の、あ、名瀬地区、それから笠利、住用地区の高台の抽出を行いました。併せて、津波避難ビル、これは名瀬市街地だけでございますが、現在昭和57年度以降に造られたビルに対して、現在抽出を既に行っております。それでその後、高台地区につきましては避難経路、避難経路を確定させる準備をいたしております。

併せまして、津波の避難ビルにつきましては、現在国交省がそういう避難ビルに対しての助成があるということでございますので、例えば外階段とか、そういったものが付いてるのかどうか、それをチェックして、今50棟名瀬市街にはございますが、そのうち何棟が適正なのかまだわかりませんが、それを確定させた上で、併せて避難経路をまた確定するための今現在準備を進めているところでございます。

2 2 番（平川久嘉君） 先の同僚議員の質問で、今言ったように避難経路とか、あるいは高層ビルの指定をして、あるいは外からの階段を増設をしたいというようなお話でありますけれども、今言ったような内容については速やかに実施をしていただきたいという考えであります。あと一つはですね、この今申し上げるのは、大津波とかいうのを想定しての考えなんですけど、裏山に逃げろというような話がどなたかされたんですけども、正にそのとおりだと思うんですけども、1秒でも早く、1メートルでも高くというような避難をという話があります。それで助かったというような、声を掛け合いながらですね、隣近所。

しかし、今その考えで今やっておけるようなところというのは、逃げられる道路をすぐ行けば昔は通路があったんだというようなところがあるかと思う。どなたか話されたんですが、神社のそのやぶの

草はどうなるんですかとか、神社を上げるまでのその通路を整備できないとか、そういう話がありますけれども、その辺のところは、今すぐできる話ではないかなと思います。また、加えて申せば、その階段が急であれば、そういう手すりがないのであれば、手すりを付けておいて、ある程度広い昇れるようなこうふさわしい避難路になる神社などあればですね、そのような処置もできるのではないかと思うんですが、いかがですか。

総務部長（松元龍作君） ただいま申し上げましたように、避難経路を今確定をさせようといたしております。したがって、その避難経路を確定する際に、もし障害があるのであれば、その障害の除去については、当然取り組まなければなりません。今議員おっしゃったような諸々のことがあろうかと思っておりますので、その辺は避難経路の確定をする作業の際に、私どものほうで少し検討させていただければと思っております。

2 2 番（平川久嘉君） 是非実施をしてもらいたいと思います。ただ、行政だけではなくですね、消防とか警察とかというのもあります。例えばあの通路のところにいるんなものを積んであるとか、道路のその歩道を通れなくしてあるようなところとか多々あろうかと思えます。その辺のところも今気を付けて、その大震災、津波などを考慮した上での処置できる、行政である程度主導権を持ってできる処置事項ではないかなと思ってます。

次に移りたいと思います。3番目、防災訓練の実施状況及び成果はと。今年ですね、5月に、おっしゃいましたように、訓練を実施をいたしました。なかなか予定より早めて5月にやるというのはびっくりしたんですけども、さすがはというふうに高く評価をしたんですけども、後での評価とか言いますと、参加者が1,600人ぐらいか、少ないとか、あるいはその自主的にその自治区、集落等の希望でやったというようなことで、まず手始めにということであったとは思いますが、その訓練に実施に当たってですね、注意したこととか、その成果について状況について教えていただければと思います。

総務部長（松元龍作君） 成果ということでございますが、要援護者を含めた住民の避難所への移動や、衛星携帯電話を使用した各支所間や災害現場との情報伝達訓練、各関係機関との連携による被災者搬送訓練など、災害時にやらなければならないことの確認ができたことが挙げられます。ただ、これも今庁内でその辺の関係各課と確認作業を進めておりますので、その成果、若しくはまた、反省点も今から出てくるんだろうと思いますが、その反省点も踏まえた上で、更に来年の訓練につなげていきたいと、このように思っております。

2 2 番（平川久嘉君） 先ほどと同じようになりますけれども、せっかくやった反省点は、既にもう出ると思えます。後は集計する段階だと思いますし、その中で特に急ぐのがあれば、是非反映して実行に移してもらいたいということでもあります。

次に4番目も同じような内容となると思いますけれども、最終的に私が申し上げたかったことは、この大地震、大津波を想定した対処要領、避難経路、避難場所の指定がなされているかってことで、先ほど回答されておりますので、この内容については省略をいたしますけれども、高知県だったですかね、実際にあの現地派遣をされて、職員を多く派遣されて、その所見と言いますかね、学んだことを実際にもう高知県の防災の計画に反映していると。そんな難しいことではないんですけども、実際に避難する地域をあらかじめおくとか、今までの考え方は、今までの考え方はそれに捉われてそれが正しいんじゃないかと、実際にやってみたら、もっと上に逃げないといけないとか、そういう話があったというふうに、実際に経験した人が話してきているものだからインパクトがあったということでもあります。この奄美市も派遣をされております。その方たちの意見とか、あるいはその成果などをこう反映したようなところがありますか。

総務部長（松元龍作君） 議員おっしゃいますように、奄美市では宮城県の女川町に保健師を2名派遣をいたしました。今月に更に1名を派遣する予定にいたしております。保健師の皆さんは、昨年の奄美豪雨災害時におきまして、被災者に対するメンタルヘルスなどの支援をしましてまいりましたが、今回東日本大震災の被災地において、被災者の心のケアという任務を通して、更に貴重な経験を積み重ねてきております。また、奄美市職員労働組合からは、16名の職員が東日本大震災の現地に派遣をいたしております。奄美豪雨災害時の経験を生かして、主にボランティアや避難所運営、災害業務の支援を行ってまいりました。奄美豪雨の際も、復旧、復興の経験をいたしました。このように大規模な災害現場で経験を重ねてきたことは、今後の災害時に生かされるものだと考えております。

22番（平川久嘉君） 是非生の声として学ばれたこと、体験されたことについては生かしていただきたいと思えます。この防災の関係で申し上げたいのは、やっぱり記憶の新しいうちに、もっと言いますと、皆さんがです、こうしようといったときに、そうだっていうふうに動ける今が一番チャンスだと思えます。防災マップをあと、防災マップと言いますかな、ハザードマップと言いますか、それこそ津波の線はここまでとか、退避する避難するときには津波はそのときはこことか、普通の洪水のときはこことか、今今話せば、今地域住民に広報して話せば、ものすごく印象に残って、あと100年後までこの思いが伝わるかどうか知りませんが、是非伝わるものにできると思って実施をしていただきたいというふうに思えます。

次2番目に入ります。観光事業の推進についてであります。亜熱帯海洋性気候の恵まれた奄美の自然環境と、琉球文化や大和文化が継承され、特徴ある文化を形成する奄美の将来に、観光立島を目指すためには、総合的な視野の下に事業を推進することが求められます。景気や社会情勢によって影響を受けやすい観光事業には、地元地域の安定した産業、中でも地域に腰を据えて取り組む農業や水産業の振興、ひいてはその加工品の製造による付加価値のある商品づくりが基盤にあると思えます。産業の振興と連携した観光事業の現状と課題は、お伺いします。

産業振興部長（川口智範君） 雇用の拡大や地域活性化のために、総合産業と言われる観光産業への期待は、大変大きなものがございまして。この観光産業が、他の産業との連携を強化することで、具体的にはグリーンツーリズムだのブルーツーリズム、あるいはヘルスツーリズムといった多様化する観光スタイルへ対応し得るメニューを確立することが、観光振興につながるものと考えております。この点では、今議員がおっしゃったとおり、農業、漁業等の足腰の強い産業との連携が強く求められているものだと私どもも考えております。

特に、今、農業体験についてでございますが、本市が誘致活動を進めてる修学旅行などで、近年さとうきび収穫や黒糖づくり体験などが増えつつございます。このような流れを見たときには、他の産業を活用して、体験型、あるいは着地型の観光の推進が、今求められているものだと考えております。

そのためには、観光受入メニューの確立を図る必要がございます。そのため、現在各地域の特色を生かしたさまざまな体験プログラムを集約したあまみシマ博覧会の夏バージョンを今回開催いたしております。具体的な内容でございますが、奄美市が地域ブランドとして認定しております一集落ブランドも多く活用した事業展開を図っております。このような取組を通じて、集落への活性化はもとより、他の産業への刺激を与え、地域経済の活性化と雇用の確保を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解をお願いします。

22番（平川久嘉君） 産業振興と観光と密接な関係があるということで、また、実際にあまみシマ博覧会、これやっておられるというのは聞いておりますし、そのやってるのもまた大変だという話なども聞いておりますけれども、逆に、喜んでやっておられる方もあります。そういう方たちのいろんな研究や、あるいは頑張りと言いますか、活躍に期待するところは大きいと思えます。今、シマ博覧会ということ

をお話ありましたけれども、この期間は限定でやっておられますけれども、時期的なものはこれで良かったのかとか、これが一番良かったのか、それともまた違った期間も計画できないのかどうかということをお伺いしたいんですけれども。

産業振興部長（川口智範君） シマ博覧会は従前冬場のオフシーズンに観光客を呼びたいと。その時期にどういった観光メニューができるんだろうかということで、2回ほど実施いたしました。今年度につきましては、夏バージョンとしまして、夏場7月18日から8月31日の期間で実施をいたしております。私どもが最終的に目指しておりますのは、観光の体験メニューをフルシーズン、夏も秋も春も冬も、4シーズンすべて体験できるメニューがどの分あるのか。あるいは、夏場だけの体験、体感しかできないメニューなのか、この辺りを詳細に検討しまして、いろいろな観光体験メニューを作っていきたいということでの手初めでございますので、今後このシマ博覧会を拡充してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

22番（平川久嘉君） このシマ博覧会は、奄美全体でやっておりますので、奄美市の限定ということではありませんけれども、この内容を見ますと、今言ったように、農産物の関係、先ほど言われたように、さとうきびを収穫したりして体験をさせながら、奄美の産業を理解してもらおうとか、あるいは、その商品ですね、黒砂糖なり、あるいはそれからできる加工品の焼酎ですね、その辺のところも広報ができる、観光に結び付けられる事業だと、直接にこの人たちが来るからではなくて、そういう人たちが口コミで広報するというのはものすごく大きいと思います。問題に、その受け入れられるか、受けてくれる事業者がいるかということも、またこれ問題でしょうけれども、実際にはその辺のところをよく協力をもらえるような体制をとるとか、あるいは補助をすとか、その辺のところをきっかけづくりでありますから、この次の広がりを見た事業でありますので、是非進めてほしいというふうな気がいたします。

今、話にありました一集落1ブランドですけれども、調べますと、その内容では農産物が19集落の21種類あるということで、そのうちの11種類ですね、農作物のブランドだということで、これを見ておりますけれども、その今集落で行っておる一集落1ブランドの事業の状況と言いますとね、順調に進んでいるのかどうか。あるいは、問題が起きてもうやっとならざるというふうな状況なのか、その辺のところがかれば教えてもらいたいと思います。

産業振興部長（川口智範君） 今申し上げましたシマ博覧会の中で、議員おっしゃる一集落1ブランドをどのように活用していくのか、これが私どもの大きな課題だと考えております。取組活動そのものが停滞していますよとか、こういう部分の情報については、今私ども情報としては持ち合わせておりません。ただ、そういう状況がもし発生しているとすれば、私どもとしては観光事業に活用してまいりたいというふうに考えております。ただ、私ども、市長から言われることが、内需のない産業は駄目だよというお話を市長から度々いただいております。これは何を申し上げますかと言いますと、島の人に愛されない地域資源というのはないよと。地域資源がまずは島の人に愛され、その上で外からのお客様にも通用するような体制づくりをこれから構築してまいりたいと考えておりますので、どうぞ御理解をよろしくお願いいたします。

22番（平川久嘉君） 今言ったシマ博覧会にも今言われたように、島の人たちも来て、その愛すると言うか、これはいいっていうのは評判を得ながら広げていくという考えは、一番理想的な考えだと私も思います。あと農業のことと言うか、に申し上げましたが、次の2番目に入ります。

伝統文化や芸能を生かした観光事業の現状と課題とはということで、もう一つ奄美に宝庫と言われるような民謡とか、あるいは紬とかいろいろあります。あの文化、芸能等あります。伝統産業としてもあります。これらを今言ったように生かしながら、あるいは守りながらの観光事業とのあれば、あるいはこれはというのがあれば、大いに推奨して、もっと充実させたいと思いますが、その辺のところはいかが

ですか。

産業振興部長（川口智範君） 今議員御提言の八月踊り等の島の伝統文化についてでございますが、本年6月3日と4日の両日、奄美の観光ピーアールのため、福岡で実施した音楽イベントがございました。この中で八月踊りと紬のファッションショーを起用いたしました。その際、独特の音楽、あるいは踊りなどで大変好評を博しました。このことから、島の伝統文化芸能でございます八月踊りは、島の魅力を伝える大切な観光資源だというふうに改めて認識いたしました。

こうした伝統文化等をどのような形で活用していくかということにつきましてでございます。今いろいろな場面でっていうよりは、屋仁川等中心市街地等でいろんなその体験をするようなお店屋さんも増えております。この辺りの部分と合わせて振興を図るとともに、昨年実施しました八月踊りの講習者を、講師を育成する事業もやっております。現在そこまでの活用が図られておりませんので、この辺りを再度掘り起こしまして、八月踊り等伝統文化を活用する機会を増やしてまいりたいと考えております。

2 2 番（平川久嘉君） 八月踊りのお話が出ましたけれども、ちょうど笠利集落は18日だったかですかね、種下るしとかそういう行事があって賑やかになりますけれども、一つはこの一集落1ブランドでしっかりしたその何ていうか、芸能文化、これ調べましたら四つあったですかね、佐仁八月踊りとか、赤木名観音堂とか、その文化的なものです。そういうのをこう軸にしなごら、本当はその集落で今度言いましたように、18日ぐらいから各集落で行うそういう行事に参加をしてもらって、体験をしてもらう。そういう人たちの感想と言うか、それが一番口コミなり広報には大きいと思うんですけども、そういうのも実際にこう生かすようにしていただきたいと思ひます。

よく言われますあの観光にすれば、エコツアーとか、グリーンツーリズムとか、そういうことで体験をしながら、そういう旅行を楽しむとか、お話がありますので、その辺のところも是非こう乗せていってですね、乗せていってと言うか、その軸になるのが一集落1ブランドではないかということで、是非そういうのもっと力を入れて、充実していただきたいといふふうに考えております。

なお、その一集落1ブランドで文化的なものは少ないんですけども、奄美市で言えば名瀬地区など少ないんですけども、是非その辺の指定とか認定とかをやるように進めてもらいたいと。もっと増やして、今言ったように文化的な産業を進めて振興していただきたいと。それに観光につなげていただきたいという考えがあります。是非実現をお願いをしたいと思います。

3番目に移ります。奄美の国立公園化への現状と取組はということでお伺ひします。

市民部長（田丸友三郎君） 国立公園化に向けた現状と取組につきましては、現在環境省で国立公園の指定に向けた作業を進めております。進捗状況についてであります。種々の調整を図る必要がありまして、流動的ではありますが、平成24年度中の国立公園指定を目標としているというふうにお聞きしております。

当市としましては、市民への普及啓発を図る必要があることから、市役所駐車場横に看板を設置し、豊かな自然を守ろう、貴重な宝、奄美の山と海国立公園指定、世界自然遺産登録を目指してと表示し、啓発を行っております。また、早期の国立公園指定に向け、国・県・関係市町村と連携協力を図っていききたいと考えておりますので、御理解を賜るようお願いいたします。

2 2 番（平川久嘉君） 14年度ですか、目標にということが進められているというお話でありますけれども、あ、24年ですね。是非その計画的に実施ができるようお願いしたいと思います。と言ひますのは、皆さんの目標とされる自然遺産の要件として、担保する自然を担保する意味でも、国立公園というのが要件の中に入ってくるというお話も聞いておりますし、それが遅れることになっては、どんどんその目指す奄美の自然遺産登録への道が遠くなりますので、進めていきたいと思ひます。

看板を設置してあるということ、実際には案外気が付かなかつたんですね。皆さん、気が付いてま

すか、看板が今言ったような看板があります。あの駐車場の横にですね、二つ並んでいるので詳しくはあるなというぐらいのことで聞いていたんですが、内容については最もなふさわしい内容で、もっともところ目立つようなところに置いていただきたいという気持ちがするんですが、極端に言いますと、空港を出てすぐその正面に、その辺なところいかがお思いでしょうか。

市民部長（田丸友三郎君） 確かに啓発も大事なことだと思いますので、ただいま御指摘のありましたことなどについても、今後検討させていただきたいと、前向きに検討させていただきたいというふうに考えております。

2 2 番（平川久嘉君） 地域の人たちのそういう雰囲気づくりというか、意識の高揚をまずしないといけないんですけども、実際は環境省とか、あるいはその省庁の担当の業務ということで、ちょっと踏み込みにくいところもあるかと思えますけれども、こちらの姿勢としては、大きな垂れ幕でもいいですから、空港前に置くとか、国道沿いに看板を立てるとか、許されるのであればですね、是非意識をして、奄美はそういう方向で一生懸命皆で努力をしてるんだなというような意思表示が、その旅行者にも分かるように是非していただきたいという考えであります。その辺はどうですか。

市民部長（田丸友三郎君） 先ほども述べましたように、そういうような議員の御提案をいただきました看板、横断幕等につきましては、前向きに検討させていただきたいということです。

2 2 番（平川久嘉君） 分かりました。よろしくお願いをします。

4 番目に入ります。奄美の自然遺産への取組と課題はということでお伺いします。

市民部長（田丸友三郎君） 平成15年の5月に、環境省と林野庁によります世界自然遺産候補に関する検討会において、奄美群島を含む琉球諸島が世界自然遺産候補地の一つに選定をされました。他の地域にない優れた自然環境に恵まれており、このかけがえのない恵み豊かな自然環境を大切に保全、活用しながら、次の世代に確実に継承することが使命であると考えております。世界自然遺産に登録されるためには、自然の資質が一定の基準を満たしていることに加え、その自然の資質を損なわないよう法律、制度に基づいた保護措置がとられていなければならないことから、関係機関が連携し、世界自然遺産登録に取り組むことが肝要であると考えております。現在取り組んでおります事例を申しますと、世界自然遺産への住民意識の醸成を図るために、看板の設置を行っておりますが、今後も広報紙などにより行ってまいりたいと考えております。また、交通事故によるアマミノクロウサギの死亡が増えているため、昨年度住用町を中心に看板を7箇所設置いたしました。これからも必要に応じて設置を検討してまいりたいと考えております。

次にノヤギの食害により、植生破壊が著しく、土砂崩落などの深刻な環境破壊が引き起こされ、希少植物への懸念があることから、平成22年度から24年度までノヤギの被害防除対策に取り組んでおります。希少野生植物の盗殺防止を行うために、月2回程度の林道のパトロールを実施しております。また、さんご礁の保全対策としてオニヒトデ駆除、さんご礁の再生試験などを継承して行っております。なお、ウミガメ保護対策としましては、ウミガメ保護監視員を配置し、保護に努めております。これら取組を通じまして、市民一人一人に身近なところから環境保全への取組を実践していただくことが大切であると考えておりますので、現在の課題としましては、こういった取組を市民に周知しながら、市民の皆さん方の意識の醸成を図っていくことだろうというふうに考えております。

2 2 番（平川久嘉君） 今おっしゃられましたように、身近なことで行政としてできること、条例を制定をして、皆にその希少動植物の保護とか、あるいは環境保護、あるいはふさわしいまちにするとかいうことは、どうしても必要だと思います。その辺のところを実施しながら、先ほど言いましたように、地

域の人たち、住民の意識を高揚して、是非実現したいというのが体制が取れば望めることだというふうに考えております。

その中でですね、御承知のとおり、自然遺産では屋久島とか、白神山地とかのありますけれども、次に推薦されてるのが富士山とか、奄美で、もちろん奄美もその優先して推薦登録に上がっておりますけれども、実際になっていく地域が何て言いますかな、遅れていって、遅れていって、その同じような内容の、内容の地域であれば、なかなかかなりにくいと、小笠原がもう候補に上がって、実際にその何て言いますか、自然遺産になるということでありましてけれども、その辺の心配って言いますかね、遅れていってもう皆さんの意識が、その是非皆で奄美を自然遺産にっというところまでいかないうちに、他のところがどんどん指定になっていって、認定登録されていった場合には困るんじゃないかなと思ったんですが、そういう心配などは余計な心配でしょうか。その辺のところをお伺いします。

市民部長（田丸友三郎君） 一番最初にお話しましたように、平成15年に世界自然遺産候補地に関する検討会の中で、全国の選り優りの景勝地、また、自然環境、それから植生、地勢、地質、歴史、いろいろな角度から検討された結果、まず最初に北海道で1箇所、そして東京の小笠原で1箇所、そして奄美琉球、この自然遺産の自然遺産としての候補地としては3箇所と。その他には複合遺産としまして、いわゆるその宗教的なものを絡めました中尊寺とかいろいろと出ております。ですから、他に類を見ないということで指定の候補地になっておりますので、その点については心配ないものと思っております。

22番（平川久嘉君） 奄美の自然、あるいは希少動植物とかいうのは、他に例を見ない、今言ったように、先進指定地域や認定地域、そういう登録してる地域にないものを多く持っているということも認識しておりますし、その辺のところもですね、普通の人は私が言いましたように、他のところがあんなにどんだんなったら、奄美はもう無理だよというような話になりがちなので、決してそうではないということと是非広報していただきたいというのが今のお話でありますけれども、是非そのように広報して、たくましくこれに取り組んでいただきたいというふうに考えております。

次に移ります。3番目、生活道路の整備についてであります。通勤、通学や買い物、ウォーキング等毎日の生活活動に密接な関係のある生活道路、安全で快適な生活環境の基盤になる生活道路の整備への要望は切実で強いものがあります。県佐仁 - 赤木名道の赤木名校区約900メートルの拡張工事は、お陰さまで3分の2の区間が完成し、感謝しているところであります。しかしながら、利用の最も多い学校や役場、商店街のある中間か真ん中付近ですね、約300メートルがまだ未実施としてそのままあります。この赤木名本通り拡張工事の進捗状況と、今後の実施予定についてお伺いをいたします。

建設部長（田中晃晶君） お尋ねの県道佐仁 - 赤木名線の整備につきまして、事業主体であります県のほうにお伺いしましたところ、このただいま申し上げた赤木名工区につきましては、平成15年度から事業を着手しております、進捗状況につきましては、現在事業費ベースでございますが、60パーセントであります。残りの300メートルにつきましては、県の厳しい財政状況の下、他事業との関連もあるとのことで、完成年度については未定であるということでございました。しかしながら、市といたしましても、早急に着工完成ができるように、県のほうに要望してまいりたいと考えております。

22番（平川久嘉君） 県のほうに要望されるということでありましてけれども、実際にはその赤木名まちづくり推進協議会とかいろいろ区長とかあって、要望などもしているんですけども、それでもなかなか進まないということで、奄美市の所掌の後押しも是非いただきたいと思っているんですけども、例えば県のほうからいろんな要請は出てないのか、あるいは情報は入ってこないのか。今言ったように、予算の関係だけでちょっと無理だとかいうことなのか、その辺ちょっと伺います。

建設部長（田中晃晶君） 実際に実施要請なされているかということでございますが、今申し上げました

場所につきましては、議員がおっしゃるように、金融機関だとか、それから当然うちの支所、それからスーパーなどの各施設が集まっているところをごさいます、集まっている多くの住民が利用する通りであります。このことについては、地域の方からも要望がございまして、提出もされております。先ほど申し上げたように、県のその財政上の問題だとか、そんなことはお聞きしております。

先ほど申し上げたプラスしますと、我々は今ここ赤木名地区で他事業として行われております町並み環境整備の事業とか、それから上下水道の整備、これらの事業との関連、連携等もありますので、そのような事業と一緒に、一体化となった整備運用も必要だということで、県のほうにはそのような話で整備の要望も行っているところであります。

2 2 番（平川久嘉君） 今お話がありましたように、赤木名のほうはですね、町並み環境整備事業とか、あるいはもっと大きく歴史文化基本構想というのがありまして、大きなその文化的な社会的な文化とか、あるいは集落的な文化とか、あるいは芸能的な文化とかいろいろあって、その辺のところもまとめてですね、誇れるまちづくりと言うか、奄美に行ったら、あそこを是非見て来いよと、そういう集落があるからというようなまちづくりにしていただきたいという気持ちがありますんで、是非その辺のところも含めて、遅くならないように並行して、できれば早く、道路は早く造っていただいて、実現できるようにしていただきたいというふうに思い、要望して、この質問については終わります。

次、赤木名集落の東部地区に新しい住宅が多く建設されて、前田川東側ですね、前田川兩岸の堤防の市道、農道の利用が急増しております。利用者の利便性、安全確保のために、早急の道路舗装が望まれております。実現はできないかどうか、時間あまりありませんけれども、お伺いいたします。

建設部長（田中晃晶君） 御質問の前田川上流のことにつきましては、左岸側につきましては、赤木名1号線として市道認定がされているところであります。おっしゃる左岸側の道路につきましては、市道区間が1,060メートルございまして、住居があるところまでの680メートルについては、舗装整備がなされておる状況であります。残りの未舗装の約380メートル区間につきましては、過去にも舗装の整備の要請書などを受けておりまして、限られた予算の中で緊急性を考慮しますと、未だに実施に至っていないという状況にあります。ただ、日頃から現場確認を行い、適時路面の補修などを行いながら、利用者の利便性や安全確保に努めているところでございまして。

今後の舗装整備の実施につきましては、集落内や笠利町内の他地区との道路事情も踏まえまして、緊急性、必要性を判断いたしまして、優先度の高い路線から整備していくこととなりますので、その点につきましては、どうか御理解をいただきたいというふうに思います。なお、右側の右岸側のほうですが、未整備区間につきましても、市道認定区間外の河川敷となっておりますので、この整備の必要性については、ある程度考慮をします。その考慮をしながら、河川の管理者であります県とも協議を行いながら進めていきたいというふうに考えております。

2 2 番（平川久嘉君） 優先順位があるお話と、後は右岸側のほうは河川敷ということでもありますけれども、ちょうど新築した家がもう2,3年で8軒も増えていると、あの両サイドにですね。住みやすいまちづくりのためにも、また、以前から要望があるのは、東側にある畑、朝早くから行くのに、あの凸凹道の道路を通ると、年寄りの方が通ると、自転車など乗っておれないと。かといって歩けと言ったら、水で溜まって通れないという状況もあります。是非改善をしていただきたいというのが要望であります。河川敷については、氾濫を起こしてはいけませんので、是非舗装して強固にしていきたいということでもあります。

次、4番目のテレビの地上デジタル放送への移行ということで、この内容については、既に質問があって回答をいただいておりますので、省略をしたいと思います。なお、年配の方、独居の人たちがですね、本当に映るのか映らないかと言う人もおりますので、その辺の人たちがいないよと言うか、そういう人たちにも指導ができるように、是非民生委員なり駐在員なりの方たちにも含めて指導して、全部が

同じようにテレビが見れるように、また、災害のときにそのテレビを見て情報収集できるようにしていただきたいということでもあります。

これで私の一般質問を終わります。

議長（世門 光君） 以上で市民クラブ 平川久嘉君の一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。（午前10時30分）

議長（世門 光君） 再開いたします。（午前10時45分）

引き続き一般質問を行います。

次に、自由民主党 平 敬司君の発言を許可いたします。

18番（平 敬司君） おはようございます。自由民主党の平 敬司であります。一般質問も最後になりましたが、心を引き締めてお聞きくださいますように、お願いをいたします。

初めに、今年の奄美豪雨に始まり、東日本の地震、津波、原発事故、更には9月3日から4日にかけての台風12号による紀伊半島の災害は、多くの尊い人命が犠牲になりました。お亡くなりになりました方々には、心からなる御冥福を祈りますと同時に、被災されました方々には、一日も早い復旧、復興を願い、すべての人々の上に真の平和が訪れますように、お祈りをいたします。

さて、今議会を最後に勇退を表明されています議員の皆様方には、市民のため、また、市政発展のために御尽力されましたことに、心より感謝を申し上げます。長い間御苦勞様でした。また、更には市民のために頑張っていたきたいと思います。残る議員の皆様方には、更なる精進を重ね、来る選挙にも勝利し、再びこの議場での論議を期待しております。千夜一夜物語の中の一文から、誉れを望めばいそしみ励み、世は夜もすがら目を閉ずるなかれ、富を得んと願える者は海の深みに子孫まではいじ、己の汗と血によりてこそ幸いも富も得られる。働きもせず、勤めもせず、ただに誉れを乞い求むるは、あだにこの世を過ごさん人。矢も弓を離れてこそ的に当たれりと続きますが、皆さんの勝利の的を射とめてください。当選という的に見事に当ててくださいますように、心から御検討を祈ります。

さて、通告に従いまして、順次質問をいたしたいと思っております。非核平和宣言都市として福島原発をどう受け止めておられるかをお伺いをしたいと思います。3月11日、大地震と、これは大地震ですね、大地震と大津波が東日本を襲い、太平洋沿岸の多くの町や村に壊滅的な被害をもたらしました。また、同時に、福島第一原子力発電所の重大事故が発生し、今もなお終息の見通しは立っていない状況であります。放射能汚染は海にも陸にも空にも広がり、また、人々の上にも降り注ぎました。不安と焦りが、また、いらだちが多くの人々を覆っております。広島、長崎、第5福竜丸、福島第一原発と、日本は4度も放射能の洗礼を受けたことになります。

福島原発を受けて多くの人々や新聞が、独自の考え方を伝えていますが、私の私見も含め、何のための発展か、原発から自然エネルギーへ向かうという文が目にとまりました。これは伊藤千尋さんという方が書いたものでもあります。福島原発を受けて、ドイツでは政府が脱原発方針を決めた。新聞等でも皆さんも報道されましたので、御存じだと思います。国内に17基ある原発のうち、古い8基を直ちに、残り11基も今後11年以内に閉鎖するという一方、日本の政府は、地震帯の上にある浜岡原発の一時停止を企業に要請しただけで、北海道の泊原発は再稼働を始めると伝えられております。果樹や野菜、肉用牛などの食糧や、子どもたちの安全など、原発の是非を問われる政治家たちは、権力争いに走ってまいりました。

そうなる背景には、経済発展のためには原発は必要だという迷信があるからです。原発は安全だという神話は崩壊しましたが、原発なくして発展はないという思いは、日本に根強く残っていると思われま。今後の経済発展のためには、電力が無敵大に必要になるという発想に立てば、原発は必要だという思いになります。だが、私たちは何のために発展したいのかという問いに答えなければならないと思います。放射能に脅え、侵され、人間の命を犠牲にしても追い求め続ける経済発展で意味があるのでしょ

うか。夜は暗いのが当たり前、わざわざ環境破壊して深夜まで明るくする必要があるのか。暗闇だからこそ人は寝られるし、物を考えることもできます。深夜までこうこうと電気を点けて徹夜作業をする社会、24時間テレビ放映するのが望むべき社会なのか。クーラーのあるのが当然とされる社会の中で、原発事故を機に私たちが考えるべきことは、エネルギー問題に留まらず、人間の生き方そのものが問われているのではないのでしょうか。

再生エネルギー法案がこう成立いたしました。福島原発を機会に、日本も太陽光や風力発電など自然エネルギーを増やそうと活発化しております。ドイツの再生可能エネルギーは、2000年に総電力の6パーセントだったが、2005年には10パーセント、2010年には17パーセントに伸びているそうです。生み出された雇用は37万人もあった。自然エネルギーは雇用にも役立つ事業であると述べております。更に2050年には、総電力の80パーセントを目指すということであります。また、イタリアはチェルノブイリ事故の翌年には、国民投票ですべての原発を閉鎖したと言います。オーストラリアでは、反原発が国是となっている。1999年に、原発禁止を憲法に明記したとあります。オーストラリアでは、原子力発電所を建設してはならず、建設した場合は、稼働させてはならないという条項もあると言われております。

また、北アイスランドは、地熱と水力発電で国内の電力を賄っているそうです。日本でも地熱発電はしておりますが、わずか0.5パーセントにすぎません。日本はアイスランドと並んで、地熱発電に最も適したところであるそうです。きちんと開発すれば、原子力発電所の20基分の電力が取れるということでもあります。日本は戦前から地熱発電を開発し、日本の地熱発電の技術は世界一であるということでもあります。アイスランドにも地熱発電設備を輸出しているし、世界トップの地熱発電機を作っているのは、日本のメーカーであると言われております。東芝は全世界の地熱発電の容量25パーセントの設備を供給しておりますし、日本の技術を見くびってはならない。見くびるべきは日本の政治であると。もう1回言いますか、見くびるべきは日本の政治であると。福島原発を受けて、未だに国民は不安におびえています。これからの問題に鑑み、我が奄美市はどのように動くのでしょうか。再生エネルギー導入に力を入れていくのでしょうか。福島原発を機会に、非核平和宣言都市としてどのように受け止めておられるのでしょうか、お伺いをいたします。

議長（世門 光君） 答弁を求めます。

市長（朝山 毅君） それでは、定例議会最後の答弁になりました。また、今議会が議員各位の任期期間中の最後の定例議会となりました。御礼を申し上げる機会は今からもあろうかと存じますが、一般質問最後の答弁でございますので、この間頑張って来られました議員各位に深甚なる敬意を表したいと存じます。加えまして、合併という大事を為し得た議員各位でございます。その間の御労苦に、また、新生奄美市の推進に並々ならぬ高まちな理念と日夜の御活躍に御慰労申し上げますと同時に、改めて感謝を申し上げ、ただいまの平議員のとうとうたる思いに私のいったんを述べさせていただきたいと存じます。

3月11日に発生しました東日本大震災により、尊い命を奪われた犠牲者の皆様に、心から御冥福をお祈りしたいと存じます。未だなお、不便な避難生活を余儀なくなされていらっしゃる被災者の皆様に、心からお見舞いを申し上げたいと存じます。また、東北地方太平洋沖地震において引き起こされた福島第一原子力発電所の事故につきましては、大変悲惨な事故であり、一日も早く終息することを願っているところでございます。福島第一原子力発電所の事故については、過去に例のない大地震により引き起こされたものの、国民から大きな信頼を寄せられていた我が国の原子力発電技術が、このような事故を防げなかったことが悔やまれるところでもございます。

事故による影響として、放出された放射能物質による食品や飲料水の汚染が発生し、発電所周辺住民だけでなく、流通する食品や供給される飲料水を口にすることとなる多くの国民に健康被害に対する不安が広がっている事実でございます。更には、原子力発電所の運転停止により、首都圏、大都市圏を中

心に、電力供給の不足が生じ、計画停電や節電により、生活する上での不自由も生じ、多くの人々が先行きに不安を覚え、今なおその不安は拭いきれないところだと存じます。このように、原子力発電所の被災による影響は広い範囲に及び、その終息にも長期の時間を要するのが実態でございます。

今回の事故は、改めて放射能の脅威について、国民の注目を集めた出来事であり、国民の安全をどのように守るのか、産業、経済、国民生活の基になるエネルギー供給をどのように図っていくのかなど、新たな課題が示されました。安全が確保されるかどうかが一番の前提条件であるので、福島原発の事故処理と、各発電所の点検調査が終わり、国としての方向性が示された上で、今回事故の起こった福島県だけでなく、全国の原子力発電所が立地する県、市町村も含め、全国的な議論が必要だと受け止めているところでございます。とりわけ、奄美地域には原子力発電はないものの、これからマクロ的な形で議論がなされるかと存じます。そのことをしっかり踏まえながら、国民の一人としていかにあるべきかを今後とも真剣にとらまえてまいりたいと感じているところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

18番(平 敬司君) 今市長の考えをお聞きいたしました。ありがとうございます。それでは、次ですけども、この非核平和宣言をしたこの市ですけども、その中に非核三原則はというのがあります。この非核三原則は、守られているかどうかということ、さうどう思いますかということを探ねてみたいと思います。

安らかに眠ってください。過ちは二度と繰り返させぬから。これは広島平和記念公園の原爆慰霊碑に刻まれている言葉だそうです。広島、そして長崎から65年の今年、かつて広島や長崎の町や人たちを壊滅させたあの放射能が、東北地方の空と海と土まで汚染をし続けています。多くの人々が住むところを失っています。二度と繰り返させぬという言葉に、私たちはこう背を向けてしまったのではないだろうかと言われております。核兵器の廃絶は当然のことではありますが、原子力の平和利用はあり得るのか。核と人類は共存できるのか、真剣に考えるときだと思っております。

生命科学者の柳沢桂子さんは、私たちは捨て方も分からないごみを自分たちの欲望や快樂のためにどんどん作り出して、地球を汚している。人間は原子力に手を出してはいけません。原子力は禁断の木の実ですとっております。1986年4月のチェルノブイリ原発事故を受けて、原子力問題で一番悪いのは誰なのでしょうかと、まずは自分に問うてみたそうですが、原子力を発見した科学者でしょうか。原子力発電を考案した人でしょうか。それを使用しようとした電力会社でしょうか。あるいは、それを許可した国でしょうかというふうに考えていたときに、一番悪いのは私ではないかということに気づき、りつ然としたと告白をしております。福島原発を通して、原子力とは何かを知らされつつある私たちは、経済発展が停滞しても、生活の質を落としても、真の安全エネルギーを選択する英知を働かせるべきではないでしょうか。

さて、野田総理大臣は、9月2日の就任記者会見で、寿命が来た原発は廃炉、新設は無理と、脱原発の姿勢を打ち出しましたが、この間からちょっと思いが変わったようでもあります。現在日本に54基の原子炉があることは事実であります。核兵器と核そのものは違うとは思われますけども、原子炉のある事実と、非核三原則、それは守られていると思っておられるでしょうか。捨て方も分からないごみ、捨てることもできないごみ、使用済み核燃料の処理ができない。日本はもちろん外国も受入れ拒否の状態、処理がままならない状態であります。54基の原子炉から次々に出てくるごみが今日本に現存しております。非核宣言都市の宣言文には、非核三原則、持たず、作らず、持ち込ませずが完全に実施されることを願いつつとあります。昭和58年当時、これ宣言されたものですので、昭和58年当時は、この願いつつと言ってますので、疑問を持っての宣言ではなかったかどうかと考えられます。願いつつの願うは、強く思う、念じる、あるいは依頼する、祈願するとなっております。この順守というのは、法律や教えを守ることでもありますけども、この宣言文には願いつつとあります。さて、市長はこの宣言文を読んで、非核三原則は守られているかどうか、どうお考えでしょうか。

市長(朝山 毅君) 私は昭和50年内のあの佐藤、ニクソン、あの時代から、また、その約10年前の

沖縄返還のあの時代からの流れとして、非核三原則は守られていたと、若い時分に思っておりました。しかし、歴史の事実として、今アメリカのほうから、むしろいろんなニュースが入ってまいります。それを読みますと、皆さん御案内のとおり、果たして順守できてきたかという、疑問を覚えることも事実であります。もう1点、繰り返しません、二度とという言葉に対しては、意を異にする、理解を異にする国民がおられます。二度と起こしません、過ちはということは、原爆を使用した人が言う言葉なのか、受けた人が言う言葉なのか。日本国民は、原爆を議員がおっしゃるとおり、受けました。使ったわけではない、むしろ原爆の被害国であったということに対する言葉の意味というものを分かれて解釈している方も、国民の中にいらっしゃいます。

そのことについては、私、この場で私の思いを申し上げることを控えさせていただきますが、この言葉についても、長年これから行くであろう歴史の中においては、言葉のニュアンスとして受け取り方が変わっていくことも想定されるような気がいたしております。非核三原則については、今申し上げたとおりであります。また、この言葉については、今、私の思いとしては、複雑な思いであることも事実でありますので、断定は控えさせていただきます。

18番(平 敬司君) はい、ありがとうございます。確かに長崎、広島、私たちは使ったわけではありませんが、福島第一原発というのが、正にその背を向けたんじゃないかという言葉が蘇ってきます。そういう思いで私はおります。

じゃあ次に、財政問題をちょっとだけさせていただきます。市債残高についてですけども、先ほどまでは560億円という大きな起債残高が残っておりますけども、平成22年度には一般会計で364億4,800万円、こう特別会計も含めまして、総合で509億9,000万円までこう減少しております。皆さんの努力があったんだろうと思いますので、平成18年度からの合併から今年度までのこの推移をまずはお聞かせいただきたいと思います。

総務部長(松元龍作君) 答弁申し上げます。合併後の市債残高でございますが、議員が今おっしゃったように、平成22年度までに順調に減少してまいっております。平成18年度末の市債残高は、一般会計が約395億円、全会計で562億円でありましたが、平成22年度末は、一般会計が約365億円、全会計で約510億円となっております、この間、一般会計で約30億円、全会計で約52億円減少しております。

18番(平 敬司君) 皆さんの努力が実を結んだと喜ぶことではありますが、次の不安がまだ待ち受けております。せっかくここまで持ってきましたこの市債残高が、今後の問題として新たに持ち上がりました市の庁舎建設、あるいは小宿の都計、小宿における下水道、あるいは末広・港町のまちづくり事業などが、今後の財政上の大きな問題になってくるだろうと思います。いかに合併特例債とは言っても、借金は借金でありますので、今後の見通しをお示しいただきたいと思っております。

総務部長(松元龍作君) ただいま議員おっしゃいましたとおり、庁舎問題など大きな事業が軒並み控えております。先般来御説明をいたしましてあるとおり、昨年末に作成をいたしました財政計画におきましては、庁舎に関しましては3庁舎の総事業費を約60億円、その財源として合併特例債を事業費の95パーセントとなる約57億円を見込んでおります。このことから、市債残高は平成27年度が最大の548億円となりますが、庁舎建設後は、その後徐々に減少いたしまして、4年後の平成31年度には、現在の平成22年度末を下回る見込みと考えております。

18番(平 敬司君) これからどんどんどんどん事業費も出てきますので、せっかく500億円まで下げた。この500億円を上限として、これからは借金を減らす方向だけに進んでいければなあという思いがあります。一つこの今私は名瀬市議会の50年史を見ているんですが、昭和31年3月に、こ

の財政再建団体の指定を受けました。当時は昭和30年に三方村と合併をいたしました。そして二度の大火があり、その大火によって生活保護の急増が見られます。その中で、復興財源のあるうちに、都市計画、学校整備、水道、埋立事業、福祉事業の整備に力を入れていったのであります。この財政再建のこの背景と言うんですかね、その当時の背景には、朝鮮戦争休戦後のこの不況が大きな影響を落としているようです。更には、全国各地で大災害の発生が何度もあったことなどがあります。前の名瀬市に留まらず、全国至るところでこの財政再建団体に陥った市町村があることは事実であります。

しかしながら、正に今の奄美市に似ているのではないかと私は思うのです。合併特例債があるうちに庁舎を造ろうとかいろいろな事業を造ろうとしております。更には、福島原発や地震、津波、豪雨災害の多発がありました。それを受けて復興増税というのも取り沙汰されておりますし、法人税、所得税、あるいは消費税など市民生活はこれから非常に苦しくなってくるだろうと思います。市民生活が苦しくなるということは、市の財政、市も同じように苦しくなるということでありまして。現に交付税のカットがありました。そして事業費のカットなどが受けております。このことを今どのように考えておられるでしょうか、お伺いします。

総務部長（松元龍作君） やはりおっしゃるように、市債残高が増えてまいりますと、当然返済が増えてまいります。そういたしますと、市の使える財源も限られてまいります。そうしますと、市民サービスの低下につながるということは、よく理解はできます。しかしながら、私どもはやっぱりめりはりを付けた財政運営をしなければなりませんので、やはり使うべきところでは使う、使わないところでは使わないと、こういうことをしながら、健全な財政計画を立ててまいりたいと思っております。併せまして、毎年財政計画のローリングをいたしますので、その時点に、本当にこれで財政がうまくいくのかどうかも判断しながら、事業を進めてまいりたいと、このように思っております。

18番（平 敬司君） 奄美市のこの一般会計の中の経常経費を見てもみますと、58パーセントも占めております。扶助費が28.3パーセント、人件費が16.7パーセント、公債費が13パーセントと、これで58パーセント、全予算の300億円余りの中の180億円がこの経常経費に取られていってる。後の40パーセントで事業を推進するには、非常に困難を来すのではないかと思っております。しかも、職員数を100人に1人ということで話を進めてまいりましたが、590人体制になっていきますと、更にこの経常経費、あるいは扶助費が、あるいは公債費がどんどん増えていくのではないかという思いを持っております。

昔の人は、太っている牛の子どもは太っていくし、やせている牛の子どもはやせていくと、正にやせた奄美市は、やせ牛のごとくなかなか肥えてはいけないうんじゃないかなあという思いがありますので、その財政の計画の中で、しっかりと奄美市を立て直してほしいなあという思いがあります。財政の最後ですが、やっぱりこの奄振予算の中で、昔のこの50年代の財政再建時代に、赤字の原因についての問題として、この復興事業の事務費から指導監督費として取っていたと。今もそれは現の奄振事業の中にも、この指導監督費、あるいは事務費というのが県に取られているのかどうかということだけをちょっとだけ教えてください。

総務部長（松元龍作君） 指導監督費についてはございます。ただし、これは事業費の外枠で付けてございまして、その事業費の中から持っていくものではございませんので、奄美市としての事業には影響はございません、ということでございます。

18番（平 敬司君） ありがとうございます。一頃言われておりました400億円余りのこの奄振予算を年度末にどんどん出してくると、県が7パーセント時代、利息が7パーセント時代がありましたが、非常に大きな利益を得たんじゃないかなあという話もちろちら聞かれておりましたので、この指導監督費と合わせて考えてみたところでございますので、よろしくまたお願いします。

それで次、お願いいたしますね。黒糖焼酎は第二の韓国紬にならないかという心配を持ちました。8月19日の昼に、こういう情報が入りまして、本当に黒船来島かなあという思いを持っておりましてと、翌日の新聞にでかでかと濱田酒造、西平本家うんぬんというのが出てまいりました。これでもって、奄美の黒糖焼酎は、鹿児島焼酎産業にとって重要な存在であり、重要な戦略基盤になるという言葉が発せられておりますので、奄美市としてこの本土の企業が奄美に参入したことについて、どのように受け止めておられるかをお伺いをいたします。

産業振興部長（川口智範君） 議員おっしゃるように、新聞報道では、新聞報道によれば、今回の件は、あくまでも経営支援、西平本家の製品を我が社の販路で流通させ、よい形で経営立て直しのお手伝いができればということから、と伺っております。このことを踏まえて、酒造組合では、今回の件を冷静に、そして注意深く見守っているとのことでした。こうした酒造組合の対応を踏まえまして、私どもとしましては、今後とも奄美黒糖焼酎を島の特産品として守り、その活性化を図るという観点から、今回のこの件だけではなく、いろいろな面で酒造組合と連携を図りながら、いろいろ対応してまいりたいと考えております。

18番（平 敬司君） かつてのあの韓国紬の昭和45年代の韓国紬の時代も、今のようにただ原料を送って織らすだけ、ちょっと織らすだけ、持って行って泥染めさせるだけ、それがすべての技術が韓国に渡りました。今回のこの酒造会社も、重要な戦略基盤になるということですので、この焼酎が大きな意味を持っているんじゃないかなと思います。あるいは、今のままに瓶詰めにしてこう出荷をしていくのか。あるいは、悪魔がささやくように、ちょっとだけもろみを樽詰めにしてでも、持って行ってちょっとしてみようかなという小さなことから大きく広がっていくんじゃないかなあという懸念がありますが、今の段階では分からないと思いますが、どのようにこの辺のことを考えているかを、奄美の第二の韓国紬にしないために、あなた方はどういう方策を今考えておられますか。

分からん。じゃ、例えば、瓶詰めにして出荷するならどうということもないだろうけども、ちょっと試験のためにという形で、もろみのままを樽詰めにして出荷して、本土で精製をやってみる。それが小さいうちはいいけども、それがどんどんどんどん大きくなって、後は向こうでも生産できる。しかも、大島の酒造会社も、島で作った砂糖を使ってないという弱みもあるんじゃないですかね。そういうことを考えると、これが第二の韓国紬に発展しないということはないと私は考えますので、その辺のことをもしお考えがあれば、お願いしたいな。

産業振興部長（川口智範君） 今、議員がおっしゃいましたように、いろいろな事態は想定できるものだと考えております。ただ、ここで議員御承知のとおり、奄美黒糖焼酎は、奄美群島、大島税務署の管轄地区内において生産されている黒糖と米麹を原料とした単式蒸留焼酎ということになっております。その上で、黒糖、通常であればスピリッツ類としての税率がかかるわけなんですけれども、特例として黒糖焼酎、乙類としての課税だということでございます。ここで注意しなければならないのは、あくまでも奄美群島において生産されという部分でございます。他のところで同じようなものを作っても、これはあくまでもスピリッツということでの課税になるものだと私どもは今判断いたしておりますので、御理解をいただければと思っております。

18番（平 敬司君） これは一企業の問題でありますので、我々がとやかく口を出せませんが、しかし、しっかりと対応策は取っておかないと、後でどうなるかという心配がありますのでね、是非その対策だけは十分に取っていただきたいなあと思います。

次ですが、おがみ山バイパスは、本当にできると思いますか、市長。と言うのは、当初の計画は、久里、古田、真名津を経由して、あそこの街並みをきれくしようという発想の中から、このおがみ山のバイパス計画がなされました。しかし、なぜか分かりませんが、県知事選挙のあった年かなあ、ある急に

トンネルに変わりました。しかも、今度はその予算を網野子トンネルに持って行きました。来年か再来年か分かりませんが、来年だと思えますけれども、また県知事選挙が行われる予定ではないですか。そう考えると、このおがみ山バイパスは、なかなかできないんじゃないかなあという思いがありますが、どうでしょうか。

建設部長（田中晃晶君） 御質問の国道58号、おがみ山バイパスにつきましては、まず経緯について申し上げますと、平成10年度に都市計画決定を行い、平成14年度に事業に着手され、これまで部分的に用地買収や、それから名瀬中学校周辺の真名津地区におきましては、一部工事が進められておるところであります。

当初の計画では、議員おっしゃるように、久里地区や古田地区における防災面も考慮し、山すそ地域の住環境改善を図るため、奄美小学校と奄美高校の裏を通るルートでございました。この後に、先ほど申し上げた19年度の奄美のまちづくりのあり方委員会に設置されまして、この中で是否を含む議論がなされております。事業については、必要と判断されておりました。ルートにつきましては、配田が丘の自然環境を配慮しまして、全線トンネル化のルートが提案されたものであります。

おがみ山バイパスの整備事業といたしましては、社会資本整備総合交付金事業として位置付けられております。現在ではおがみ山バイパスと網野子バイパスは、いずれも同じ交付金の事業となっておりますので、それぞれ事業間の事業費の流用可能となっております。おがみ山バイパスは、市街地等の災害時に備えた避難道路や代替道路として、また、市街地の交通緩和の解消として、現在も国道・古見方本通りを補完する幹線道路としてのバイパスの必要性は十分に認識しているところであります。今後とも事業主体である県や予算配分を行う国に対し、これまで同様、事業の推進を強く要望してまいりたいと考えております。

18番（平 敬司君） 流れはいいので、できるんだっただけで、いつ頃できるということをお答え願いたいと思ったんですが、おそらくできないだろうという判断の下で、私はおりますので、なぜかと言うと、奄美市は、で気になることということで出してるんで、本当に気になってるんですね。できるかできないか。これはいつできるかということになれば分らんのだろうけども、進めていくことはどうだろうかということです。次、市長、まとめてお願いします。次ね、三儀山バイパスというのがあるんで、その次に芦良・大熊というのがあるんで、その辺のところをまとめてお願いできればと思いますが、いいですか。じゃあ、じゃあ、その。

市長（朝山 毅君） ただいまのことにつきましては、県知事が県議会において当該工事については進めていくということを公言されております。その言葉が未だもって私は生きています。その言葉を否定されない以上、私どもは県議会の権威として、また、県行政の権威として進めていくものと信じております。時間が経ちまして、動揺や不安があるようではありますが、そのことについては、皆さん思いのとおりでありまして、私はそういう意味で、県は遂行していくものと信じております。

18番（平 敬司君） そういうふうに信じているのも構いませんが、もう4年も放ったらかしのままなんです。その辺のところなんです。だから、三儀山バイパスは今度はできますかと。三儀山バイパスは、これはこの国道58号の延長線上にあって、これも三つのルートをこうまずは選定したと思っておりますが、その間、10年間凍結して後、いろいろ話ということが出てきましたけども、急にこの基本総合計画の中に出てきた理由は何ですか。それとも、これも本当にできる可能性がありますか。

建設部長（田中晃晶君） この三儀山ルートにつきましては、16年度に県の設定におきまして、名瀬都市計画区域マスタープランのほうに入れておきまして、10年後に、つまり24年、25年度に再度検討するという位置付けでありまして、凍結という位置付けではございません。

この事業の実現性ということでございますが、先ほど申し上げたように、議員のほうからも御指摘がありますように、現在のおがみ山バイパス事業の進捗状況や、国の予算動向を考えますと、現段階では具体的には申し上げられる状態じゃないというのが本音であります。先ほどルートの貫通に関しましては、旧名瀬時代に大まかな範囲で検討したことはございます。その路線についても、具体的にはございません。

18番(平 敬司君) おっしゃるとおり、なかなか非常に難しいということですが、次に、もう時間がどんどん過ぎていきますので、大熊トンネルは今度はできますかということですが、これは平田市長、前市長ですかね、が議員時代に並々ならぬ決意を持って取り組んだ芦良 - 大熊トンネルでございます。あの暑い真夏の中で朝日中学校で総決起をして以来、話がこう消えたのか分かりませんが、とん挫しております。急にこの芦良トンネルがこの総合計画に出てきました。しかし、これはまた龍郷町からも議員大会の中でも出てきました。しかし、ルートは彼らの考え方と、我々がいた芦良トンネルとのルートは違うようであります。どちらにしても、この芦良 - 大熊トンネルはできるでしょうか。お願いをいたします。

建設部長(田中晃晶君) 議員御案内のように、これは新しいのでは平成の19年の7月に、これまでの各自治体の働きかけによりまして、奄美市と龍郷町で共同で県に対しての要望をしているところであります。これにつきましても、必要性については認識をしているところであります。この事業の実現化に向けまして、市全体における道路整備の優先度、現在県が実施している事業の進捗等を踏まえました上で、十分に検討していく必要があるというふうに考えております。ただ、災害時の道路機能の補完面を考えますと、将来的には幹線道路の複線化についても必要なことと思っておりますので、今後とも状況を見ながら、県と協議してまいりたいというふうに考えております。

18番(平 敬司君) ただ言っておきたいことは、有良、芦花部を陸の孤島にしないようなトンネルの計画を立ててほしいと。住用のこの三つのトンネルを通すときも、和瀬集落を孤島にしないように計画が進められていきましたので、そのようをお願いをしたいと思います。

次いきます。女性管理職登用についてであります。これは私いつも又聞きですけども、この女性の管理職の登用は、先進国と言われる国、例えばアメリカ、イギリス、フランスという国は、思った以上にこう少ないそうです。私たちは女性を大事にする国だと思っておりましたが、なかなかそうではないようであります。その中から見ると、我が奄美市も先進国の一つかなあと、こう思われます。ということは、今日は座っておりませんが、初日確かに女性の方が座っておられました。この先進国であるこの奄美市が、今後女性の登用をどのように考えているかをお聞かせ願いたいと思います。

総務部長(松元龍作君) 課長級の女性職員につきましては、昨年度までは出先の支所に3名の職員が参事職として在籍をしておりました。今議員もおっしゃいましたように、今年度、名瀬総合支所の市民協働推進課に初の女性課長が誕生いたしております。女性管理職の登用につきましては、やはり男女比率5対5の中で当然能力のある方はどんどん管理職になっていただきたいと、このようにも思っておりますし、また、女性が行うきめ細やかな行政サービスの面でも重要なことだと考えております。市長マニフェストにもございますが、女性管理職の登用につきましては、今後も積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

18番(平 敬司君) 一人一人でも多くの方ができるようにお願いしたいなあとと思います。女性の力が発揮できるというのを一つ。かつて太平洋戦争の勃発に当たって、日本がハワイを攻撃したときに、アメリカ全土でもって戦争に突入しようとするときに、議会の中でたった一人反対をした人がいたそうです。それが正に女性議員だったそうです。10年経ちましたが、9.11のあのときもテロ対策という

ことで戦争に突入をしましたが、そのときも議会の中で一人だけ反対をしたのが女性の議員だったそうです。このように、女性はいざというときには、こう大きな力を発揮できる可能性をいっぱい秘めております。

正に奄美市の中にも女性が働くところがたくさんありますので、女性がどんどん働いてる介護の世界とかそういったのがありますので、そこを踏まえてしっかりとまた登用をしていくようにこうお願いをしたいなあと思いますので、よろしくお考えをお聞かせください。

総務部長（松元龍作君） 今おっしゃいましたように、やはり女性として能力を十分に発揮できる職場などを十分勘案いたしまして、管理職の登用に努めてまいりたいと、このように思っております。

18番（平 敬司君） 私女性の味方でありますので、よろしくお願いいたします。

さて、最後の問題ですが、こう奄美和光園は本当に皆さんが考えてるように国の施設として残せるようになるだろうかということをお伺いしたいと思います。平成16年に国立の長寿検証センターというものを国に挙げましたが、こう駄目だということで、更に皆さんが検討委員会を立ち上げて答申を受けたと思っております。その後、その答申を受けて、奄美市としてどのように計画を立て、動いてきたかをお示しください。

市民部長（田丸友三郎君） 議員御案内のとおり、奄美和光園の将来につきましては、昨年8月から検討委員会において作業を進めてまいりました。そして、今年3月に、奄美和光園将来構想を策定したところでございます。この将来構想につきましては、三つの柱としまして、医療、看護、介護と、2点目に、社会のつながり、そして3点目に啓発を掲げ、入所者の方々が安心して生活できる地域社会の実現のために国・県・市・民間等の多くの関係団体と連絡を取り、継続して取り組んでいる状況でございます。

18番（平 敬司君） だから、県とのやり取りじゃなくて、具体的にじゃあ医療はどうするんだ、介護はどうするんだと、じゃあ、看護はどうするんだと、その具体的な案を示さずに、ただ話を進めていくというだけで今終わってるんですか。名瀬市の時代から一番進歩してると言われたのに、今奄美市になって、これが計画はどんどん後送りになってるんですね。

そこで多摩全生園、あるいは菊池恵楓園、ここは保育園の計画を今立てて進めております。多摩全生園は、子どもの歓声が響く療養所を目指してということで、この保育園を今進めております。更には、多摩全生園には望郷の丘というのがあって、入所者が故郷に向かって、ああ、思いを込めて故郷に向かって飛ぶ鳥を見て、羽があったら帰りたいなあという思いを進めるのが望郷の丘です。その入所者が故郷への思いを込めて植えた木が、3万本以上あるそうです。その植樹された3万本の緑の丘を、命と人権の丘として残していくと。

東村山市はこう宣言をして、これを残していくという結果をどんどん出している。それに引き換え奄美市は、じゃあ医療、介護、看護、どういう方向に進むかのその指針さえも今できてないんじゃないですか。どうですか。

市民部長（田丸友三郎君） 議員御指摘のとおりであります。ただ、施設自体は国の施設でありまして、また、医療につきましても、今度外来の皮膚科が今回旧来のように実施をされるという形で実施できておりますけれども、これが一般の診療科目として多くの方々に利用できるような形にして広げていただければというふうに考えております。私どもとしては、先ほど言いましたように、3点目の広報周知等に全力を注いでいきたいというような形で今進めているところです。

18番（平 敬司君） それでは、ここで一つ皆さんに提案をしてみたいと思います。これを言うと、輪

内地区の人たちが蜂の巣をつついたようになるかも知りませんが、奄美市全体がなるかも知りませんが、私は今刑務所に入所してる受刑者が6万人を超えております。その中で介護を必要としている受刑者が今どんどん増えていって、非常に困ってる状態にあるとも聞いております。全国どこでもまだ誰も手を挙げてないと思うんですが、この介護を必要とする受刑者を介護する施設をこの奄美和光園の一角に据える。そのことによって、その医療も行える、看護も行える、介護も置きます。そこに携わっている奄美和光園の職員が十分に働ける環境が整うだろうと思っておりますので、これは提言だけに留めておきたいと思えますけれども、もし何かありましたら、お話は聞いてないだろうと思えますが、事務方にはこういうことはありますよという話をしたんで、残りせめて1分だけ残して。

市民部長（田丸友三郎君） 議員から御指摘をいただきまして、調査をしましたところ、確かに全国で刑務所187箇所のうち受刑者が6万数千人と。相当数要介護者もいるというふうに推測をされます。貴重な具体的な御提案等をいただきましたので、この誘致案を参考にしながら、今後とも和光園の園長先生や事務方の中村さんなどと相談をしながらいきたいと考えております。

18番（平 敬司君） この問題非常に難しい問題ですけども、受刑者の移送の問題とかね、人権の問題とかあるんですけども、やっぱり考える必要があるんじゃないかなあと思います。

終わりに、一般質問ほど難しいものはないと、こう議員生活を振り返ってつくづく思いました。それは皆さんをこう納得させることができなかつた。力量が足りなかつたという思いにあります。例えば私は昭和51年に議会に入りましたが、風力発電のことを話しましたが、全く相手にされませんでした。こう30年後の今こう建っております。塩の話や塩の効力や、この種の保存、一生に一度だけとか、アブラギリや松くい虫と松枯れの原因などいろいろただしましたけども、これが何十年後かには分かってもらえると思います。

皆さんはこう非常に優秀です。しかもIQも高い。このチャン・ドンヨブという神父の話の中で、しかし、知能指数、あげえ、ちょっともう30秒ぐらいおまけしてごらん。よろしいでしょうか。IQが高い。しかし、知能指数は伝統的な頭脳を代表して、主に記憶、学習、体系的整理に優れている。前例を踏襲して、つまり既にあるものの中から抜け出せないというのが、このIQの力だそうです。しかし、情動指数、EQと言うらしいんですが、また、あるいは潜在能力指数PQと言うんですけども、未来型の頭脳象徴であり、創造、希望実現に卓越性を発揮するそうです。つまり、人の考えないことを一生懸命に取り組む。賢い馬鹿になってほしいなあという思いを30秒いただきまして、有り難いと思っております。

これで私の一般質問を終わりますが、奄美市の更なる発展を願って終わりたいと思えます。ありがとうございました。

議長（世門 光君） 以上で自由民主党 平 敬司君の一般質問を終結いたします。

以上をもちまして、一般質問の日程はすべて終了いたしました。

明日9月15日、午前9時30分本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午前11時46分）

第 3 回 定 例 会
平成23年 9 月15日
(第 6 日 目)

出席議員は、次のとおりである。

1番	師 玉 敏 代 君	2番	多 田 義 一 君
3番	橋 口 和 仁 君	4番	奈 良 博 光 君
5番	戸 内 恭 次 君	6番	平 田 勝 三 君
7番	向 井 俊 夫 君	8番	蘇 嘉 瑞 人 君
9番	竹 田 光 一 君	10番	竹 山 耕 平 君
11番	伊 東 隆 吉 君	12番	泉 伸 之 君
13番	世 門 光 君	14番	関 誠 之 君
15番	三 島 照 君	16番	崎 田 信 正 君
17番	里 秀 和 君	18番	平 敬 司 君
19番	渡 京 一 郎 君	20番	朝 木 一 昭 君
21番	奥 輝 人 君	22番	平 川 久 嘉 君
23番	栄 勝 正 君	24番	大 迫 勝 史 君
25番	与 勝 広 君	26番	叶 幸 与 君

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	福 山 敏 裕 君
教 育 長	坂 元 洋 三 君	住 用 総 合 支 所 長	高 野 匡 雄 君
笠 利 総 合 支 所 長	川 畑 克 久 君	総 務 部 長	松 元 龍 作 君
総 務 課 長	前 里 佐 喜 二 郎 君	企 画 調 整 課 長	東 美 佐 夫 君
財 政 課 長	安 田 義 文 君	市 民 部 長	田 丸 友 三 郎 君
福 祉 部 長	小 倉 政 浩 君	高 齢 者 福 祉 課 長	東 賢 一 郎 君
産 業 振 興 部 長	川 口 智 範 君	商 水 情 報 課 長	則 敏 光 君
紬 観 光 課 長	元 田 政 重 君	農 政 局 長	東 正 英 君
産 業 振 興 課 長	朝 野 平 三 君	建 設 部 長	田 中 晃 晶 君
都 市 整 備 課 長	上 島 宏 夫 君	土 木 課 長	砂 守 久 義 君
建 築 住 宅 課 長	大 石 雅 弘 君	教 委 事 務 局 長	日 高 達 明 君

議長（世門 光君） 出席議員は26人であります。会議は成立いたしました。
これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

議長（世門 光君） 日程に入ります。

日程第1，議案第53号から議案第64号までの12件を一括して議題といたします。
ただいま議題といたしました議案12件に対する質疑に入ります。
通告議員におかれましては，所見を差し控えさせていただきますようお願い申し上げます。
通告のありました順に発言を許可いたします。
始めに三島 照君の発言を許可いたします。

15番（三島 照君） おはようございます。日本共産党の三島です。よろしく申し上げます。今日は、私は、委員会所属が違う関係もありまして質疑で当局の考えをお聞きしたいと思っております。

議案第53号 平成23年度奄美市一般会計補正予算2号について、最初に第1表の歳入歳出補正予算で歳入の10款地方交付税が3億9,351万6,000円の減額がされています。一つは、この問題については、私は、今後の影響も含めてですね、本市の財政運営上、受ける影響は、いかほどかお聞きしたいと思っております。

次に、14款の国庫支出金で1億6,985万円の減額、この事業によって、この減額によって事業への影響は出ないのか。それとの関連も含めてですね、歳出の8款では、土木費の5項土地計画費の3億5,275万9,000円の減額による影響はどう見ているのか、お聞きしたいと思っております。

続きまして、予算に関する説明書の27ページ、ここですね、約2,000万円のプレミアム商品券が発行事業の助成金が提案されています。私は、この問題は、本市の景気対策、年末の景気浮揚対策の関係では過去2回実施されており一定の成果はあるものと感じています。しかしですね、これは過去2回の総括ができてきているのか、この間、2回ともですね、実施団体が奄美市行政主導で進められてきている問題、しかも販売も含めて行政の職員が役所や商店街へ土曜、日曜出て、しかし、全郡のプレミアム券発行している状況見ましてもですね、ほとんどの自治体が商工会中心の事業です。当然そこら辺の議論が、まだ9月です。しっかり商工会議所や関係団体との議論が進めば、私は、本来の姿に戻すべきではないかと思っています。そういう点で、過去2回の総括、できているのかどうか。どこがどう責任持ってこの事業を進めようとしているのか、お聞かせください。

続いて32ページの8款5項5目22節で1億5,153万7,000円の減額がされています。これもこの間の東北震災や奄振事業の6パーセントカット等による影響かとは思いますが。これによる事業への影響をどう見ているのかお聞かせください。

続いて32ページの8款5項6目15節A i A iひろばの建設費が9,968万5,000円の減額、恐らく落札、入札の関係かとは思いますが、この理由と落札率、どういうふうになっているのか、お聞かせください。あとは発言席で自席で行います。

議長（世門 光君） 答弁を求めます。

財政課長（安田義文君） おはようございます。地方交付税の影響額、影響ということにお答えいたします。端的に申し上げまして地方交付税は、すべて一般財源でございますので、一般財源の減そのものが影響であるとまず考えております。

本年につきましては、この不足分につきましては、臨時財政対策債6億7,724万3,000円増額のうち、庁舎整備基金へ積み立てる4億円を差し引いた2億7,724万3,000円、それと前年度剰余繰越金を今回6,572万3,000円そのような増額等で補っているということでございます。

もう1点、将来の影響ということですが、現在、私どもが策定しておりますのは、前々から申し上げていますように、昨年12月の財政計画であります。それで今後の影響額については、この新しい情報、

東日本大震災というこの情報を入れた計画を今年度末に立てる予定にしておりますので、そちらで明らかになささせていただきたいとそう考えております。よろしく申し上げます。

土木課長（砂守久義君） おはようございます。三島議員の質問にお答えいたします。14款2項3目土木費国庫補助金1節道路橋りょう費補助金6,720万5,000円の減額につきましては、東日本大震災等の予算確保による社会資本整備総合交付金事業の確定に伴う減額でございます。

奄美市では、社会資本整備交付金事業によりまして、事業を実施している路線が、伊津部勝～名瀬勝～小湊線、山間～市線、知名瀬34号線、赤木名～笠利線、それに小俣街路の5路線がございます。

今年度の内示によりまして、奄美市で事業費全体の2割カットとなりました。内示を受けまして各路線ごとに精査を行った結果、伊津部勝～名瀬勝～小湊線におきましては、用地買収に相続関係で時間を要する土地が多いことから用地先行取得を図ることといたしました。

また、赤木名～笠利線におきましては、事業区間内におきまして、施工実施場所を変更することといたしました。このようなことから、本年度の事業には影響ないものと考えております。

都市整備課長（上島宏夫君） おはようございます。じゃ三島議員の14款国庫支出金国庫補助金1億6,985万1,000円の減額による事業の影響と同じく下の8款土木費5項都市計画費3億5,275万9,000円の減額による影響、それと2節目32ページ8款5項5目22節1億5,153万7,000円の減額の理由と事業費の影響について、一括してお答えします。

この減額については、東日本大震災に伴う国の財源確保の影響による社会資本整備含めて、その内示額の確定の減額であります。今回の減額率、内示率につきましては、小俣線で98パーセント、末広・港土地区画整理事業の中では、補助事業では95パーセント、交付金事業では65パーセント、効果促進事業では95パーセントとなっております。また、まちづくり交付金事業では78パーセント、都市公園事業では92パーセントとなっております。

この減額による事業への影響で、いちばん大きいのが末広・港土地区画整理事業であります。末広・港土地区画整理事業は、現在、建物補償が主な事業でありますので、この減額によって今年度の建物補償する棟数、戸数が減ることになります。しかしながら、末広・港地区は商店街の区画整理事業でありますので、この減額による影響を少なくなるよう今後とも県・国に予算確保に向けて働き掛けていきたいと考えております。

小俣線や名瀬運動公園につきましては、減額分が少ないので影響は少ないと思っています。

併せ、下水道課の関係分で説明します。下水道課は、繰越金を533万4,000円減額しております。これについては、今回、提出しています議案第58号平成23年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算案（第2号）におきまして、歳入の財源調整の結果、一般会計から繰入金を減額したことによりまして。この減額の主な理由は、人件費の減額によるものであり、公共下水道の執行に関しましては減額による影響はございませんので御理解のほどよろしく申し上げます。

続いて32ページ8款5項6目15節A i A iひろば9,968万5,000円の減額理由は、又は落札率は、について御説明します。A i A iひろばの工事費については、イベント広場等がある関係で大空間による特殊構造プレスト鉄筋コンクリート造りPCコンクリートによる工法を当初の予算では計上していました。昨年度にA i A iひろばの実施設計を行い詳細に精査した結果、構造計算等により一般の鉄筋コンクリート造りで施工が可能だというふうになりました。これが減額の主な要因であります。工法の変更になったということが主な要因であります。

落札率につきましては、A i A iひろばの杭打ち工事については92パーセント、新築工事につきましては、94.9パーセント、電気設備工事につきましては、96.2パーセント、空調設備工事につきましては、97.7パーセント、機械設備工事につきましては、96.9パーセントとなっております。

商水情報課長（則 敏光君） おはようございます。7款1項2目19節2，000万円のプレミアム商品券事業でございます。本年度は、平成20年度から実施されておりました、今回、実施されますと4回目ということになります。今年度も商店街連合会からの要望もございまして補正に計上させていただいております。過去4回のうち、20年度当初は、当初の第1回目は、11月末の臨時議会ということもございまして、市が直で実施いたしました。2回目の21年度につきましては、商工会議所を中心として事務局になっていただいております。昨年につきましては、実行委員会形式でございます。商工会議所、商工会、通り会連合会、それから社交業組合、それから奄美市でございます。今年度も実行委員会形式で実施いたしたいというふうに思っております。大半は、大半の業務は、奄美市、市のほうで業務を実施します。販売につきましては、各実行委員会のほうで、各事業所、各店舗で販売もいたしております。土曜、日曜あるいは祭日につきましては、市の職員のほうで商店街にA i A iひろば等出向いで販売をいたしております。

今回も商品券、即効性が非常に大事かというふうに思っておりますので、販売を速やかに終了させて換金も即、即効性で終了したいと、これが波及効果、経済効果にはいちばん効率がいいのではないかとこのように思っております。

過去の経済効果試算いたしますと、平均いたしまして投資額のおおむね1.38倍の経済効果が試算されます。昨年度22年度につきましては、1億7,600万円の販売額、これにつきまして約2億4,200万円の経済効果があったというふうに産業年間分析表で試算いたしますと約1.38倍の効果がございます。

今年度、2,000万円うち200万円につきましては、事務費、その1,800万円をプレミアムといたしたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても奄美市の商品券発行事業の最大の特徴は、市が実行委員会形式とは言っても市が大半の業務を実施しているというのが、大きな特徴でございます。県内では、奄美市以外ではほかにございません。それと、もう一つの大きな特徴は、大規模店舗を外しているということです。これも奄美市以外にはございません。この大きな二つの特徴が奄美市の商品券事業にはございます。

今年度も準備期間も議決後いただければ、ちょっと時間もございまして、そのような実行委員会形式で進めてまいりたいというふうに思っております。

15番（三島 照君） 最初に今のプレミアム券ですけど、やっぱり私は、この間の、この事業の在り方はですね、答弁にもありましたように、全国どこ行ってもやっぱり奄美市の特徴を良しとしているのかどうか知らんけど、これは人を育てる、民間団体を育てるという意味では時間かかって議論してもらって、やっぱり小さい宇検村や大和村や瀬戸内町やそういう自治体でも商工会がやっていることをやっぱりやしきれないということは、やっぱりこれは行政としてはですね、自分らがやったほうが楽からやっているだけであって、そこんところは時間もあることですからしっかりこの事業の趣旨やね、民間団体を育てるという立場からしっかりした議論をやって、その土曜、日曜休みの役所で券を販売したりとか、職員が土曜、日曜、夕方遅くまであんなところで販売しならないような、そういう事業自体が本当に民間団体を育てているのかということは思えません。あとは細かいことは、常任委員会もありますから、そこで議論いたしますけど、そこら辺をしっかりと頭に入れたこの事業の対応をしていただきたいと思えます。

あと、財源の今回のそれぞれの減額の問題です。私は、昨日の平議員の質問でもありました。この減額分は、ほとんど借金で賄ったから大丈夫やというのが、さっきの一言で言えば財政担当者の考え方かなと思えました。しかしですね、私は、この問題は、そんな単純な問題ではない。最初に言いますけど、昨日の答弁でも答弁されましたように約、平成27年度のこの合併特例債が切れる頃には奄美市の借金が約548億円、それ以降は下がるということを言われましたけど、この548億円という額はですね、あの合併した時、平成18年の562億円の562億に匹敵する額なんです。第2の夕張と騒がれたね、この時期に匹敵する借金になると、5年後、しかもその後は、特例債が切れ、交付金がどんどん交付税が減っ

ていく。しかも人口は相変わらず年間7・800人の減少は止まっていません。この間の議会でも、この一般質問の中でも多くの議員が語られましたように、これを人口増を増やすいろんな構想はあります。市長のマニフェストもあります。しかし、あれを見て本当に5万人達成できるかといったら誰も信じられません、私は。そういうこと考えた時にですね、私は、今後、必要な財源、ちょっとだけ言いますと、負担しなければならないこの5年間の財源はね、例えば、区画整理事業27年度完成目指しますと一貫した方針ですから、それ以上は言えないと思いますけど、既に事業は、1年以上遅れていっています。この間、繰越、繰越で6億円、7億円をこの数年間繰り越して事業をやっていっている状態です。その上に、98億円のうち、あとこの5年間で約70億円近い財源が必要になってくると思っています。その上、庁舎建設をしようと思えば、これは皆さんの現状のままということで60億円ということですけど、先日からこの本議会での一般質問でもありましたように、27年度以降の交付税の減額、2億円、3億円と減っていく問題、人口減の問題、考えた時に本当にこのまま今年のとで関議員からも質問が出ますけど、市債だけ考えても既に38億円を超して39億円を超してきています。本当に5年後できるのかということが私は気になりますけど、影響はないということですけど、そこんところを1点示してください。

もう1点は、先ほどから区画整理事業も今、施工されている道路関係の社会資本整備資金も含めてですね、減額はあったと、私が聞いているのは、そのために事業への支障はないと考えているのかということなんです。事業への、恐らく小湊線も赤木名線もみんな緊急に必要として事業を開始された事業だと思っているんですよ。小俣線も、しかし、こういう状況が続く中で本当に事業に影響はないと考えているのかどうか、いうことを明らかにしてください。

そして、もう1点はですね、区画整理事業、移転補償費が1億6,000万円減額されたということなんですけど、これは事業が進まなくて減額になったのか、さっきのあれでは、その東北震災含めた公共事業の5パーセントだということですけど、本当にそれだけなのか、その3点についてもう一度示してください。

財政課長（安田義文君） 議員のほうから何点が御質問がございました。漏れないように答弁するつもりですが、御指摘をお願いいたします。まず最初に、お願いしたいことがございます。臨時財政対策債で補っているということで借金でということを議員、おっしゃいましたが、確かに起債ではございますが、一般財源になる起債、要するにこれの元は、国の財源が少ないために本当であれば普通地方交付税で出すべきものを国はその不足する2分の1については、一般会計から普通交付税会計へ繰入れますと、残り2分の1は、各地方団体で後々100パーセント、交付税に返すから借金をしてくださいという制度でございまして、私どももできれば普通地方交付税で是非いただきたいところなんですけど、今、国の財政状況上、そういう形になっておりますので、そこんところは御理解を願いたいと思います。

それからあと起債総額の件につきましては、すみません、後で関議員のほうでお答えをさせていただきたいと思います。それと、苦しくないのかということですが、議員も私どもの去年の12月の財政計画をお持ちだと思います。苦しくないことはございません。ただ、ただ、前回の議会でも申し上げましたように、その時の状況で言いましたら、定員適正化計画も入れましたし、すべて実施計画に議員が、おっしゃったような事業も載っております。載った上で取り崩しのない運営ができるよということでございまして、苦しくないとは申しません。ただその中で有利な起債とかですね、その辺を使ってやらせていただくこと。そうでなければ、この合併特例債が使えなくなれば単独債に変わって執行しなければならなくなるわけですから、その中でどうやっていこうかということでございます。それも踏まえまして、私どもも常に国などの動向を注視しまして新情報などを敏感に収集しまして、長いスパンでは財政計画、短いスパンでは年度、年度の予算編成において適正な財政運営に努めたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

土木課長（砂守久義君） 議員御指摘のとおり、この減額が続きますと、事業実施期間の延長等とかの問

題が生じてくる可能性はあるものと考えております。今後とも各年度の事業費が確保できますよう県に働き掛けていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

都市整備課長（上島宏夫君） 事業の減額によるこの影響につきましては、先ほど土木課長が申したとおり、この状況が、もしずっと続くとなると事業の延伸とかいう影響は出てくると思うんですけども、先ほど申しましたとおり、商店街の区画整理事業でありますので、そういったことの延伸がないように予算確保に向かって国・県と協議してまいりたいと思います。

それと、減額につきましては、これはあくまでも内示、内示額による減額でありまして事業による減額ではありません。

15番（三島 照君） 事業が遅れるということは、その分、商店街や市民に影響を与えて、その分、本市の経済そのものにも大きな影響を与えてくるんですね。皆さんがやったあの区画整理審議会の中で、ある店主が1年遅れるということが商売人にとって、どんな大変なことかあなたたちは考えてますか、という質問の文書がありますよね。ほとんど墨で消してあるけど、あっただけ残ってますわ。あのね、やっぱり市民や店主のそこで事業をやっている人の思いをしっかりと踏まえて本当にそういう事業が、もっと緊迫感を持ってこの問題を受け止めていかなければ、私は、この東北震災の影響というのは、単なる奄振の減額だけでは済まないと思っているんですよ。細かいことは、また、常任委員会や決算委員会がありますから、そこでやっていきます。

課長は、借金は全部返ってきますということですけど、借金は借金ですからね。親に仕送りしてもらおうと思ってたって親の財政が苦しくなってくれば、これどうなっていくか分からない。それで、本市の財源は、昨日も指摘されましたように、自主財源がもう18パーセント、ひょっとしたらもう23年度、18パーセントすらも割ってくる状況ですよ。昨日もいっぱい平議員が言われましたけど、年収200万円、全国的にはワーキングプアと言われている。この層が93パーセントと、国保加入世帯の中でね、言われている状況の中で返ってくるとはいえ、いつ何が起きるか分からん財政をやっぱりしっかり管理していくことのほうが大事だと思うんですよ。と同時に、市長においてはですね、その市民所得を引き上げるための施策、これがやっぱり、今、見えてきていない。そういう点を踏まえて、それは答弁はできないかも分かりませんが、最後、課長、何かあれば答弁をどうぞ。

財政課長（安田義文君） 臨時財政対策債については、議員のおっしゃることも分かります。確かに私も数字的には起債に数えられますので、いろんな財政支出が悪くなることも考えております。ですから何度も申し上げておりますように、その都度、都度ですね、新しい情報を、正確な情報を仕入れた上で決して議員のおっしゃることのならないように頑張っていきたいということでございますので、その辺はまた新しい財政計画の中で御説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく御了解をお願いいたします。

議長（世門 光君） 次に、関 誠之君の発言を許可いたします。

14番（関 誠之君） 市民の皆さん、議場の皆さん、おはようございます。社会民主党、社民党の関 誠之でございます。本日は、先ほど三島議員からもありましたが、財政の問題について若干の質疑をさせていただきたいと思っております。14ページの市債20款1項2目合併特例債7目臨時財政対策債についてと、市債発行の上限、一般会計では29億円となっておりますが、この三つについて質疑をさせていただきます。その背景といたしまして、なぜ質問するかということではありますが、総務省が公表しております地方財政調査表というのがございますが、それを調べてみたところ、平成22年度の決算で実質収支が7億9,454万1,000円、単年度収支3億3,696万1,000円と両方とも黒字でありましたが、積立金の取り崩しが4億8,466万7,000円あり、実質単年度収支は4,890万

5,000円の赤字となっております。今日、渡された決算調書にもそう書いてありますが、それで平成17年度に実質単年度収支3億2,251万6,000円の赤字を計上して以来、5年ぶりの赤字計上というふうになっております。

また、合併時の平成18年度の基準財政収入額が38億5,210万4,000円であったものが、平成22年度決算では34億1,670万5,000円と額で4億3,539万9,000円、率で11.3パーセントも落ち込んでおり、財政力指数も0.28から0.25と落ちていることが大変気にかかる数値となっております。

地方債も平成18年の397億2,899万8,000円に比べて平成22年度も366億4,431万3,000円と30億8,468万5,000円の減額となっており、毎年減ってきてはいたけれども、平成22年決算は、前年度に比べて2億1,711万7,000円の増額となっております。

当局の行政改革の効果も大変大きいものがありますけれども、この地方債の減少は国の制度として繰上償還、これが主な要因だというふうに考えております。そういう中で一つ、合併特例債の発行額と発行済額、これからの事業計画についてお示しをいただきたいというふうに思います。

二つ目は、臨時財政対策債の発行可能額と発行済額、これからの事業計画について示していただきたいと思っております。

三つ目は、市債発行額の上限は一般会計で29億円となっていたはずだが、これを超えている原因と今後の財政対策、財政運営の概要、説明をお願いをいたしたいと思っております。

議長（世門 光君） 答弁を求めます。

財政課長（安田義文君） それでは順を追って説明をさせていただきます。まず、1点目の合併特例事業債の発行可能額につきましては、146億3,000万円となっております。また、平成18年度から22年度までの発行済額は49億8,550万円となっております。これからの事業計画につきましては、あくまでも私の財政計画上での予定でございますので、そのつもりで答弁をさせていただきます。庁舎建設費、更に末広・港土地区画整理事業費、小宿土地区画整理事業費などの事業に充てていく予定にしております。

2点目でございます。臨時財政対策債、これについてでございますが、平成23年度の発行可能額は8億6,297万円でございます。18年度以降、議員御承知のとおり、これはあくまでも一般財源で普通交付税と同様に県のほうから借入可能額が普通交付税の確定と同時に発表されますので、枠というわけではございませんので申し上げますが、18年度から20年度の間は、おおむね5・6億円です。21年度、22年度、22年度がいちばん多くて10億7,320万円出しております。そして今回、23年度は先ほど言いました発行可能額の10万円単位8億6,290万円ということでございます。

それから、これからの事業計画、先ほど言いましたように一般財源でございますので、市債、これと過疎地域自立促進特別事業費ソフト分、これについては投資的経費に充てる特定財源ですが、でなく一般財源であります。

現在、一部を庁舎整備基金積立金の財源として用途を皆さまの前に明確にしておりますが、23年度につきましては、庁舎整備基金の積立金に4億円、その他の一般財源として4億6,290万円を充てておるということでございます。

今後のことですが、同じような方針ですが、過去にですね、国保会計の赤字補填の財源として説明した経緯もございまして、24年度以降、国保会計収支の状況によって、このことは検討させていただきたいと思っております。

それから、臨時財政対策債の今後の推移見込みでございますが、これは御承知のとおり、先ほど申し上げました普通交付税の財源不足額の一部を国と地方が折半して地方負担分が臨時財政対策債として基準財政需要額から振り替える仕組みでございます。

現在、示されておりますのは25年度まででございますが、これまでもずっと延長されてきておりま

した。国の財政が好転をして、すべて地方交付税でってことになると、臨時財政対策債は消滅していくものと考えておりますが、なかなかそういうわけにはいかないと考えておりますので、今後も何らかの形で続いていくんじゃないかと考えておる次第でございます。

それから3点目、市債の上限29億円、これは42ページの見込みの調書のほうでしょうか、それとも14ページの市債補正後の額、どちらかと思いましたが、42ページで言いますと、この枠に39億8,570万円とあります。ただ、ここには内、前年度からの繰越額が6億9,750万円ありますので、それを差し引きますと32億8,820万円となります。これは14ページの市債補正後の額と一致いたします。これにですね、前回お願いをしておりましたが、この中に臨時財政対策債による庁舎整備積立金、今回の4億円が入っております。

もう1点は、当初のほうで積み立てをお願いしました過疎地域自立促進特別事業債ソフト分、この分が1億1,150万円と、合わせまして5億1,150万円が前回、上回る分については、積み立てをさせていただきますといった分でございます。これを差し引きますと、27億7,670万円と29億円の以内ということでございます。

それから、今申し上げました19年度の財政健全化計画で起債枠38億円枠を設定して以来、現在申し上げた起債借入による基金積立額を除く条件は、今のようにありましたが、それ以外では基本的にこの規律を重視してきたと考えております。ただ、今後につきましては、部長のほうからも一般質問でありました庁舎建設時には、どうしてもこの枠を超えることは明らかでございます。この分については、是非、38億円の枠外として設定をさせていただきたいと考えております。ただ、それにつきましては、先ほど来申し上げているように、交付税のほうで戻るとか、なるだけそのような有利な方法で事業を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

14番（関 誠之君） 財政課長の言われたことは、よく理解をした上でお話しをさせていただきたいと思いますが、やはりこの市債の増え方によって財政の運営がかなり変わってくるということは、これはもう過去の歴史から事実でありまして、旧名瀬市においても平成6年に単年度収入が1億1,886万7,000円、実質単年度収支が1億1,105万5,000円、共に赤字に転落をしたということがありまして、実質単年度収支におきましては、平成7年度も2,000万円余りの赤字を、いわゆる2年連続赤字決算をしたという過去があったわけです。

平成8年の公債比率が18.5パーセントになって地方債許可制限比率の危険ラインを越えたということで15.3パーセントだったと思いますが、平成9年度からは公債比率適正化事業を余儀なくされたという過去の、これが旧名瀬市の事実があるわけですね。そういう中で、この庁舎問題、確かに庁舎という捉え方で、それについての起債が上回った分については29パーセントオーバーしてもいいんじゃないかという話になるかもしれません。しかし、基本的には、やはりある意味、基本財政収入額の範囲内で借金をするということが、いちばん妥当ではないのかなと、私は考えています。なぜかということ25パーセント割れ、計算上は余裕財源があってその範囲内であれば、まず赤字再建団体に転落することはないというふうに思いますが、その辺についての見解があれば是非示していただきたいと思えます。

財政課長（安田義文君） すみません。決算のですね、資料をすべて下に置いてきたものですから、議員のおっしゃる確かに平成22年度決算、今から上程をして皆さんにお諮りいただきますが、実質単年度収支は赤字でございます。これはもう議員がよく御承知のとおり、豪雨災害です。これは22年度、それから繰越分合わせまして一般財源が9億幾らかかっております。そのうちに特別交付税は前回の議会のほうで御説明いたしまして3億5,000万円ほどでございます。そうすると、こちらのほうで6億円を持たなければならなかったということでございまして、その分について財政調整基金から取り崩しをしたと、繰入金をしたと、それが実質単年度収支の赤字になったという原因でございます。

確かに議員のおっしゃるとおり、これはあくまでも交付税で返ってきて借金でございますので、先

ほど申しあげましたように、いろんな支出には悪影響をしばらくは出してまいります。ただ、そのあとのことをですね、これは特別な事情として私どもは、ただその中で財源が不足しないように考えながらやっていくと、これが終わりましたら通常のペースに戻してまた38億円というのは、いい設定額だと思っておりますので、庁舎建設が終了した後にはですね、また同じような規律をもう一度戻したいとも考えております。そういうことでございますので、常に私ども財政課は、財源不足を生じさせてはならない課でございます。常に先ほど来、申し上げてますように新しい情報を仕入れて市の財政運営が健全にいきますように、それぞれの当初予算、更には財政計画のほうでチェックをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

14番(関 誠之君) 臨時対策債ということが何か打ち出の小槌的なふうに聞こえますけども、やっぱり時代が変わっていけば、この臨時対策債もどのような扱いになるか、今100パーセント充当ですけども、この22年度の地方財政計画というものがあまして、その中に臨時財政対策債の削減と算定方法の見直しというのが書いてあるんですけども、臨時財政対策債がこの22年度には6.2兆円抑制をされたら、算定の見直しで財源不足基礎方式というのが追加されたということで財源の非常に弱いところは、ある意味得をするわけですけども、そういったことが、いつまでもこれが満額国のほうで地方財政計画によって確保されるというふうには、なかなか思われないと私は考えておりますが、そういった意味でひとつさっきのこともですね、十分に見通しながらやっていただきたいというふうに思います。

それで今日、渡していただいた決算とこの奄美市財政計画というのが22年12月に出ておりますが、そのいわゆる投資的経費、これを少し見てみましたところ、この財政計画のほうでは22年、23年、45億円、44億円ぐらいということで書いてあるんですね。ところが決算で上がってきたのは、この数値を超えておるわけです。ですから、この23年度以降の44億円という数字が本当に真実なのかどうか、投資的経費と全体の問題ですから、そういう中でこの財政運営というのは確かに数字では、おっしゃったようなことがあるかも分かりませんが、計画の中でもですね、多少こう相違が出てきておりますので、そういったことで先ほど言いましたように先を見通して頑張りたいというふうにお願いを申し上げたいと思います。

この財政計画と実際の会議について何かコメントがあればよろしくお願いいたします。

財政課長(安田義文君) 財政計画、すべて実施計画を基にはしておりますが、決算時には違ってくる場合は当然でございます。その場合には、決算を済ました後には、その現年度はそこに合わせていくと、それを土台に再度10年後までを計画を立てていきたいと、そう考えておりますのでよろしくお願いいたします。

議長(世門 光君) 次に、栄 勝正君の発言を許可いたします。

23番 栄 勝正君。

23番(栄 勝正君) おはようございます。市民クラブの栄 勝正です。所見は申し上げません。議案第53号5款労働費3目緊急雇用創出臨時特例基金事業費4,285万1,000円が計上されております。その中で栄養士70万4,000円とありますけれども、どの学校に最終的に配置するのか、そして、勤務形態はどのようなことを考えているのか。また、200名ないし300名いる奄美市の学校への栄養職員の配置はどのように考えているか、お聞きしたいと思います。

次に、13節委託料2,372万円まちなかにぎわい事業ほか8事業について質疑をいたします。一つ、なぜこのような事業なのか、その根拠をお聞きしたいと思います。二つ、雇用が今回の目的でありますけれども、その雇用をしてどういう効果が上がるのか、お聞きしたいと思います。三番目、この九つの事業以外にほかに何か考慮されなかったのか、検討されたのかお聞きしたいと思います。

なお、県の事業でありまして3億2,000万円の県下の総事業費の中から4,285万1,000

円の奄美市が配分されていますことは、大変40以上、県下で自治体がある中で私は、頑張っているなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（世門 光君） 答弁を求めます。

企画調整課長（東 美佐夫君） まず、緊急雇用の全体像のちょっと概要を先に説明させていただいた後に、各課の所管課のほうから御答弁させていただきたいと思えます。

まず、御存じのとおり、平成20年のサブプライムローンで同時不況が、世界同時不況がありました。それで大量の解雇が出たわけですが、その緊急的な措置としてこの事業が創設されております。事業の大きな目的なんです、離職を余儀なくされた失業者の方々へ次の雇用までの短期の雇用、就業機会を創設するという事でこの事業を、大きな目的となっております。

事業費については、御存じのとおり、県が造成した基金を活用するという事です。ここでポイントとなるのが市町村ごとに配分するという事ではなくて、各自治体が提案した事業について県が対象事業であるかを精査した上で、その配分枠を県全体で決定するという事でございます。

今回の議会の提出であるんですが、県からの照会が7月中旬にございました。8月1日に提出をすると、大変短い期間で、まあ2週間ということですが、いうことでの提出ということは、まず御理解をいただきたいと思えます。その結果、提案した事業が、17事業ございました。その中で15事業が承認をされているということでございます。短い時間での申請ということですが、事業の条件とそういったものを含めて地域のニーズに基づいた提案であったらうというふうに我々のほうは考えております。

今後とも、これ24年度も継続されるというふうに聞いておりますので、各課と連携を取りながら提案を進めてまいりたいというふうに思えます。また先ほど、栄議員のほうからちょっとありましたが、奄美市のほう積極的にこの事業を提案しているわけですが、平成22年度のみで申し上げますと活用事業費は、県下43市町村の中で鹿児島市に次いで2番目に多いと、新規雇用もこれも22年度のみですが、約250名創出しているということでございます。

三つ目のほかに事業を考慮したかということでございますが、先ほど少し触れましたが、17事業を提案しております。うち2件については、事業の趣旨に該当しなかったということで不採択になっているということでございます。これについては、まず各事業所とも新規の雇用者を雇い入れないといけないうことが条件一つ、二つ目が、この事業の最大の目的が、雇用の創出であるということで財産になるような事業費の組み立てができないと、財産、残るような備品ですね、そういう組み立てができないということが二つ目です。

人件費の総額が、事業費総額の5割以上占めることということで、こういう条件でクリアできなかったのが、この二つの案件だというふうに理解しております。少しハードルが高いということでございます。

ほかの個別の案件については、所管課のほうからお願いしたいと思えます。

学校教育課長（福永 朗君） 栄養士の採用に関してお答えいたします。まず、1点目のどのような学校に派遣するのかということですが、名瀬地区の比較的規模の大きい学校で栄養教諭が未配置の学校に派遣したいというふうに考えております。

勤務形態については、学校教育課所属とし派遣回数に違いはありますが、先ほど申した当該学校へ必要に応じて派遣するというふうに考えております。

それから、栄養教諭の配置については、配置基準が定められておりますので、それを踏まえながら可能な限り県に要望していきたいというふうに考えております。

商水情報課長（則 敏光君） 補正予算書23ページの13節委託料でございますが、この中に商水情報課所管分が四つの事業がございます。まず、いちばん上のまちなか賑わいづくり事業でございます。こ

れにつきましては、カンモーレ市場金曜日、あるいは軽トラ市など、これまでまちなかの賑わいづくりをやってまいりましたが、今後の事業実施を考えますと大きな課題として残りましたのが、この地場産の野菜や特産品を出展するこの業者の掘り起こしが非常に難しいという状況になっておりまして、事業の継続性が、ちょっと危ぶまれております。そのような中で日頃、商店街あるいは通り会の方々といろいろ相談の結果、そういった各市場、金曜市の出展者の掘り起こし、調整、あるいは開催の準備、当日の片付け等、あるいは軽トラ市の嘱託員や農家の皆さん、区長さんへの計画の説明や出店の要請など専門的に行う雇用者をハローワークを通じて2名雇用したいということで今後のカンモーレ市場や金曜日、軽トラ市など商店街活性化に限定した事業を主として行うものでございますので、いろいろ相談を受けておりましたが、今後、通り会や中心商店街と相談いたしまして委託者については、また別途相談をしたいというふうに思っております。

それから、その下のICT講師人材育成業務でございます。これは、ICT分野に強い専門性を持った、また就職指導のノウハウも合わせ持った講師を育成するという目的でございます。御存じのとおり、情報通信産業は、奄振計画におきましても戦略的重点3分野と農業、観光、交流/情報というふうに位置付けられております。雇用促進や仕事誘致を図る上で重要な施策となっております。

今年度の予算におきましても人材育成への分野につきましては、オフJT研修事業など頑張っているところではございますが、今回これは、情報通信産業従事者の技術力のアップを図るために地元において情報通信産業に従事する人財を育てるということでございます。

委託先につきましては、情報通信組合とも相談いたしまして考えてまいりたいというふうに思っております。

それから、その下の奄美水産物普及向上業務事業というのがございます。これは、名瀬漁協管内で水揚げされます水産物、これの加工品の開発を主な取組としたいと。そして、地産地消を推進しまして漁業従事者の所得向上を図りたい。事業を進める中で食生活改善推進員や学校給食の関係者との連携も図りながら地産地消、食育、そういった点にも配慮していきたいと。主な取組でございますが、エビ、キハダ、カツオ、あるいはシビ、ホタなどについての加工品の、水産物を利用した料理教室などを進めていきたいと、これは漁協とのかねての相談でございます。

最後の委託料、下から2番目に、地域文化を活用した商店街情報発信事業というのがございます。これにつきましては、実はエフエムディ！とのかねてからの提案を受けておりました。5月1日にエフエムディ！では、開局記念に合わせてインターネット放送が開催されまして、いわゆるサイマル放送というものです。これは、島内だけじゃなくて全国、インターネットを通じて全国あるいは全世界へFM放送が、奄美のFM放送が発信されます。その関係で八月踊りや島唄、そういった奄美の文化、観光情報、そういったものを制作、番組制作をして全国へ情報を発信しようというような事業でございます。その中で商店街の魅力も発信すると、そういった事業でございまして、こういった事業をかねてより提案を受けておりましたので、実施していきたいというふうに思っております。

総観光課長（元田政重君） おはようございます。それでは、総観光課に関する事業について御説明いたします。5行目から6行目、7行目、3事業でございます。

まず5行目、奄美大島・物産用ホームページ作成業務、310万2,000円の提案根拠でございますが、現在、観光、物産の紹介につきましては、パンフレットなど紙ベースで情報発信を行っております。今後、写真、それから動画等の映像のデータを収集整理し、ホームページの中身を充実させた上で、その活用を図ろうとしております。

効果についてでございますが、この事業で2人の方を雇用しております。加えまして、観光や物産の情報を細やかにまた魅力的なスピーディーに発信することによって観光の振興や物産の販売促進が図られるものと期待しております。さらには、この事業によって情報通信関連の人材育成もできるものと考えております。

次に、本場奄美大島紬ふるさと回帰業務375万9,000円でございますが、古くなった着物など

をリサイクル実証実験を行い、消費者ニーズに適用するモデル商品を開発するものです。効果につきましては、2人の方を雇用いたします。東日本大震災後、節電の必要性が生じこの夏は、クールビズが推進されております。今年の冬は、事業でリサイクルするベストなどの商品が実際に消費電力を削減することができるか、またウオームビズ製品となり得るかを事業所等へ実証実験を行い、その結果によって大島紬の新たな展開が図られることに期待をしております。

次に、奄美応援団「ピーアール事業」ネットワーク構築業務175万4,000円でございますが、奄美に関する観光や物産、音楽イベントなどの情報を収集し郷友会の方々や全国の奄美のファンの方々に随時、情報発信が行えるネットワーク構築を行うものです。

効果といたしましては、1人の雇用に加え、これまで行ってきたホームページや郷友会を通じた情報発信に加え、この事業で構築したネットワークを活用し、奄美のあらゆる情報がより確実な形で伝達できることやこれまで以上に連携が強くなることによって、さまざまな取組に対する効果が拡大するものと期待しております。

文化財室長（山田和憲君） 文化財室が関係する事業について御説明いたします。今回、この事業で文化財室は、奄美関係書籍活用事業と収蔵資料デジタルアーカイブス事業の二つの事業を予定しております。今回、こちらのほうの委託料で出ております16万5,000は、アーカイブス事業のうちのくん蒸委託の分でございますが、大概の事業については、職員を雇用して書籍活用については、図書資料の整理、データベース化、アーカイブス事業については、デジタルアーカイブス化、いわゆる電子記録の作成、データベース等の作成ということで考えております。これについては、書籍活用では2名の雇用、常勤で半年、デジタルアーカイブス事業では1名の雇用、非常勤で半年というふうに考えております。

各々事業は、60パーセントから70パーセントの人件費の費用を主に考えておりますので、直接雇用ですので、効果としては大きなものがあると思っております。

産業振興課長（朝野平三君） それでは、産業振興課にかかる水産物加工品販売業務について御説明いたします。奄美の水産業は、魚価の低迷、水産資源の減少、燃油の高騰等によりまして水産業が低迷している状況下にあります。このような中、笠利地区管内における漁業者の所得向上を図るため離島漁業再生交付金を活用いたしまして、水産物の加工品開発・販売に取り組んでいるところでありますが、現時点では、イベントでの販売やピーアールが主体でございまして、今回、漁業施設内に整備されます直売施設において水産物加工品の製造販売を行うことに伴いまして、緊急雇用事業により販売員を雇用し事業を実施するものでございます。

効果といたしましては、今回の事業によりまして2名の雇用が図られます。また、水産物加工品の製造販売におきましては、漁業者だけでなく奄美漁協も一体となって取り組んでおりますことから直売所の設置によりまして業者の所得向上が図られるものと考えております。

23番（栄 勝正君） よく分かりました。簡単に一つ、二つだけにします。先ほども申し上げましたように、3億2,000万円という枠の中から4,200万円ですか、の予算が確保できたということは、大変非常に私もうれしく思います。当局の努力の賜物だと私は思っております。それで、あと2点なんですけど、1点は、そのやはり栄養土の問題なんですけど、この間から本会議でも非常に大きな問題となっております。というのは、やはり少子化に歯止めがかかりません。将来を担う子どもたちの学力だけじゃなくて心身共に健全育成するためには、この食育というのが非常に大事なことだろうと思って、私も6月議会でも質問いたしましたけれども、今回、1人の採用ということなんですけども奄美市内では、200ないし300名の規模校でまだ配置されていない学校もあります。是非ですね、市長、これ英断を持って、やはりこういう事業にのって採用もありますけれども、やはり臨時職、あるいは期限付きでもですね、採用して、アレルギーの問題だけじゃなくて健全な子どもたちの健全に育てるための食育も大事でございますので、是非考慮してもらいたいと思います。コメントがあればお願いいたします。

それから、もういろいろ、詳しいこともいろいろ分かりましたので、一つだけお聞きしたいのは、この17事業が、当初上がったと、2事業が不採択になったと、雇用の面でのことがあったのでということなんですけども、このほかにですね、やはり今、奄美が抱えているいろいろな問題があると思いますけれども、私が聞きたいのは、例えば漂着ごみとか、あるいは空き瓶のリサイクルとか、あるいは家庭から出る食用油の回収とか、そういうような今後、世界自然遺産を目指している中でですね、非常に大事なことだろうと私は思っておりますけれども、そのような事業など考えられなかったのか、お聞きしたいと思います。

企画調整課長（東 美佐夫君） 今回、先ほどちょっと御説明したとおり、7月の中旬から2週間という短い期間だったということで、関係課のほうでは日頃、情報収集している中で今回の、提案だったろうと思います。その中で、今、御提案あったごみであったり食用油であったり漂着ごみだったり、その辺については、議論されなかったということはなかったと思いますが、今回の中で提案がなかったということですので、24年度また継続されるということでありますので、その中でまた検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

学校教育課長（福永 朗君） 栄養士の件については、議員御指摘の点多々あるかと思っております。前回、お話ししましたように本年度から鹿児島県内で奄美市だけが取り組んでおります栄養教諭を中核とする食育推進事業等も行っております。それから、市内の未配置校の栄養教諭の未配置校の学校においては、これまでも未配置校の条件の中で適切な学校給食等についての実績と経験を踏まえてきておりますので、その点も考慮しながら本事業を進めていきたいというふうに考えています。

23番（栄 勝正君） 課長が答弁しているんですけど、最後に市長に見解を一つだけお聞きしたいと思っております。先ほど、私が申し上げましたですね、世界自然遺産を目指して、やはり漂着ごみとか、このような空き瓶とか空き缶のリサイクルは大変必要なことだろうと私は思っております。そこで、やはりこのような事業も是非取り組んでいる業界があればですね、連携をしてやってもらいたいと思っておりますけれども、いかがですか。

それから、その栄養職員も今後、検討協議してとか、いろいろあるんですけども、希望基準に満たないからとかいうこともありますけれども、先ほどから申し上げますように、是非私は、健全育成のためには、健全な子どもたちを含めてアレルギー性を持った子どもたちを含めて栄養職員は必要だと、200名、300名、100名いるから要らないとかそういう論理はないんですけども、なおさら大きな生徒数がある学校では、やはり栄養職員がいなければ給食員が苦慮しているんじゃないかなと思っておりますので、市長の英断もお願いしたいと思っておりますので、市長、見解をお願いしたいと思っております。

市長（朝山 毅君） ただいまの委託料の事業内容については、課長がお話ししましたように、事業の精査の中において事業目的に沿う緊急雇用的な政策である。その中で人件費が事業費の半分以上超えるものであるというふうなこと等がありまして、採択の基準になっているということですから、やはり事業計画そのようなものを提出していただければ24年度以降においても担当各課において鋭意事業者、申請者と協議をしながら進めていきたいと考えております。

また、栄養士のことについては、先ほど来の議会のほうでも多々あらゆる角度から御指摘等がございました。アレルギーの問題、また大規模校における固定した管理栄養士がないという問題等々、やはりこれについては、給食センター方式、一学校における方式等々含めて、メリット・デメリットを考えていくという時期にきたんではないかと思っております。そのことによりアレルギー体質の生徒さん、教員も一人いるということでもございましたが、それらを含めて一元的に管理する方法、それぞれの学校で管理する方法、どちらがいいかということを抜本的に今後、考えていく必要もあろうかと思っております。そういう中において管理栄養士、栄養士が、どのような方向で配置されるかは併せて考えていきたいと

考えているところであります。

議長（世門 光君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

議長（世門 光君） 議案第58号から議案第60号，議案第62号から議案第63号及び議案第53号 平成23年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中の関係事項についての6件をこれを総務委員会に，議案第54号から議案第57号，議案第61号及び議案第53号 平成23年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中の関係事項についての6件をこれを厚生委員会に，議案第64号及び議案第53号 平成23年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中の関係事項についての2件をこれを産業経済委員会に，議案第53号 平成23年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中の関係事項についての1件をこれを文教委員会へそれぞれ付託いたします。

本会議において受理いたしました陳情は，お手元に配付してあります文書表のとおり，所管の常任委員会に付託しましたので御報告いたします。

各常任委員会審査及び報告書の整理のため明日16日から25日まで休会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって，明日16日から25日まで休会することに決定いたしました。

9月26日，午前9時30分本会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。（午前10時49分）

第 3 回 定 例 会
平成23年 9 月 26 日
(第 7 日 目)

出席議員は、次のとおりである。

1番	師 玉 敏 代 君	2番	多 田 義 一 君
3番	橋 口 和 仁 君	4番	奈 良 博 光 君
5番	戸 内 恭 次 君	6番	平 田 勝 三 君
7番	向 井 俊 夫 君	8番	蘇 嘉 瑞 人 君
9番	竹 田 光 一 君	10番	竹 山 耕 平 君
11番	伊 東 隆 吉 君	12番	泉 伸 之 君
13番	世 門 光 君	14番	関 誠 之 君
15番	三 島 照 君	16番	崎 田 信 正 君
17番	里 秀 和 君	18番	平 敬 司 君
19番	渡 京 一 郎 君	20番	朝 木 一 昭 君
21番	奥 輝 人 君	22番	平 川 久 嘉 君
23番	栄 勝 正 君	24番	大 迫 勝 史 君
25番	与 勝 広 君	26番	叶 幸 与 君

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	福 山 敏 裕 君
教 育 長	坂 元 洋 三 君	住 用 総 合 支 所 長	高 野 匡 雄 君
笠 利 総 合 支 所 長	川 畑 克 久 君	総 務 部 長	松 元 龍 作 君
総 務 課 長	前 里 佐 喜 二 郎 君	企 画 調 整 課 長	東 美 佐 夫 君
財 政 課 長	安 田 義 文 君	市 民 部 長	田 丸 友 三 郎 君
福 祉 部 長	小 倉 政 浩 君	福 祉 政 策 課 参 事	浦 口 一 弘 君
自 立 支 援 課 長	桜 田 秀 勝 君	産 業 振 興 部 長	川 口 智 範 君
商 水 情 報 課 長	則 敏 光 君	農 政 局 長	東 正 英 君
土 地 对 策 課 長	奥 正 幸 君	建 設 部 長	田 中 晃 晶 君
都 市 整 備 課 長	上 島 宏 夫 君	教 委 事 務 局 長	日 高 達 明 君
教 委 総 務 課 長	白 坂 稔 君	選 挙 管 理 委 員 会 長	圓 和 之 君

監査委員事務局長 山 崎 實 忠 君

職務のために会議に出席した者は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	有 川 清 貴 君	次 長 兼 橋 本 明 和 君
主 幹 兼 議 事 係 長	前 田 美 佐 男 君	調 査 係 長 事 務 取 扱 議 事 係 主 査 麻 井 庄 二 君

議長（世門 光君） ただいまの出席議員は21人であります。会議は成立いたしました。
これから本日の会議を開きます。（午前9時32分）

議長（世門 光君） 昨夜集中豪雨が発生し、災害状況を把握の必要がありますので、午後2時から再開することとし、暫時休憩したいと思います。よろしくお願ひします。
暫時休憩いたします。（午前9時33分）

議長（世門 光君） 再開いたします。（午後 2時00分）
本日の会議は、お手元に配布いたしてありますように、日程第2号のとおりでございます。
日程に入ります。

議長（世門 光君） 日程第1、議案第53号から議案第64号までの12件について、一括して議題といたします。
本案に対する各委員長の報告を求めます。
最初に、厚生委員長、審査報告を求めます。

厚生委員長（竹田光一君） こんにちは。厚生委員会は、9月15日午後1時30分に開会いたしました。
7人の委員の出席の下、慎重に審査が行われました。

それでは、本定例会において厚生委員会に付託されました議案第53号 平成23年度奄美市一般会計補正予算（第2号）について、厚生委員会関係事項並びに議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第57号、議案第61号についての審査の結果を御報告いたします。

これら6件の議案につきましては、お手元に配布してあります厚生委員会審査報告書のとおり、すべて全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以下、その審査の経過について御報告いたします。

議案第53号 平成23年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中、関係事項についてであります。本案について当局から、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費20節扶助費の80万円は、島外で腎臓移植手術を受けるための旅費助成金一人20万円の4人分であり、これは去る6月議会で腎臓機能障害者旅費助成金交付に関する陳情書が採択され、それを受けて今議会で補正予算を計上したものであります。5款労働費1項労働費3目緊急雇用創出臨時特例基金事業費7節賃金の介護支援専門員の264万円は、認知症グループホーム運営強化事業費分を計上。この事業費は、グループホームにおいて適切な介護を行うためのアセスメントや、処遇改善についての取組を手助けするものであります。4款衛生費1項保健衛生費3目母子保健費に222万3,000円を計上。これは新たに国の補助事業で地域子育て創生事業を実施することに伴い、必要経費を計上。この事業は、笠利地区においては、子育て応援フェスタを開催し、子育てに関する社会資源の周知や、地域全体で子育て世帯を応援する機運を高めようとするものです。名瀬地区においては、食育の専門家を招いて、食を通じた子育て支援講演会を開催し、食育に関する知識の普及を図り、子育て支援を行う事業。腎臓器移植手術を受けるための旅費助成金について、年間どれぐらいを想定したのかの質疑に対し、件数は年間5組程度、予算上は2組の4名分を計上。人工透析患者数は、国保分で平成20年度が61人、21年度が66人、22年度が75人で、60人から70人程度で推移。国保に占める透析患者の一人当たりの費用は、年間概ね400万円から600万円となっております。委員からも、移植によって人工透析患者が減少することによって、国保会計にも良いことであり、旅費助成は必要だ。今後は透析予備軍の解消に向けた取組も強化すべきとの意見もありました。ほかにも質疑はありましたが、この際省略させていただきます。

次に、議案第54号 平成23年度奄美市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について報告いたします。歳入歳出予算総額に1,111万4,000円を増額し、歳入歳出予算額を70億2,184万8,000円とするもので、主に平成23年度の人事異動等に伴う給料、職員手当、共済費等を計

上などの補足説明がありました。本案に関して委員からの質疑はありませんでした。

次に、議案第55号 平成23年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）について報告いたします。1款総務費1項施設管理費1目一般管理費については、人事異動に伴い、人件費を42万円計上。平成23年度奄美市国民健康保険直営診療所勘定特別会計予算の総額は、2億3,076万8,000円となります。本案に関して委員からの質疑はありませんでした。

次に、議案第56号 平成23年度奄美市後期高齢医療特別会計補正予算（第1号）について報告いたします。主なものとして、3款諸支出金2項繰出金1目一般会計繰出金28節繰出金255万3,000円は、前年度の剰余金を繰り出すもので、歳入については5款繰越金1項繰越金1目繰越金1節繰越金の325万3,000円は、前年度剰余金であるなどの補足説明がありました。本案に関して委員からの質疑はありませんでした。

次に、議案第57号 平成23年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について報告いたします。主なものとして、2款保険給付費1項介護サービス等諸費1目居宅介護サービス給付費19節負担金補助及び交付金2,000万円の減は、通所デイサービス減による減額、2目地域密着型介護サービス給付費19節負担金補助及び交付金3,000万円の減は、施設利用者の減による減額で、昨年の豪雨災害で被災された施設、グループホーム等の未再開ため減額補正するものであります。2項介護予防サービス諸費1目介護予防サービス給付費19節負担金補助及び交付金4,000万円増額は、介護予防サービスの訪問者数の増加によるものであるなどの補足説明を受け、質疑に入り、委員から、豪雨災害に遭った施設は未再開ということだが、利用者の現在の状況はに対し、虹の丘については虹の丘の老健施設仮入居、わだつみ園のほうは何箇所かに分かれて施設入所されている。ほかに基金の総額は幾らかに対し、平成23年5月31日現在で1億4,224万3,020円との答弁でありました。ほかに介護予防、高額介護、二次予防対策等の意味に対する質疑などがありました。この際省略させていただきます。

次に、議案第61号、奄美市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを報告いたします。国の法律改正に合わせての条例改正で、今までは弔慰金を配る順番が配偶者、子、父母、孫、又は祖父母とまで決まっていたが、東北の3.11の災害の後、死亡した者の死亡当時その者と同居、又は生計を同じくしていた兄弟、姉妹にも支給するというものであります。

以上をもちまして、厚生委員会に付託されました議案の審査報告を終わります。なお、御質疑がございましたら、他の委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（世門 光君） 次に、産業経済委員長の審査報告を求めます。

産業経済委員長（三島 照君） こんにちは。産業経済委員会からの審査報告をいたします。産業経済委員会は、9月15日の1日間開会し、本会議において当委員会に付託されました議案第53号 平成23年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中、関係事項分について、議案第64号 奄美市本場奄美大島紬の館条例を廃止する条例の制定について、以上、2件を審査いたしました。その結果を報告いたします。

本議案につきましては、お手元の配布いたしました産業経済委員会審査報告書のとおり、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、主な質疑について報告いたします。

最初に、議案第53号 平成23年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中、関係事項につきましては、まず当局より、議案の説明がありました。主なものは、18節の備品購入費の3,580万5,000円は、堆肥センターの計量器189万円と、梱包機1,459万5,000円、また、自動車購入費の1,932万円とのことでした。また、3項2目林業費13節の委託料の松くい虫駆除事業3,363万7,000円は、住用地区1,336立方メートルの事業の増加によるもの。今年度は名瀬地区で約2,000立方メートル、住用地区が2,836立方メートル、笠利地区で200立方メートルの

合計5,036立方メートルの事業費とのことでした。商工費では、2目の商工振興費の19節負担金約2,000万円は、プレミアム商品券の発行事業助成金で、1億8,000万円の10パーセント1,800万円をプレミアム分とし、事業費は200万円で予定しているということでした。その他、説明を受け、質疑に入りました。

委員からは、松くい虫の被害が広がっているが、今後の事業計画はとの質疑があり、当局は、住用地区はすべての駆除はできなかったが、名瀬、笠利については、昨年すべての駆除ができた。今年度についても、名瀬、笠利地区はすべての事業費が付いた。住用地区については、三太郎峠から北については、今後侵入しないよう強力で駆除を行っていくとのことでした。また、委員から、自動車購入費が1,932万円はどういう特殊車両かとの質疑があり、この自動車は、自走式で、堆肥をかくはんしながら畑にまいていくもので、1反につき3,4分でまいていくという新鋭の自動車ということです。また、委員から、26ページの農林水産費の15節の工事請負費296万2,000円と、18節の備品購入費の323万4,000円の内容について質疑があり、当局からは、これは笠利町の旧給食センターを笠利地区農林水産物加工施設として改修工事を行うとのことでした。また、委員から、松くい虫の抜倒の後に検証などはされているのかとの質疑があり、当局は、周囲の木についてはできているが、昨年度時には事業を行ったところも含めて、被害状況の調査は行っているとのことでした。また、委員から、25ページのパソコンのバージョンアップ業務で、100万円とあったが、Windows7への更新ということだが、更新の理由はとの質疑に対して、当局は、WindowsXPの販売自体が2010年10月に終了しており、メンテナンス期間も2014年7月までとなっているため、今回入れ替えるとのことでした。ほかにも質疑はありましたが、この際省略させていただきます。

また、議案第64号 奄美市本場奄美大島紬の館条例を廃止する条例の制定については、特段な質疑はありませんでした。

以上で産業経済委員会の審査報告を終わりますが、御質疑がありましたら、他の委員の協力を得てお答えいたしたいと思います。

議長（世門 光君） 次に、文教委員長の審査報告を求めます。

文教委員長（渡 京一郎君） こんにちは。文教委員会は、去る9月16日午前9時30分から開会され、付託された1件の議案を慎重に審査いたしました。

それでは、文教委員会に付託されました議案第53号 平成23年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中、関係事項についての審査結果を御報告いたします。

これら1件の議案につきましては、お手元に配布してあります文教委員会審査報告書のとおり、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、その審査の経過について御報告いたします。

議案第53号 平成23年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中、関係事項分につきましては、当局より補足説明の後、緊急雇用9月補正事業の奄美市特別支援教育支援員配置事業について質疑がありました。現在は当初から14名配置をしておりますが、それに今回の9月補正で新たに4名、合計18名に10月以降はできないか、考えているとの答弁でございました。また、配置予定校といたしまして、奄美小学校1名、朝日小学校2名、宇宿小学校1名を考えているとのことでございます。同じく、栄養職員についても、補助金がいただければ、10月から名瀬地区の栄養教諭がいない、比較的規模の大きい学校に巡回指導を行かせたいとの答弁がございました。配置の仕方につきましては、派遣日数を調整して、効果的に巡回して指導ができるよう、広報したいと考えているとの答弁でございました。ほかにも質疑はありましたが、省略をいたします。

以上をもちまして、文教委員会における議案審査の報告を終わります。なお、御質疑がございましたら、他の委員の御協力を得て、お答えしたいと思います。

議長（世門 光君） 次に、総務建設委員長の審査報告を求めます。

総務建設委員長（朝木一昭君） 皆さん、こんにちは。総務建設委員会は、去る9月16日午前9時30分より午後0時42分まで1日間開催され、活発にかつ慎重に審査が行われました。それでは、総務建設委員会に付託されました議案第53号 平成23年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中、総務建設委員会関係事項について並びに議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第62号、議案第63号につきまして、審査の結果を御報告いたします。

これらの議案につきましては、お手元に配布してあります総務建設委員会審査報告書のとおり、原案どおり可決すべきものと決しました。以下、審査の経過について御報告いたします。

議案第53号 平成23年度奄美市一般会計補正予算（第2号）中、関係事項についてであります。当局より、総務課における人件費等につきましては、採用、退職に伴うものと、人事異動によるもの、例年12月補正で計上していた2パーセントの増額分4,342万2,000円と、共済組合負担金の率の変動に伴う増減分を今回計上したこと。東日本大震災の被災市町村に対し、職員を3名派遣したこと。県の補助率2分の1の災害時通信網整備事業で、住用地区の市、戸玉、山間集落と、笠利地区佐仁集落、名瀬地区崎原集落に衛星携帯電話設置を予定していること。財政管理費の積立金の4億2,046万1,000円は、公共施設整備事業基金として2,046万1,000円を積み立て、庁舎整備基金に4億円を積み立てるもの。自動車損害保険の契約内容を3支所間同じ内容にすること。地方特例交付金の額が4,773万9,000円と確定したので、差額の2,774万6,000円を減額したこと。地方交付税を3億9,351万6,000円減額し、123億4,656万円とすること。そのうち普通交付税は、額が確定したので減額したこと。理由として、人口減少による影響、クリーンセンター建設時起債償還終了時における減、合併特例法による合併補正額の終了による減などが考えられるし、東日本大震災の発生により、被災地へ手厚く充てられる財源確保するため、地域振興費が減になったことも大きい。公共施設整備事業基金繰入金9,374万円のうちには、捨て土第二処分場用地購入費864万円が含まれていること。コミュニティ助成事業補助金710万円の内訳は、名瀬勝町内会へ230万円、戸玉集落会へ250万円、手花部集落会へ230万円とのことなどの補足説明がありました。

委員より、今回の衛星携帯電話設置で、連絡網の体制は整うのか。防災マップ作成とAEDの配置は十分か。交付税減額の人口減の基準はどうか。また、今後の見通しは。公共施設整備繰入金と第二捨て場購入との関連はどうか。佐大熊並存住宅跡地はどうなるのか。交付税は昨年度比幾ら減額になったのか。繰越金の要因は何か。自治振興費3か所分は、備品の購入するのか。また、他の集落へ振り分けはできないかなどの質疑がありました。当局より、衛星携帯電話は、昨年度は各支所に2台、今回孤立が予想される5集落を選んだが、今後県の補助を得ながら整備していく。性能につきましては、雨雲が厚いと若干つながりにくいようです。防災マップの所管は総務課で、今回の東日本大震災を受け、防災計画の見直しをする必要があり、調査を要するので、24年度にずれ込むことも考えられる。AEDは崎原、市、佐仁が学校に設置されており、戸玉、山間は設置されていない。今後検討する。交付税算定基礎の人口は、国勢調査に基づくもので、前回、平成17年度調査に比べ、3,491人、7パーセント減少していることが大きく響いている。ごみ処理関係の事業費補正額と合併補正額の終了も要因だ。来年度は世帯数も加味されそうで、全体で9,700万円程度減少する見込みです。公共施設整備事業繰入金9,300万円につきましては、第二処分場用地購入費860万円、昨年豪雨災害で9か所に仮置きした土砂の除去費用、機械借上げ料8,180万円が主なものである。佐大熊並存住宅跡地は、地域住民の要望に応え、スーパー・ストアを経営する人に買っていただきたい。合筆、分筆準備ができ次第公募する予定だ。交付税は、昨年度比3億9,847万6,000円減の123億4,656万円で、普通交付税が116億4,656万円、特別交付税が7億円である。繰越金2億7,089万2,000円は、平成22年度分3億4,457万2,000円に、今回分6,572万3,000円を計上し、そのうち7,368万円を留保財源としたものです。自治振興費の名瀬勝、戸玉、手花部集落分は、会議用テーブル、パイプいす、音響機器購入分である。他の集落への振り分けはできないとの答

弁がありました。

また、当局より、28ページ8款2項3目の緊急地方道路整備事業の9,602万7,000円の減額については、東日本大震災等の予算確保による社会資本整備総合交付金事業費確定によるもので、奄美市の対象路線は伊津部勝～名瀬勝～小湊線、山間～市線、知名瀬34号線、赤木名～笠利線、それに小俣街路の5路線が該当し、事業費全体の2割カットとなったこと。河川管理費賃借料200万円は、小湊地区伊津部勝、山田川ほか5河川の土砂掘削用機械借上げ料であること。港湾管理費144万7,000円は、知名瀬港の港路等修繕費、空港管理費の569万7,000円の減額は、県との契約金額の確定によるもの。公共土木施設災害復旧費の1億5,000万円の減額は、地滑り災害の平田～朝戸線の災害査定の確定によるもの。都市計画総務費の2,103万1,000円の増額補正は、小俣線街路事業、末広・港土地区画整理事業、まちづくり交付金事業の東日本大震災に伴う内示額の確定による人件費減額を総務費に組み替えたもの。公園管理費の62万円の増減補正は、おがみ山ポンプの1基故障の修繕費であること等の補足説明がございました。

委員より、A i A iひろば9,968万5,000円の減額が大きいですが、支障はないか。末広・港土地区画整理事業に今後震災の影響は。第二残土処分場の今後はどうなるのか。災害復旧費で水道会計との費用分担についているが、ルールがあるのか。仮置きした土砂は農地に再利用できないかなどの質疑がございました。当局より、A i A iひろばの件は、当初のPC桁工法から一般コンクリート工法に変更したための減額で、事業に支障はない。大震災による減額は、移転補償にも影響がある。計画どおり移転が進まないと、施工期間の延伸もあり得る。計画前に移転する場合、補償の対象とはならない。27年度まではこのような状況が続くが、完成したときに新しいまちに生まれ変わるので、誠心誠意取り組んでいくので、地権者も協力してほしい。現在の残土処分場は、今年度で役目を終える。隣接する土地、4名5筆分6万4,992ヘーバーを購入予定で、今年度完了分として2万9,314ヘーバーの購入費用を計上した。今後20年間は使用できるものと考えている。今回水道関係、災害復旧の2分の1を水道会計にお願いした。特に取り決めはない。今後はこれが基準になっていくと思う。仮置きの土砂は、質が悪く、農地に使えるものではない。また、公金で個人の畑に使うことは難しい等の答弁がございました。

次に、議案第58号 平成23年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、議案第59号 平成23年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。当局より、総務費一般管理費等人事異動に伴う人件費の見直しであること。真名津町の県病院横と長浜町のハブセンター付近の汚水管路施設工事90メートル900万円及び末広・港区画整理事業に伴う汚水管路施設の移設工事40メートル200万円を増額計上したこと。宇宿処理場で使用する消毒薬品代9万7,000円を増額計上したことなどの補足説明があり、委員より、受益者負担加入徴収費の滞納分と認識について、県病院横の工事費の割高はなぜか等の質疑があり、当局より、21年度滞納件数1,721件440万9,165円である。98パーセントの収納率で普通であると考えている。滞納者には催告書を送ったり、電話で督促をしている。県病院横は、宅地の段差があり、ポンプ施設を要するため、工事費の割高になった等の答弁がありました。

次に、議案第60号 平成23年度奄美市水道事業会計補正予算(第1号)についてであります。当局より、営業外費用127万8,000円は、平成18年度における不納欠損金であること。資本的支出の配水施設整備費1,200万円の増額は、大川ダム上流の轟水源取水施設の復旧工事費と、上佐大熊高台地区の給水施設の改修工事費であること。簡易水道整備費860万円の増額は、東城浄水場の配水量の不足が見込まれ、簡易水道統合事業の認可を得るための作成業務委託料であること。工事費1,362万3,000円の増額は、太陽が丘運動公園の配水池への送水加圧ポンプ及び受水槽が破損したための復旧工事と、朝戸の農業研修センター敷地内に計画されている選果場への配水管敷設工事費の所要額であること。器具購入費1,167万4,000円は、豪雨や台風、異常気象等の災害に備えるべく、2トン給水タンク車を購入しようとするもの等の補足説明がございました。

委員より、災害復旧補助金3,098万4,000円の減額は、どこの箇所かきちんとしたアロケー

ションがないということだが、2分の1負担をどう考えているか。23年度に繰り越した工事の進捗状況はどうか。太陽が運動公園の施設設備の破損はいつ確認したか。現状と今後の計画はとの質疑がございました。当局より、災害箇所は有仲、山間、西部の3か所で、工事費1億2,525万3,000円の査定があった。国庫補助6,328万6,000円、市負担6,196万7,000円と考えていたが、交付税が減額となったため、財政課と協議して2分の1を受け入れた。繰り越した災害工事の進捗状況は、古見地区簡易水道復旧は完了、住用地区簡易水道復旧も完了してる。発電機工事は、設備の投入にかかっており、施工中で進捗率は20パーセントである。太陽が丘運動公園の設備破損は、3月8日確認した。設置から19年経過し、老朽化によるものと思う。現在は仮タンクをリースして対応している。送水路の経路の検討に時間を要した。今後審議に諮っていきたい等の答弁がございました。

次に、議案第62号 奄美市災害応急措置の業務従事者に関わる損害補償に関する条例の制定についてであります。当局より、災害時に物資輸送や道路復旧等の応急措置を実施するために、各種団体と協定を締結することに伴って、応急措置の業務に従事させた場合、災害対策基本法では、当該業務に従事した者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、また、障害の状態となったときには、当該市町村は、条例の定めるところにより、その者、又はその者の遺族などがこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならないと規定しておりますが、本市にはこれまで条例の定めがありません。この機に条例を整備しようとする旨の補足説明がございました。委員より、過去にけがなどの事例があるか等の質疑があり、当局より、現在災害協定は五つあり、ダイエーと災害時の食料などの物資の供給、デイとの放送の協定、九電との電力復旧協定、LPガスとガス供給協定、建友会と道路復旧などの協定があるが、事故、けがの例は一度もない等の答弁がございました。

次に、議案第63号 奄美市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。当局より、去る第177国会におきまして、現下の厳しい経済状態、状況及び雇用情勢に対して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が、6月30日に公布されました。このことに基づき、奄美市税条例の一部を改正するものである旨、補足説明がございました。委員より、特段の質疑はございませんでした。

以上をもちまして、総務建設委員会に付託されました議案の審査報告を終わります。なお、御質問がございましたら、ほかの委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（世門 光君） これから各委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

議案第53号から議案第64号の12件を一括して採決いたします。

議案12件に対する各委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

議案12件は、各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第53号から議案第64号までの12件については、各委員長報告のとおり、いずれも原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（世門 光君） 日程第2、陳情第3号及び陳情第4号の2件について一括して議題といたします。

本案に対する総務建設委員長の審査報告を求めます。

総務建設委員長（朝木一昭君） それでは、総務建設委員会に付託されました陳情につきまして、審査の結果について御報告いたします。

総務建設委員会に付託されました継続審査の陳情第3号 川内原発増設計画の白紙撤回などを求める陳情並びに陳情第4号 奄美市議会の改革を要望する陳情について審査の結果は、お手元に配布してあります総務建設委員会審査報告書のとおりであります。

以下、審査の経過について御報告いたします。

陳情第3号の請願者は、住所、奄美市名瀬大熊555番地、當島勝文です。

委員より、国のエネルギー政策に絡んでくるので、不採択とすべきだ。3.11の原発事故で国民の信頼性を失った。採択すべきだ。再生エネルギーを増やしていくためにも、賛成である等の意見が出、委員会で審査の結果、本案を採択することに異議ありの発言があり、挙手により採決いたしました。本案を採択することに賛成の委員は3名、本案を採択することに反対の委員も3名、同数となり、よって委員長裁決となり、委員長は採択と裁決いたしました。よって、陳情第3号は、採択すべきものと決しました。

次に、陳情第4号 奄美市議会の改革を要望する陳情についてであります。陳情者は、住所、奄美市名瀬久里町12番2号、奄美市の政治を改革する会代表 林 淳一郎です。陳情事項の内容は次のとおりです。現行の議員報酬を月額制から大幅に減額し、課長給与の70パーセントをめどに、議会出席日数に応じた日当制に変更することを要望します。2、多種多様の職種を抱えてる市民に、市議会議員としての門戸を広く開くため、議会の開催日時を欧米諸国や自国先進地に倣って、日曜日や夜間に開催できるように要望いたしますという内容でした。

委員から、日当制につきましては、議員は毎日が議会活動、行政活動、市民の要望にのっているのがそぐわない。将来は夜間、日曜議会があっても良い。若い政治家を育成するのであれば、日当制には無理がある。まずは議会基本条例があるので、それをしっかり履行して、その後に議論すべきだ。現段階では認めるわけにはいかない。日当制は、人材育成とはならないと思う。夜間、日曜議会は、職員の休暇の問題、予算、財源の問題等あってそぐわない。まずは議会基本条例をしっかりと取り組むこと。報酬があるから議員活動にメリハリがつくし、市民サービスや気力も高揚される。財政状態の悪い自治体との比較はおかしい。時期尚早であるなどの意見が出、委員会採決に当たり、一委員が棄権を表明し、退場いたしました。討論を省略し、挙手により採決の結果、賛成者0でした。よって、陳情第4号 奄美市議会の改革を要望する陳情は、不採択すべきものと決しました。

以上をもちまして、総務建設委員会に付託されました陳情の審査内容の報告を終わります。なお、質問がございましたら、ほかの委員の協力を得てお答えしたいと思います。

議長（世門 光君） これから委員長報告に関する質疑に入ります。

なお、質疑、討論、採決につきましては、本陳情2件を分割して行います。

まず最初に、陳情第3号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、採択すべきものであります。

お諮りいたします。

第3号についての委員長報告のとおり、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

はい、よろしいです。

起立少数であります。

よって、陳情第3号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第4号の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

ただいまから陳情第4号の採決を行います。

陳情第4号に対する委員長報告は、不採択とすべきものであります。

この議案についてお諮りいたします。

採決は起立によって行います。

お諮りします。

陳情第4号について、採択することに賛成の方の起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

起立少数であります。

よって、陳情4号は、不採択とすることに決定いたしました。

議長(世門 光君) 日程第3, 平成22年度奄美市一般会計決算等認定の他, 各特別委員会決算等認定についての議案65号から議案79号の15件を一括して議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長(朝山 毅君) それでは、早速本日提案いたしております議案第65号から議案第79号までの提案理由を御説明いたします。

議案第65号 平成22年度奄美市一般会計歳入歳出決算について御説明いたします。平成22年度一般会計予算は、当初295億3,006万3,000円を計上し、その後、61億3,619万3,000円を増額補正したことにより、最終予算額は356億6,625万6,000円となりました。これに平成21年度から繰り越した国の経済対策事業や、末広・港土地区画整理事業などの繰越額19億6,912万5,279円を加えた最終の予算減額は、376億3,538万1,279円となっております。この予算現計額に対して、災害復旧事業や、国の緊急総合対策事業など、35億6,322万5,742円を平成23年度に繰り越した結果、平成22年度一般会計の決算額は、歳入総額341億1,380万3,232円、歳出総額330億107万2,428円となり、歳入歳出差引額は11億1,273万804円となりました。また、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源3億1,815万8,657円を差し引いた実質収支額は、7億9,457万2,147円であります。なお、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定により、4億5,000万円を財政調整基金への繰入額といたしました。

議案第66号 平成22年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初64億682万7,000円を計上いたし、その後、4億9,276万円を増額補正いたしまして、最終の予算現計額は68億9,958万7,000円となっております。これに対しまして、決算額は歳入総額60億8,362万1,595円、歳出総額65億8,115万2,862円となっており、歳入歳出差引額は4億9,753万1,267円の歳入不足となっております。このため、翌年度歳入

からの繰上充用金4億9,753万1,267円で歳入不足を補填いたしております。

議案第67号 平成22年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初2億2,465万1,000円を計上いたし、その後、1億1,464万6,000円を増額補正いたしまして、最終の予算現計額は3億3,929万7,000円となっております。これに対しまして、決算額は歳入総額3億2,421万2,754円、歳出総額3億2,379万1,525円となっており、歳入歳出差引額は42万1,229円となっております。

議案第68号 平成22年度奄美市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初1,100万円を計上いたし、その後、993万3,000円を減額補正いたしまして、最終の予算現計額は106万7,000円となっております。これに対しまして、決算額は歳入総額106万3,160円、歳出総額106万3,160円となっており、歳入歳出差引額は0円となっております。

議案第69号 平成22年度奄美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初3億8,802万8,000円を計上いたし、その後、353万円を増額補正いたしまして、最終の予算現計額は3億9,155万8,000円となっております。これに対しまして、決算額は歳入総額3億7,213万2,096円、歳出総額3億6,887万8,540円となっており、歳入歳出差引額は325万3,556円となっております。

議案第70号 平成22年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初4億4,940万2,000円を計上いたしましたが、その後、1億9,675万3,000円を増額補正いたしまして、最終の予算現計額は4億6,615万5,000円となっております。これに対しまして、決算額は歳入総額4億6,176万9,448円、歳出総額4億5,046万2,095円となっており、歳入歳出差引額は9,130万7,353円となっております。

議案第71号 平成22年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初1,317万7,000円を計上いたし、その後、1,450万8,000円を増額補正いたしまして、最終予算現計額は2,768万5,000円となっております。これに対しまして、決算額は歳入総額2,567万2,936円、歳出総額2,567万2,936円となっており、歳入歳出差引額は0円となっております。

議案第72号 平成22年度奄美市笠寿園特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初2億1,397万8,000円を計上いたし、その後、2億3,373万4,000円を増額補正いたしまして、最終の予算現計額は4億4,771万2,000円となっております。これに対しまして決算額は、歳入総額4億4,768万6,204円、歳出総額4億4,768万6,204円となっており、歳入歳出差引額は0円となっております。

議案第73号 平成22年度奄美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初18億5,900万1,000円を計上いたし、その後、1,722万7,000円を減額補正し、更に平成21年度からの繰越明許額3,392万円を加えまして、最終の予算現計額は18億7,569万4,000円となっております。この予算に対しまして、繰越明許額750万円を平成23年度へ繰り越しましたことから、決算額は歳入総額18億3,721万4,773円、歳出総額18億2,842万3,005円となっており、歳入歳出差引額は879万1,768円となっております。歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源503万円を差し引いた実質収支額は、376万1,768円でございます。

議案第74号 平成22年度奄美市農業集落排水事業地特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初2億4,838万2,000円を計上いたし、その後、476万9,000円を増額補正し、更に平成21年度からの繰越明許額160万円を加えまして、最終の予算現計額は2億5,475万1,000円となっております。この予算に対しまして、繰越明許額3,823万円を平成23年度へ繰り越しましたことから、決算額は歳入総額2億1,260万7,257円、歳出総額2億1,170万910円となっており、歳入歳出差引額は90万6,347円となっております。歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源9万2,000円を差し引いた実質収支額は、81万4,347円であります。

議案第75号 平成22年度奄美市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定につきましては、予算減額1,870万1,000円に対し、決算額は歳入総額、歳出総額ともに1,870万712円となり、歳入歳出差引額は0円でございます。

議案第76号 平成22年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計歳入歳出決算認定につきましては、予算現計額2,007万円に対し、決算額は歳入総額4,389万8,111円、歳出総額1,713万9,336円となっており、歳入歳出差引額は2,675万8,775円となっております。

議案第77号 平成22年度奄美市と畜場特別会計歳入歳出決算認定につきましては、当初1,720万円を計上し、その後、68万1,000円を減額補正いたしまして、最終の予算現計額は1,651万9,000円となっております。これに対しまして、決算額は歳入総額1,677万863円、歳出総額1,640万1,344円となっており、歳入歳出差引額は36万9,519円となっております。

議案第78号 平成22年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定につきましては、予算減額713万4,000円に対しまして、決算額は歳入総額684万6,814円、歳出総額474万7,305円となっており、歳入歳出差引額は209万9,509円となっております。

議案第79号 平成22年度奄美市水道事業会計決算認定につきましては、収益的収入10億5,050万973円、収益的支出8億8,498万2,226円で、差引1億6,551万8,747円の利益となっており、消費税及び地方消費税抜きで計算いたしますと、1億5,177万375円の純利益を生じます。資本的収支につきましては、収入額6億3,176万5,000円から、平成21年度簡易水道特別会計事業の財源となる企業債収入を除いた額5億806万5,000円に対し、支出額6億7,037万595円で、1億6,230万5,595円の不足となっており、不足額につきましては、消費税資本的収支調整額、当年度分・過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

以上をもちまして、議案第65号から議案第79号までの提案理由の説明を終わりますが、何とぞよろしく認定していただきますようお願いいたします。

議長（世門 光君） これから質疑に入ります。

通告がありました三島 照君の発言を許可いたします。

15番（三島 照君） こんにちは。日本共産党の三島 照です。今日は決算付属書一般会計について決算委員会をスムーズに進行するためにも、質疑をしたいと思っております。

まず、60ページの2款総務費1項10目14節電子計算機システムの使用料として5,634万4,609円が計上されてます。この点については、これはどこの企業へのなのか。また、契約方法はどんなってんのか、よろしくお願ひします。

続いて、61ページの2款総務費1項10目19節町村会総合行政システム負担金として、ここでも1,557万8,000円、どういうシステムで、何の負担金なのか、明確にさせていただきたいと思ひます。

続いて88ページ3款民生費の2項の2目13節、これも委託料として159万7,000円が計上されています。この委託先と委託方法はどんなっているのか、示してください。

続いて94ページ3款民生費3項3目13節、ここでも委託料として1,164万5,052円が計上されています。この委託先と委託方法はどんなっているのか、示してください。私はここをこれを質疑するに当たっては、以前にもこのシステム運用というのが、一貫して島外の業者に随意契約で委託され続けてきてる観点では、すべて市民のすべての情報が、このそういうとこで一括集約されるということには、非常に危機感を感じています。そういう点で、この問題を質問しました。

続いて、157ページ8款の土木費5項5目14節家屋借上料642万1,000円、これはどこの家屋の借上料なのか。その借上げの理由について示してください。

議長（世門 光君） 答弁を求めます。

企画調整課長（東 美佐夫君） それじゃ、ただいまの質問の2点の、2点ほどですね、私のほうからお答えいたします。

まず一つ目、電子計算機システムの使用料の件についてですが、この使用料については、六つの契約項目がございます。一つ目がネットワークサーバー機器のリース料、二つ目が基幹系電算システムサーバー機器のリース料、三つ目が内部情報系電算システムサーバー機器のリース料、四つ目がL G 1総合行政ネットワークシステムのサーバー機器のリース料、五つ目が住民基本台帳ネットワークシステムのサーバー機器のリース料、そして加えて六つ目が戸籍総合システムのソフトウェアの使用料という六つの項目がございます。このうち一つ目から五つ目のリース料の件ですが、これについてはN E Cキャピタルソリューション株式会社との5年間の長期継続契約ということで契約をしております。六つ目の戸籍総合システムの使用料のほうですが、これについては富士ゼロックスシステムサービス株式会社と随契による契約をしております。

2点目の町村会のC S型総合行政システム負担金ということでございますが、まず、総合行政システムとはということでございますが、住民票、税、国保、介護、収納などの市民サービスにおける窓口業務全般を総合的に運用するシステムのことでございます。このシステムについては、合併時にプロポーザル方式において、鹿児島県の町村会のシステムを採用するというで決定をしております。この町村会のシステムを使用している自治体が、本市を含めて26市町村でございますが、この26市町村で負担をするということでの負担金でございます。負担金額についてはお示しのとおりでございます。

福祉政策参事（浦口一弘君） 88ページ3款民生費2項児童福祉費2目児童福祉費13節委託料の委託先と委託方法はどうなっているのかとの御質問にお答えいたします。これにつきましては、平成22年度から創設されることとなった子ども手当の支給に関するシステム設計、これは対象者の抽出条件などになりますが、これに要する経費で平成21年度から平成22年度への繰越事業であります。委託先につきましては、先ほど説明がありました現在奄美市が導入している総合行政システム、ニュートライエックですが、その運営先であります鹿児島県町村会との随意契約となっております。

自立支援課長（桜田秀勝君） それでは、94ページ3款民生費3項3目13節委託料1,164万5,052円の委託先と委託方法はとの御質問にお答えいたします。

まず、1,164万5,052円のうち、要介護認定調査業務の22万1,052円につきまして、これの委託先は奄美大島地区介護保険一部事務組合でございます。委託方法は随意契約で、審査判定1件当たりの単価を5,668円で契約をしております。

次に、レセプト管理システム構築業務の1,142万4,000円でございますが、委託先は南日本情報処理センターで、委託方法は随意契約でございます。このレセプト管理システムに関しましては、厚生労働省が平成22年度生活保護業務データ及び生活保護版レセプトすべての自治体においてオンライン化できる体制整備を図るために開発をしたものでございます。

都市整備課長（上島宏夫君） 157ページ8款土木費5項5目14節家屋借上料642万1,000円はどこの分か。借上理由はにお答えします。区画整理事業では、現状で、今いる場所です、営業しながら新しい換地先に建物を建て、その後換地先の建物に引っ越し（移転）です、をしながら、現状の建物を取り壊す方法が一般的であります。しかしながら、中には先に現状の、今いる場所の、建物を取り壊して、その後換地先に建物を建てる場合が出てきます。この場合には、他の建物において換地先に建物を建てるまでの間、仮店舗として営業を続けることとなります。この家屋借上料は、この仮店舗の借上料であり、2件分のものであります。家屋借上料を市が負担する理由につきましては、今まで家賃が生じていない自分の建物で営業を行っている人が、区画整理事業によって仮店舗に移ることによ

て、家賃が発生することになります。この家賃について補償費として市が負担するものであります。

15番（三島 照君） 私がこのシステム問題でこの間取り上げてきてるのは、今も答弁ありましたように、ほとんどのシステムが生まれて死ぬまで病気の種類からその経済状況からすべてがその情報処理の関係のこういう委託されてる企業に4万8,000人分が掌握されていくんですね。そういう点では、やっぱり前も言いましたけど、慎重にこれはやっぱり対応していただきたいし、いろんな面で今までの経過があるとはいえますね、本当に奄美ではできないものなのかという問題と、その随意契約でなければならぬのか、その2点について今の1, 2, 3, 4ちょっと聞かせてください。

最後の借上料、説明はなんべんもお聞きしてますから分かっています。それじゃあ、この642万1,000円は、店舗や、言えなかったら言えなくてもいいです。例えば末広町が幾ら、伊津部町が幾らだけでもいいですから、示していただきたいのが1点。もう1点は、いつまで続けるのか。先日の一般質問のときは、2025年度末、いわゆる3月までという約束だったと思うんですけど、これはいつまで続けるのか。もう1点は、この区画整理事業というのは、あくまでも区画する地域内の換地でもありますし、店舗移転も、基本的にはその地、事業区域内ということが当初は言われてきたと思うんですけど、私が一度質問したときに、龍郷や笠利で仮店舗持っても、この補償はやるのかということについては、これは検討課題やと、区域外は検討課題やと言われたと思うんですけど、今回の1店舗は、私から見れば、区域外だと判断してるんですけど、そこら辺はどうなるのか、示してください。よろしく願います。

企画調整課長（東 美佐夫君） 随意契約ということで、地元の参画はできないのかということでございます。私のほうでお答えしたのはほとんどリース料ですので、これについては当然リースの期間は随契と、長期継続契約の中での契約ということでございます。ここでまず御理解をいただきたいのですが、この行政が扱う情報システムのことでございますけど、一度導入した場合、不具合等が頻繁に発生した場合、その運用、急に停止すると、修正するというリスクを極力避けなければいけないという点でございます。そのためには、ソフト開発に対する知識と経験が必要とするということで、その点で今回大手の企業、もしくは町村会の共同調達というような手法を取らせてもらっています。ただし、これについては御理解いただきたいんですが、ただし、今回のリース料の関係については、期限が22年度で終わります。24年度から今年度は予算は発生しておりませんが、24年度から機器のライフサイクルと言うんですかね、一旦期限が切れますあの部品の調達というのが期間がございますので、これについては24年度に向けて地元参画ができないかということで、今検討を進めておりますので、その点についてはまたこちらのほうで作業を進めていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

都市整備課長（上島宏夫君） 先ほど2件について末広町なのか、伊津部町なのか、それについて幾らくらいなのかということで御質問がありましたけれども、その件につきましては、全体2件で642万1,000円、平成23年度では2件で918万円ということで御勘弁ください。そしていつまでかという御質問につきましては、平成25年の3月という話があるんですけども、2件についても大体30数か月分は一応今回は延長という形になってます。この件について明確な時期につきましては、またその金額につきましては、現在この地権者とも一応契約も結びまして、また、今後移転交渉という形で、この関係地権者とのまた信頼関係がですね、実際的にまだありますので、この影響を考えると、明確な、すみません、時期と金額については発言は差し控えさせていただきます。そして続きまして、3点目のですね、じゃあ、区域外の仮店舗でいいのかというお話です。もちろんこの

（「もっと分かりやすく説明してください」と呼ぶ者あり）

はい、いいですか。じゃあ、3点目よろしいでしょうか。はい。

（「じゃあ、この区域外どうかという・・・」と呼ぶ者あり）

はい、はい、分かりました。じゃあ、3点目についてのその区域外の話です。あくまでもこの仮店舗です、今現在営業を行っている機能をどう保持するかというのが一番のこの移転、移転の分ですね、重要な点になります。したがって、実際区域内でまた移転しますと、また移転するという形になるものですから、できればその機能が維持できる周辺の場所で、そして店舗とか規模とかその面積とかですね、合ったところに一応仮店舗として移転をしていただいているということになっております。

福祉政策課参事（浦口一弘君） 先ほどの質問の中で、奄美の業者ではできないかということでしたが、先ほどから企画調整課のほうで出ていますように、これは子ども手当の関係で、総合行政システム、これとつながっておりまして、住民基本台帳とかの関係からデータを引っ張ってくるものですから、これにつきましては総合行政システムとの絡みがありますので、これじゃないとできないということになるかと思えます。それと随意契約でないといけないかということですが、先ほどから出てますように、ニュートライエックス、総合行政システムですが、これを県内でやってる市町村26市町村でやっているわけですが、その中でやりますと、この金額159万7,000円でできるんですが、ほかの類似団体などを見ますと、これが同じ人口規模の市を見たところ、約600万円程度かかっているような状況ですので、だいぶ経費節減にはつながっているものだと考えております。

自立支援課長（桜田秀勝君） それでは、奄美ではできないかということと、随意契約でなければいけないかの質問にお答えいたします。先ほどの要介護認定調査業務、これの委託先の奄美大島地区介護保険一部事務組合でございますが、これは広域的な事務組合でございます、瀬戸内町から喜界町まで加入しております。この介護保険の認定調査の業務は、本島内での認定期間は、この組合1か所となっておりますので、そういう形で契約をいたしております。

次に、レセプト管理システムの件でございますが、先ほども御説明いたしました、これ、このシステムにつきましては、厚生労働省のほうでレセプト管理システムソフトウェアの開発をその当時進めておりまして、開発業者が日本電気株式会社に決定したということを我々は通知を受けました。既に開発済みであるこのシステムを利用するためには、今現在、奄美市で導入している生活保護の業務の基本的な生活保護システムと連動させるための構築が必要となっております。この生活保護システムのほうは、当初から南日本情報処理センターのほうに開発をしていただいております。現在、このレセプト管理システムと連動させるためには、今現在、既設のシステムであります生活保護システムとの連動させるためには、今現在、管理をしている業者以外で開発をした場合には、支障が出るという、業務を施行させた場合には、既設の設備等使用に責任体制が不明確になるとかいうものなどがあって、著しい支障が出るということを考えて上で契約をしたものでございます。

15番（三島 照君） ずうっと聞いてますから、おおよそ分かるんですけど、やっぱりそういうシステム整備などいつも手が届くところで、滅多にないことであっても、この間万が一、万が一でも資料が抜けたりね、されているのは、テレビや新聞でも報道されています。そういう点では、やっぱり極力引き続きそこら辺は念頭に置いた対応をしていただきたいということだけ要望しておきます。

最後は、今区域外、区域内ならまた移らんからということでしたので、区域外なら移れると、どこでもいいと。どこでもいいって瀬戸内まで行くわけではないけど、奄美市内やったら対応できるという認識でいたいと思います。ただ、その来年以降23年度は、これはおそらく22年度は1件分は、途中からやったから642万円です済んでますけど、やっぱり来年以降これが2件なりで、まるっぼ1年間分918万円、これがまだまだ増えていく可能性はありますよね。そういう形で本当にこれでええのか。もう一つ言えば、なぜ番地でだけでも、町内でだけでも、それぞれの明細が公表できないのか。当然あんた皆さんの市民の税金なんやから、名前言わなくてもええから、末広町は今年間こんだけ払ってますと。もう1件はこんだけですとぐらいいは言えませんか。それだけ聞いて終わります。

都市整備課長（上島宏夫君） 先ほど何度も繰り返しになりますけど、この地権者とも今後ともまた移転交渉を続けていかなきゃいけないので、また、お互い本人との信頼関係ということがありますので、御勘弁ください。お願いします。

（「ちゃんと答えてくださいよ、ちゃんと」と呼ぶ者あり）

議長（世門 光君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております決算認定議案15件について、12人の委員をもって構成する一般会計決算等審査特別委員会及び12名の委員をもって構成する特別会計決算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、決算議案15件については、ただいま申し上げましたとおり、両特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました一般会計決算等審査特別委員会委員に、多田義一君、戸内恭次君、蘇 嘉瑞人君、竹山耕平君、伊東隆吉君、関 誠之君、三島 照君、平 敬司君、朝木一昭君、奥 輝人君、大迫勝史君、叶 幸与君、以上の12名を特別会計決算等審査特別委員会委員に、橋口和仁君、奈良博光君、平田勝三君、向井俊夫君、竹田光一君、泉 伸之君、崎田信正君、里 秀和君、渡 京一郎君、平川久嘉君、栄 勝正君、与 勝広君、以上の12名をもってそれぞれ指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げましたとおり、それぞれの諸君を、先ほど設置されました両特別委員会委員に指名いたします。

議長（世門 光君） 議案第65号の1件は、一般会計決算等審査特別委員会に、議案第66号から議案第79号までの14件は、これを特別会計決算等審査特別委員会にそれぞれ付託いたします。

両特別委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩いたします。（午後3時32分）

議長（世門 光君） 再開いたします。（午後3時43分）

先ほど設置されました各会計等決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果について報告いたします。

一般会計決算等審査特別委員会委員長に平 敬司君、副委員長に蘇 嘉瑞人君、特別会計決算等審査特別委員会委員長に栄 勝正君、副委員長に平田勝三君、以上のとおりであります。

お諮りいたします。

委員会審査並びに報告書整理のため、明日27日から10月10日まで休会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、明日27日から10月10日まで休会することに決定いたしました。

10月11日午前9時30分本会議を開きます。

本日はこれをもって散開いたします。（午後3時44分）

第 3 回 定 例 会
平成23年10月11日
(第 8 日 目)

出席議員は、次のとおりである。

1番	師 玉 敏 代 君	2番	多 田 義 一 君
3番	橋 口 和 仁 君	4番	奈 良 博 光 君
5番	戸 内 恭 次 君	6番	平 田 勝 三 君
7番	向 井 俊 夫 君	8番	蘇 嘉 瑞 人 君
9番	竹 田 光 一 君	10番	竹 山 耕 平 君
11番	伊 東 隆 吉 君	12番	泉 伸 之 君
13番	世 門 光 君	14番	関 誠 之 君
15番	三 島 照 君	16番	崎 田 信 正 君
17番	里 秀 和 君	18番	平 敬 司 君
19番	渡 京 一 郎 君	20番	朝 木 一 昭 君
21番	奥 輝 人 君	22番	平 川 久 嘉 君
23番	栄 勝 正 君	24番	大 迫 勝 史 君
25番	与 勝 広 君	26番	叶 幸 与 君

欠席議員は、次のとおりである。

な し

地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

市 長	朝 山 毅 君	副 市 長	福 山 敏 裕 君
教 育 長	坂 元 洋 三 君	住 用 総 合 支 所 長	高 野 匡 雄 君
笠 利 総 合 支 所 長	川 畑 克 久 君	総 務 部 長	松 元 龍 作 君
総 務 課 長	前 里 佐 喜 二 郎 君	企 画 調 整 課 長	東 美 佐 夫 君
財 政 課 長	安 田 義 文 君	市 民 部 長	田 丸 友 三 郎 君
住 用 市 民 課 長	師 玉 敏 司 君	福 祉 部 長	小 倉 政 浩 君
福 祉 政 策 課 長	重 山 納 君	産 業 振 興 部 長	川 口 智 範 君
農 政 局 長	東 正 英 君	農 林 振 興 課 長	山 下 修 君
土 地 対 策 課 長	奥 正 幸 君	建 設 部 長	田 中 晃 晶 君
笠 利 水 環 境 課 長	里 良 也 君	教 委 事 務 局 長	日 高 達 明 君
教 委 総 務 課 長	白 坂 稔 君	出 納 室 長	辻 勝 廣 君

職務のために会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	有川清貴君	次長兼 調査係長事務取扱	橋本明和君
主幹兼議事係長	前田美佐男君	議事係主査	麻井庄二君

議長（世門 光君） おはようございます。ただいまの出席議員は26人であります。会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。（午前9時30分）

議長（世門 光君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。日程第1，議案第65号 平成22年度奄美市一般会計歳入歳出の決算認定を議題といたします。

本案に対する委員長の審査報告を求めます。

一般会計決算等審査特別委員長（平 敬司君） 報告いたします。一般会計決算等審査特別委員会に付託にされました議案第65号 平成22年度奄美市一般会計歳入歳出決算審査につきましては、9月27日から29日の3日間にわたり慎重審議を重ね、活発な議論を展開してまいりました。

審査の結果、本委員会に付託されました議案第65号 平成22年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定については、お手元に配付してあります審査報告書のとおり、賛成多数で認定すべきものと決しました。

今回の審査に当たりまして、資料としては歳入歳出決算付属書、決算審査資料、施策の成果に関する資料、奄美市歳入歳出決算等審査意見書を参考にいたしました。

審査の主な内容は以下のとおりであります。

初めに、歳入については、平成22年度の決算額は340億9,698万7,000円となっております。21年度と比較して7.3パーセントの増であります。額にして23億2,000万5,000円の増となっております。また、奄美豪雨災害により、特別交付税が3億5,228万円の増、県支出金6億1,840万4,000円の増などとなっております。また、地方債で11億8,430万円の増となっております。これは金久中学校校舎建築に1億3,600万円、末広・港区画整理事業で4億4,300万円、臨時財政対策債の2億7,200万円、過疎地域自立促進特別事業債2億6,000万円、奄美豪雨災害の災害復旧債1億9,700万円などとなっております。

歳出につきましては、決算額は329億8,428万7,000円で、前年度比5.4パーセント、16億9,169万6,000円の増であります。その主なものは、扶助費で16.6パーセントの12億2,936万円の増、これは生活保護費で3億9,000万円、介護給付費で1億4,900万円、子ども手当7億8,700万円等によるものです。

災害復旧費が10億1,791万8,000円の増であります。これは22年10月22日発生の奄美豪雨災害復旧にかかわるものであります。

平成22年度の決算は、歳入340億9,698万7,000円から歳出329億8,428万7,000円を差し引いた形式収支は、11億1,270万円で、翌年度へ繰り越すべき財源3億1,815万8,000円を引いた実質収支7億9,457万2,000円。これから21年度の実質収支4億5,758万円を差し引いた単年度収支は、3億3,696万1,000円であります。しかし、平成22年度財政調整基金等に7,360万5,000円を積み立て、繰上償還を2,519万6,000円実施しております。この金額を単年度収支へ加算し、更には豪雨災害復旧への財源充当のため財政調整基金4億8,466万7,000円を取り崩しております。この金額を単年度収支から控除した実質単年度収支は4,890万5,000円の赤字となっております。奄美市の経常収支比率は92.3パーセント、財政力指数は0.26、実質公債費比率は13.5パーセント、地方債残高は366億4,431万3,000円となっております。

以下、審査を追って報告をいたします。

防災無線について、25日から26日の朝の豪雨時に、ジェイアラートが作動し、市民を驚かせたことについては、ジェイアラートは国で自動的に作動し、警報発令の情報を住民に知らせるため、市が関与することなく行われるため、住民は知らなかったと思います。

電子入札について、電子入札の状況は、23年度は146業者あり、143業者が電子入札可能であります。電子入札可能業者は市内業者で県外は当分行わないとのことであります。22年度から試行に入っており、今年8月から本格導入している。実績は市内業者、工事関係業者は全部電子入札で行っております。

病気休業の84名について、主なものは感染症及び寄生虫症23名、精神及び行動の障害8名、消化器系の疾患12名、骨折等結合組織の疾患12名、尿路性器系の疾患10名です。感染症、寄生虫症は調理員に多く、メンタル的なものは中堅層が多い。メンタル的なものについては心もケア、相談も行っております。

DV被害について、22年度実績で配偶者からの暴力相談が13件ありました。22年度は緊急性を要し、3昼夜保護した経過もあります。

保育所の定員と待機数はどうか。小浜保育所が150名に154名入所、待機6名。輪内保育所が150名に175名入所、待機3名、金久保育所120名に135名入所、待機4名、平田保育所60名に67名入所、待機2名、春日保育所90名に111名入所、待機4名、朝仁保育園90名に109名入所、待機1名。小宿保育園90名に95名、待機ゼロ。節田保育所60名に50名、赤木名保育所と佐仁分園75名に69名、宇宿保育園60名に32名、笠利保育園60名に70名入所、笠利は待機ゼロであります。

選果場施設整備協議会での整備についての話し合いはどうなっているか。協議会では各市町村の負担金、建屋の規模、設計等、選果機の導入機械の検討、現在の問題として、施設の運営方法や農協中心のタンカンの共販をどうするか。管理運営は農協がすべきとの認識を示しております。

A i A iひろばの解体工事について、指名競争入札で14業者で行った。ヘーバー当たり2万2,500円となっております。

本場奄美大島紬販路開拓貸付金について、22年度末で紬組合・販売組合、2組合で約6億9,000万円でしたが、23年8月末で約5億8,000万円、差し引き約1億1,000万円の減となっております。内訳は、紬組合が幸町の財産処分を行い、約9,500万円を返済したものであります。

和瀬の水産加工施設の利用状況は、4月21日オープンして9月26日現在20回程度利用しているとのことあります。

その他、奄美群島開発基金への出資について、紬産業基金の運営の在り方について、バス路線の在り方、商工費がどんどん減っていくなど出されましたが、この際、省略をいたします。

豪雨災害の復旧について、災害は道路河川合わせて98件、地滑り2件の100件ありました。その中で、完成件数は72件で、残り28件も年度内完成を目指しているとのことあります。

名瀬勝～伊津部勝～小湊線の遅れについては、この線については用地買収件数が多く、113筆あります。相続に絡むのが約3分の2あったため、相続登記で時間を要しております。また、橋梁の接続ができていないのも相続登記で相続人が多く、用地買収ができない状況にあるためであります。

また、今以上の活性化した末広・港ができるのか、将来像を示して下さいとのことについては、末広・港の区画整理事業の目的は、防災機能の強化が第一であります。併せて商業の再編と魅力ある市街地を形成することあります。建物については、末広8番地に大型商業施設の計画があり、A i A iひろばも整備し、測候所跡地に市民センターみたいなものをつくり、人が集まる交流人口が増えるまちづくり、将来像は空き店舗対策、賑わいをつくる事業、イベント事業、その中から将来的なまちづくりの中で生かしていくとのことあります。

大島地区消防組合で、広域行政についてどう話されているか。広域でアンケートを取っており、賛成という人は少なく、どちらとも言えない、態度を決めかねている人が多いとのことあります。

奄美市の学力・体力のレベルはどうか。県が行っている基本基礎の定着調査があります。小学校5年生と中学1年生、2年生に実施しております。小学校では県より若干学力が落ちているが、中学校になるとこれが拡大しているとのことあります。体力については、種目に応じて国・県より伸びているものもあり、劣っているものもある。当たり前のことを報告されておりました。他にも特色ある教育、不登

校、スクールカウンセラー事業、大島北校への助成、ふれあい教室、社会教育においては歴史館、指定管理問題、給食費の問題など多数ありましたが、この際省略をいたします。

災害復旧費で、住用総合事務所の個人情報はどうなったかとの問いについては、パソコン等が壊れたが、データは本庁で保管していたので、データそのものは失われていない。戸籍謄本、住民票のデータについては、サーバー室で管理保管しているので被災はなかったとのことであります。

公債費の上限について、財政計画の中では、庁舎建設を終えた段階で公債費38億円枠で起債を500億円まで下げていくとすれば、平成23年度ぐらいから対応をしたいとのことであります。

以上、多くの質疑がなされましたが、省略をいたします。

最後に、奄美市全体について監査委員の意見を伺いました。

平成22年度は厳しい財政事情の中で、第一次行政改革大綱に続いて、第二次行政改革大綱をつくり、積極的に行政改革を行い、その結果で22年度実績公債比率が13.5パーセントを始め、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率、いずれも財政の健全化判断比率において健全財政を維持しているといえます。平成22年度経常収支、実質収支、単年度収支、いずれも黒字を計上していますが、繰上償還、起債の取り崩しを勘案した実質単年度収支では、赤字になっております。これは昨年の豪雨災害によるものが大きく起因しております。しかし、黒字を出していますが、財政力指数が0.26で、財源に余裕がなく、経常収支比率は92.3パーセントと、若干昨年よりも改善されましたが、依然、弾力性に乏しく厳しい状況にあるといえます。今後、財政の運営については、第二次行政改革大綱にうたわれた計画的な財政運営、自主財源の確保と拡充、それから経費の節減と合理化という基本方針に沿って健全財政が堅持されて、行政改革の基本理念である「自然、ひと、文化がつくるきよらの郷」の実現を目指して更に努力してもらえればと思います、と指摘されました。

委員会での指摘事項、監査委員の意見等を尊重して、次年度以降の予算編成と行政運営に生かせるよう要請しておきます。

以上、報告を終わります。質疑がありましたら他の委員の協力を得てお答えいたします。

議長（世門 光君） これから委員長報告に対する質疑にはいります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

よって、これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

通告のありました順に発言を許可いたします。

初めに反対者の発言を許可いたします。

通告のありました三島 照君の発言を許可いたします。

15番（三島 照君） おはようございます。私は日本共産党の三島 照です。

議案第65号 平成22年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場から討論に参加します。

反対の理由を述べます。今、本市の市民経済は長引く経済不況の中で大変な状況に陥っています。一つだけ参考に見てみますと、平成22年度奄美市歳入歳出決算審査意見書では、次のように指摘をしています。調定額の1世帯当たりの負担額は14万6,107円、前年度よりも2,450円も減少しています。不納欠損額は86万1,559円で、前年度より71万2,280円増えています。その増えた、増加した主なものは市民個人税の滞納です。そして固定資産税など、正に市民の暮らしが見えてきています。不納欠損は651件、ここでも所在不明、租税力のない、倒産、転出、未払いなど、どれをとっても今の奄美市民の経済の不況による欠損と見えるのではないのでしょうか。紬や焼酎など、一次産業の大幅な落ち込み、そのうえ二次産業も三次産業も、毎年生産、売上、純益、どれをとっても伸びる

ところがなく落ち込んでいます。その結果は、島から若い人たちが本土へ出ていっているというよりも、むしろ行政と政治家が追い出しているようなものです。だからこそ合併して5年、4,000人近い人口減になっているのが事実です。

先日、産業経済委員会の委員の皆さんに、商工会議所青年部から意見交換の申し入れがありました。そういう機会があり、そこである細販売されている青年部の皆さん方は、長い間商店街で商売をしてきた。市の都合で早く明け渡してくれと言われて明け渡した。ところがいつまでもその後はそのまま空き店舗のまま。そこで残っている人たちはどうなるのか。商業施設の建設も先ほど委員長報告にもありましたけど、いつになるのか地域の人たちはみんなとまどっている。市の行政に意見を求めても、のりくらりという状態で反応がない。商店街は半年、1年遅れたら、商売がやっていけない。事業を完成するまでに自分らはこのまちから出ていかなければならない。また、ある飲食店の方は、移転工事で次から次へと補償金をもらって出て行くのはいいんですけど、結局中心市街地から得意先が皆さん出て行って、この1、2年の間にお客さんが半分以下に減って、このまま続けば、今年の年度末税金が払えない。もしこの事業の完成が怒れるようであれば、もう店を閉店してどこかへ出て行こうかという話をしていると。

こういう状況を私たちは議会と行政が作ってしまっているんです、今。本市は今後ますます人口は減り、若い人たちが更に住みにくい奄美市になります。定例会での当局の答弁は、この20年、21年、22年と、財政指標は改善してきた、こういう答弁をされています。私はこの改善は残念ながらこの間の民主党政治に変わった以降の地方への交付金や、自由に活用できる金が増えた、また緊急経済対策などの関係で増えてきただけ。しかし、経常収支比率も92.3パーセント、財政力指数も0.26に改善したと答弁していますが、経常収支率の92.3パーセントは19市中下から3番目です。財政力指数は19市中19番目です。南さつま市といっしょです。そういう状況の中で、私は本予算で相変わらず末広・港区画整理事業は22年度も7億2,552万2,000円の繰越で今進めている事業はこれを活用しているだけです。

今後5年間、平成27年度で合併特例債が切れま。本会議の答弁では、これが延期されそうだと言って、財政課長は喜んでいましたけど、しかし、借金が増えるのは事実です。その上に奄美市は今後、3庁舎の建設に約60億円、この借金はそのまま若い人たちの負担になっていくんです。本決算では本来産業おこしで基幹産業や一次産業を活性化させなければならない、そういう状況の中で、この21年、22年度を比較しても、農林水産費や商工費など、本来の産業振興のところでは減額されています。農林水産費で前年度から2,044万4,736円、商工費だけでも2,855万2,500円の減額という状況です。

私日本共産党は、今こそ産業振興のための施策を明確に示して、人口流出に歯止めをかけるべきであり、このように遅れている末広・港区画整理事業のように、遅れに遅れた事業は住民の納得いく対応をすべきと考えています。関係住民に理解の得られていないその証拠が、事業が進まない繰越金の実態です。この事業は一時凍結をして見直すべきです。市民は移転工事が進むにつれて、そういう疑問を感じてきています。そのことは年度内に予算が執行できない。これが一番の証拠です。日本共産党は以上の理由で議案第65号 平成22年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定に反対をし、討論を終わります。

議長（世門 光君） 次に賛成者の発言を許可します。

通告のありました竹山耕平君の発言を許可します。

10番（竹山耕平君） 市民の皆さん、議場の皆さん、おはようございます。私は平政会の竹山耕平でございます。

議案第65号 平成22年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定について、委員長の的確な報告、そして指摘がありました。私の賛成の立場からの討論を行います。

委員長報告にもありましたように、平成22年歳入歳出決算等審査意見書並びに決算審査資料により

ますと、平成22年度普通会計の実質収支は7億9,454万1,000円の黒字、単年度収支は3億3,696万1,000円の黒字でありました。また、実質単年度収支は、4,890万5,000円の赤字でありましたが、このことにつきましては、先ほど委員長報告にもありましたように、奄美集中豪雨災害への復旧事業の財源として財政調整基金の取り崩しを余儀なくされた結果であります。

次に、財政健全化判断比率及び資金不足比率についてであります。監査委員の審査意見にもありますとおり、実質赤字比率、それから特別会計や公営企業会計を含めた連結赤字比率は、ともに黒字でありました。国民健康保険事業特別会計につきましては、不安材料が多く残されておりますが、すべての会計を含めた連結決算において、平成22年度については健全であると理解をしております。また、実質公債比率、将来負担比率についても、健全化基準以下であることはもちろんのこと、経常収支比率についても前年度より基金残高は約10億8,600万円増加いたしております。年度ごとに改善されていることは高く評価するところではあります。今後大きな事業も待ち構えておりますので、毎年の財政計画のローリング作業をしっかりと行い、更なる行財政改革、財政の健全化に努めていただきたいと存じます。

地方債現在高については、普通会計で前年度より約2億1,700万円増加しておりますが、全会計では約2,200万円の減少であり、多少危惧するところでございます。平成22年度における普通会計の増加につきましては、臨時財政対策債や災害復旧事業債の増加、あるいは過疎ソフト債の新設などが要因であると理解しておりますが、合併年度の平成18年度と比較をいたしますと、普通会計では約31億円、全会計では約52億円減少したことは、起債借入の抑制や繰上償還の実施など、これまでの当局の努力は評価すべきものであります。また、今後の起債借入、起債残高に関して心配する御意見も出ております。特に庁舎建設に関しては、起債償還額の70パーセントが普通交付税に算入され、残りの一般財源を庁舎整備基金に積み立てることによって財源が確保されるわけであり、必要な事業は有利な財源が確保できる期間内に実施することが、間違いなく望ましい事業の進め方ではありますが、起債借入額、起債残高が増加することは事実であります。東日本大震災や豪雨災害など、今後とも予期せぬ事態が、今後も日常的に発生するという意識をしながら、健全な財源確保という観点からも、やはり全体としての起債を抑制する方向性を持つことが重要だと考えます。

これまでも、起債枠38億円という財政規律の下に、財政運営を行ってきた結果、起債残高が減少してきました。そのことを踏まえて先の一般質問でも、先輩議員が提唱いたしましたように、地方債残高の新たな枠組みなどによる見直しも含めて、抑制策の検討を早急に開始しなければいけません。また、決算内容には国の経済対策事業として約6億9,400万円、緊急雇用創出ふるさと雇用再生基金事業3億600万円、その他市長がマニフェストとして掲げた事業など、奄美市にとって必要かつ重要な施策が着実に推進されていると理解をしております。これは、奄美集中豪雨災害という非常事態の中で、特別な財政支出もありながらも、経済対策や雇用の確保を始め、子育て支援等福祉関連施策、産業の活性化、教育の充実など、各種の重要施策にも積極的に取り組んできたことは評価すべきであるということでもあります。今後も奄美市総合計画に基づいた事業、施策を積極的に推進し、地域経済の活性化と財政健全化の両立に引き続き取り組むことを要望いたします。

最後となりますが、東日本大震災からの一刻も早い復旧・復興とあわせて100年に一度といわれた災害に1年間に2度も襲われたこの奄美各地域の早期復旧を願い、奄美市においてもこのような厳しい局面も乗り切りながら、将来を見据えた更なる努力を期待し、議案第65号 平成22年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定において、私の賛成の立場からの討論といたします。議員の皆様方、よろしくお願いたします。

議長（世門 光君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

本案に対する委員長報告は認定すべきであるとするものであります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

はい、分かりました。

起立多数であります。

よって、議案第65号 平成22年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおりこれを認定することに決しました。

議長(世門 光君) 日程第2, 議案第66号から議案第79号までの平成22年度特別会計等決算認定についての14件を一括して議題といたします。

本案に対する委員長の審査報告を求めます。

特別会計決算等審査特別委員長(栄 勝正君) おはようございます。

御報告する前に一言申し上げたいと思います。去る9月25日、夜間に局地的な豪雨に見舞われ、被災された方々に心からお見舞いを申し上げますとともに、被災箇所の復旧を一日も早く取り組み、市民が安心して安全で生活できるよう強く望むものであります。それでは御報告をいたします。

平成22年度特別会計決算等審査特別委員会は、去る10月27日、28日の2日間開催され、熱心な議論がなされました。

当委員会に付託されました議案第66号から議案第79号についての14件の主な質疑についての審査結果を報告いたします。これら14件の議案につきましては、お手元に配付いたしました審査報告書のとおり、いずれも原案どおり可決すべきものと決しました。また、平成22年度奄美市水道事業剰余金処分決算書についても、原案通り可決すべきものと決しました。

それでは審査内容の主な経過と結果について御報告いたします。

まず、議案第78号 平成22年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について、当局より補足説明があり、1人400円の会費収入で1万1,305名、450万2,000円、事故に遭われた方へ支給した見舞金29件293万6,800円、うち死亡は1件。委員から、名瀬・住用・笠利地区への加入率、加入促進への取組などの質疑がありました。

次に、議案第73号 平成22年度奄美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について補足説明があり、全体計画586ヘクタールのうち546ヘクタールの事業認可を受けており、22年度の整備状況は502.4ヘクタールで、92.01パーセントの整備完了。計画区域において普及率は93.17パーセント、水洗化率93.88パーセントとなっており、特定保全公共下水道事業の大笠利地区全体計画45ヘクタールのうち89.56パーセント、40.3ヘクタール整備を完了。1,161人、水洗化人口は618人、普及率82.99パーセント、水洗化率52.23パーセント。

委員から、受益者負担金の件、汚泥処理施設の補修と維持管理の件、資本金平準化の件などの質疑がありました。

次に、議案第74号 平成22年度奄美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について補足説明があり、供用している普及人口は平成22年度末現在で3,117人、水洗化人口は2,298人、水洗化率は73.72パーセント。委員から工事請負費の理由、水洗化が進まない理由、受益者加入の件、合併浄化槽の件などの質疑がありました。

次に、議案第79号 平成22年度奄美市水道事業会計決算認定について説明があり、住用・笠利の簡易水道事業が平成22年4月から統合され、上水道の給水人口は2万4,949人、給水戸数1万3,257戸、簡易水道の給水人口は2万1,357人、戸数は1万159戸、有収水量は前年度と比較で上水道3万222立方メートル、簡易水道で97万8,708立方メートルの増加。給水収益は消費税抜きで総額10億497万5,586円、前年度比較で2億2,135万230円の増加。支出では税抜き総額10億497万5,586円から8億5,320万5,211円を差し引いた額1億5,177万3,759円が純利益。

次に、当年度末処分利益剰余金2億4,233万953円、減債積立金3,000万円、建設改良積

立金1億円を積み立て、差し引き1億1,233万953円を翌年度繰越剰余金として処分すること。

大川ダムの負担金の件、剰余金の件、福祉減免の件、減価償却の件などの質疑がありました。

次に、議案第76号 平成22年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計歳入歳出決算認定について説明があり、教育奨学生の新規貸付者が23人、継続者27人の計50人、貸付金として1,708万5,000円支出。企業奨学生は申請者なし。歳入総額4,389万8,111円、滞納は2,754万2,400円。

委員から、広報について、他の奨学金との重複返済の方法の件などの質疑がありました。

次に、議案第66号 平成22年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について説明があり、歳入合計60億8,362万1,595円、歳出合計65億8,115万2,862円、歳入から歳出の差引金額は4億9,753万1,267円の赤字。単年度収支の赤字は繰上充用金3億731万7,031円を除いて1億9,21万4,236円、国民健康保険税9億831万5,051円、退職被保険者5,269万8,129円。

委員から、ペナルティの件、一般会計からの繰入金、徴収の件、高額療養の件、差し押さえの件、減免、基本健診などの質疑がありました。

次に、議案第67号 平成22年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定事業特別会計歳入歳出決算認定について説明があり、委託料は笠利診療所の内科、歯科の診療所の内科が公設民営で診療を行っており、笠利診療所の内科業務委託費1億624万1,598円、住用診療所の内科業務委託費4,156万4,615円。

委員から、電子カルテの件、住用庁舎内に診療所を造る件、災害後の収入の件などの質疑がありました。

次に、議案第68号 平成22年度奄美市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について、歳入総額は106万7,000円、歳出総額106万3,160円、3,840円の不用額。老人保健医療制度は平成20年3月31日で廃止され、平成20年4月1日から後期高齢者医療保険制度へ移行しました。

次に、議案第69号 平成22年度奄美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明があり、歳入総額3億9,155万8,000円、歳出総額3億6,887万8,540円。

委員から、滞納の件、特別徴収と普通徴収の件などの質疑がありました。

次に、議案第70号 平成22年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、歳入総額40億4,615万5,000円、歳出総額45億2,046万2,095円。

委員から、認定者数、保険者の減免、保険料の減免措置、いきいき貸付金などの件、地域密着型予防サービス事業、滞納の件、介護予防一般高齢者施策事業などの質疑がありました。

次に、議案第71号 平成22年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定について、歳入総額は2,768万5,000円、歳出総額2,569万2,936円。

委員から、予算を組むとき、医者との協議の件などの質疑がありました。

次に、議案第72号 平成22年度奄美市笠寿園特別会計歳入歳出決算認定について、歳入総額4億4,771万2,000円、歳出総額4億4,765万6,204円。

不動産売買収入2億2,101万9,000円は、民間移譲に伴う笠寿園敷地売却収入とのこと。

次に、議案第77号 平成22年度奄美市と畜場特別会計歳入歳出決算認定について、歳出総額1,651万9,000円、歳入総額1,651万9,000円。歳出総額1,640万1,344円、自動車購入費727万6,500円はバキュームカーの購入費。

委員から、精肉店の数、やぎ、豚肉の検査の件などの質疑がありました。

次に、議案第75号 平成22年度奄美市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算認定について、歳入総額1,870万1,000円、歳出総額1,870万1,000円。

委員から、駐車場の一時借用料、使用料、借入償還金などの質疑がありました。

以上で報告を終わりますが、質疑がありましたら、他の委員の協力を得て答弁したいと思います。

議長（世門 光君） これから委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

通告のありました順に発言を許可いたします。

初めに反対者の発言を許可いたします。

通告のありました崎田信正君の発言を許可いたします。

16番（崎田信正君） おはようございます。日本共産党の崎田信正です。

私は提案された平成22年度奄美市特別会計決算認定のうち、議案第66号 平成22年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第70号 平成22年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第79号 平成22年度奄美市水道事業会計決算認定についての3件に反対し、討論を行います。

この3件は、特徴的な性格を持っております。国保会計は毎年多額の赤字で悩んでおり、水道会計は毎年予算を大きく上回る黒字決算であり、介護保険は県下で一番高い保険料が設定されているにもかかわらず、市独自の減免制度がないことです。

まず、議案第66号、国保会計についてですが、22年度決算額は歳入総額60億1,362万1,595円に対して歳出総額は65億8,115万2,862円で、毎年赤字の体質は変わることなく、担当者の努力にもかかわらず赤字が21年度決算の3億731万7,031円から4億9,753万1,267円と1億9,021万4,236円増加しております。20年度・21年度の1億5,000万円の赤字を上回る1億9,000万円の単年度赤字を計上し、累積では4億9,000万円を超える赤字を3年間で出したことになるんです。22年度予算は、徴収率は91パーセントを目指したいところということですが、90パーセントが目標だと説明がありました。しかし検診の充実やジェネリック医薬品の普及促進、夜間・休日徴収の努力にもかかわらず、21年度をわずかに上回りましたが、88.02パーセントにとどまっております。

私は赤字が増加するのは、担当課の努力不足だとは言えないと思っております。国保会計制度そのものに大きな欠陥、問題があると言わなければなりません。国民皆保険制度の根幹のなすのが国保です。失業者や景気低迷の中、商売に悪戦苦闘する中小零細業者、個人商店主などが加入し、近年低所得者が多数加入しているのが国保であり、国が憲法25条に基づいてしっかりとした財源を確保することなしには、成り立たないのが国保制度でもあります。ところが、国は国庫負担率を引き下げてきました。1984年度に50パーセントあった国庫負担率は自公政権の下で最近では25パーセントにまで半減をしているのです。政治の責任で直ちに国庫負担率をもとに戻し、国保財政の立て直しを図り、国保税の引き下げを実施すべきではないでしょうか。

今回の決算審議で、委員から毎年一般財源から繰り入れた方がいいのではないかとこの質疑に対し、市民部長は貴重な御提言だと思う。来年度の当初予算ではそうせざるを得ない状況に追い込まれていると答弁をしております。しかし、このことについては、既に奄美市が今取れる対策として私が22年度予算案の討論で、一般会計からの繰入れの増額が必要だと申し上げてきたものであります。今回の決算で当局もその必要性を認めただけであります。また、減免制度では、これまで災害にしか認めてこなかった特別の事情を倒産や解雇等の離職も認めた国保税の減免が141件あったことは、一定の評価をするものでありますけれども、十分だとは言えません。国保制度の欠陥が明らかであり、前年を上回る赤字を出している国保会計の決算をそのまま認めるわけにはいきません。

次に、議案第70号、介護保険会計についてですが、22年度決算では、歳入が46億1,176万9,448円、歳出は45億2,046万2,095円で、9,130万7,353円が23年度への繰越しとなります。一方、介護保険料の収納率は、年金から天引きする特別徴収は、当然100パーセントとなります。しかし普通徴収は収納率向上を目指し、電話、文書による催告、臨戸訪問、納付相談、口座振替の推進などに努めたものの、22年度も76.92パーセントと低い収納率にとどまっております。これは、介護保険料の基準額が鹿児島県で一番高い月額5,100円に設定されているからです。保険料の減免の必要性はこの数字を見ても明らかであり、市独自の減免制度の必要性を物語っております。当局は減免については3割程度の自治体を実施している。国は減免に当たって3原則を示していると説明をしておりますけれども、国のいう3原則は必ずまもらなければならないものではありません。平成22年4月1日現在で単独減免を実施している保険者数は529で33.3パーセントに上っております。そのうち、50の保険者では、三原則の枠を超えて実施をしているんです。国は加入者の助け合いの精神を否定することになると言っておりますけれども、そもそも5,100円という金額が助け合いの限度を超えているのではありませんか。日本共産党は保険料減免に対して厚労省が禁止する三原則の撤廃とあわせ、当面国の負担を現行の20パーセントプラス交付金5パーセントから25パーセントプラス交付金5パーセントへと改善することを求めます。

次に、議案第79号、水道会計についてです。水道会計は、平成19年度決算から剰余金は予算を大きく超え、1億円を上回っております。21年度決算でも予算比442パーセント、9,000万円近い超過達成をしております。市民の福祉の充実を目的とする地方自治体として、福祉減免の創設を求め、22年度予算でも福祉減免の必要性を提起しました。22年度決算でも3,553万円の剰余予算に対して、1億5,177万375円と、427パーセント、1億1,600万円余りの超過剰余を上げております。その要因はいろいろありますけれども、その一部を使って福祉減免の実施は可能だと思います。答弁では、生活保護世帯や身障者世帯などを対象に、基本料金の7割減免で試算し4,600万円の原資が必要だ説明がありました。

しかし皆さん、まだ制度が作られていない奄美市にあって、最初から高いハードルを設定する必要があるのでしょうか。例えば、大阪市でも福祉減免を実施をしております。ここは生活保護世帯は対象外としているんです。さらに、なぜ7割減免なのでしょう。私は保護世帯に対しても、また減免率も高いほうがよいとは思いますが、奄美市の生活保護率は全国平均の4倍であり、7割減免では原資が多くなるのは当たり前であります。先ほどの国保会計では、収納率が88パーセントにとどまっている、払いたくても払えない、滞納者の生活実態があるわけです。国保税も水道料金も同じ市民を対象としており、その人たちは同じ財布から生活費をねん出をしているわけです。その市民の生活実態をみれば、多額の剰余のうち、少しでも減免の財源に回せないかという福祉の心を持った対策が必要だと申し上げたいと思います。

また同じ理由から消費税についても、生計費非課税の税制度の原則に照らし、逆進性の強い消費税は、食料品、特に水道料金にかけべきではないと申し上げます。

以上、3件の決算認定に対する反対討論といたします。

議長（世門 光君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これから採決を行います。

採決はこれを分割して行います。

まず、議案第66号 平成22年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第70号 平成22年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第79号 平成22年度奄美市水道事業会計歳入歳出決算認定についての3件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長報告はいずれも認定すべきであるとするものであります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第66号、議案第70号、議案第79号の3件は、いずれも委員長報告のとおり認定することに決しました。

なお、議案第79号 平成22年度奄美市水道事業会計決算認定中剰余金処分計算書についても、委員長報告のとおり、これを議案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第79号中水道事業剰余金処分計算書については、議案のとおり可決されました。

次に、議案第67号から議案第69号まで、議案第71号から議案第78号までの11件を一括して採決いたします。

本案に対する委員長報告はいずれも認定すべきものであるとするものであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第67号から議案第69号まで、議案第71号から議案第78号までの11件はいずれも委員長報告のとおり認定することに決しました。

議長(世門 光君) 日程第3、議案第80号 市長等の給料の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する提案理由の説明を求めます。

市長(朝山 毅君) おはようございます。それではただいま上程されました議案第80号の提案理由を御説明申し上げます。

議案第80号 市長等の給料の特例に関する条例の制定につきましては、平成23年9月7日に発生した本市職員の酒気帯び運転事故に関連し、事故を防止することができなかった指導監督責任を痛感し、私と副市長及び教育長自ら、給料の削減を提案するものであります。何とぞよろしくご審議のうえ議決していただきますようお願いいたします。

議長(世門 光君) これから質疑に入ります。

質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑ないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、本案は委員会付託及び討論を省略いたします。

これから採決を行います。

議案第80号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第80号 市長等の給料の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（世門 光君） 日程第4，議案第81号 奄美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、提案理由を省略いたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

よって、本案は委員会付託及び討論を省略いたします。

これから採決を行います。

議案第81号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

よって、議案第81号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（世門 光君） 日程第5，議案第82号 T P P環太平洋戦略的経済連携協定交渉参加反対に関する意見書の提出についてを議題といたします。

本案に対する提案理由の説明を求めます。

10番（竹山耕平君） 竹山耕平でございます。T P P環太平洋戦略的経済連携協定交渉参加反対に関する意見書についての提案理由を説明します。

政府は、昨年10月に何の前触れもなく明らかとなったT P Pへの交渉参加に対して、今年6月中に結論を出すとしていましたが、3月11日の東日本大震災の影響からその判断を先送りとなりました。しかし、野田政権が誕生した途端に、T P P交渉参加に対し今年の11月までに次の主要テーマはT P Pだと、前向きな姿勢で臨むことが明らかとなりました。今、何よりも日本国中がまずは震災復興と福島原発への対応を最優先としている中、到底理解できるものではありません。震災前からの議論が何も進展している状況にはなく、また震災前と同じ議論をそのままに交渉参加を進めようとしています。震災前と震災後では議論の中身が全く異なるから、成立はいたしません。これまでの議論の中身は特に農業と工業製品の分野ぐらいいしか取り上げられておりませんが、協議分野は24分野で医療保険、労働、知的財産と広い範囲にわたり、これらの協議分野のメリット、デメリットでさえ、これまでに国民に対してなら提示しておりません。政権与党である民主党内でも党内不一致という状況の中で、震災を受けた東北地方や福島県など、農業県を中心とした人々に対して、政府は人災という形で更なる苦しみを与えようとしています。

奄美群島においても同様に、100年に一度の大災害が2年連続発生する状況下で、農作物が不作の

場合、国外へ輸出するほどの量を期待することはできませんし、現在の円高からは全く不可能なことだと考えます。逆に、安価な材料を受け入れようとしたら、さとうきびをはじめとする農業分野は大打撃を受けることは明らかであります。また、これまでも関税撤廃の場合、県内の農業生産額で1,813億円と試算され、また生産額減少率の影響ではさとうきびで100パーセント、畜産業に対しても壊滅的な状況になると試算をされています。このままの状況では、地場産業の衰退、雇用消失、人口流出など、地域産業、地域経済に与える影響は計り知れません。

よって、本市議会は我が国及び本県農業の安全かつ継続的な営農を進めるとともに、国民の食糧需給率を確保向上するため、更なる国内農業の再生策を図っていただくことを要望するとともに、TPP交渉に参加しないよう強く要請申し上げます。

以上、提案理由といたしますが、議員皆さまの御理解のうえ御採択いただきますよう、よろしく願います。

議長（世門 光君） これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

よって、本案は委員会付託及び討論を省略いたします。

これから採決を行います。

議案第82号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

御異議がありますので、議案第82号については採決したいと思います。

議案第82号について賛成の諸君の起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第82号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（世門 光君） 日程第6、議案第83号 公共工事指名等に関する決議についてを議題といたします。

本案に対する提案理由の説明を求めます。

18番（平 啓司君） 自由民主党の平 啓司であります。

議案第83号 公共工事指名等に関する決議についての説明を行いたいと思います。

本市議会は、本市の執行する事務事業について、指名及び入札等に関し公正・公平の原則に反する働きかけの排除を維持するため、市長部局に対して以下のことを申し入れるとともに、奄美市議会基本条例に規定する議会議員としての公正性・透明性と市民全体の福利向上のための活動を自ら律することを表明する。併せて市民及び関係者に対してもこの趣旨への協調を求めるものであります。

記として、一つ、奄美市は指名及び入札等事務事業の実施に関し、関係者からの事前の申し入れがあっても、これを拒否すること。二、事務事業に関係する部課は、関係事業者による事前の表敬訪問について自粛を求めること。三、奄美市及び奄美市議会議員は、指名及び入札等事務事業に関して、利便を図ってもらうことを目的とした依頼には一切応じないこと。四、本市議会議員は、指名及び入札等事務事業に関して、特定業者を代弁して奄美市に対して公正・公平を損なう申し入れをしてはならない。

以上、決議する。

平成23年10月11日

奄美市議会となっております。

このことについては、昭和61年に平坊一議長から奄美市に対する申し入れをしておりますけれども、合併をして住用村、笠利町、そして名瀬市の議員が同じ志を一つにするという意味で提案をしております。

議長（世門 光君） これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

11番（伊東隆吉君） この決議に関しての内容等はよく理解はできて賛同をいたすところでございますけれども、本議会におきまして特に指名入札等に関する者は、いろんなジャンルがありますし、またボランティアに関する災害のこともあります。その辺を含めて今議会でこの決議は、私たちの議会に対する一つの自立的、倫理的、そういうものを律するということでの内容としたものでしょうかというのが1点と。過去において本奄美市議会においては、奄美市となって5年が経過いたしておりますが、市長部局において指名若しくは入札等に関してですね、何らかのいかがわしいことが発生した事例があるかどうか。この2点だけ、確認のため教えていただきたいと思っております。

18番（平 啓司君） 正に自らを律することを表明することであります。市長部局においてこういうことがあったということは、私は存じませんが、市の議会議員としていろいろの方々からああしてくれ、こうしてくれという申し入れはたくさんあるんじゃないかなと思っております。そのことに対して、選ばれた議員は応援をしてもらった議員は、何かをしなければならないという心苦しさも持っていると思っておりますので、こういうことが起こらないように、この決議をしたいと思っております。

議長（世門 光君） 当局、何かありますか。

18番（平 啓司君） 当局からは答弁は求められないことになっております。

議長（世門 光君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

よって、本案は委員会付託及び討論を省略いたします。

これから採決いたします。

議案第83号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第83号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議長（世門 光君） お手元に配付してあります文書表のとおり、議会運営委員長から申し出のありました議長の諮問に関する事項等については、これを閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議長の諮問に関する事項等については、これを閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもって本定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

これをもって平成23年第3回定例会を閉会いたします。(午前10時45分)

以上、本会議の次第を記載し、相違なかったことを認め、ここに署名する。

奄美市議会議長	世 門 光
奄美市議会議員	三 島 照
奄美市議会議員	崎 田 信 正
奄美市議会議員	里 秀 和

(別 紙)

総務建設委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条、第134条及び第136条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第53号	平成23年度奄美市一般会計補正予算(第2号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第58号	平成23年度奄美市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について	原案可決すべきもの
(3)	議案第59号	平成23年度奄美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について	原案可決すべきもの
(4)	議案第60号	平成23年度奄美市水道事業会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(5)	議案第62号	奄美市災害応急措置の業務従事者に係る損害補償に関する条例の制定について	原案可決すべきもの
(6)	議案第63号	奄美市税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
(7)	陳情第3号	川内原発増設計画の白紙撤回などを求める陳情	採択すべきもの
(8)	陳情第4号	奄美市議会の改革を要望する陳情	不採択すべきもの

平成23年9月26日

総務建設委員長 朝木 一昭

奄美市議会議長 世門 光 殿

厚生委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第53号	平成23年度奄美市一般会計補正予算(第2号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第54号	平成23年度奄美市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について	原案可決すべきもの
(3)	議案第55号	平成23年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(4)	議案第56号	平成23年度奄美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(5)	議案第57号	平成23年度奄美市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)について	原案可決すべきもの
(6)	議案第61号	奄美市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの

平成23年9月26日

厚生委員長 竹田 光一

奄美市議会議長 世門 光 殿

産業経済委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第53号	平成23年度奄美市一般会計補正予算(第2号)について	原案可決すべきもの
(2)	議案第64号	奄美市本場奄美大島「紬の館」条例を廃止する条例の制定について	原案可決すべきもの

平成23年9月26日

産業経済委員長 三島 照

奄美市議会議長 世門 光 殿

文教委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第53号	平成23年度奄美市一般会計補正予算(第2号)について	原案可決すべきもの

平成23年9月26日

文教委員長 渡 京一郎

奄美市議会議長 世門 光 殿

一般会計決算等審査特別委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件名	審査の結果
(1)	議案第65号	平成22年度奄美市一般会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの

平成23年10月11日

一般会計決算等審査特別委員会委員長 平 敬司

奄美市議会議長 世門 光 殿

特別会計決算等審査特別委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告いたします。

記

番号	議案等番号	件 名	審査の結果
(1)	議案第66号	平成22年度奄美市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(2)	議案第67号	平成22年度奄美市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(3)	議案第68号	平成22年度奄美市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(4)	議案第69号	平成22年度奄美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(5)	議案第70号	平成22年度奄美市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(6)	議案第71号	平成22年度奄美市訪問看護特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(7)	議案第72号	平成22年度奄美市笠寿園特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(8)	議案第73号	平成22年度奄美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(9)	議案第74号	平成22年度奄美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(10)	議案第75号	平成22年度奄美市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(11)	議案第76号	平成22年度奄美市ふるさと創生人材育成資金特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(12)	議案第77号	平成22年度奄美市と畜場特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(13)	議案第78号	平成22年度奄美市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について	認定すべきもの
(14)	議案第79号	平成22年度奄美市水道事業会計決算認定について	認定すべきもの
		平成22年度奄美市水道事業剰余金処分計算書	原案可決すべきもの

平成23年10月11日

特別会計決算等審査特別委員会委員長 栄 勝正

奄美市議会議長 世門 光 殿

参 考 資 料

(意 見 書)

(決 議)

ＴＰＰ（環太平洋戦略的経済連携協定）交渉参加反対に関する意見書

後世に継ぐべき我が国の美しい国土は、長きにわたる農山漁村のたゆまぬ日々の営みにより保全されてきたものであり、国家の礎たるこの伝統の上に現在の国の発展があることを忘れてはなりません。

一方、世界的には、途上国の経済発展や人口増加などにより、世界の食料需要はひっ迫し、食料争奪の様相を呈しています。食料価格は、投機マネーの流入も手伝い、過去最高値を更新し続けています。日本が世界市場で自由に、そして安定的に食料を輸入できた時代は、すでに過去のものとなりました。

また、我が国は、戦後最大の自然災害となった東日本大震災に見舞われ、未来に向けて学ぶべき多くの教訓を得ました。食料安定保障もその一つであり、過度に輸入に依存するのではなく、地域・国内で食料生産を行うことがいかに重要であるかを多くの国民が再認識することとなりました。

こうした中、原則としてすべての物品についての関税撤廃を目指すＴＰＰに参加した場合、すべての農産物関税が撤廃され、農畜産物の輸入は増大し、我が国の食料・農業・農村に壊滅的な影響を与えることは明らかであります。

とりわけ我々奄美群島にとって、砂糖と畜産物の関税が撤廃された場合、基幹産業であるサトウキビと畜産業が被る影響は計り知れないものがあり、関連産業まで疲弊し、廃業・雇用消失による地域産業・経済に深刻な打撃を与えることが危ぐされます。

よって、政府におかれましては、我が国及び本県農業の安全かつ継続的な営農を進めるとともに、国民の食料自給率を確保・向上するため、ＴＰＰ交渉に参加しないよう強く要請申し上げます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成２３年１０月１１日

奄美市議会

【 提出先 】

内閣総理大臣，経済産業大臣，農林水産大臣，外務大臣

公共工事指名等に関する決議

本市議会は、本市の執行する事務事業について、指名及び入札等に関し、公平公正の原則に反する働きかけの排除を維持するため、市長部局に対して以下のことを申し入れるとともに、奄美市議会基本条例に規定する「議会・議員として公正性・透明性と市民全体の福利向上のための活動」を自らに律することを表明する。

併せて、市民及び関係者に対しても、この趣旨への協調を求めるものである。

記

- 1 奄美市は、指名及び入札等事務事業の実施に関し、関係者からの事前の申入れがあっても、これを拒否すること。
- 2 事務事業に関係する部課は、関係事業者による事前の表敬訪問について自粛を求めること。
- 3 奄美市及び奄美市議会議員は、指名及び入札等事務事業に関して利便を図ってもらうことを目的とした依頼には一切応じないこと。
- 4 本市議会議員は、指名及び入札等事務事業に関して特定業者等を代弁して、奄美市に対して公正公平を損なう申入れをしてはならない。

以上、決議する。

平成23年10月11日

奄美市議会